【表紙】

【提出書類】有価証券報告書【提出先】関東財務局長【提出日】令和 2 年 4 月30日

【計算期間】 第13期(自 平成30年11月1日 至 令和元年10月31日)

【ファンド名】 日興グローバル・ファンズ

(Nikko Global Funds)

カンパニー・エス・エイ

(SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役 加治屋 光 隆

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282

ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番

(2, rue Hildegard von Bingen, L-1282 Luxembourg,

Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

【電話番号】03 (6212)8316【縦覧に供する場所】該当事項なし。

【提出書類】 募集事項等記載書面

【提出日】 令和2年4月30日

カンパニー・エス・エイ

(SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役 加治屋 光 隆 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

【届出の対象とした募集(売出) 日興グローバル・ファンズ 外国投資信託受益証券に係る (Nikko Global Funds)

ファンドの名称】

【届出の対象とした募集(売出) 日本大型株式ファンド 1兆円を上限とする。 外国投資信託受益証券の金額】 日本小型株式ファンド 1兆円を上限とする。 グローバル株式ファンド 1兆円を上限とする。

グローバル株式ファンド 1兆円を上限とする。 エマージング株式ファンド 1兆円を上限とする。 グローバル債券ファンド 1兆円を上限とする。 ハイイールド債券ファンド 1兆円を上限とする。 オルタナティブ・ファンド 1兆円を上限とする。 不動産(REIT)ファンド 1兆円を上限とする。 コモディティ・ファンド 1兆円を上限とする。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

- (注1)金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条第12項の規定により、募集事項等記載書面を有価証券報告書と併せて提出 することにより、有価証券届出書を提出したものとみなされる。
- (注2)日興グローバル・ファンズ(以下「ファンド」という。)は、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、ファンド証券は円建のため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り円貨をもって行う。
- (注3)本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。 また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。
- (注4)本書の中で、計算期間(以下「会計年度」ということがある。)とは毎年11月1日に始まり翌年の10月31日に終わる1年 を指す。ただし、第1会計年度は2006年11月20日(運用開始日)から2007年10月31日までの期間を指す。

【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

日興グローバル・ファンズ

(Nikko Global Funds)

(注)日興グローバル・ファンズ(以下「ファンド」という。)は、2020年4月30日現在、日本大型株式ファンド(Japan Large Cap Equity Fund)、日本小型株式ファンド(Japan Small Cap Equity Fund)、グローバル株式ファンド(Global Equity Fund)、エマージング株式ファンド(Emerging Equity Fund)、グローバル債券ファンド(Global Bond Fund)、ハイイールド債券ファンド(High Yield Bond Fund)、オルタナティブ・ファンド(Alternative Fund)、不動産(REIT)ファンド(Real Estate(REIT)Fund)およびコモディティ・ファンド(Commodity Fund)(以下、それぞれを「サブ・ファンド」という。)の9本のサブ・ファンドを有するアンブレラ・ファンドである。なお、アンブレラとは、その下で一または複数の投資信託(サブ・ファンド)を設定できる仕組みのものを指す。

(2) 【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券で、各サブ・ファンドの受益証券は同一種類である。(以下、個別に、または総称して「受益証券」または「ファンド証券」という。)

SMBC日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(以下「管理会社」という。)の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

受益証券は追加型である。

(3)【発行(売出)価額の総額】

日本大型株式ファンド 1兆円を上限とする。 日本小型株式ファンド 1兆円を上限とする。 グローバル株式ファンド 1兆円を上限とする。 エマージング株式ファンド 1兆円を上限とする。 グローバル債券ファンド 1兆円を上限とする。 ハイイールド債券ファンド 1兆円を上限とする。 オルタナティブ・ファンド 1兆円を上限とする。 不動産 (REIT) ファンド 1兆円を上限とする。 コモディティ・ファンド 1兆円を上限とする。

- (注1)ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、ファンド証券は円建のため、本書の金額表示は、別段の 記載がない限り円貨をもって行う。
- (注2)本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。 また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

(4)【発行(売出)価格】

各サブ・ファンドの受益証券について、管理事務代行会社により算出される当該発行日における受益証券1口当たり純資産価格(以下「発行価格」という)。

- (注1)「発行日」とは、各営業日または管理会社が随時決定したその他の日をいう。
 - 「営業日」とは、 ルクセンブルグ、スイス(ジュネーブ)およびケイマン諸島における銀行が営業している日で、かつ 日本において第一種金融商品取引業を含む金融商品取引業者が営業している日、またはサブ・ファンドに関して管理会 社が随時決定するその他の日をいう。
- (注2)サブ・ファンドの1口当たり純資産価格は通常10,000口当たりで公表される。
- (注3)受益証券1口当たりの発行価格については、下記(8)申込取扱場所に問い合わせること。

(5)【申込手数料】

日本国内における取得申込みに関して、販売会社は、日興ファンドラップー任型における取扱いについては申込手数料を徴収しないが、別途、日興ファンドラップー任型におけるサービスの対価としての手数料を徴収することがある。

上記によらない場合は、管理会社と販売会社(以下に定義される。)が別途合意した申込手数料が前記「(4)発行(売出)価格」に記載された、発行価格に加算されることがある。かかる手数料の詳細については、SMBC日興証券株式会社またはその他の販売取扱会社(以下に定義される。)の本支店等まで問い合わせのこと。

(6)【申込単位】

受益証券は、日興ファンドラップー任型において申し込む場合は、受益証券の金額または口数で申し込むことができ、受益証券の申込単位は、1円以上1円単位または1口以上1口単位とする。1口未満の受益証券は発行されないものとする。また、金額による申込みに関し、管理事務代行会社により計算され、発行される受益証券の口数に端数が生じた場合、当該口数は切り上げるものとする。

上記によらない場合は、受益証券の申込単位は、管理会社と販売会社が別途合意したところに従い、 通常、口数での申込みとする。かかる申込単位の詳細については、SMBC日興証券株式会社またはそ の他の販売取扱会社(以下に定義される。)の本支店等まで問い合わせのこと。

(注)管理会社および販売会社が契約により別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

(7)【申込期間】

2020年5月1日(金曜日)から2021年4月30日(金曜日)まで

- (注1)日本における申込受付時間は、原則として、販売会社の日本における営業日(以下「日本における営業日」という。)の 午後4時までとする。上記時刻以降の申込みは、日本における翌営業日の申込みとして取り扱われる。
- (注2) 受益証券は、米国の居住者もしくは法人またはケイマン諸島の居住者もしくはケイマン諸島に住所地を有する者 (ケイマン諸島で設立された免税会社または通常の非居住会社を除く。)に該当しない者に限り、申込みを行うことができる(本書別紙「定義」『適格投資家』参照)。

(8)【申込取扱場所】

SMBC日興証券株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

ホームページ・アドレス: https://www.smbcnikko.co.jp/

電話番号:03-5644-3111 (受付時間:日本における営業日の8:40~17:10)

(以下「SMBC日興証券」または「販売会社」という。)

(注)上記販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行う。

(9)【払込期日】

投資者は、受益証券の取得申込注文の成立を販売会社が確認した日(以下「日本における約定日」という。)から起算して日本における4営業日目に申込金額および申込手数料(もしあれば)を販売取扱会社に支払うものとする。日本における各約定日に関する申込金額の総額は、販売会社によって、最終的に保管会社であるSMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社のサブ・ファンド口座に、適用される発行日の後4営業日目の日(以下「払込期日」という。)までに円貨で払い込まれる。

(10)【払込取扱場所】

前記(8)申込取扱場所に同じ。

(11) 【振替機関に関する事項】

該当事項なし。

(12) 【その他】

- (イ)申込証拠金はない。
- (ロ)引受等の概要

SMBC日興証券は、管理会社との間で、日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する2016年7月8日付の修正および再録受益証券販売・買戻契約(改正済)を締結している。

販売会社は、直接または他の販売・買戻し取扱会社(以下「販売取扱会社」という。なお、販売会社が直接日本の受益者に販売する場合については、販売会社も含むものとする。)を通じて間接的に受けたファンド証券の販売・買戻・転換請求の管理事務代行会社への取次ぎを行う場合がある。

(注)販売取扱会社とは、販売会社とファンド証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込または 買戻請求を販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等 を取り扱う取次金融商品取引業者および(または)取次登録金融機関をいう。

管理会社は、SMBC日興証券をサブ・ファンドに関して日本における代行協会員に指定している。

(注)代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また目論見書、運用報告書その他の書類を販売会社等に送付する等の業務を行う会社をいう。

(八)申込みの方法

受益証券の取得申込みを行う投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。 このため、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款を投資者に交付し、投 資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。申込金額および 申込手数料は、日本円で支払われる。

申込金額は、販売会社により取得申込みについては各払込期日までに最終的に保管会社に日本円で 払い込まれる。

(二)日本以外の地域における発行

日本以外の地域における販売は現在行われておらず、また米国においても受益証券の販売は行われていない。

信託証書の一方当事者である管理会社は、ルクセンブルグ金融監督委員会(Commission de Surveillance du Secteur Financier)(以下「CSSF」という。)の規制を受けているが、ファンドは、ルクセンブルグの投資信託ではなく、ルクセンブルグの法律に服しておらず、ルクセンブルグ大公国におけるまたはルクセンブルグ大公国からの販売のための登録を行っていない。ファンドおよびサブ・ファンドは、ルクセンブルグ大公国の監督官庁による認可を受けておらず、ルクセンブルグ当局の監督に服していない。ファンドの受益証券は、欧州連合に所在するいかなるタイプの投資家に対しても販売されない。ルクセンブルグ大公国の監督官庁を通じて行われる規制された投資信託の投資者の保護は、サブ・ファンドの投資者には提供されない。

ファンド証券は証券取引所に上場される予定はなく、ファンド証券のための公開市場の存在は予定されていない。

【有価証券報告書】 第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

- (1)【ファンドの目的及び基本的性格】
 - a.ファンドの目的、信託金の限度額

アンブレラ型ユニット・トラストとして設立された日興グローバル・ファンズ(以下「ファンド」という。)は、ケイマン諸島のシリーズ・ユニット・トラストの集合体である。ファンドの各シリーズ・ユニット・トラスト(以下、各々を「サブ・ファンド」という。)は、受託会社と管理会社との間でそれぞれ締結された2017年4月20日付で修正および再録された2006年9月20日付基本信託証書(随時、修正および追補される。)(以下、「基本信託証書」という。)ならびにその関連する2006年9月20日付追補信託証書(2008年3月25日付追補済)および2019年7月22日付追補信託証書(以下、各々を「追補信託証書」といい、基本信託証書と併せて「信託証書」という。)に基づいて設定されている。

2020年4月30日現在、以下の9本のサブ・ファンドがファンドのサブ・ファンドであり、各サブ・ファンドが日本において販売される。

日本大型株式ファンド (Japan Large Cap Equity Fund)、

日本小型株式ファンド (Japan Small Cap Equity Fund)、

グローバル株式ファンド (Global Equity Fund)、

エマージング株式ファンド (Emerging Equity Fund)、

グローバル債券ファンド (Global Bond Fund)、

ハイイールド債券ファンド (High Yield Bond Fund)、

オルタナティブ・ファンド (Alternative Fund)、

不動産(REIT)ファンド(Real Estate(REIT) Fund)および

コモディティ・ファンド (Commodity Fund)

すべてのサブ・ファンドの受益証券の基準通貨は、日本円とする。

各サブ・ファンドの信託財産を形成する資産は、サブ・ファンド毎に分別して管理され、各サブ・ファンドに帰属する負債は、他のサブ・ファンドの負債と分離されている。

信託証書は、ケイマン諸島の法律に準拠する。すべての受益者は、信託証書および信託証書を補足する関係する信託証書に定める規定の利益を受ける権利を有し、かかる規定に拘束され、かつかかる規定について通知を受けたとみなされる。(a)本書に定める規定と(b)将来規定される信託証書および当該追補信託証書に定める規定との間に不一致がある場合は、後者の規定が優先する。

受託会社および管理会社は、基本信託証書に基づいて、受益者決議またはサブ・ファンド決議による承認を得ることなく、ファンドの独立した信託としてその他のサブ・ファンドを設定する権限を有する。

サブ・ファンドのうち、 日本大型株式ファンド、 日本小型株式ファンド、 グローバル株式ファンド、 エマージング株式ファンド、 グローバル債券ファンド、 ハイイールド債券ファンド、 オルタナティブ・ファンド、 不動産 (REIT) ファンドおよび コモディティ・ファンドの投資目的は、分散投資運用により、長期にわたり投資元本の最適な成長を達成することである。

各サブ・ファンドは、「ファンド・オブ・ファンズ」である。各サブ・ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産をサブ・ファンド毎に設立された各トレーディング・カンパニー (以下「トレーディング・カンパニー」という。)を通じて投資する。各トレーディング・カンパ

ニーは、当該サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社の ために完全所有されており、また、トレーディング・カンパニーの投資証券は当該サブ・ファンドの 主要な資産(唯一の資産となる場合もある。)となる。

サブ・ファンドについて、信託金の限度額には、特に定めがない。

b.ファンドの基本的性格

ファンドは、基本信託証書およびサブ・ファンド信託証書に基づいて受託会社および管理会社に よって設定された。

各受益証券は、サブ・ファンドの不可分の受益権を表章する。

サブ・ファンドの投資運用および投資指図については管理会社が責任を負い、もっぱら管理会社が サブ・ファンドの全体的な投資ガイドラインの枠内でサブ・ファンドの投資運用についてすべての責 任を負う。管理会社は、その権限および責任の一部を投資運用会社に委任している。投資運用会社 は、本書に記載する投資目的および投資制限に従って、サブ・ファンドに関してそれぞれの信託財産 に含まれる資産を運用し、取得し、購入し、売却する投資対象を決定すると共に、受託会社または受 託会社の代理人が行うその他の取引を決定する責任を負う。

受託会社および管理会社は、サブ・ファンドの資産を保管する任務を保管会社に委託している。更に、サブ・ファンドの管理事務を管理事務代行会社に委託しており、管理事務代行会社は、サブ・ファンドに関する管理事務業務を担当し、サブ・ファンドの登録名義書換事務代行を務める。管理事務代行会社は、ファンド証券の受益証券1口当たり純資産価格を計算し、受益証券の発行および買戻しを円滑化する責任を負う。

サブ・ファンドは、関係する信託証書に定める一定の状況下で早期に終了しない限り、2006年9月 20日から149年後に終了する予定である。

すべてのサブ・ファンドの純資産総額の合計が15億円または管理会社と受託会社が販売会社と協議の上決定する額のいずれかを下回った場合等に、終了することができる。

受託会社および管理会社は、基本信託証書に基づいて、受益者決議またはサブ・ファンド決議による承認を得ることなく、それぞれに独立したファンドの信託としてその他のサブ・ファンドを設定する権限を有する。

各受益証券は、関係するサブ・ファンドの不可分の受益権を表章する。受益証券は、受託会社または管理会社の債務ではなく、保証もされていない。各サブ・ファンドの投資収益は、当該サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の上昇または下落(場合による。)および当該サブ・ファンドの資産の運用成績のみに依拠する。各サブ・ファンドが清算される場合に、各受益証券に関して受益者に対して支払われる金額は、受益証券1口当たり純資産価格と同額である。

受託会社および管理会社は、サブ・ファンドに関して、独立したクラスまたはシリーズとして受益証券を随時指定し、発行するとともに、以下の方法などを含めて、各クラスまたはシリーズをその他のクラスまたはシリーズと差別化する権限を有するものとする。

- ()各クラスまたはシリーズの受益証券が関係するサブ・ファンドの信託財産の資産および債務に 参加する方法および各クラスまたはシリーズの受益証券1口当たり純資産価格を計算する方 法。
- ()受託会社および/または管理会社が任命したサービス提供者に支払うべき報酬(運用報酬、申込手数料、募集手数料、買戻手数料等を含むが、これらに限定されない。)を、各クラスまたはシリーズの受益者から徴収し請求する方法。
- ()為替ヘッジに起因する費用および損益を各クラスまたはシリーズの受益証券の保有者から徴収し、請求する方法。
- () 当該サブ・ファンドに関するその他資産または債務を各クラスまたはシリーズの受益証券に帰属させ、負担させる方法。

管理会社および受託会社は、受益証券のクラスまたはシリーズに関して分別勘定を設けることができるが、必ずしも分別勘定を設ける必要はない。

日本における受益者は、販売取扱会社を通じて管理事務代行会社に通知することにより、いずれかの買戻日現在で保有する受益証券の買戻しを請求することができる。買戻価格は、当該買戻日の受益証券1口当たり純資産価格とする。

ファンドは、オルタナティブ投資ファンド運用者に関するルクセンブルグの改正された2013年7月12日の法律(以下「2013年法」という。)第1条第41項およびオルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU(随時改正される。)(以下「AIFMD」という。)に規定されたEU以外のオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。欧州連合加盟国でファンドの販売活動は行われない。

(2)【ファンドの沿革】

1992年 2 月27日 管理会社設立

2006年9月20日 2006年9月20日付基本信託証書および追補信託証書締結

2006年10月16日 サブ・ファンドの募集開始

2006年11月20日 サブ・ファンドの運用開始(設定日)

2008年3月25日 信託証書の追補証書締結

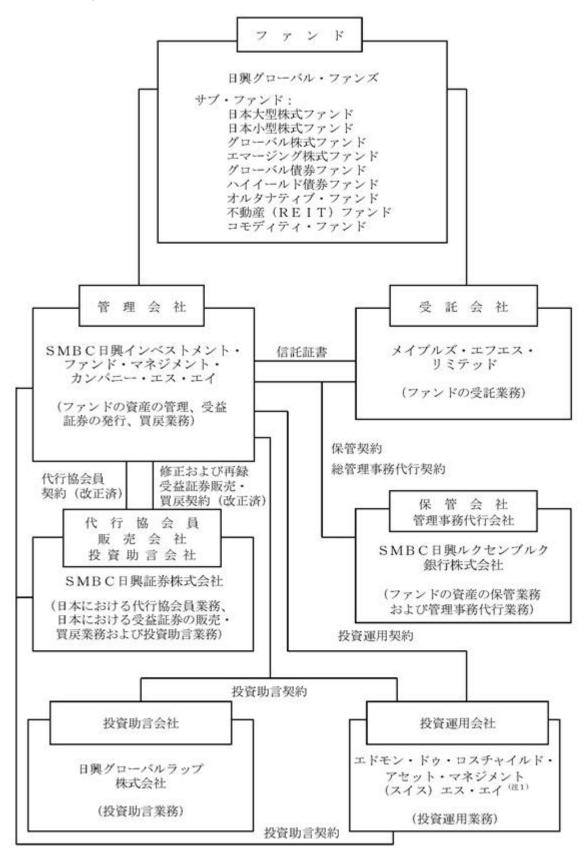
2013年 4 月26日 追補信託証書締結

2015年6月15日 追補信託証書締結

2017年4月20日 修正および再録基本信託証書締結

2019年7月22日 追補信託証書締結

(3)【ファンドの仕組み】 ファンドの仕組み



- (注1) エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グループの法的構造を簡素化する戦略に従って、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント(スイス)エス・エイは、その親会社であるエドモン・ドゥ・ロスチャイルド(スイス)エス・エイと2020年6月19日頃、遅くとも2020年6月30日までに合併する予定である。当該合併により、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド(スイス)エス・エイが合併と同日付でファンドの投資運用会社となる。以下同じ。
- (注2)各サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有している。

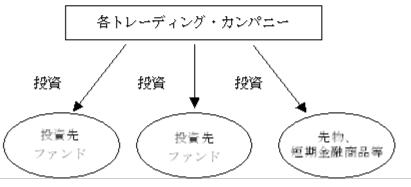
投資家

受益証券の 取得時 買戻 受益証券 の買戻し

受益証券の 買戻時

各サブ・ファンド

購入 投資証券 買戻 投資証券 代金 の発行 代金 の買戻し



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

| 名 称 | ファンドの運営上の役割 | 契約等の概要 |
|---|------------------|---|
| SMBC日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・ エス・エイ (SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.) | 管理会社 | 信託証書(2017年4月20日付で修正および再録された2006年9月20日付基本信託証書ならびに2006年9月20日付追補信託証書(2008年3月25日付追補済)および2019年7月22日付追補信託証書をいう。)を受託会社との間で締結。管理会社はサブ・ファンドの資産の管理、受益証券の発行、買戻業務を行う。 |
| メイプルズ・エフエス・リミテッド (MaplesFS Limited) | 受託会社 | 信託証書(2017年4月20日付で修正および再録された2006年9月20日付基本信託証書ならびに2006年9月20日付追補信託証書(2008年3月25日付追補済)および2019年7月22日付追補信託証書をいう。)を管理会社との間で締結。受託会社はサブ・ファンドの資産の受託会社としての業務を行う。 |
| S M B C 日興ルクセンブルク銀行株式会社 (SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A.) | 保管会社 管理事務代行会社 | 2006年9月20日付で受託会社 および管理会社との間で保管 契約 ^(注1) を締結。保管会社 は、サブ・ファンドの資産の 保管を行う。 2015年7月15日付で管理会社 および受託会社との間で総管 理事務代行契約 ^(注2) を締 結。サブ・ファンドの管理事 務代行業務について、委任さ れている。 |

| | | 有価証券報告書(外国投資 |
|-----------------------------|----------|--------------------------------------|
| | | 2006年9月28日付で管理会社 |
| | | との間で代行協会員契約(改 |
| | | 正済) ^(注3) を締結。日本に |
| | | おいて代行協会員業務を行 |
| | | う。 |
| | | 2016年7月8日付で管理会社 |
| | | との間で修正および再録受益 |
| | | 証券販売・買戻契約(改正 |
| | | 済) ^(注4) を締結。日本にお |
| | 代行協会員 | いて販売・買戻業務を行う。 |
| SMBC日興証券株式会社 | 販売会社 | 2018年4月26日付で管理会社 |
| | 投資助言会社 | および投資運用会社との間で |
| | | 投資助言契約 ^(注 5) を締結 |
| | | (前述の合併により、エドモ |
| | | ン・ドゥ・ロスチャイルド |
| | | (スイス)エス・エイは、エ |
| | | ドモン・ドゥ・ロスチャイル |
| | | ド・アセット・マネジメント |
| | | (スイス)エス・エイから当 |
| | | 該契約上の地位を承継する。 以下同じ。)。投資助言業務 |
| | | 以下回し。)。投員助言業務 を行う。 |
| | | 2018年 4 月26日付で管理会社 |
| | | |
| | | との間で投資運用契約 (注6) |
| | | を締結(前述の合併により、 |
| エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセッ | | エドモン・ドゥ・ロスチャイ |
| ト・マネジメント(スイス)エス・エイ | 投資運用会社 | ルド (スイス)エス・エイ は、エドモン・ドゥ・ロス |
| (Edmond de Rothschild Asset | XXWIIAIL | は、エトモノ・ドゥ・ロス チャイルド・アセット・マネ |
| Management (Suisse) S.A.) | | ジメント (スイス)エス・エ |
| | | イから当該契約上の地位を承 |
| | | **** **** ***** ************** |
| | | 運用業務を提供する。 |
| | | |

| | | 2018年4月26日付で管理会社 |
|----------------|--------------|----------------------------|
| | | および投資運用会社との間で |
| | | 投資助言契約 ^(注5) を締結 |
| | | (前述の合併により、エドモ |
| | | ン・ドゥ・ロスチャイルド |
| 日興グローバルラップ株式会社 | 投資助言会社 | (スイス)エス・エイは、エ |
| | DE STATE | ドモン・ドゥ・ロスチャイル |
| | | ド・アセット・マネジメント |
| | | (スイス)エス・エイから当 |
| | | 該契約上の地位を承継する。 |
| | | 以下同じ。)。投資助言業務 |
| | | を提供する。 |

- (注1)保管契約とは、受託会社および管理会社によって資産の保管者として任命された保管会社が、サブ・ファンドの名義による保管勘定の開設および維持ならびに証券および現金等の保管および管理等の保管業務を行うことを約する契約である。
- (注2)総管理事務代行契約とは、管理会社がその権限の一部を管理事務代行会社に授権する契約である。
- (注3)代行協会員契約とは、代行協会員が受益証券に関する目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに 日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。
- (注4) 受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を販売会社が、法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび受益者からの買戻注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。
- (注5)投資助言契約とは、管理会社及び投資運用会社によって選任された投資助言会社が、投資助言業務を提供することを約 する契約である。
- (注6)投資運用契約とは、管理会社によって選任された投資運用会社が、サブ・ファンドの資産の投資および再投資を運用管理することを約する契約である。

管理会社の概要

()設立準拠法

管理会社は、1992年2月27日に、ルクセンブルグの1915年8月10日商事会社に関する法律(随時改正される。)(以下「1915年法」という。)に基づき、ルクセンブルグにおいて無期限の存続期間を有する株式会社として設立された。その定款は、当初1992年4月4日にメモリアルに公告された。定款は、直近では2017年5月29日付公正証書によって修正され、2017年6月14日にルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンを通じて公告された。管理会社の登記上の事務所は、ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番である。管理会社は、ルクセンブルグの商業登記簿にB39 615番として登録されている。

管理会社は、AIFMDに基づきオルタナティブ投資ファンド運用者(以下「AIFM」という。)として 認可を受けている。

()会社の目的

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず投資信託(以下「UCI」という。)(UCIに関するルクセンブルグの2010年12月17日の法律(随時改正される。)(以下「2010年法」という。)第125 - 2条に規定された)を管理することである。ただし、管理会社は、最低でも1つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない。

()資本金の額

2020年2月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ(約6億5,529万円)で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ(約2,406円)の記名式株式272,311株を発行済である。

(注)ユーロの円換算額は便宜上、2020年2月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=120.32円)による。以下、ユーロの円金額表示は別段の記載がない限り、すべてこれによる。

()会社の沿革

1992年 2 月27日設立。

()大株主の状況

(2020年2月末日現在)

| 名 称 | 住 所 | 所有株式数 | 比率 |
|-------------------------|--|----------|------|
| SMBC日興ルクセンブルク 銀行株式会社 | ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガ ルト・フォン・ビンゲン通り2番 | 272,311株 | 100% |

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法(2020年改正)(以下「ケイマン諸島信託法」という。)に基づき設立されている。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(2020年改正)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)および一般投資家向け投資信託(日本)規則(2018年改正)(以下「ミューチュアル・ファンド規則」という。)により規制される。

準拠法の内容

(イ)ケイマン諸島信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、信託に関する英国判例法のほとんどを採用している。更に、ケイマン諸島信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者(受益者)の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免除信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者としない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が、登録料と共に信託登記官に届出される。

免除信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間ケイマン諸島の課税に服さないとの約定を取得することができる。

ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

ケイマン諸島信託法に特定の要件はないが、免除信託の受託会社は、信託証書の変更を信託登記官 に提出することが推奨されている。

免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

(口)ミューチュアル・ファンド法

後記「監督官庁の概要」の記載を参照。

(八)ミューチュアル・ファンド規則

ミューチュアル・ファンド規則は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け 投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。

ミューチュアル・ファンド規則は、新規の一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁 (以下「CIMA」という。)への投資信託免許の申請を義務付けている。かかる投資信託免許の交付に はCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は ミューチュアル・ファンド規則に従って事業を行わねばならない。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産総額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件(証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況(もしあれ

ば)を含む。)、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの停止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務付けている。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAにより認可された管理事務代行会社を任命し、維持することを義務付けている。管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他の業務提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができない。

また、管理事務代行会社は、投資者名簿の写しを通常の営業時間中に投資者が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律(2020年改正) (以下「犯罪収益に関する法律」という。)第5(2)(a)条による権限に従って「同等の法域」 として随時ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止対策グループによりリストに記載される法域 (以下「同等の法域」という。)またはCIMAにより認可されたその他の法域において規制されている 資産保管会社(またはプライムブローカー)を任命し、これを維持しなければならない。一般投資家 向け投資信託は、資産保管会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他の 業務提供会社に対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法域もしくはCIMAにより認可されたその他の法域において設立されたか、または適法に事業を行っている投資顧問会社を任命し、これを維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合、CIMA、投資者および他の業務提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。また、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、投資顧問会社が運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前承認を得なければならない。運営者は、かかる変更が行われる場合、CIMAに対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド法に従い、各会計年度が終了してから6か月以内に監査済財務諸表を含む財務報告書を作成の上、CIMAに提出し、投資者に交付しなければならない。中間財務諸表は、一般投資家向け投資信託の英文目論見書において投資者に対し明示された方法に従い作成し、交付しなければならない。

(5)【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

(イ)ケイマン諸島金融庁への開示

ファンドは、英文目論見書を発行しなければならない。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなしうるために必要なその他の情報を記載しなければならない。英文目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければならない。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下に掲げるいずれかの事由があると信ずべき理由があることを知ったときは、CIMAに報告する法的義務を負っている。

- ()弁済期に債務を履行できないか、または履行できないであろうこと。
- ()投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、または その旨意図していること。
- ()会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。
- () 詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。
- () 下記に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。

- ミューチュアル・ファンド法および同法に基づく規則
- 金融庁法(2020年改正)(以下「金融庁法」という。)
- マネー・ロンダリング防止規則(2020年改正)(以下「マネー・ロンダリング防止規則」 という。)
- 免許条件

ファンドの監査人は、デロイト・アンド・トゥシュ (ケイマン諸島)である。ファンドの会計書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計基準に基づいて作成される。

ファンドは、翌年4月30日までには前年10月31日に終了する会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出する。

管理事務代行会社は、(a)ファンド資産の一部または全部が英文目論見書に記載された投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または(b)受託会社もしくは管理会社がその設立文書または英文目論見書に定める規定に従って、ファンドの業務または投資活動を実質的に遂行していないことを認識した場合速やかに、(a)当該事実を受託会社に書面で報告し、(b)当該報告書の写しおよび報告に適用ある状況の説明をCIMAに提出し、その報告書またはその適切な要約を、ファンドの次回の年次報告書、および次回の半期報告書または定期報告書が次回の年次報告書に先立ち交付される場合には半期報告書または定期報告書に記載しなければならない。

管理事務代行会社は、(a)ファンドの募集または償還もしくは買戻しの停止および当該停止理由、ならびに(b)ファンドを清算する意向および当該清算理由について、実務上可能な限り速やかに書面でCIMAに通知しなければならない。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内にCIMAにファンドの事業について書面で報告書を提出するか、または提出するよう手配しなければならない。当該報告書には、ファンドに関する以下の事項を記載しなくてはならない。

- (a) すべての旧名称を含むファンドの名称
- (b)投資者により保有されている各組入証券の純資産総額
- (c) 前報告期間からの純資産総額および各組入証券の変動率
- (d)純資産総額
- (e) 当該報告期間の新規募集口数および価額
- (f) 当該報告期間の償還または買戻しの口数および価額
- (g)報告期間末における発行済有価証券総数

受託会社は、(a)受託会社が知る限り、ファンドの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに(b)ファンドが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないことを確認する旨の受託会社により署名された宣誓書を、毎年、CIMAに提出するか、または提出するよう手配しなければならない。

ファンドは、管理事務代行会社の任命を変更しようとするときは、CIMA、投資者および管理事務代行会社以外の業務提供会社に、当該変更の1か月前までに、書面で通知しなければならない。

ファンドは、保管会社の任命を変更しようとするときは、CIMA、投資者および保管会社以外の業務提供会社に、当該変更の1か月前までに、書面で通知しなければならない。

ファンドは、管理会社を変更しようとするときは、CIMA、投資者およびその他の業務提供会社に、当該変更の1か月前までに、書面で通知しなければならない。

(口)受益者に対する開示

ファンドの会計年度は、毎年10月31日に終了する。10月31日が営業日でない場合、10月の最終純資産価格が監査済年次報告書の作成に使用される。ミューチュアル・ファンド規則により受益者への送付が要求される、ルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されたサブ・ファンドの監査済財務書類を含む年次報告書の写しは、受益者に対してかかる決算日後6か月以内に送付される。

未監査の半期報告書も、関連する期間の終了後3か月以内に作成され受益者に送付される。4月30日が営業日でない場合、4月の最終純資産価格が未監査半期報告書の作成に使用される。

さらに、年次報告書および財務書類の写しは、受託会社、管理会社および管理事務代行会社の事務 所にて入手可能である。

いかなる受益者に対しても、優遇措置は付与されないものとする。受益者の権利については、英文 目論見書および基本信託証書に記載されている。

日本における開示

(イ)監督官庁に対する開示

(a) 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本において1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(以下「EDINET」という。)等において、これを閲覧することができる。

受益証券の販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。)を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合には、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。)を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、更に、サブ・ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

(b)投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。)に従い、サブ・ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、サブ・ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。更に、管理会社は、サブ・ファンドの資産について、サブ・ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書(全体版)および交付運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(ロ)日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売取扱会社を通じて日本の 受益者に通知される。

上記のサブ・ファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書(全体版)は電磁的方法によりサブ・ファンドの代行協会員であるSMBC日興証券のホームページにおいて提供される。

(6)【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されている。 CIMAは、ミューチュアル・ファンド法を遵守させるための監督および執行の権限を有する。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制により、一定の事項および監査済みの財務書類を毎年CIMAに提出しなければならない。規制されたミューチュアル・ファンドとして、CIMAは、いつでも受託会社に、サブ・ファンド

の財務書類を監査し、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。CIMAの要求に従わない場合、受託会社は高額の罰金を課されることがあり、CIMAは、裁判所にサブ・ファンドの清算を申し立てることができる。

ただし、CIMAが一定の状況下においてファンドまたはサブ・ファンドの活動を調査する権限を有しているものの、ファンドは、その投資活動またはサブ・ファンドのポートフォリオの組成に関して、CIMAまたはケイマン諸島のその他の政府当局による監督に服することはない。CIMAまたはケイマン諸島のその他の政府当局は、英文目論見書の条項または利点について意見表明または承認をしていない。ケイマン諸島には投資者に利用可能な投資補償スキームは存在しない。

規制されたミューチュアル・ファンドが、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、ファンドのような免許投資信託の場合、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド法に反して、免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託のマネジャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、サブ・ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはサブ・ファンドの業務監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限(その他の措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。)を行使することができる。

受託会社またはケイマン諸島に居住する代理人は、適用ある法律に基づき、規制当局、政府機関または行政庁からの情報開示請求に対し、情報の提供を強要されることがある。かかる請求は、例えば、金融庁法に基づき、CIMAによって、CIMA自らもしくは海外の認可された規制当局のために行われ、または税務情報庁法(2017年改正)もしくは貯蓄収入情報報告(EU)法(2014年改正)ならびに関連規則、契約、協定および覚書に基づき、税務情報庁によって行われる。かかる法令に基づく守秘情報の開示は、守秘義務違反とはみなされず、一定の状況下においては、受託会社または代理人は、当該請求が行われたことの開示を禁じられることがある。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資目的と投資方針

日本大型株式ファンド、 日本小型株式ファンド、 グローバル株式ファンド、 エマージング株式ファンド、 グローバル債券ファンド、 ハイイールド債券ファンド、 オルタナティブ・ファンド、 不動産(REIT)ファンドおよび コモディティ・ファンドの投資目的は、分散投資運用により、 長期にわたり投資元本の最適な成長を達成することである。

各サブ・ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を各トレーディング・カンパニーを通じて投資する。トレーディング・カンパニーは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、また、トレーディング・カンパニーの投資証券は当該サブ・ファンドの主要な資産(唯一の資産となる場合もある。)となる。

トレーディング・カンパニー

受託会社は、各サブ・ファンドの受託者としての資格において受託会社が全額出資する投資法人として、各サブ・ファンドごとに以下のトレーディング・カンパニーを設立している。各サブ・ファンドのすべての投資資産はかかるトレーディング・カンパニーが保有し、これを通じて取引される。

日本大型株式ファンド: NGF-JLCE トレーディング・リミテッド

日本小型株式ファンド: NGF-JSCE トレーディング・リミテッド

グローバル株式ファンド: NGF-GE トレーディング・リミテッド

エマージング株式ファンド: NGF-EE トレーディング・リミテッド

グローバル債券ファンド: NGF-GB トレーディング・リミテッド

ハイイールド債券ファンド: NGF-HYB トレーディング・リミテッド

オルタナティブ・ファンド: NGF-ALTERNATIVE トレーディング・リミテッド

不動産(REIT)ファンド: NGF-REAL ESTATE(REIT)トレーディング・リミテッド

コモディティ・ファンド NGF-COMMODITY トレーディング・リミテッド

投資運用会社は、別途締結される投資運用契約に基づいて、各トレーディング・カンパニーが保有する投資資産の運用に責任を負う各トレーディング・カンパニーの投資運用者として選任されている。各トレーディング・カンパニーの投資資産は、本書に記載された投資目的および投資制限に従って運用され、本書に記載されたものと同一のリスク要因に服する。

各トレーディング・カンパニーの投資証券は、サブ・ファンドの主要な資産(唯一の資産となる場合もある)を形成する。サブ・ファンドの受益証券が購入された場合、受託会社は、それに相当する額のトレーディング・カンパニーの投資証券を購入する。サブ・ファンドの受益証券が買い戻された場合、受託会社は、サブ・ファンドの受託者の資格で、それに相当する額のトレーディング・カンパニーの投資証券を買戻す。したがって、トレーディング・カンパニーの投資証券の価格評価、発行および買戻しの時期は、サブ・ファンドの受益証券の評価、発行および買戻しの時期と一致するように企図されている。トレーディング・カンパニーの投資証券の基準通貨は日本円である。

トレーディング・カンパニーの取締役は、受託会社と各トレーディング・カンパニーの間の契約に基づいて、受託会社により、かつ受託会社から選任される。

各トレーディング・カンパニーは、日本証券業協会の定める規則により外国投資法人として扱われるために、ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドとして登録の申請を行った。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制には、毎年CIMAに所定の報告および監査済み会計書類を提出することが含まれる。しかし、一旦登録されると、各トレーディング・カンパニーは、投資活動または

ポートフォリオの構築についてCIMAその他ケイマン諸島のいかなる当局の監督にも服さない。ただし、CIMAは、一定の状況下においては各トレーディング・カンパニーの活動を調査する権限を有している。CIMAその他ケイマン諸島のいかなる当局も、本書の条項または実体に対して評価を下し、または承認していない。ケイマン諸島の投資者に利用可能な投資報酬スキームは存在しない。各トレーディング・カンパニーは、規制ミューチュアル・ファンドとして、CIMAの監督に服する。CIMAはいつでも、指定した期間内において、規制ミューチュアル・ファンドに対して、会計書類の監査を行い、CIMAに提出するよう指示することができる。かかるCIMAの要請に従わなかった場合、規制ミューチュアル・ファンドの取締役に相当額の罰金が課されることがあり、また、CIMAが裁判所に対して、当該規制ミューチュアル・ファンドの清算を申請することもある。規制ミューチュアル・ファンドが、期限が到来した債務を履行することができずもしくはできない見込みが高い、または、投資者もしくは債権者を害する方法で事業を継続しもしくは継続しようと試み、もしくは自ら清算すると判断した場合、CIMAは一定の措置を講じることができる。ほかのCIMAの権限としては、取締役の交替の要請、行為の適切性について規制ミューチュアル・ファンドに助言する者を選任し、または規制ミューチュアル・ファンドの支配権を承継する者を選任すること等が含まれる。CIMAには、その他の措置について裁判所の承認を得ることができること等、他の教済措置も存在する。

ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番に所在するSMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社は、(i)別途締結される総管理事務代行契約に基づき、各トレーディング・カンパニーの管理事務代行会社、および()別途締結される保管契約の条項に基づき各トレーディング・カンパニーの保管会社に選任されている。サブ・ファンドと各トレーディング・カンパニー間の費用に関する契約に基づき、各トレーディング・カンパニーに関する一定の報酬および費用はサブ・ファンド・レベルで計上される。

各トレーディング・カンパニーの監査人は、デロイト・アンド・トゥシュ (ケイマン諸島)である。

投資目的および方針の変更

サブ・ファンドの投資目的および/または投資方針に関する重大な変更を行う場合、当該事項を英文目論見書および/または関連する付属書に盛り込み、当該重大な変更の効力が発生する前に、関係するサブ・ファンドの受益者に対し通知されるものとする。これにより受益者は、その重大な変更を受諾しない場合には、その変更の効力発生日までに、当該受益証券の買戻しを行うことができる。

(2)【投資対象】

各トレーディング・カンパニーの投資対象は、次のとおりである。

日本大型株式ファンド:NGF-JLCE トレーディング・リミテッド

日本大型株式ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-JLCEトレーディング・リミテッド (以下「NGF-JLCEトレーディング」という。)は、主に、欧州委員会指令により規制されている譲渡性 のある証券を投資対象とする投資信託(「UCITS」)の受益証券または投資証券に投資することにより当該目的を達成することを目指す。当該投資信託の投資方針は、日本に登記上の事務所を置く大企業および中小企業の発行する日本の金融商品取引所に上場されているかまたは日本の規制された市場で取引されている株式に主として投資することである。NGF-JLCEトレーディングは、UCITSファンド(上場投資信託(「ETF」)およびその他の上場ファンドを含む。)への主な投資に加えて、上記に類似した投資目的を有する非UCITSファンド(上場または非上場の場合があり、非UCITSであるETFを含むことがある。)に投資することができるが、一つの非UCITSファンドへの投資は各々NGF-JLCEトレーディングの純資産総額の10パーセントを超えてはならない。

付随的に、NGF-JLCEトレーディングの純資産を下記に投資することができる。

- ・短期金融商品
- ・株価インデックスのパフォーマンスに連動する金融商品
- ・上記の証券に投資することを投資方針とし、または上記の証券でポートフォリオが構成されるクローズド・エンド型投資信託

投資のスタイル、産業または業種の分散に関する制限または制約はない。

NGF-JLCEトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に金融派生商品に投資することができる。NGF-JLCEトレーディングは、組入証券の価格変動リスクのヘッジおよびポートフォリオの効率的な運用を目的に差金決済されない為替予約取引に投資することができる。

投資運用会社は、通常の状態においては、NGF-JLCEトレーディングのポートフォリオの円貨以外の通 貨エクスポージャーを 0 %から約100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。

さらに、NGF-JLCEトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用を目的に、規制された市場で取引される先物契約も締結することができる。先物への投資(想定元本)および投資先ファンドの時価による市場エクスポージャーの合計額(現金を除く。)は、NGF-JLCEトレーディングの純資産総額の100%を超えてはならない。

NGF-JLCEトレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

日本小型株式ファンド: NGF-JSCE トレーディング・リミテッド

日本小型株式ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-JSCEトレーディング・リミテッド (以下「NGF-JSCEトレーディング」という。)は、主に、欧州委員会指令により規制されている譲渡性 のある証券を投資対象とする投資信託(「UCITS」)の受益証券または投資証券に投資することにより当該目的を達成することを目指す。当該投資信託の投資方針は、日本に登記上の事務所を置く中小企業の発行する日本の金融商品取引所に上場されているかまたは日本の規制された市場で取引されている株式に主として投資することである。NGF-JSCEトレーディングは、UCITSファンド(上場投資信託(「ETF」)およびその他の上場ファンドを含む。)への主な投資に加えて、上記に類似した投資目的を有する非UCITSファンド(上場または非上場の場合があり、非UCITSであるETFを含むことがある。)に投資することができるが、一つの非UCITSファンドへの投資は各々NGF-JSCEトレーディングの純資産総額の10パーセントを超えてはならない。

付随的に、NGF-JSCEトレーディングの純資産を下記に投資することができる。

- ・短期金融商品
- ・株価インデックスのパフォーマンスに連動する金融商品
- ・上記の証券に投資することを投資方針とし、または上記の証券でポートフォリオが構成されるクローズド・エンド型投資信託

投資のスタイル、産業または業種の分散に関する制限または制約はない。

NGF-JSCEトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に金融派生商品に投資することができる。NGF-JSCEトレーディングは、組入証券の価格変動リスクのヘッジおよびポートフォリオの効率的な運用を目的に差金決済されない為替予約取引に投資することができる。

投資運用会社は、通常の状態においては、NGF-JSCEトレーディングのポートフォリオの円貨以外の通 貨エクスポージャーを0%から約100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。

さらに、NGF-JSCEトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用を目的に、規制された市場で取引される先物契約も締結することができる。先物への投資(想定元本)および投資先ファンドの時価による市場エクスポージャーの合計額(現金を除く。)は、NGF-JSCEトレーディングの純資産総額の100%を超えてはならない。

NGF-JSCEトレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

グローバル株式ファンド:NGF-GEトレーディング・リミテッド

グローバル株式ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-GEトレーディング・リミテッド(以下「NGF-GEトレーディング」という。)は、主に、欧州委員会指令により規制されている譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(「UCITS」)の受益証券または投資証券に投資することにより当該目的を達成することを目指す。当該投資信託の投資方針は、北米、欧州またはアジア太平洋諸国に登記上の事務所を置く大企業および中小企業の発行する北米、欧州またはアジア太平洋諸国の証券取引所に上場されているかまたは北米、欧州またはアジア太平洋諸国の規制された市場で取引されている株式に主として投資することである。NGF-GEトレーディングは、UCITSファンド(上場投資信託(「ETF」)およびその他の上場ファンドを含む。)への主な投資に加えて、上記に類似した投資目的を有する非UCITSファンド(上場または非上場の場合があり、非UCITSであるETFを含むことがある。)に投資することができるが、一つの非UCITSファンドへの投資は各々NGF-GEトレーディングの純資産総額の10パーセントを超えてはならない。

付随的に、NGF-GEトレーディングの純資産を下記に投資することができる。

- ・短期金融商品
- ・株価インデックスのパフォーマンスに連動する金融商品
- ・上記の証券に投資することを投資方針とし、または上記の証券でポートフォリオが構成されるクローズド・エンド型投資信託

投資のスタイル、産業、業種、地理的分散または通貨について、制限または制約はない。

NGF-GEトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に金融派生商品に投資することができる。NGF-GEトレーディングは、組入証券の価格変動リスクのヘッジおよびポートフォリオの効率的な運用を目的に差金決済されない為替予約取引に投資することができる。

為替ヘッジのため、NGF-GEトレーディングは、投資家に為替リスクのダイナミックな管理を提供することを投資方針とする通貨戦略ファンドに投資することができる。したがって、通貨戦略ファンドのパフォーマンスは関係する数種の為替の値動きに関するということを考慮することが投資家に要される。

投資運用会社は、通常の状態においては、NGF-GEトレーディングのポートフォリオの円貨以外の通貨 エクスポージャーを0%から約100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。

さらに、NGF-GEトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用を目的に、規制された市場で取引される先物契約も締結することができる。先物への投資(想定元本)および投資先ファンドの時価による市場エクスポージャーの合計額(現金を除く。)は、NGF-GEトレーディングの純資産総額の100%を超えてはならない。

NGF-GEトレーディングトレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

エマージング株式ファンド:NGF-EEトレーディング・リミテッド

エマージング株式ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-EEトレーディング・リミテッド (以下「NGF-EEトレーディング」という。)は、主に、欧州委員会指令により規制されている譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(「UCITS」)の受益証券または投資証券に投資することにより当該目的を達成することを目指す。当該投資信託の投資方針は、主として、新興国に登記上の事務所を置く大企業および中小企業の発行する新興国の証券取引所に上場されているかまたは新興国の規制された市場で取引されている株式に投資することである。NGF-EEトレーディングは、UCITSファンド(上場投資信託(「ETF」)およびその他の上場ファンドを含む。)への主な投資に加えて、上記に類似した投資目的を有する非UCITSファンド(上場または非上場の場合があり、非UCITSであるETFを含むことがある。)に投資することができるが、一つの非UCITSファンドへの投資は各々NGF-EEトレーディングの純資産総額の10パーセントを超えてはならない。

付随的に、NGF-EEトレーディングの純資産を下記に投資することができる。

- ・短期金融商品
- ・株価インデックスのパフォーマンスに連動する金融商品
- ・上記の証券に投資することを投資方針とし、または上記の証券でポートフォリオが構成されるクローズド・エンド型投資信託

投資のスタイル、産業、業種、地理的分散または通貨について、制限または制約はない。

NGF-EEトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に金融派生商品に投資することができる。NGF-EEトレーディングは、組入証券の価格変動リスクのヘッジおよびポートフォリオの効率的な運用を目的に差金決済されない為替予約取引に投資することができる。

為替ヘッジのため、NGF-EEトレーディングは、投資家に為替リスクのダイナミックな管理を提供することを投資方針とする通貨戦略ファンドに投資することができる。したがって、通貨戦略ファンドのパフォーマンスは関係する数種の為替の値動きに関するということを考慮することが投資家に要される。

投資運用会社は、通常の状態においては、NGF-EEトレーディングのポートフォリオの円貨以外の通貨エクスポージャーを0%から約100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。

さらに、NGF-EEトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用を目的に、規制された市場で取引される先物契約も締結することができる。先物への投資(想定元本)および投資先ファンドの時価による市場エクスポージャーの合計額(現金を除く。)は、NGF-EEトレーディングの純資産総額の100%を超えてはならない。

NGF-EEトレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

グローバル債券ファンド: NGF-GBトレーディング・リミテッド

グローバル債券ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-GBトレーディング・リミテッド(以下「NGF-GBトレーディング」という。)は、主に、欧州委員会指令により規制されている譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(「UCITS」)の受益証券または投資証券に投資することにより当該目的を達成することを目指す。当該投資信託の投資方針は、主として、世界規模で幅広い投資適格債券に投資することである。かかる債券の形態は、主として、普通債、変動利付債、またはインフレ指数もしくはその他のインデックスもしくは証券に連動する証券である。また、かかる金融商品は、国、準公的機関、政府機関または会社により発行されることがあり、証券取引所に上場され、もしくは規制された市場で取引されることがある。NGF-GBトレーディングは、UCITSファンド(上場投資信託(「ETF」)およびその他の上場ファンドを含む。)への主な投資に加えて、上記に類似した投資目的を有する非UCITSファンド(上場または非上場の場合があり、非UCITSであるETFを含むことがある。)に投資することができるが、一つの非UCITSファンドへの投資は各々NGF-GBトレーディングの純資産総額の10パーセントを超えてはならない。

付随的に、NGF-GBトレーディングの純資産を下記に投資することができる。

- ・短期金融商品
- ・債券インデックスのパフォーマンスに連動する金融商品
- ・上記の証券に投資することを投資方針とし、または上記の証券でポートフォリオが構成されるクローズド・エンド型投資信託
- ・非投資適格債(資産の20%を上限とする。)

NGF-GBトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に金融派生商品に投資することができる。NGF-GBトレーディングは、組入証券の価格変動リスクのヘッジおよびポートフォリオの効率的な運用を目的に差金決済されない為替予約取引に投資することができる。

為替ヘッジのため、NGF-GBトレーディングは、投資家に為替リスクのダイナミックな管理を提供することを投資方針とする通貨戦略ファンドに投資することができる。したがって、通貨戦略ファンドのパフォーマンスは関係する数種の為替の値動きに関するということを考慮することが投資家に要される。

投資運用会社は、通常の状態においては、NGF-GBトレーディングのポートフォリオの円貨以外の通貨 エクスポージャーを0%から約100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。

さらに、NGF-GBトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用を目的に、規制された市場で取引される先物契約も締結することができる。先物への投資(想定元本)および投資先ファンドの時価による市場エクスポージャーの合計額(現金を除く。)は、NGF-GBトレーディングの純資産総額の100%を超えてはならない。

NGF-GBトレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

ハイイールド債券ファンド:NGF-HYB トレーディング・リミテッド

ハイイールド債券ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-HYBトレーディング・リミテッド (以下「NGF-HYBトレーディング」という。)は、主に、欧州委員会指令により規制されている譲渡性の ある証券を投資対象とする投資信託(「UCITS」)の受益証券または投資証券に投資することにより当該 目的を達成することを目指す。当該投資信託の投資方針は、主として、世界規模で幅広い債券に投資することである。かかる債券の形態は、主として、社債、政府債、仕組債、変動利付債、普通債、転換社 債、ローン、資産担保証券、クレジット・デフォルト・スワップ、または他のインデックス、もしくは 金融商品を指標化した証券である。かかる金融商品は、証券取引所に上場されているかまたは規制され た市場で取引されることがある。NGF-HYBトレーディングは、UCITSファンド(上場投資信託(「ETF」) およびその他の上場ファンドを含む。)への主な投資に加えて、上記に類似した投資目的を有する非

UCITSファンド(上場または非上場の場合があり、非UCITSであるETFを含むことがある。)に投資することができるが、一つの非UCITSファンドへの投資は各々NGF-HYBトレーディングの純資産総額の10パーセントを超えてはならない。

付随的に、NGF-HYBトレーディングの純資産を下記に投資することができる。

- ・短期金融商品
- ・債券インデックスのパフォーマンスに連動する金融商品
- ・上記の証券に投資することを投資方針とし、または上記の証券でポートフォリオが構成されるクローズド・エンド型投資信託

NGF-HYBトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に金融派生商品に投資することができる。NGF-HYBトレーディングは、組入証券の価格変動リスクのヘッジおよびポートフォリオの効率的な運用を目的に差金決済されない為替予約取引に投資することができる。

為替ヘッジのため、NGF-HYBトレーディングは、投資家に為替リスクのダイナミックな管理を提供することを投資方針とする通貨戦略ファンドに投資することができる。したがって、通貨戦略ファンドのパフォーマンスは関係する数種の為替の値動きに関するということを考慮することが投資家に要される。

投資運用会社は、通常の状態においては、NGF-HYBトレーディングのポートフォリオの円貨以外の通貨 エクスポージャーを0%から約100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。

さらに、NGF-HYBトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用を目的に、規制された市場で取引される先物契約も締結することができる。先物への投資(想定元本)および投資先ファンドの時価による市場エクスポージャーの合計額(現金を除く。)は、NGF-HYBトレーディングの純資産総額の100%を超えてはならない。

NGF-HYBトレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

オルタナティブ・ファンド: NGF-ALTERNATIVE トレーディング・リミテッド

オルタナティブ・ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-ALTERNATIVEトレーディング・リ ミテッド(以下「NGF-ALTERNATIVEトレーディング」という。)は、主に、欧州委員会指令により規制さ れている譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(「UCITS」)の受益証券または投資証券に投資す ることにより当該目的を達成することを目指す。当該投資信託は絶対的なリターンの達成を目指すUCITS およびヘッジ・ファンド戦略を有するUCITSを含むがこれらに限られない、オルタナティブ戦略または ターゲット・リターン・プロフィールなど様々な投資戦略を有する。かかるポートフォリオ・ファンド は、株式、債券(ゼロ・クーポン債、インデックス債、転換社債を含む。)、ワラント、かかる証券の オプション、先物・先渡取引、商品(コモディティ)、短期金融商品、またはかかる証券もしくはその 他の投資ビークルに対して投資を行う投資ビークルの投資証券もしくは受益証券を含むがこれらに限ら れないあらゆる種類の固定利付もしくは変動利付証券の取引、購入、売却その他の方法による取得、保 有、処分、取引を行うことができる。また、かかるポートフォリオ・ファンドは、大規模な証券の空売 りを行うこと、高い程度のレバレッジを利用すること、ディストレスト証券および人気銘柄への投資を 行うこと、ならびにあらゆる種類の先物、オプションおよび通貨取引を含む金融証書の店頭取引および 投機的取引を行うこともできる。NGF-ALTERNATIVEトレーディングは、UCITSファンド(上場投資信託 (「ETF」) およびその他の上場ファンドを含む。) への主な投資に加えて、上記に類似した投資目的を 有する非UCITSファンド(上場または非上場の場合があり、非UCITSであるETFを含むことがある。)に投 資することができるが、一つの非UCITSファンドへの投資は各々NGF-ALTERNATIVEトレーディングの純資 産総額の10パーセントを超えてはならない。

ポートフォリオ・ファンドは、流動性が低い場合がある。

産業、業種もしくは地理的分散または通貨に関する、制限または制約は存在しない。

NGF-ALTERNATIVEトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に金融派生商品に投資することができる。NGF-ALTERNATIVEトレーディングは、組入証券の価格変動リスクのヘッジおよびポートフォリオの効率的な運用を目的に差金決済されない為替予約取引に投資することができる。

投資運用会社は、通常の状態においては、NGF-ALTERNATIVEトレーディングのポートフォリオの円貨以外の通貨エクスポージャーを 0 %から約100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。投資運用会社は、投資運用会社および管理会社との間における議論に基づき適宜改訂される投資運用契約の補足文書に記載されたヘッジ比率を遵守することに合意している。

さらに、NGF-ALTERNATIVEトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用を目的に、規制された市場で取引される先物契約も締結することができる。先物への投資(想定元本)および投資先ファンドの時価による市場エクスポージャーの合計額(現金を除く。)は、NGF-ALTERNATIVEトレーディングの純資産総額の100%を超えてはならない。

NGF-ALTERNATIVEトレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

不動産(REIT)ファンド: NGF-REAL ESTATE(REIT)トレーディング・リミテッド

不動産(REIT)ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-REAL ESTATE(REIT)トレーディング・リミテッド(以下「NGF-REAL ESTATE(REIT)トレーディング」という。)のポートフォリオは、主として、欧州委員会指令により規制されている譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(「UCITS」)である不動産関連ファンドに投資する。ポートフォリオ・ファンドは、流動性が低い場合がある。NGF-REAL ESTATE(REIT)トレーディング自体は、不動産への直接の投資は行わない。ポートフォリオは、地理的エクスポージャーおよび物件タイプの点で分散が図られることを目指す。NGF-REAL ESTATE(REIT)トレーディングは、UCITSファンド(上場投資信託(「ETF」)およびその他の上場ファンドを含む。)への主な投資に加えて、上記に類似した投資目的を有する非UCITSファンド(上場または非上場の場合があり、非UCITSであるETFを含むことがある。)に投資することができるが、一つの非UCITSファンドへの投資は各々NGF-REAL ESTATE(REIT)トレーディングの純資産総額の10パーセントを超えてはならない。

NGF-REAL ESTATE (REIT)トレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に金融派生商品に投資することができる。NGF-REAL ESTATE (REIT)トレーディングは、組入証券の価格変動リスクのヘッジおよびポートフォリオの効率的な運用を目的に差金決済されない為替予約取引に投資することができる。

為替ヘッジのため、NGF-REAL ESTATE (REIT)トレーディングは、投資家に為替リスクのダイナミックな管理を提供することを投資方針とする通貨戦略ファンドに投資することができる。したがって、通貨戦略ファンドのパフォーマンスは関係する数種の為替の値動きに関するということを考慮することが投資家に要される。

投資運用会社は、通常の状態においては、NGF-REAL ESTATE (REIT)トレーディングのポートフォリオの円貨以外の通貨エクスポージャーを0%から約100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。

さらに、NGF-REAL ESTATE (REIT)トレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用を目的に、規制された市場で取引される先物契約も締結することができる。先物への投資(想定元本)および投資先ファンドの時価による市場エクスポージャーの合計額(現金を除く。)は、NGF-REAL ESTATE (REIT)トレーディングの純資産総額の100%を超えてはならない。

NGF-REAL ESTATE (REIT)トレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当 座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

コモディティ・ファンド: NGF-COMMODITY トレーディング・リミテッド

コモディティ・ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-COMMODITYトレーディング・リミテッド(以下「NGF-COMMODITYトレーディング」という。)は、主として、商品関連セクターの株式や、商品(エネルギー、農産物、工業用金属、貴金属および家畜を含むがこれらに限られない。)またはインフレ連動債への分散投資ならびに/または商品価格の高騰時もしくは物価上昇時に比較的高い運用成績を達成すると予想される流動性の高い資産に対して投資を行うことを投資方針とする欧州委員会指令により規制されている譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(「UCITS」)の受益証券または投資証券に主に投資することによりその投資目的を達成することを目指す。NGF-COMMODITYトレーディングは、UCITSファンド(上場投資信託(「ETF」)およびその他の上場ファンドを含む。)への主な投資に加えて、上記に類似した投資目的を有する非UCITSファンド(上場または非上場の場合があり、非UCITSであるETFを含むことがある。)に投資することができるが、一つの非UCITSファンドへの投資は各々NGF-COMMODITYトレーディングの純資産総額の10パーセントを超えてはならない。NGF-COMMODITYトレーディングの投資対象資産には、株式、指数先物、商品先物、商品指数先物およびインフレ連動債が含まれるが、これらに限られない。

NGF-COMMODITYトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に金融派生商品に投資することができる。NGF-COMMODITYトレーディングは、組入証券の価格変動リスクのヘッジおよびポートフォリオの効率的な運用を目的に差金決済されない為替予約取引に投資することができる。

為替ヘッジのため、NGF-COMMODITYトレーディングは、投資家に為替リスクのダイナミックな管理を提供することを投資方針とする通貨戦略ファンドに投資することができる。したがって、通貨戦略ファンドのパフォーマンスは関係する数種の為替の値動きに関するということを考慮することが投資家に要される。

投資運用会社は、通常の状態においては、NGF-COMMODITYトレーディングのポートフォリオの円貨以外の通貨エクスポージャーを0%から約100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。

さらに、NGF-COMMODITYトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用を目的に、規制された市場で取引される先物契約も締結することができる。先物への投資(想定元本)および投資先ファンドの時価による市場エクスポージャーの合計額(現金を除く。)は、NGF-COMMODITYトレーディングの純資産総額の100%を超えてはならない。

NGF-COMMODITYトレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

各サブ・ファンドまたは各トレーディング・カンパニーの投資目的が達成されるという保証はなく、 投資リターンまたは投資成果は時間の経過により大幅に変動することがある。

投資を行おうとする者は、本書に記載されるリスク要因に留意されたい。

純資産総額の10%を超えて投資する投資対象は、以下のとおりである(2020年1月末日現在)。

なお、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に定める外国投資法人については、同法第2条第21項に定める資産運用会社に類する法人を管理会社の名称の欄に記載している。

日本大型株式ファンド

| 投資対象の名称 | Eastspring Investments - Japan Dynamic Fund Class CJ | |
|------------------|--|--|
| 運用の基本方針 | 株式、株式関連証券、社債および通貨に集中したポートフォリオにより長期 | |
| 連用の基本力却 | 的な元本成長を目指す。 | |
| 主要な投資対象 | 日本で設立されたか、日本で上場されているか、または日本に主たる活動領 | |
| 土安仏牧貝刈豕 | 域を有する企業の証券に主として投資する。 | |
| 管理会社の名称 | Eastspring Investments (Luxembourg) S.A. | |

| 投資対象の名称 | JPMorgan Funds - Japan Equity Fund X (acc) - JPY |
|---------|--|
| 運用の基本方針 | 主として日本の企業に投資することにより長期的な元本成長を提供する。 |
| 主要な投資対象 | 日本に所在するか、または日本で経済活動の主要部分を行う企業の株式に資 |
| | 産の67%以上を投資する。小規模企業に投資することができる。 |
| 管理会社の名称 | JPMorgan Asset Management (Europe) S.à.r.I. |

| 投資対象の名称 | SPARX Funds plc - SPARX Japan Fund JPY Institutional D Class |
|-------------|--|
| | 1989年以来の日本における独自の投資経験により確立された投資顧問の徹底 |
| | 的な社内リサーチの専門性および広範な情報ネットワークを利用すること |
| 運用の基本方針 | で、過小評価されている日本の株式を選別し、取得することにより長期的な |
| | 元本成長を提供する。 |
| | 通常、資産の80%以上を日本の企業の株式に投資し、いかなる場合でも常に |
| 主要な投資対象 | 総資産の3分の2以上を日本に所在するか、または日本で経済活動の主要部 |
| | 分を行う企業が発行する株式に直接投資する。 |
| 管理会社の名称 | SPARX Asset Management Co., Ltd. |

| 投資対象の名称 | Comgest Growth plc - Comgest Growth Japan JPY I Acc Class |
|---------------|---|
| | 日本に本社を有するか、または日本で主たる活動を行う、優良な長期成長企 |
| 運用の基本方針 | 業であると投資運用会社が考える企業により構成される、専門家により運用 |
| | されるポートフォリオを構築する。 |
| | 日本に本社を有するか、または日本で主たる活動を行う企業によって発行さ |
| | れ、規制市場に上場されているか、または規制市場で取引されている、預託 |
| 主要な投資対象 | 証書、優先株式、株式に転換可能な転換社債および債券を含む、株式または |
| 工女は投員別家 | エクイティ・リンク債に投資する。日本に本社を有するか、もしくは日本で |
| | 主たる活動を行う企業もしくは政府が発行する証券、または日本政府が発行 |
| | もしくは保証する証券に資産の3分の2以上を投資する。 |
| 管理会社の名称 | Comgest Asset Management International Limited |

| | <i>73 7 7</i> 1— | -/\ - | _ 1 (_1.1000) |
|------|------------------|-------|---------------|
| 有価証券 | 詩報告書(外 日 | 国投資信託 | 〔受益証券) |

| 投資対象の名称 | Pictet - Japanese Equity Opportunities I JPY | |
|------------------|--|--|
| 運用の基本方針 | 日本の株式の幅広く分散されたポートフォリオへの投資から得られるキャピ | |
| 連用の基本万式 | タル・ゲインにより円建てのトータル・リターンの最大化を目指す。 | |
| 主要な投資対象 | 日本に本社を有するか、または日本で事業の大部分を行う企業が発行する株 | |
| 土安な投員別家 | 式に総資産の3分の2以上を投資する。 | |
| 管理会社の名称 | Pictet Asset Management (Europe) S.A. | |

| 投資対象の名称 | Goldman Sachs Funds SICAV - Goldman Sachs Japan Equity Portfolio |
|---------|--|
| 投員対象の行物 | Class I Shares Acc |
| 運用の基本方針 | 長期的な元本成長の提供を目指す。 |
| 主要な投資対象 | 多くの場合、日本を拠点にしているか、利益または収益の大半を日本から得 |
| 土安仏仅貝刈豕 | ている日本の会社に関連する株式または同様の商品を保有する。 |
| 管理会社の名称 | Goldman Sachs Asset Management Fund Services Limited |

| 小姿対象の 夕む | Invesco Funds - Invesco Japanese Equity Advantage Fund Class S |
|-----------------|--|
| 投資対象の名称 | accumulation - JPY |
| 運用の基本方針 | 円建てで長期的な元本成長を目指す。 |
| | 日本に所在するか、または日本で経済活動の主要部分を行う企業の株式で取 |
| 主要な投資対象 | 引所に上場されているか、または店頭取引されている株式に主として投資す |
| | వ . |
| 管理会社の名称 | Invesco Management S.A. |

| 投資対象の名称 | Man Funds plc - Man GLG Japan CoreAlpha Equity Class I JPY Shares |
|---------|---|
| 運用の基本方針 | 適切かつ長期的な元本成長のために高いトータル・リターンを提供する。 |
| 主要な投資対象 | 日本に所在するか、または日本での事業により相当の収益を得ている発行体 |
| | の証券に主として投資する。 |
| 管理会社の名称 | Man Asset Management (Ireland) Limited |

日本小型株式ファンド

| 投資対象の名称 | BNP Paribas Funds Japan Small Cap I Capitalisation |
|---------|--|
| 運用の基本方針 | 日本の小型株式に主として投資することにより、中期的に資産価値を増加さ |
| | せる。 |
| 主要な投資対象 | 時価総額5,000億円未満で、日本に登記された事務所を有するか、または日 |
| | 本で事業の主要部分を行う企業が発行する株式および/または株式相当証券 📗 |
| | に資産の75%以上を常に投資する。 |
| 管理会社の名称 | BNP Paribas Asset Management Luxembourg |

| 投資対象の名称 | Eastspring Investments - Japan Smaller Companies Fund Class CJ |
|---------|--|
| 運用の基本方針 | 長期的な元本成長の最大化を目指す。 |
| 主要な投資対象 | 日本で設立されたか、日本で上場されたか、主に日本から運用されている |
| | か、日本で重要な事業を営んでいるか、日本から相当の収益を得ているか、 |
| | またはその子会社、関係会社もしくは関連会社が日本から相当の収益を得て |
| | いる企業の株式および株式関連証券に主として投資する。投資領域は、日本 |
| | の全上場株式のうち、全時価総額の下位3分の1である。 |
| 管理会社の名称 | Eastspring Investments (Luxembourg) S.A. |

| 投資対象の名称 | Schroder International Selection Fund SICAV - Japanese Smaller |
|---------|--|
| | Companies Class C Acc JPY |
| 運用の基本方針 | 日本の小規模企業の株式および株式関連証券に投資することにより資本成長 |
| | を目指す。 |
| | 日本の小規模企業の株式および株式関連証券に資産の3分の2以上を投資す |
| 主要な投資対象 | る。日本の小規模企業とは、買付け時点で日本の株式市場の時価総額の下位 |
| | 30%を構成すると考えられる企業である。 |
| 管理会社の名称 | Schroder Investment Management (Europe) S.A. |

| 投資対象の名称 | Janus Henderson Horizon Fund - Japanese Smaller Companies Fund Class |
|---------------|--|
| 運用の基本方針 | 長期的な元本成長を追求する。 |
| 主要な投資対象 | 総資産の3分の2以上を日本の小規模企業に投資する。 |
| 管理会社の名称 | Henderson Management S.A. |

<u>グローバル株式ファンド</u>

該当なし。

エマージング株式ファンド

| 投資対象の名称 | Vontobel Fund – mtx Sustainable Emerging Markets Leaders Class I USD |
|---------|--|
| 運用の基本方針 | 米ドル建てで最大の資本成長の達成を目指す。 |
| 主要な投資対象 | リスク分散の原則を尊重しつつ、新興市場を事業の拠点としているか、また |
| | は新興市場で事業の大半を行い、持続可能な経済活動に貢献する企業が発行 |
| | する株式、エクイティ・リンク譲渡性証券、参加証券等に主に資産を投資す |
| | ర 。 |
| 管理会社の名称 | Vontobel Asset Management S.A. |

| 投資対象の名称 | Wellington Management Funds(Luxembourg) - Wellington Emerging |
|---------|--|
| | Markets Research Equity Fund USD Class S Accumulating Unhedged |
| 運用の基本方針 | 長期的なトータル・リターンを追求する。 |
| 主要な投資対象 | MSCI Emerging Markets Indexを上回るパフォーマンスを追求し、主とし |
| | て、新興市場国に所在するか、および/または新興市場国で実質的な事業活 |
| | 動を行う企業が発行する株式および株式関連証券に直接的または間接的に投 |
| | 資することにより投資目的を達成する。 |
| 管理会社の名称 | Wellington Luxembourg S.à r.l. |

| 投資対象の名称 | UBS(Lux)Equity SICAV - Global Emerging Markets Opportunity(USD) |
|---------------|---|
| | ClassI - A3 - acc USD |
| 運用の基本方針 | 元本の安全性および資産の流動性を十分考慮しつつ、適正水準の収益ととも |
| | に強固な元本成長を目指す。 |
| | リスク分散の原則に従いつつ、資産の3分の2以上を新興市場に所在する |
| | か、または新興市場で主に活動する企業の株式または他の持分に投資する。 |
| 主要な投資対象 | その際、新興市場の成長から最も恩恵を受けると見込まれる株式に投資す |
| 工安仏仅貝別家 | る。特に魅力的であると考えられる株式およびセクターに特化し、潜在的な |
| | 機会に応じたリスクを積極的に引き受ける。時価総額の特定範囲、または地 |
| | 理的もしくはセクターによって資産配分は限定されない。 |
| 管理会社の名称 | UBS Fund Management (Luxembourg) S.A. |

| 投資対象の名称 | TT International Funds plc - TT Emerging Markets Equity Fund USD |
|---------------|--|
| | Class A2 Shares |
| 運用の基本方針 | 長期的な資本成長を生み出す。 |
| | 以下を含むエクイティおよびエクイティ関連証券の分散されたポートフォリ |
| | オに投資することにより、投資目的を達成することを追求する。 |
| | - 預託証券、米国預託証券、グローバル預託証券 |
| | - シングルおよびインデックス参加債券(Pノート)(銀行またはブローカー |
| | が発行する債券で、これによるリターンは、プラスかマイナスを問わ |
| | ず、裏付けとなる株式またはエクイティ指数のパフォーマンスを反映す |
| | る。裏付けとなる株式またはエクイティ指数を所有することなく、その |
| 主要な投資対象 | パフォーマンスに参加することができる。通常、決済が困難な市場への |
| 工安心权員別家 | エクスポージャーを得るために使用される。) |
| | - エクイティを原資産として有するその他の証券、すなわち、エクイ |
| | ティ・リンク債(組込デリバティブを含まない。)、全額拠出型エクイ |
| | ティ・スワップおよび転換社債 |
| | これら自体またはこれらの裏付けとなる証券は、新興市場(MSCIエマージン |
| | グ・マーケッツ・インデックスを参照して定義)で取引されており、持続可 |
| | 能な成長の見込みが高く、資産および収益の形での価値を表章すると投資運 |
| | 用会社が考えるものである。 |
| 管理会社の名称 | TT International |

グローバル債券ファンド

| 投資対象の名称 | Wellington Management Funds (Ireland) plc - Wellington Global Bond |
|---------|--|
| | Fund USD Class S Accumulating Unhedged |
| 運用の基本方針 | 長期的なトータル・リターン(元本の成長および収益)を目指す。世界の債 |
| | 券の分散化されたポートフォリオに投資して、Bloomberg Barclays Global |
| | Aggregate Indexに対するアクティブ運用を行う。 |
| 主要な投資対象 | 直接またはデリバティブを通じて、政府、機関、国際機関または企業の発行 |
| | 体が発行する(確定利付または変動利付の)債券や、モーゲージバック証券 |
| | およびその他のアセットバック証券に投資する。 |
| 管理会社の名称 | Wellington Management Company LLP |

| 投資対象の名称 | T. Rowe Price Funds SICAV - US Aggregate Bond Fund Class S |
|---------|--|
| 運用の基本方針 | 投資対象の価値の成長と投資対象からの収益の双方により投資証券の価値を |
| | 最大化することである。 |
| 主要な投資対象 | 純資産の70%以上を米ドル建ての債券(政府、政府機関、国際機関、企業お |
| | よび銀行が先進国および新興国市場で発行する証券を含む。)に投資する。 |
| | ポートフォリオ債券には、あらゆる種類の確定利付債券および変動利付債 |
| | 券、転換社債、ワラントならびにその他の譲渡可能債券(ハイイールド証券 |
| | を含む。)が含まれることもある。純資産の20%を超えてアセットバック証 |
| | 券およびモーゲージバック証券に投資することができる。 |
| 管理会社の名称 | T. Rowe Price (Luxembourg) Management S.à r.I. |

| 投資対象の名称 | BlueBay Funds - BlueBay Investment Grade Euro Government Bond Fund Q - EUR |
|---------|--|
| 運用の基本方針 | 投資適格債券のポートフォリオからBloomberg Barclays Euro Aggregate Treasury Indexを上回るトータル・リターンを達成することである。 |
| 主要な投資対象 | 長期国債が投資適格である欧州連合内の国に所在する事業体が発行する投資 適格債に純資産の3分の2以上を投資する。長期国債が投資適格である欧州 連合外の国に所在する事業体が発行する投資適格債に純資産の3分の1まで を投資することができる。投資適格未満の債券に純資産の15%までを投資す ることができる。ただし、当該証券がB-/B3未満に格付けされていないこと を条件とする。純資産の3分の2以上は欧州諸国の通貨建てとなる。 |
| 管理会社の名称 | BlueBay Funds Management Company S.A. |

| 投資対象の名称 | T. Rowe Price Funds SICAV - Global Aggregate Bond Fund Class S |
|---------|--|
| 運用の基本方針 | 投資対象の価値の成長と投資対象からの収益の双方により投資証券の価値を |
| | 最大化することである。 |
| 主要な投資対象 | 純資産の70%以上を、政府、政府機関、国際機関、企業および銀行が発行す |
| | る債券に投資する。ポートフォリオ債券には、あらゆる種類の確定利付債券 |
| | および変動利付債券、優先株式、転換社債ならびにその他の譲渡可能債券 |
| | (10%を上限としてディストレス債および/またはデフォルト債を含むハイ |
| | イールド証券を含む。)が含まれることもある。純資産の20%を超えてア |
| | セットバック証券およびモーゲージバック証券に投資することができる。 |
| 管理会社の名称 | T. Rowe Price (Luxembourg) Management S.à r.I. |

ハイイールド債券ファンド

| 投資対象の名称 | Lord Abbett Passport Portfolios plc – Lord Abbett High Yield Fund – |
|---------|---|
| | Class I USD Accumulating |
| 運用の基本方針 | 高いトータル・リターンを生み出すために、高い収益と元本の成長の機会を |
| | 追求する。 |
| 主要な投資対象 | 通常、主にハイイールド債(一般に「低格付」または「ジャンク」債と呼ば |
| | れる。)に投資することによって投資目的を追求する。これには、普通株式 |
| | に転換可能な証券、または普通株式を購入するワラントを有する証券が含ま |
| | れる。 |
| 管理会社の名称 | Lord Abbett (Ireland) Ltd. |

| 投資対象の名称 | Morgan Stanley Investment Funds US Dollar High Yield Bond Fund Class J |
|---------|--|
| 運用の基本方針 | 米ドル建てで魅力的なトータル・リターンを提供する。 |
| 主要な投資対象 | ハイイールドおよび無格付米ドル建て確定利付証券(新興市場に所在する政府、機関および企業が発行する証券が含まれるがそれらに限定されず、また、疑義を避けるために付言するならば、適用法に従い、アセットバック証券、ローン・パティシペーションおよびローン譲渡も証券化されている限りにおいて含まれる。)に主として投資することにより投資目的の達成を追求する。 |
| 管理会社の名称 | MSIM Fund Management (Ireland) Limited |

| 投資対象の名称 | Neuberger Berman Investment Funds plc - Neuberger Berman Emerging |
|---------|---|
| | Market Debt – Hard Currency Fund USD I Accumulating Class |
| 運用の基本方針 | 新興(発展途上)市場国の企業および政府が発行する債券(債務証券)への |
| | 投資による成長と収益を組み合わせることで、投資証券の価値を高めること |
| | を目指す。 |
| 主要な投資対象 | 投資適格、ハイイールドまたは無格付債務証券に投資することができる。投 |
| | 資適格証券は一般的に、一または複数の認知されている格付機関からBaa3、 |
| | BBB-またはそれ以上の格付を付与された高格付証券である。 |
| 管理会社の名称 | Neuberger Berman Europe Limited |

<u>オルタナティブ・ファンド</u>

| 投資対象の名称 | Marshall Wace UCITS Funds plc - MW Liquid Alpha UCITS Fund Class |
|---------|--|
| | A USD ^(注) |
| 運用の基本方針 | 一貫したプラスのパフォーマンスの提供を追求する。 |
| 主要な投資対象 | Marshall Wace独自の定量的取引システムによる投資判断に基づき株式に主 |
| | として系統的に投資するが、Marshall Waceが独自の投資アイディアをポー |
| | トフォリオに加味することもできる。AAA-またはAaa格の固定利付または変 |
| | 動利付政府債を含む株式以外の広範な資産にも投資することができる。 |
| 管理会社の名称 | Marshall Wace Asset Management (Ireland) Limited |

(注)2020年2月3日付でMW Liquid Alpha UCITS FundからMW Systematic Alpha UCITS Fundに名称変更されている。

不動産 (REIT) ファンド

| 投資対象の名称 | iShares II Public Limited Company - iShares Developed Markets |
|---------|---|
| | Property Yield UCITS ETF |
| 運用の基本方針 | 元本およびFTSE EPRA/Nareit Developed Dividend + Indexのリターンを反 |
| | 映する収益リターンの双方を考慮しながら、投資家に対するトータル・リ |
| | ターンの提供を目指す。 |
| 主要な投資対象 | 可能な限り、ベンチマークであるFTSE EPRA/Nareit Developed Dividend + |
| | Indexの構成銘柄である株式のポートフォリオに投資する。 |
| 管理会社の名称 | BlackRock Asset Management Ireland Limited |

| 投資対象の名称 | Principal Global Investors Funds - Global Property Securities Fund I |
|---------|--|
| | Class Accumulation Units |
| 運用の基本方針 | 主に、世界の不動産証券のポートフォリオへの投資により、トータル・リ |
| | ターンの提供を追求する。 |
| 主要な投資対象 | 不動産業界に携わるか、または価値の大部分を不動産資産から得ている企業 |
| | の公開有価証券からなるグローバルなポートフォリオに主として投資する。 |
| | 投資領域は、米国の不動産投資信託(REIT)または非REIT不動産事業会社お |
| | よび世界のその他の地域における類似する構造を含む。 |
| 管理会社の名称 | Principal Global Investors (Ireland) Limited |

| 投資対象の名称 | AXA World Funds - Framlington Global Real Estate Securities Class I |
|---------|---|
| | Capitalisation USD |
| 運用の基本方針 | 上場株式、株式関連証券およびデリバティブ等のアクティブ運用ポートフォ |
| | リオにより、ユーロ建てで長期的な元本成長を追求する。 |
| 主要な投資対象 | 常に、純資産の3分の2以上を不動産業界に携わる企業が発行する譲渡可能 |
| | 証券に投資する。 |
| 管理会社の名称 | AXA Funds Management S.A. |

| 投資対象の名称 | Brookfield Investment Funds (UCITS) p.l.c |
|---------|---|
| | Brookfield Global Listed Real Estate UCITS Fund |
| 運用の基本方針 | キャピタル・ゲインおよびインカム・ゲインにより、トータル・リターンを |
| | 追求する。 |
| 主要な投資対象 | 主に、不動産投資信託 (REIT) その他不動産産業の証券に投資する。通常の |
| | 市況下では主要な戦略として、ファンドは純資産(投資目的の借入額を加え |
| | た額)の80%以上を国内または米国を含む海外の取引所に上場されている不 |
| | 動産事業会社の公開株式に投資することにより、その投資目的の達成を目指 |
| | す。また、米国政府債、変動利付ローン、短期金融商品および投資適格未満 |
| | の証券を含む確定利付証券に純資産(投資目的の借入額を加えた額)の最大 |
| | 20%を投資することができる。 |
| 管理会社の名称 | Brookfield Investment Management Inc. |

| 投資対象の名称 | Janus Henderson Horizon Fund – Global Property Equities Fund |
|---------|--|
| 運用の基本方針 | 長期的な元本成長を追求する。 |
| 主要な投資対象 | 世界中の不動産の所有、管理および/または開発から大部分の収益を得てい |
| | る、規制市場において上場または取引されている企業の上場株式または不動 |
| | 産投資信託(またはそれに相当するもの)に投資する。 |
| 管理会社の名称 | Henderson Management S.A. |

<u>コモディティ・ファンド</u>

| 投資対象の名称 | CS Investment Funds 13 - Credit Suisse(Lux)Commodity Index Plus USD |
|---------|---|
| | Fund |
| 運用の基本方針 | コモディティ市場に投資することにより、可能な限り高い元本成長を達成す |
| | る。様々な金融デリバティブ商品を利用することを投資方針とする。 |
| 主要な投資対象 | 受益証券の発行による純手取金の全部または一部を、スワップカウンター |
| | パーティとなるCredit Suisse Internationalなどの一流金融機関と独立対 |
| | 等に交渉された一または複数のOTCスワップ取引に主として投資し、投資し |
| | た純手取金と指数に連動する利得を換価する。従って、常に一または複数の |
| | OTCスワップ取引に全面的または部分的にエクスポージャーを有する可能性 |
| | がある。 |
| 管理会社の名称 | Credit Suisse Fund Management S.A. |

| 也沒是在本有的 | Structured Investments SICAV - GSQuartix Modified Strategy on the |
|------------------|---|
| 投資対象の名称 | Bloomberg Commodity Index Total Return Portfolio Class X (USD) |
| | Modified Strategy Goldman Sachs D266 on the Bloomberg Commodity |
| | Index Total Return(以下「本戦略」という。)に追随する。本戦略は、投 |
| 運用の基本方針 | 資対象コモディティの現行の市況および / または季節的な需給、または取引 |
| 連用の基本万可 | パターンを捉えるため、Bloomberg Commodity Index Total Return(以下 |
| | 「ベンチマーク指数」という。)の計測方法に一定の調整を行うことによ |
| | り、ベンチマーク指数を上回るパフォーマンスを追求する。 |
| | (i)(a)リバースレポ取引相手方との間におけるリバースレポ契約の締 |
| | 結、もしくは(b)米国財務省短期証券の資産ポートフォリオの購入、また |
| 主要な投資対象 | は(a)と(b)の組み合わせ、および()ベンチマーク指数に基づく本 |
| 工女份权良刈家 | 戦略における元本成長可能性の部分への参加を目的としたスワップ取引相手 |
| | 方との間におけるトータル・リターン・スワップ契約の形態によるスワップ |
| | 契約の締結により、投資目的の達成を目指す。 |
| 管理会社の名称 | Amundi Luxembourg S.A. |

| 投資対象の名称 | iShares III Public Limited Company - iShares Global Inflation Linked |
|---------------|--|
| 投資対象の名称 | Govt Bond UCITS ETF USD (Acc) Share Class |
| | 元本および収益リターンの双方を考慮しながら、Bloomberg Barclays World |
| 運用の基本方針 | Government Inflation - Linked Bond Indexのリターンを反映するトータ |
| | ル・リターンを投資家に提供することを目指す。 |
| | 可能な限り、ベンチマークであるBloomberg Barclays World Government |
| 主要な投資対象 | Inflation - Linked Bond Indexの構成銘柄である政府債のポートフォリオ |
| | に投資する。 |
| 管理会社の名称 | BlackRock Asset Management Ireland Limited |

(3)【運用体制】

投資運用会社は、月次投資委員会による推奨を踏まえ、投資運用会社自身の意思決定プロセスに従って投資決定を行う。

(a) 月次投資委員会

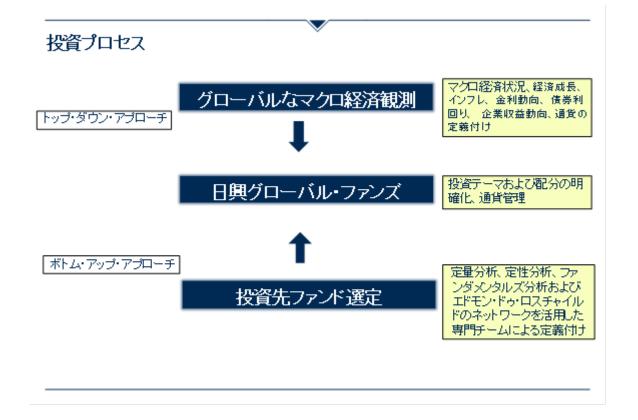
投資委員会は、投資運用会社のファンド・スペシャリスト、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グループの代表と投資助言会社のうちの一方である日興グローバルラップ株式会社のファンド・スペシャリストにより構成され、ファンドの投資戦略、組入れ候補ファンドおよびその投資比率に関する方針について推奨を行う。

SMBC日興証券株式会社は、投資家との距離が近い金融商品取引業者として、投資委員会で投資運用会社に投資助言する。

(b)投資運用会社の意思決定プロセス

ファンドの投資プロセスは、資産タイプ、地域および業種の見通しを検討するグローバルなマクロレビューに基づくトップ・ダウン・アプローチを特徴とする。マクロの背景(成長、インフレ、金利、債券利回り、通貨および企業収益の動向)が投資テーマおよびファンド配分を明確にするための基礎として検討される。投資は、最適な投資先ファンドを用いて行われる。このような投資先ファンドは、ボトム・アップ・アプローチ、定量的な尺度と定性分析およびファンダメンタルの分析の融合に基づき専門チームにより選定される。

投資は、全体としての費用を可能な限り低く抑える方法で行われる。



(上記の体制は2020年2月末日現在のものであり、今後変更となる場合がある。)

(4)【分配方針】

各分配期間(以下「現分配期間」という。)について、分配基準日の後4営業日目の日である分配日に各受益者に対し、管理会社が決定する額の分配が行われることがある。当該分配は、サブ・ファンドの投資収益および実現/未実現キャピタル・ゲインおよびその他の分配可能資産(適切とみなされる場合)から支払われる。現分配期間に関する分配は、関係する受益証券の名義人として現分配期間の最終日現在で当該分配基準日に名簿に登録されている受益者に行われ、かかる分配はすべて円の単位に切り捨てられる。

分配は、受益証券の1口当たり純資産価格または分配可能原資を考慮して行われ、受益証券の1口当たり純資産価格が当初発行価格を下回る、または分配期間中の運用実績が十分でないと管理会社が考える場合等において、管理会社は、分配を行わないことを決定することができる。

管理会社は、時宜に応じて、各サブ・ファンドに関して管理会社が決定する基準日において、また管理会社が決定する回数、各サブ・ファンドの受益者に対して管理会社が決定する額の中間分配を行うことができる。

上記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではない。

受益証券の購入価格によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合がある。受益証券の購入後のファンドの運用状況により、分配金額より受益証券1口当たり純資産価格の値上がりが小さかった場合も同様である。すなわち、分配は、元本から行われる可能性があり、その場合、サブ・ファンドが支払う分配金が受益者の投資元本であるという事実に受益者は留意すべきである。当該支払により、サブ・ファンドの投資運用に必要な元本額が減少することになる。

(5)【投資制限】

投資制限

サブ・ファンドに適用される投資制限は以下のとおりである。

- (イ)サブ・ファンドについて空売りされる有価証券の時価総額は、各サブ・ファンドの純資産総額を 超えないものとする。
- (ロ)総借入残高が各サブ・ファンドの直前の評価日時点の純資産総額の10%を超える結果となるような借入れを行うことは禁止される。ただし、合併、併合これらに類似するもののような例外的な緊急事態においては、10%の制限を一時的に超過することがある。
- (ハ)株式取得の結果、サブ・ファンドおよび管理会社が運用するすべてのミューチュアル・ファンドの保有する議決権の総数が、一発行会社の議決権付株式の50%を超えることになる場合、サブ・ファンドは、当該発行会社の株式を取得してはならない。かかる制限は、投資信託に対する投資には適用されない。(注)上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができる。
- (二)日本証券業協会が規定する外国投資信託受益証券の選別基準に要求されるとおり、サブ・ファンドは、価格の透明性を確保する方法が取られない限り、サブ・ファンドの純資産総額の15%を超えて、私募株式、非上場株式または不動産等流動性に欠ける資産に投資しないものとする。 (注)上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができる。
- (ホ)サブ・ファンドの資産額の50%を超えて、日本の金融商品取引法(昭和23年法律第25号(改正済))第2条第1項に規定される「有価証券」の定義に該当しない資産を構成する結果となるような投資対象の購入、投資および追加を行わない。
- (へ)管理会社もしくは第三者の利益を図ることを目的とし、受益者の利益に反し、またはサブ・ファンドの資産の適切な運用を阻害するサブ・ファンドのための管理会社の取引は、すべて禁止される。

サブ・ファンドの投資対象の価値の変化、再構成、合併、サブ・ファンドの資産からの支払またはサブ・ファンドの受益証券の買戻しの結果としてサブ・ファンドに適用される制限値を超えた場合、管理会社は、直ちにサブ・ファンドの投資対象を売却する必要はない。しかし、管理会社は、サブ・ファンドの受益者の利益を考慮した上で、投資制限違反が判明してから合理的な期間内に制限を遵守するために合理的に可能な措置を講じるものとする。

上記の投資制限に加え、サブ・ファンドは以下の投資制限に従う。

- デリバティブ取引の制限

サブ・ファンドはトレーディング・カンパニーを通じてポートフォリオの効率的な運用(ヘッジを含む。)のためにデリバティブ取引等を行っている。投資運用会社は、金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」に記載される標準的方式を用いて、デリバティブ取引等のリスク量がサブ・ファンドの純資産総額の80%以内となるようにデリバティブ取引等を管理している。疑義を避けるため、差金決済されない為替予約取引はデリバティブ取引等のリスク量の算出から除外される。

- サブ・ファンドの信用リスク管理

前記「(2)投資対象」に詳述されるように、サブ・ファンドはトレーディング・カンパニーを通じて、主にUCITSに投資する。UCITSは欧州指令および規則、とりわけ、信用リスクの分散に関連するUCITS 規則に服する。トレーディング・カンパニーは実質的にすべての資産をUCITSに投資するものであること、また、日本証券業協会は、株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよび/またはデリバティブ等エクスポージャーに関する単一の発行体および/またはカウンターパーティーに対するエクスポージャーについて、UCITSに関する指令および規則が、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則に適合していると考えていることから、管理会社としては、外国証券の取引に関する規則におけるトレーディング・カンパニーの信用リスクのエクスポージャーは監視され、よって、トレーディング・カンパニー、ひいてはサブ・ファンドは、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則に適合するものと考えている。

トレーディング・カンパニーが投資することができる投資対象(UCITSを除く。)に関して、トレーディング・カンパニーはその純資産の10%を超えて、単一の発行体またはカウンター・パーティーに関する以下のいずれかの証券または区分に対する投資を行わない。

- (1)株式等エクスポージャー(株式および投資信託証券の保有)
- (2)債券等エクスポージャー(有価証券((1)に定めるものを除く。)、金銭債権((3)に該当するものを除く。)および匿名組合出資持分の保有)
- (3) デリバティブ等エクスポージャー(デリバティブ取引(先物等)またはその他の取引(為替予約取引、貸借取引およびレポ取引等)により生じる債権)

また、トレーディング・カンパニーは、合計でその純資産の20%を超えて、単一の発行体またはカウンター・パーティーに関する上記の証券または区分に対する投資を行わない。

上記(3)のデリバティブ等エクスポージャーは、以下のように算出する。

デリバティブ等エクスポージャーのうち、差金決済されない為替予約取引のエクスポージャーは、取引の相手方に対するものとし、予約期日に応じそれぞれ次の定めによる。

- ・ 120日以内に予約期日が到来するものについては零とする。
- ・ 120日を超えるものについては、評価益の額をエクスポージャーとする。

金融派生商品(差金決済されない為替予約取引を除く。)のエクスポージャーは、有価証券の発行者 等および取引の相手方に対するものとし、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則に従って決定 される。

投資目的と投資方針の厳守

管理会社は、サブ・ファンドが常に本書に記載する投資目的および投資方針または投資制限が遵守されるよう確保する責任を負う。ただし、() 受託会社および管理会社は、サブ・ファンド決議による承認なしにサブ・ファンドの投資目的および投資方針または投資制限およびガイドラインについて重大な不利益となる変更を行わず、() 受託会社および管理会社は、制限の変更がサブ・ファンドの受益者の最大の利益に資すると判断し、また当該変更が適用ある法令(日本証券業協会の規則を含む。)を遵守している範囲内において、本書に記載するサブ・ファンドに関する投資制限を変更することができ、また() 本書記載の方針に関する記述は、管理会社の指示により受託会社または管理会社が絶対的裁量により当該状況下で適切と思料する影響を受ける受益者への通知を発することにより、全般的にまたは個々のサブ・ファンドについて変更することができる。

ケイマン諸島の規則

管理会社は、「投資顧問」(ミューチュアル・ファンド規則に定義される。)として遵守義務を負う 適用あるケイマン諸島の関係規則を遵守するものとする。したがって、管理会社は、サブ・ファンドの ために、

- (イ)結果的にサブ・ファンドのために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後にサ ブ・ファンドの純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
- (ロ)結果的にサブ・ファンドのために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後にサブ・ファンドの純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (i)特殊事情(サブ・ファンドと別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。)がある場合においては、12か月を超えない期間に限り、本(ロ)項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - () (a) サブ・ファンドが、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の 権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - (b)管理会社が、サブ・ファンドの資産の健全な運営またはサブ・ファンドの受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、
 - 本(口)項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。

- (八)株式取得の結果、管理会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の 議決権付株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会 社の議決権付株式を取得してはならない。
- (二)取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後にサブ・ファンドが保有するかかる投資対象の総価値がサブ・ファンドの純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、管理会社は、当該投資対象の評価方法が英文目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- (ホ)サブ・ファンドの受益者の利益を損なうか、またはサブ・ファンドの資産の適切な運用に違反する 取引(サブ・ファンドの受益者ではなく管理会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むがこれら に限られない。)を行ってはならない。
- (へ)本人として自社またはその取締役と取引をしてはならない。

ただし、上記のミューチュアル・ファンド規則は、管理会社が、サブ・ファンドのために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げるものではない。

- ()投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
- ()マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
- () サブ・ファンドの投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合

3【投資リスク】

(1)リスク要因

サブ・ファンドの受益証券への投資には、国際金融市場におけるすべての投資に共通する大きなリスクが伴う。投資を行おうとする者は、サブ・ファンドの受益証券に投資するメリットおよび妥当性を評価する際に、特に以下の要因を入念に検討するべきである。受益証券の価格は、上昇する場合もあれば下落する場合もあるため、投資者は当初の投資額を回収できないことがある。したがって、サブ・ファンドへの投資は、投下元本をすべて失うリスクを負担できる者のみが行うべきである。サブ・ファンドは、収益水準に関係なくそれぞれの報酬と費用を支払う責任を負う。

投資を行おうとする者は、以下の特有のリスクを入念に検討するべきだが、以下のリストはすべての リスクを網羅することを意図したものではない。

投資リスク

各サブ・ファンドが投資目的を達成できるという保証はない。管理会社は、各サブ・ファンドへの投資にはリスクが伴うことに鑑みて、各サブ・ファンドへの投資を中長期的投資と考えることを投資者に対して推奨する。

運用実績

受託会社、管理会社または投資運用会社の過去のパフォーマンスは、必ずしもサブ・ファンドの将来 の見通しを示すものではない。

管理会社および投資運用会社への依存

各サブ・ファンドの投資対象への投資運用と投資指図は、関係するサブ・ファンドの投資ガイドラインの範囲内で各信託財産の投資運用について唯一の責任主体である管理会社の責任下にある。管理会社は、その一定の権限と責任を投資運用会社に委託し、投資運用会社は、各サブ・ファンドの投資対象の選定、指図、評価および監視に関する完全な裁量権を有する。

クロス・ライアビリティ

サブ・ファンドの受益証券の発行または販売を通じて受託会社が受領するすべての手取金、当該手取金が投資されるすべて資産、ならびにこれらに帰属するすべての収入および利益は、当該サブ・ファンドに係るものとして指定される。いずれかのサブ・ファンドに帰属することが容易に見極められない資産は、受託会社の裁量において、受託会社または受託会社より委託を受けた者により一または複数のサブ・ファンド間に配分される。あるサブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの負債を負担し、一般に他のサブ・ファンドの負債を負担することはない。管理会社は、債権者となりうる者との取引において、当該債権者が当該サブ・ファンドの資産のみを対象とすることができ、あるサブ・ファンドについて受託会社名義で締結されたすべての契約が当該サブ・ファンドの信託資産の範囲内に債権者の償還請求を限定する文言を含むよう確保する義務を負う。ただし、投資者は、あるサブ・ファンドの資産が別のサブ・ファンドの債務を弁済するために使われる範囲を常に数量化することは不可能である点に留意するべきである。

時間外取引およびマーケットタイミング

管理会社は、時間外取引もしくはマーケットタイミングまたはその他類似の取引方法を認めない。かかる取引実施を回避するため、受益証券の発行および買戻しは未知の価格で行われ、管理会社は、本書記載の締切時刻以降に受領した注文を受け付けない。管理会社は、マーケットタイミング行為が疑われる者からの買付注文および関連するサブ・ファンドへの転換注文を拒否する権利を有する。

各サブ・ファンドは、すべての資産を各トレーディング・カンパニーの投資証券に投資し、各トレーディング・カンパニーの投資資産は、対応するサブ・ファンドの投資資産が運用されているのと全く同一の基準に従って運用されるので、トレーディング・カンパニーおよびサブ・ファンドのリスク要因

は、相当程度一致している。トレーディング・カンパニーの投資資産の運用成績の不振は、サブ・ファンドの運用成績の不振につながる。

サブ・ファンドは、トレーディング・カンパニーへの投資を通じて間接的に以下を含むが必ずしもこれに限定されない多くの潜在的投資リスクに直面する。

投資者は、受益証券の価額が上昇または下降する可能性があることを認識しておくべきである。サブ・ファンドへの投資には相当なリスクを伴う。投資運用会社は、サブ・ファンドの投資目的および投資方針の制約の中で潜在的損失を最小限にするために設計された戦略を実施するためにその経験および能力を駆使することを意図しているが、かかる戦略が実際に行われるという保証はなく、実施された場合も成功する保証はない。受益証券の流通市場が存在する可能性は低く、受益者は買戻しによってしか受益証券を処分することができない可能性がある。投資者は、サブ・ファンドへの投資の全部または相当部分を失う可能性がある。したがって、投資者は、自らがサブ・ファンドへの投資のリスクを受忍することができるか否かを慎重に検討すべきである。以下のリスク要因に関する記載は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明するものではない。

サブ・ファンドへの投資に伴うリスクには、以下のリスクが含まれる。

市場リスク

サブ・ファンドが保有する証券の市場価格は、急速にまたは予想外の変動を示すことがある。証券価格は、証券市場全般にあるいは証券市場において代表されている特定の業界に影響する要素によって下落する可能性があるほか、現実のもしくは認知された不利な経済状況、企業収益の一般的な見通しの変化、金利もしくは為替レートの変化、または一般的な投資家心理の冷え込み等の特定の企業には必ずしも関係ない一般的な市況によって下落することもある。更に、労働力不足、生産コストの上昇および業界内の競争の激化等、特定の業界に影響する要素によって下落する可能性もある。一般に、株式は、債券よりも価格の変動が大きい。

管理会社は、欧州証券市場監督局が推奨する転換アプローチに従いコミットメント・アプローチを計算する。また、管理会社は、バリュー・アット・リスク(VaR)を計算することにより、通常の市況においてサブ・ファンドにより生ずるおそれのある潜在的な市場リスク損失額を明確にする。

流動性リスク

一定の状況下では、サブ・ファンドが取引を行う市場の流動性が失われ、指値での証券の売買が困難になる可能性がある。サブ・ファンドは、純資産価額の算定頻度および/または買戻日および/または買戻手続が異なる投資信託(オルタナティブ・ファンドを含む。)の受益証券または投資証券にも投資する。したがって、流動性が低下し、その結果、原債務の支払(買戻し)に遅延が生じる可能性がある。

管理会社は、各サブ・ファンドについて、当該サブ・ファンドの投資対象の流動性特性が基本信託証書または目論見書に定める買戻方針に照らして適切であることを確保する。流動性リスクは、資産および負債の両面から評価されなければならない。

信用リスク

ポートフォリオにおける信用エクスポージャーは、投資戦略の一環であり、期待収益率に対するターゲット・リスクの比率を通じて分析される。しかしながら、信用リスクは、サブ・ファンド全体のリスク選好度に沿っていなければならない。また、預託機関に対する投資後信用エクスポージャーも存在している。

買戻しによる損失の可能性

受益証券の買戻しにより、投資対象の清算が必要となることがある。かかる清算により、サブ・ファンド(およびその既存の受益者)に、かかる清算をしなかった場合には発生しなかったと考えられる費用が発生する可能性がある。

為替変動のリスク

サブ・ファンドの資産の一部は、サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨に投資されることがあるが、 サブ・ファンドの基準通貨に対するヘッジ取引が行われず、投資者がかかる通貨のリスクにさらされる 可能性がある。

また、ある特定の通貨におけるオープン・ポジションまたは不完全にヘッジされるポジションに起因して、為替リスクが生じる。かかるポジションは、事業活動の当然の結果として生じることがある。為替リスクの主要な要因は、通貨の値動きおよび国際的金利変動における不完全な相関である。

他のファンドに投資を行うことに伴う運用リスク

サブ・ファンドは、投資信託(オルタナティブ・ファンドを含む。)の受益証券または投資証券に投資するので分散が欠如する可能性がある。サブ・ファンドが投資を行う投資信託の運用成績の不振は、サブ・ファンドの運用成績の不振につながる。

報酬の重層構造:他の投資信託への投資に関わる報酬

受託会社、管理会社、投資運用会社、投資助言会社、管理事務代行会社、保管会社、代行協会員、販売会社および各サブ・ファンドに関するその他のサービス提供者に支払う費用および報酬に加えて、各サブ・ファンドは間接的に、投資先ファンドの資産から支払われることがあるすべての報酬および費用(各サブ・ファンドの純資産に対する年率2%程度を上限とする料率で、投資先ファンドの受託会社、管理会社、投資顧問およびその他のサービス提供者(サブ・ファンドの受託会社、管理会社、投資顧問またはサービス提供者を兼ねることもできる。)に支払う報酬及び費用を含む。)を按分して負担する。上記の2%を上限とする報酬および費用に加え、投資先ファンドが実績報酬を支払う潜在的可能性があることに留意すべきである。

運用リスク

サブ・ファンドが保有する証券のファンダメンタルな価値に関する投資運用会社の判断が、誤りであることが判明する場合がある。

また、サブ・ファンドの資産の配分に関する投資運用会社の判断が、誤りであることが判明する場合がある。

特に検討を要する上記のリスク要因は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクをすべて説明することを意図したものではない。投資を行おうとする者は、サブ・ファンドへの投資を決定する前に、本書を読んだ上で、各自の専門アドバイザーと相談するべきである。

(2)リスクに対する管理体制

投資運用会社は月次ベースで各サブ・ファンドのポートフォリオおよびパフォーマンスを検証し、各サブ・ファンドが資産クラス、投資テーマ、業種および戦略に関する過剰な連結集中ならびに選定されたファンド間の過剰な相関性等、過度のリスクにさらされていないか、または各サブ・ファンドが参考指標と比較して典型的でないパフォーマンスを呈していないかチェックする。各サブ・ファンドに関連する法令、規則、投資制限のコンプライアンスは、運用部門とは完全に分離されたリスク・マネジメント部によって日常的に監督、管理される。

(上記の体制は2020年2月末日現在のものであり、今後変更となる場合がある。)

(3)リスクに関する参考情報

各サブ・ファンドの分配金再投資

▲ 1万口当たり純資産価格・年間騰落率の推移/ 2015年2月~2020年1月の5年間におけるサブ・ ファンドの分配金再投資1万口当たり純資産価格 (各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の 推移を示したものである。

各サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの 年間騰落率の比較

左のグラフと同じ期間における年間騰落率(各月末時 点)の平均と振れ幅を、サブ・ファンドと他の代表的 な資産クラス(円ベース)との間で比較したものであ る。このグラフは、サブ・ファンドと代表的な資産ク ラスを定量的に比較できるように作成したものであ る。

<日本大型株式ファンド>

(2015年2月~2020年1月)



<日本小型株式ファンド>

(2015年2月~2020年1月)



<グローバル株式ファンド>

(2015年2月~2020年1月)



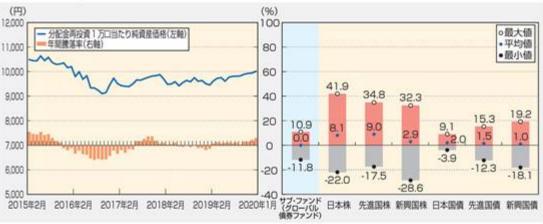


(2015年2月~2020年1月)



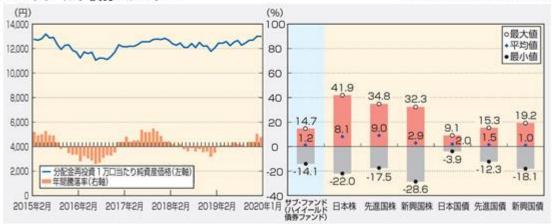
<グローバル債券ファンド>

(2015年2月~2020年1月)



<ハイイールド債券ファンド>

(2015年2月~2020年1月)



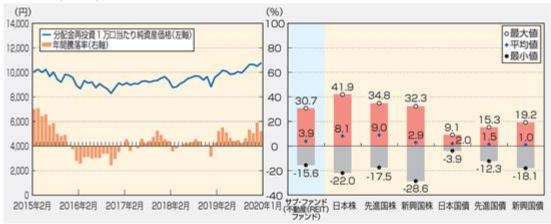
<オルタナティブ・ファンド>

(2015年2月~2020年1月)



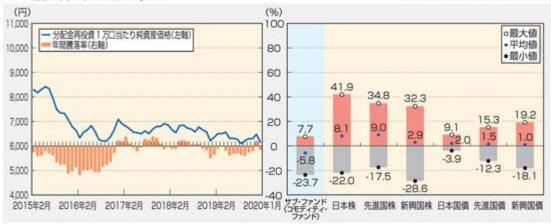
<不動産(REIT)ファンド>

(2015年2月~2020年1月)



<コモディティ・ファンド>

(2015年2月~2020年1月)



- (注1)分配金再投資1万口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時に各サブ・ファンドへ再投資したとみなして算出した ものである。ただし、各サブ・ファンドについては分配金の支払実績はないため、分配金再投資1万口当たり純資産価格 は各受益証券の1万口当たり純資産価格と等しくなる。
- (注2)各サブ・ファンドの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における分配金再投資1万口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものである。(月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなす。)
- (注3)代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものである。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなす。)
- (注4) 各サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を 用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものである。
- (注5) 各サブ・ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではない。
- ・代表的な資産クラスを表す指数

日本株.....TOPIX(配当込み)

先進国株......FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)

新興国株......S&P新興国総合指数

日本国債......BBGバークレイズE1年超日本国債指数

先進国債......FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)

新興国債......FTSE新興国市場国債指数(円ベース)

(注)S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算している。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「㈱東京証券取引所」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有している。なお、サブ・ファンドは、㈱東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、㈱東京証券取引所は、サブ・ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しない。

FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属する。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されている。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負わない。

上記のリスクに関する参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたっては、申込価格の最大4%の申込手数料を課すことができる。

日本国内における申込手数料

日本国内における取得申込みに関して、販売会社は、日興ファンドラップー任型における取扱いについては申込手数料を徴収しないが、別途、日興ファンドラップー任型におけるサービスの対価としての手数料を徴収することがある。

上記によらない場合は、管理会社と販売会社が別途合意した申込手数料が発行価格に加算されることがある。申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等ならびに購入に関する事務手続の対価である。かかる手数料の詳細については、SMBC日興証券株式会社またはその他の販売取扱会社の本支店等まで問い合わせのこと。

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻手数料 買戻手数料は課せられない。 日本国内における買戻手数料 買戻手数料は課せられない。

(3)【管理報酬等】

受託報酬

受託会社は、関係するサブ・ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.015%の受託報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われ、各サブ・ファンドについて下限を年間12,500米ドル(約137万円)、上限を年間15,000米ドル(約164万円)とする。

(注)米ドルの円換算額は便宜上、2020年2月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル = 109.43円)による。以下、米ドルの円金額表示は別段の記載がない限り、すべてこれによる。

上記の報酬は、毎年見直される。受託会社が追加の業務、訴訟またはその他の特別な事項について考慮または従事することを要求される場合、管理会社との間で適宜行われる交渉により追加報酬が定められ、相反する合意がなければ、当該時点において有効なレートによる時間制で追加の報酬が受託会社から請求される。

受託会社は、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドに関して受託会社が負担したすべての合理的な立替費用の返済を受ける。

受託報酬は、サブ・ファンドに対する受託業務の提供の対価として支払われる。

管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.03%の報酬を受領する権利を 有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドに関して管理会社が負担したすべての合理的な立替費用の返済を受ける。

管理報酬は、サブ・ファンドの設定・継続開示にかかる手続、資料作成・情報提供、運用状況の監督、リスク管理、その他運営管理全般にかかる業務の対価として支払われる。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドの純資産総額を基礎としてすべてのサブ・ファンドの純資産総額の合計額(以下「純資産総額の合計額」という。)に応じて適用される以下の料率により算定される報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。管理事務代行会社に支払われる実際の料率は、報酬合意により更に詳細に定められる。

| 純資産総額の合計額のうち1兆3,000億円以下の部分 | 年率0.10% |
|-----------------------------|----------|
| 純資産総額の合計額のうち1兆3,000億円を超える部分 | 年率0.085% |

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、管理事務代行会社に支払われる合理的な立替費用を負担する。

管理事務代行報酬は、サブ・ファンドの購入・換金(買戻し)等の受付、信託財産の評価、純資産価額の計算、会計書類作成およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

投資運用報酬

投資運用会社は、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドの純資産総額を基礎として純資産総額の合計額に応じて適用される以下の料率により算定される報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

| 純資産総額の合計額のうち3,000億円以下の部分 | 年率0.30% |
|------------------------------------|---------|
| 純資産総額の合計額のうち3,000億円を超え5,000億円以下の部分 | 年率0.25% |
| 純資産総額の合計額のうち5,000億円を超え1兆円以下の部分 | 年率0.20% |
| 純資産総額の合計額のうち1兆円を超え1兆3,000億円以下の部分 | 年率0.10% |
| 純資産総額の合計額のうち1兆3,000億円を超える部分 | 年率0.08% |

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、投資運用会社に支払われる合理的な立替費用を負担する。

投資運用報酬は、サブ・ファンドに対する投資運用業務の対価として支払われる。

投資助言報酬

各投資助言会社は、サブ・ファンドの資産から、以下のとおり報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。各投資助言会社に支払われる実際の料率は、報酬合意により更に詳細に定められる。

SMBC日興証券株式会社は、サブ・ファンドの純資産総額に対して年率0.05%の報酬を受領する権利を有する。日興グローバルラップ株式会社は、純資産総額の合計額に応じて適用される以下の料率により算定される報酬を受領する権利を有する。

| 純資産総額の合計額のうち1兆3,000億円以下の部分 | 年率0.13% |
|-----------------------------|----------|
| 純資産総額の合計額のうち1兆3,000億円を超える部分 | 年率0.115% |

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、投資助言会社に支払われる合理的な立替費用を負担する。

投資助言報酬は、サブ・ファンドに対する投資助言業務の対価として支払われる。

保管報酬

保管会社は、サブ・ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.01%の報酬を受領する権利を 有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、保管会社に支払われる合理的な立替費用を負担する。

保管報酬は、サブ・ファンド信託財産の保管、入出金の処理、信託財産の決済およびこれらに付随 する業務の対価として支払われる。

販売報酬

販売会社は、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドの純資産総額を基礎として純資産総額の合計額に応じて適用される以下の料率により算定される報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

| 純資産総額の合計額のうち3,000億円以下の部分 | 年率0.02% |
|------------------------------------|---------|
| 純資産総額の合計額のうち3,000億円を超え5,000億円以下の部分 | 年率0.07% |
| 純資産総額の合計額のうち5,000億円を超え1兆円以下の部分 | 年率0.12% |
| 純資産総額の合計額のうち1兆円を超える部分 | 年率0.22% |

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、販売会社に支払われる合理的な立替費用を負担する。 販売報酬は、サブ・ファンドの購入・買戻しの取扱、運用報告書の交付等購入後の情報提供および これらに付随する業務の対価として支払われる。

代行協会員報酬

代行協会員は、サブ・ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.03%の報酬を受領する権利 を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、代行協会員に支払われる合理的な立替費用を負担する。 代行協会員報酬は、目論見書、運用報告書等の販売会社等への送付、1口当たり純資産価格の公表 およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

2019年10月31日に終了した会計年度中の各報酬額については、以下のとおりである。

| 受託報酬 | 14,580,369円 |
|----------|----------------|
| 管理報酬 | 326,721,720円 |
| 管理事務代行報酬 | 1,089,925,936円 |
| 投資運用報酬 | 2,482,083,205円 |
| 投資助言報酬 | 1,961,483,579円 |
| 保管報酬 | 108,907,943円 |
| 販売報酬 | 1,005,681,019円 |
| 代行協会員報酬 | 326,709,227円 |

(4)【その他の手数料等】

その他費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができない。

その他の手数料

()設立費用

ファンドの設立に関連する費用(以下「設立費用」という。)は償却された。

()仲介手数料

有価証券の売買に関連する仲介料および手数料は関係する信託財産から支弁する。

()その他の運営費用

受託会社、管理会社、投資運用会社、投資助言会社、保管会社、管理事務代行会社、代行協会員 および販売会社は、自らの費用で、各自のサービスを履行するために必要な事務員、事務スペース および事務機器を提供する責任を負う。各サブ・ファンドはそれぞれの事業活動に付随するその他 すべての費用を負担する。かかる費用には法令遵守の費用ならびにそのための監査人および法律顧 問の報酬、保管料、受益証券の実質的所有者を含めた受益者のために必要な言語で年次報告書、半期報告書およびファンド、管理会社および/または受託会社に適用される法規に基づいて必要なその他の報告書または書類を作成し、配布する費用、会計、記帳および純資産総額の計算費用、受益者向け通知を作成し、配布する費用、弁護士および監査人の報酬、資産、収入、報酬および費用に対してファンドまたはサブ・ファンドが請求されるすべての税金、上記に類するすべての一般管理費(受益証券の募集または販売に直接関係する費用を含む。)、借入金および融資残高の利息およびコミットメント・ライン手数料、所得税、源泉徴収税等の租税、受益者および投資を行おうとする者との通信費用などを含む。各サブ・ファンドは、その他の投資会社への投資に関連する申込手数料および買戻手数料ならびに組入証券の取引に関連する仲介手数料を支払う義務を負う場合がある。

2019年10月31日に終了した会計年度中のその他の費用は、63,119,446円である。

投資先ファンドの管理報酬等

サブ・ファンドは投資先ファンドの資産から支払われることがあるすべての報酬および費用(投資先ファンドの受託会社、管理会社、投資顧問会社、その他の関係会社に支払うべき報酬および費用を含む。)を間接的に負担する。ただし、投資対象となる投資先ファンドがファンドの投資方針に従い随時変動するため、各投資先ファンドの金額、料率、上限額や計算方法は記載していないが、これらの投資先ファンドに係るすべての報酬および費用は、個々のサブ・ファンドの純資産総額に対し、それぞれ上限年率2%程度となる (注)。また、投資先ファンドの中には、実績報酬が課されるものもある。上記の2%程度を上限とする報酬および費用に加え、投資先ファンドが実績報酬を支払う潜在的可能性があることに留意すべきである。

(ご参考)投資先ファンドの管理報酬等の実際の料率

2020年2月末日現在、日興グローバル・ファンズ全体でみた投資先ファンドの管理報酬等の料率は、年率0.88%程度となる(この料率は、9本のサブ・ファンドで投資している全ての投資先ファンドの管理報酬等(実績報酬を除く)の合計金額を、9本のサブ・ファンドの純資産総額の合計金額で除したものである)。また、9本のサブ・ファンド別にみた投資先ファンドの管理報酬等の料率は、各サブ・ファンドの純資産総額に対して年率0.41%~1.23%程度となる。ただし、受益者が実際に負担する投資先ファンドの管理報酬等の料率は、9本のサブ・ファンドの組み合わせに応じて異なる。

(注)サブ・ファンドが間接的に負担する投資先ファンドの報酬および費用は、実際には、個々のサブ・ファンドにおける投資 先ファンドの純資産総額に対し、投資先ファンドの固定または上限の料率が示されている報酬および費用を用いて、投資 先ファンドの投資比率で加重平均して計算している。

上記報酬およびその他費用・手数料等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、サブ・ファンドおよびトレーディング・カンパニーの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができない。

(5)【課税上の取扱い】

投資者は、各自が国籍、住所または本籍を有する国の法律に基づく受益証券の購入、保有、売却また は買戻しに関する税務上、為替管理上またはその他の効果に関して、各自の専門家の顧問と相談するべ きである。様々な法域で受益者に適用される法律の数に照らして、本書に受益証券の購入、保有または 処分に関する各地域の税効果のまとめはない。

投資の場合と同様に、受益証券に投資した時点の税務上の地位または予定する税務上の地位が永久に 続くという保証はない。下記 および は現在施行中の法律および慣行に基づいており、変更される場 合がある。

日本

2020年3月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (イ)受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (ロ)国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社 債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (ハ)国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受ける ファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日 以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。)の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

- (二)日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。)または金融機関等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2038年1月1日以後は15%の税率となる。)。
- (ホ)日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡 益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換 算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税 15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率 による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、 税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額の みで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(へ)日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(ホ) と同様の取扱いとなる。

- (ト)日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。
- (注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久 的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。
 - ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合
- (イ)受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (ロ)国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式 投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (ハ)国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受ける ファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日 以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われる。
 - 日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。
 - 申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益 通算が可能である。
- (二)日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2038年1月1日以後は15%の税率となる。)。
- (ホ)日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡 益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315% (所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税 5%))の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
 - 譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。
- (へ)日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(ホ)と 同様の取扱いとなる。
- (ト)日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。
- (注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久 的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。
 - ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

ケイマン諸島

現行法に基づいて、ケイマン諸島政府は受託会社または受益者に対して所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を賦課しない。また、ファンドに関する受託会社による、またはファンドに関する受託会社に対する支払に対して適用されるケイマン諸島が当

事者となっている二重課税防止条約はない。本書の日付現在、ケイマン諸島において外国為替管理は 行われていない。

受託会社は、ケイマン諸島信託法第81条に従って、ファンドに関しケイマン諸島総督から保証書を受領した。かかる保証書には、ファンドの設立の日付から向こう50年間にケイマン諸島で制定される所得、資本資産、資本利得またはキャピタル・ゲインに租税を課す法律および相続税的な性格を有する租税を課す法律は、サブ・ファンドを構成する資産もしくはサブ・ファンドに起因する所得、またはかかる資産もしくは所得に関連してサブ・ファンドの受託会社もしくは受益者には適用されないことが明記されている。受益証券の譲渡または買戻しに関してケイマン諸島で課される印紙税はない。ケイマン諸島・金融口座情報の自動的交換

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスの向上および情報交換の促進のため、米国との間で政府間協定に調印した(以下「US IGA」という。)。また、ケイマン諸島は、80か国を超える他の諸国とともに、金融口座情報の自動的交換に関するOECD基準 - 共通報告基準(以下「CRS」といい、US IGAとあわせて「AEOI」という。)を実施するための多国間協定に調印した。

US IGAおよびCRSの効力を生じさせるため、ケイマン諸島規則が発行された(以下「AEOI規則」と総称する。)。AEOI規則に基づき、ケイマン諸島税務情報局は、US IGAおよびCRSの適用に関する手引書を公表している。

ケイマン諸島のすべての「金融機関」は、AEOI規則の登録、デュー・ディリジェンスおよび報告要件を遵守する義務を負う。ただし、一または複数のAEOI制度に関して「非報告金融機関(関連するAEOI規則に定義される。)」となることを認める免除に依拠することができる場合はこの限りではなく、この場合、かかる金融機関にはCRSに基づく登録要件のみが適用される。ファンドおよび/またはサブ・ファンドは、いかなる非報告金融機関の免除にも依拠することを企図していないため、AEOI規則のすべての要件を遵守することを意図している。

AEOI規則により、ファンドおよび/またはサブ・ファンドは、特に、()(US IGAに該当する場合のみ)グローバル仲介人識別番号(以下「GIIN」という。)を取得するために内国歳入庁(以下「IRS」という。)に登録すること、()ケイマン諸島税務情報局に登録し、これにより「報告金融機関」としての自らの地位をケイマン諸島税務情報局に通知すること、()CRSに基づく義務を履行する方法を定めた方針および手続に関する文書を作成し、実行すること、()「報告対象口座」とみなされるか否かを確認するため、自らの口座のデュー・ディリジェンスを実施すること、および()かかる報告対象口座に関する情報をケイマン諸島税務情報局に報告することを義務付けられている。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、ある報告対象口座に関連する海外の財政当局(例えば、米国報告対象口座の場合はIRS)に対し、ケイマン諸島税務情報局に報告された情報を自動的に送信する。

投資を予定する者は、自身が国籍、住所および本籍を有する国の法律および税務専門家に、それぞれの法域における法律(とりわけ特に米国の税制)に基づき、受益証券の購入、保有および買戻しに関して決定される税務上またはその他の影響について、相談すべきである。

ファンドおよび/もしくはサブ・ファンドへの投資ならびに/またはこれらへの投資の継続により、投資者は、ファンドおよび/またはサブ・ファンドに対する追加情報の提供が必要となる可能性があること、ファンドのAEOI規則への遵守が投資者情報の開示につながる可能性があること、および投資者情報が海外の財政当局との間で交換される可能性があることを了解したとみなされるものとする。投資者が(結果にかかわらず)要求された情報を提供しない場合、受託会社は、その裁量において、対象となる投資者の強制買戻しを含むがこれに限られない対応措置を講じおよび/またはあらゆる救済措置を求める権利を留保する。

その他の国

受託会社はケイマン諸島では課税されないが、サブ・ファンドはサブ・ファンドの投資に起因する 所得または利得に関してその他の国で源泉徴収される租税を支払う責任を負うことがある。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

投資別および地域別の投資状況

<日本大型株式ファンド>

(2020年1月末日現在)

| 資産の種類 | 国・地域名 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|------------------|--------|-----------------|---------|
| 投資信託 | ケイマン諸島 | 255,256,832,742 | 100.06 |
| 現金・その他の資産(負債控除後) | | - 156,887,033 | - 0.06 |
| 合計(純資産総額) | | 255,099,945,709 | 100.00 |

(注)投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-JLCE トレーディング・リミテッドの投資状況である。

(2020年1月末日現在)

| 資産の種類 | 国・地域名 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|------------------|---------|-----------------|---------|
| 投資信託 | ルクセンブルグ | 149,713,606,004 | 58.65 |
| | アイルランド | 104,128,750,805 | 40.79 |
| 小計 | | 253,842,356,809 | 99.45 |
| 現金・その他の資産(負債控除後) | | 1,414,296,916 | 0.55 |
| 合計 (純資産総額) | | 255,256,653,725 | 100.00 |

- (注1)投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。
- (注2)サブ・ファンドの特定の資産の「時価合計(円)」欄に記載された金額は、サブ・ファンドと組入投資信託に用いている システムの性質により誤差が生じるため、組入投資信託の「時価合計(円)」の「合計(純資産総額)」欄に記載された 金額と一致しない場合がある。

<日本小型株式ファンド>

(2020年1月末日現在)

| 資産の種類 | 国・地域名 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|------------------|--------|----------------|---------|
| 投資信託 | ケイマン諸島 | 47,328,035,473 | 100.07 |
| 現金・その他の資産(負債控除後) | | - 30,919,758 | - 0.07 |
| 合計 (純資産総額) | | 47,297,115,715 | 100.00 |

(注)投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-JSCE トレーディング・リミテッドの投資状況である。

| 資産の種類 | 国・地域名 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|------------------|---------|----------------|---------|
| 投資信託 | ルクセンブルグ | 34,883,530,384 | 73.71 |
| | アイルランド | 11,945,101,151 | 25.24 |
| 小計 | | 46,828,631,535 | 98.94 |
| 現金・その他の資産(負債控除後) | | 499,468,256 | 1.06 |
| 合計 (純資産総額) | | 47,328,099,791 | 100.00 |

- (注1)投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。
- (注2) サブ・ファンドの特定の資産の「時価合計(円)」欄に記載された金額は、サブ・ファンドと組入投資信託に用いているシステムの性質により誤差が生じるため、組入投資信託の「時価合計(円)」の「合計(純資産総額)」欄に記載された金額と一致しない場合がある。

<グローバル株式ファンド>

(2020年1月末日現在)

| 資産の種類 | 国・地域名 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|------------------|--------|-----------------|---------|
| 投資信託 | ケイマン諸島 | 247,106,960,265 | 100.06 |
| 現金・その他の資産(負債控除後) | | - 148,438,279 | - 0.06 |
| 合計 (純資産総額) | | 246,958,521,986 | 100.00 |

(注)投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-GE トレーディング・リミテッドの投資状況である。

(2020年1月末日現在)

| 資産の種類 | 国・地域名 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|------------------|---------|-----------------|---------|
| +几次/==1 | ルクセンブルグ | 172,439,434,214 | 69.78 |
| 投資信託 | アイルランド | 69,166,576,007 | 27.99 |
| 小計 | | 241,606,010,221 | 97.77 |
| 現金・その他の資産(負債控除後) | | 5,500,460,701 | 2.23 |
| 合計 (純資産総額) | | 247,106,470,922 | 100.00 |

- (注1)投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。
- (注2)サブ・ファンドの特定の資産の「時価合計(円)」欄に記載された金額は、サブ・ファンドと組入投資信託に用いているシステムの性質により誤差が生じるため、組入投資信託の「時価合計(円)」の「合計(純資産総額)」欄に記載された金額と一致しない場合がある。

<エマージング株式ファンド>

(2020年1月末日現在)

| 資産の種類 | 国・地域名 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|------------------|--------|----------------|---------|
| 投資信託 | ケイマン諸島 | 78,341,717,140 | 100.06 |
| 現金・その他の資産(負債控除後) | | - 50,555,783 | - 0.06 |
| 合計(純資産総額) | | 78,291,161,357 | 100.00 |

(注)投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-EE トレーディング・リミテッドの投資状況である。

| 資産の種類 | 国・地域名 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|------------------|---------|----------------|---------|
| +D.次/===1 | ルクセンブルグ | 42,358,578,450 | 54.07 |
| 投資信託 | アイルランド | 34,357,178,608 | 43.86 |
| 小計 | | 76,715,757,058 | 97.92 |
| 現金・その他の資産(負債控除後) | | 1,626,045,707 | 2.08 |
| 合計 (純資産総額) | | 78,341,802,765 | 100.00 |

- (注1)投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。
- (注2)サブ・ファンドの特定の資産の「時価合計(円)」欄に記載された金額は、サブ・ファンドと組入投資信託に用いているシステムの性質により誤差が生じるため、組入投資信託の「時価合計(円)」の「合計(純資産総額)」欄に記載された金額と一致しない場合がある。

<グローバル債券ファンド>

(2020年1月末日現在)

| 資産の種類 | 国・地域名 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|------------------|--------|-----------------|---------|
| 投資信託 | ケイマン諸島 | 160,633,069,529 | 100.06 |
| 現金・その他の資産(負債控除後) | | - 95,984,119 | - 0.06 |
| 合計 (純資産総額) | | 160,537,085,410 | 100.00 |

(注)投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-GB トレーディング・リミテッドの投資状況である。

(2020年1月末日現在)

| 資産の種類 | 国・地域名 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|------------------|---------|-----------------|---------|
| +几次/==1 | ルクセンブルグ | 103,113,702,652 | 64.19 |
| 投資信託 | アイルランド | 54,402,732,898 | 33.87 |
| 小計 | | 157,516,435,550 | 98.06 |
| 現金・その他の資産(負債控除後) | | 3,117,043,728 | 1.94 |
| 合計 (純資産総額) | | 160,633,479,278 | 100.00 |

- (注1)投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。
- (注2)サブ・ファンドの特定の資産の「時価合計(円)」欄に記載された金額は、サブ・ファンドと組入投資信託に用いているシステムの性質により誤差が生じるため、組入投資信託の「時価合計(円)」の「合計(純資産総額)」欄に記載された金額と一致しない場合がある。

<ハイイールド債券ファンド>

(2020年1月末日現在)

| 資産の種類 | 国・地域名 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|------------------|--------|----------------|---------|
| 投資信託 | ケイマン諸島 | 84,422,773,562 | 100.06 |
| 現金・その他の資産(負債控除後) | | - 52,020,919 | - 0.06 |
| 合計 (純資産総額) | | 84,370,752,643 | 100.00 |

(注)投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-HYB トレーディング・リミテッドの投資状況である。

| 資産の種類 | 国・地域名 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|------------------|---------|----------------|---------|
| +0 >欠 /===1 | アイルランド | 45,649,206,858 | 54.07 |
| 投資信託 | ルクセンブルグ | 36,975,906,174 | 43.80 |
| 小計 | | 82,625,113,032 | 97.87 |
| 現金・その他の資産(負債控除後) | | 1,797,520,631 | 2.13 |
| 合計 (純資産総額) | | 84,422,633,663 | 100.00 |

- (注1)投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。
- (注2)サブ・ファンドの特定の資産の「時価合計(円)」欄に記載された金額は、サブ・ファンドと組入投資信託に用いている システムの性質により誤差が生じるため、組入投資信託の「時価合計(円)」の「合計(純資産総額)」欄に記載された 金額と一致しない場合がある。

<オルタナティブ・ファンド>

(2020年1月末日現在)

| 資産の種類 | 国・地域名 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|------------------|--------|-----------------|---------|
| 投資信託 | ケイマン諸島 | 292,170,615,576 | 100.06 |
| 現金・その他の資産(負債控除後) | | - 174,840,235 | - 0.06 |
| 合計 (純資産総額) | | 291,995,775,341 | 100.00 |

(注)投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-ALTERNATIVEトレーディング・リミテッドの投資状況である。

(2020年1月末日現在)

| 資産の種類 | 国・地域名 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|------------------|----------|-----------------|---------|
| | ルクセンブルグ | 138,302,969,831 | 47.34 |
| | アイルランド | 114,569,785,460 | 39.21 |
| 投資信託 | ケイマン諸島 | 22,294,211,243 | 7.63 |
| | 英領ヴァージン諸 | | |
| | 島 | 9,376,143,662 | 3.21 |
| 小計 | | 284,543,110,196 | 97.39 |
| 現金・その他の資産(負債控除後) | | 7,628,924,596 | 2.61 |
| 合計 (純資産 | 総額) | 292,172,034,792 | 100.00 |

⁽注1)投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

<不動産(REIT)ファンド>

(2020年1月末日現在)

| 資産の種類 | 国・地域名 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|------------------|--------|----------------|---------|
| 投資信託 | ケイマン諸島 | 58,412,689,457 | 100.06 |
| 現金・その他の資産(負債控除後) | | - 36,003,109 | - 0.06 |
| 合計(純資産総額) | | 58,376,686,348 | 100.00 |

(注)投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-REAL ESTATE (REIT) トレーディング・リミテッドの投資状況である。

| 資産の種類 | 国・地域名 | 時価合計 (円) | 投資比率(%) |
|------------------|---------|----------------|---------|
| | アイルランド | 37,605,066,977 | 64.38 |
| 投資信託 | ルクセンブルグ | 18,429,751,985 | 31.55 |
| | 日本 | 1,176,158,431 | 2.01 |
| 小計 | | 57,210,977,393 | 97.94 |
| 現金・その他の資産(負債控除後) | | 1,201,608,277 | 2.06 |
| 合計 (純資産総額) | | 58,412,585,670 | 100.00 |

⁽注1)投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

⁽注2)サブ・ファンドの特定の資産の「時価合計(円)」欄に記載された金額は、サブ・ファンドと組入投資信託に用いている システムの性質により誤差が生じるため、組入投資信託の「時価合計(円)」の「合計(純資産総額)」欄に記載された 金額と一致しない場合がある。

⁽注2)サブ・ファンドの特定の資産の「時価合計(円)」欄に記載された金額は、サブ・ファンドと組入投資信託に用いている システムの性質により誤差が生じるため、組入投資信託の「時価合計(円)」の「合計(純資産総額)」欄に記載された 金額と一致しない場合がある。

<コモディティ・ファンド>

(2020年1月末日現在)

| 資産の種類 | 国・地域名 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|------------------|--------|----------------|---------|
| 投資信託 | ケイマン諸島 | 24,230,028,707 | 100.07 |
| 現金・その他の資産(負債控除後) | | - 17,018,917 | - 0.07 |
| 合計(純資産総額) | | 24,213,009,790 | 100.00 |

(注)投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-COMMODITY トレーディング・リミテッドの投資状況である。

| 資産の種類 | 国・地域名 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|------------|---------|----------------|---------|
| 投資信託 | ルクセンブルグ | 18,825,859,479 | 77.70 |
| 投具后式 | アイルランド | 4,915,082,668 | 20.29 |
| 小計 | | 23,740,942,147 | 97.98 |
| 現金・その他の資産(| 負債控除後) | 489,036,681 | 2.02 |
| 合計(純資産組 | 総額) | 24,229,978,828 | 100.00 |

⁽注1)投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

⁽注2)サブ・ファンドの特定の資産の「時価合計(円)」欄に記載された金額は、サブ・ファンドと組入投資信託に用いている システムの性質により誤差が生じるため、組入投資信託の「時価合計(円)」の「合計(純資産総額)」欄に記載された 金額と一致しない場合がある。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

<日本大型株式ファンド>

(2020年1月末日現在)

| 銘柄 | 国・地域名 | 種類 | 保有口数 | 取 | 得原価(円) | | 時価(円) | 投資 比率 |
|----------------------|--------|------|-----------------|------|-----------------|------|-----------------|----------|
| | | | | 単価 | 金額 | 単価 | 金額 | (%) |
| NGF-JLCE TRADING LTD | ケイマン諸島 | 投資信託 | 188,077,448,804 | 1.21 | 227,941,440,648 | 1.36 | 255,256,832,742 | 100.06 |

(注)投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-JLCE トレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

(2020年1月末日現在)

| 順位 | 銘柄 | 国・地域名 | 種類 | 保有口数 | 取往 | 导原価(円) | 眼 | 插(円) | 投資 比率 |
|----|---|---------|------|------------|-----------|----------------|-----------|----------------|----------|
| | | | | | 単価 | 金額 | 単価 | 金額 | (%) |
| 1 | EASTSPRING INV JAP DYNAM FD CJ ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 33,819,646 | 986.97 | 33,379,083,331 | 1,053.00 | 35,612,087,135 | 13.95 |
| 2 | JPMORG FDS-JAPAN EQUITY FUND X ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 2,263,314 | 12,629.23 | 28,583,909,708 | 12,882.00 | 29,156,004,713 | 11.42 |
| 3 | SPARX JAPAN FD PLC JPY INST D | アイルランド | 投資信託 | 2,763,381 | 10,033.29 | 27,725,793,844 | 10,539.00 | 29,123,271,357 | 11.41 |
| 4 | COMGEST GROWTH PLC JAPAN JPY I ACC | アイルランド | 投資信託 | 20,894,440 | 1,346.86 | 28,141,957,122 | 1,392.00 | 29,085,060,070 | 11.39 |
| 5 | PICTET JAPAN EQUITY OPPOR I JPY ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 2,403,836 | 10,441.55 | 25,099,765,005 | 11,864.65 | 28,520,671,236 | 11.17 |
| 6 | GOLDMAN SACHS JAPAN EQ P- I FUND ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 1,964,519 | 12,350.85 | 24,263,481,538 | 14,435.19 | 28,358,206,972 | 11.11 |
| 7 | INVESCO JAPAN EQTY ADV FD S JPY ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 2,253,624 | 11,230.47 | 25,309,246,608 | 12,454.00 | 28,066,635,948 | 11.00 |
| 8 | MAN GLG JPN COREALPHA EQ I JPY ACC | アイルランド | 投資信託 | 1,389,158 | 19,085.93 | 26,513,371,828 | 20,027.00 | 27,820,662,880 | 10.90 |
| 9 | MORANT WRIGHT SAKURA FD B JPY ACC | アイルランド | 投資信託 | 19,049,718 | 969.87 | 18,475,795,246 | 950.13 | 18,099,756,498 | 7.09 |

(注)投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

<日本小型株式ファンド>

(2020年1月末日現在)

| 銘柄 | 国・地域名 | 種類 | 保有口数 | 取得原価(円) | | 時価(円) | | 投資 比率 |
|----------------------|--------|------|----------------|---------|----------------|-------|----------------|----------|
| | | | | 単価 | 金額 | 単価 | 金額 | (%) |
| NGF-JSCE TRADING LTD | ケイマン諸島 | 投資信託 | 25,845,084,410 | 1.62 | 41,878,137,997 | 1.83 | 47,328,035,473 | 100.07 |

(注)投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-JSCE トレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

(2020年1月末日現在)

| 順位 | 銘柄 | 国・地域名 | 種類 | 保有口数 | 取得 | 原価(円) | 眼 | 插(円) | 投資 比率 |
|----|---|---------|------|------------|-----------|---------------|-----------|---------------|----------|
| | | | | | 単価 | 金額 | 単価 | 金額 | (%) |
| 1 | BNP PARIBAS JPN SMC I JPY ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 450,122 | 11,511.92 | 5,181,766,546 | 13,547.00 | 6,097,803,750 | 12.88 |
| 2 | EASTSPRING INV JAP SM CO CJ JP ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 2,237,907 | 2,616.20 | 5,854,803,221 | 2,721.00 | 6,089,345,861 | 12.87 |
| 3 | SCHRODER ISF JPN SMALL COMP-C ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 31,794,776 | 156.18 | 4,965,831,472 | 172.93 | 5,498,318,297 | 11.62 |
| 4 | JANUS HENDERSO-JAP SMC- 12-JPY ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 843,998 | 5,080.47 | 4,287,910,422 | 6,217.35 | 5,247,431,761 | 11.09 |
| 5 | SUMITRUST JPN SMAL CAP FD A JPY ACC | アイルランド | 投資信託 | 296,866 | 16,173.62 | 4,801,397,778 | 14,949.66 | 4,438,046,249 | 9.38 |
| 6 | SWISSCANTO LU EQ S/M CAP JP-DT ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 196,697 | 17,059.76 | 3,355,602,733 | 21,891.95 | 4,306,081,074 | 9.10 |
| 7 | PINEBRIDGE JPN SMALL CAP EQ-Y3-DIS | アイルランド | 投資信託 | 513,960 | 6,686.41 | 3,436,547,089 | 8,200.14 | 4,214,542,466 | 8.90 |
| 8 | PRIVILEDGE SMAM JP SM JPY UA ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 240,892 | 16,004.59 | 3,855,378,209 | 16,037.99 | 3,863,422,319 | 8.16 |
| 9 | ABERDEEN ST-JPN SML COMP- 12-YEN ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 2,301,108 | 1,441.77 | 3,317,668,443 | 1,643.18 | 3,781,127,322 | 7.99 |
| 10 | BNY MLN JPN SMALL CAP EQUITY W ACC | アイルランド | 投資信託 | 16,053,198 | 197.28 | 3,166,908,878 | 205.10 | 3,292,512,436 | 6.96 |

(注)投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

<グローバル株式ファンド>

(2020年1月末日現在)

| 銘柄 | 国・地域名 | 種類 | 保有口数 | 取得原価(円) | | 時価(円) | | 投資 比率 |
|--------------------|--------|------|-----------------|---------|-----------------|-------|-----------------|----------|
| | | | | 単価 | 金額 | 単価 | 金額 | (%) |
| NGF-GE TRADING LTD | ケイマン諸島 | 投資信託 | 143,798,094,927 | 1.45 | 207,967,800,922 | 1.72 | 247,106,960,265 | 100.06 |

(注)投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-GE トレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

(2020年1月末日現在)

| 順位 | 銘柄 | 国・地域名 | 種類 | 保有口数 | 取得 | 原価(円) | 時 | 価(円) | 投資 比率 |
|----|--|---------|------|-----------|------------|----------------|------------|----------------|----------|
| | | | , | | 単価 | 金額 | 単価 | 金額 | (%) |
| 1 | EDGEWOOD L SL - US SL GTH USD ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 727,930 | 32,084.17 | 23,355,027,001 | 31,111.34 | 22,646,877,087 | 9.16 |
| 2 | DODGE & COX-US STOCK-USD ACC | アイルランド | 投資信託 | 6,881,218 | 2,546.76 | 17,524,779,131 | 3,138.83 | 21,598,957,686 | 8.74 |
| 3 | AB SICAV - AMERICAN GROWTH-S1 ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 1,333,688 | 12,216.96 | 16,293,612,259 | 16,041.93 | 21,394,926,556 | 8.66 |
| 4 | POLEN CAP INV-FOC US GR IN USD ACC | アイルランド | 投資信託 | 6,302,248 | 2,799.09 | 17,640,548,050 | 3,321.99 | 20,936,000,515 | 8.47 |
| 5 | ABN AMRO MM ARIST US EQ I USD ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 818,131 | 18,936.70 | 15,492,704,858 | 22,703.24 | 18,574,222,077 | 7.52 |
| 6 | ROBECO BP US LG CAP EQ I USD ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 586,736 | 21,338.89 | 12,520,294,848 | 29,754.01 | 17,457,748,101 | 7.06 |
| 7 | WMF(LUX) - WELL US RES EQ USD S ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 1,178,879 | 10,281.30 | 12,120,404,439 | 12,669.17 | 14,935,414,880 | 6.04 |
| 8 | AB SICAV I-US EQTY PORTF S1 USD ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 3,117,075 | 3,501.21 | 10,913,525,283 | 4,740.40 | 14,776,192,213 | 5.98 |
| 9 | FIDELITY FD EUR LARGER CO I EUR ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 6,629,180 | 1,632.16 | 10,819,853,704 | 2,086.10 | 13,829,163,920 | 5.60 |
| 10 | GOLDMAN SACHS EUROPE CORE FD IA ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 5,827,798 | 1,831.94 | 10,676,188,386 | 2,343.26 | 13,656,061,734 | 5.53 |
| 11 | MFS MERIDIAN EUR RES I1 EUR FD ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 408,710 | 21,654.10 | 8,850,245,792 | 33,298.35 | 13,609,368,453 | 5.51 |
| 12 | ELEVA EUROPEAN SELECT 12 EUR ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 69,465 | 138,160.04 | 9,597,287,201 | 168,238.56 | 11,686,691,344 | 4.73 |
| 13 | VANGUARD PACIFIC EX JPN INDX I ACC | アイルランド | 投資信託 | 376,070 | 26,930.99 | 10,127,938,603 | 28,999.09 | 10,905,686,809 | 4.41 |
| 14 | LAZARD US EQ CONCENTRATED FUND ACC | アイルランド | 投資信託 | 595,479 | 14,882.09 | 8,861,970,429 | 16,862.18 | 10,041,075,131 | 4.06 |
| 15 | T ROWE PRICE US SMAL CO EQ FD S ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 5,039,240 | 1,093.69 | 5,511,365,220 | 1,959.18 | 9,872,767,849 | 4.00 |
| 16 | COMGEST GROWTH PLC EUROPE I EUR ACC | アイルランド | 投資信託 | 1,511,432 | 3,208.85 | 4,849,954,580 | 3,761.24 | 5,684,855,866 | 2.30 |

(注)投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

<エマージング株式ファンド>

(2020年1月末日現在)

| 銘柄 | 国・地域名 | 種類 | 類保有口数 | 取得原価(円) | | 時価(円) | | 投資 比率 |
|--------------------|--------|------|----------------|---------|----------------|-------|----------------|----------|
| | | | | 単価 | 金額 | 単価 | 金額 | (%) |
| NGF-EE TRADING LTD | ケイマン諸島 | 投資信託 | 56,861,244,722 | 1.27 | 72,379,849,767 | 1.38 | 78,341,717,140 | 100.06 |

(注)投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-EE トレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

(2020年1月末日現在)

| | | | | | HO AL | 子原価(円) | n±. | 時価 (円) | | |
|----|--|---------|------|------------|--------------|----------------|-----------|----------------|-------|--|
| 順位 | 銘柄 | 国・地域名 | 種類 | 保有口数 | 4 X1表 | 表原仙(竹) | 时 | ш (г) | 比率 | |
| | | | | | 単価 | 金額 | 単価 | 金額 | (%) | |
| 1 | VONTOBEL FD-MTX SUST EMG MKT I ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 597,509 | 17,044.17 | 10,184,047,617 | 18,542.95 | 11,079,577,509 | 14.14 | |
| 2 | WMF(LUX) - WEL EM MK RES EQ USD ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 7,417,622 | 1,396.39 | 10,357,871,123 | 1,468.04 | 10,889,384,004 | 13.90 | |
| 3 | UBS EQ GL EM OP USD I A3 ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 856,248 | 10,072.38 | 8,624,451,177 | 10,912.31 | 9,343,640,293 | 11.93 | |
| 4 | TT EMERGING MKT EQ FD USD A2 ACC | アイルランド | 投資信託 | 5,447,694 | 1,407.17 | 7,665,805,871 | 1,451.99 | 7,910,019,135 | 10.10 | |
| 5 | HERMES GLB EMRG MKT FUND F USD ACC | アイルランド | 投資信託 | 20,192,136 | 330.40 | 6,671,550,438 | 347.28 | 7,012,266,400 | 8.95 | |
| 6 | T ROWE PRICE EMER MKT EQ FD S ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 3,888,732 | 1,498.33 | 5,826,585,334 | 1,614.66 | 6,278,976,900 | 8.01 | |
| 7 | ACADIAN EM MK EQ UCIT II C USD ACC | アイルランド | 投資信託 | 2,946,324 | 1,713.76 | 5,049,305,736 | 1,843.61 | 5,431,876,313 | 6.93 | |
| 8 | AB FCP I EMER MKT GROWTH S1USD ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 797,155 | 6,296.48 | 5,019,267,511 | 5,980.02 | 4,766,999,744 | 6.08 | |
| 9 | MAN FD-MAN NUM EMG MKT EQ I USD ACC | アイルランド | 投資信託 | 331,414 | 12,054.43 | 3,995,006,344 | 14,265.93 | 4,727,929,591 | 6.04 | |
| 10 | DELAWARE INVEST EMR MRKTS USD I ACC | アイルランド | 投資信託 | 2,631,532 | 1,710.54 | 4,501,343,875 | 1,786.92 | 4,702,333,092 | 6.00 | |
| 11 | PZENA EMRG MKT VALUE FD USD A ACC | アイルランド | 投資信託 | 357,979 | 12,671.08 | 4,535,979,419 | 12,773.81 | 4,572,754,077 | 5.84 | |

⁽注)投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

<グローバル債券ファンド>

(2020年1月末日現在)

| 銘柄 | 国・地域名 | 種類 | 保有口数 | 取 | 得原価(円) | | 時価(円) | 投資 比率 |
|--------------------|--------|------|-----------------|------|-----------------|------|-----------------|----------|
| | | | | 単価 | 金額 | 単価 | 金額 | (%) |
| NGF-GB TRADING LTD | ケイマン諸島 | 投資信託 | 140,989,063,335 | 1.09 | 153,855,228,574 | 1.14 | 160,633,069,529 | 100.06 |

(注)投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-GB トレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

(2020年1月末日現在)

| | | | | | | | (202 | | 76 IL / |
|----|--|---------|------|------------|-----------|----------------|-----------|----------------|---------|
| 順位 | 銘柄 | 国・地域名 | 種類 | 保有口数 | 取得 | 非原価(円) | 時 | 投資 比率 | |
| | | | | | 単価 | 金額 | 単価 | 金額 | (%) |
| 1 | WMF(IRL) - WELL GBL BD FD S USD ACC | アイルランド | 投資信託 | 20,762,848 | 2,457.36 | 51,021,793,403 | 2,620.20 | 54,402,732,898 | 33.87 |
| 2 | T ROWE PRICE US AGG BD FD S USD ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 22,196,067 | 1,116.05 | 24,771,834,418 | 1,231.98 | 27,345,147,592 | 17.02 |
| 3 | BLUEBAY INVT GR EURO GV Q EUR ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 1,813,155 | 13,992.95 | 25,371,394,053 | 13,938.21 | 25,272,129,459 | 15.73 |
| 4 | T ROWE PRICE GL AGG BD S FD ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 21,386,509 | 1,085.40 | 23,212,869,925 | 1,137.13 | 24,319,240,751 | 15.14 |
| 5 | SCHRODER ISF EUR CORP BND C EUR ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 4,519,709 | 2,993.12 | 13,528,023,663 | 3,132.25 | 14,156,837,665 | 8.81 |
| 6 | AXA IM FIIS-US CORP BOND FD A ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 511,070 | 21,178.04 | 10,823,460,265 | 23,519.96 | 12,020,347,185 | 7.48 |

⁽注)投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

<ハイイールド債券ファンド>

| 銘柄 | 国・地域名 | 種類 | 保有口数 | 取得原価(円) | | | 投資 比率 | |
|---------------------|--------|------|----------------|---------|----------------|------|----------------|--------|
| | | | | 単価 | 金額 | 単価 | 金額 | (%) |
| NGF-HYB TRADING LTD | ケイマン諸島 | 投資信託 | 56,364,893,318 | 1.41 | 79,215,358,245 | 1.50 | 84,422,773,562 | 100.06 |

⁽注)投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-HYB トレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

(2020年1月末日現在)

| 順位 | 銘柄 | 国・地域名 | 種類 保有口数 | | ・地域名 種類 保有口数 取得原価(円) | | 西(円) | 時価 | (円) | 投資 比率 |
|----|--|---------|---------|------------|----------------------|----------------|------------|----------------|-------|----------|
| | | | | | 単価 | 金額 | 単価 | 金額 | (%) | |
| 1 | LORD ABBETT HGH YLD USD I ACC | アイルランド | 投資信託 | 10,617,559 | 1,447.47 | 15,368,545,854 | 1,547.06 | 16,426,040,548 | 19.46 | |
| 2 | MSIF US DOL HI YI BD J ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 3,591,080 | 2,739.10 | 9,836,334,334 | 2,824.84 | 10,144,212,886 | 12.02 | |
| 3 | NB IF BRM EM DB HARD CRCY I ACC | アイルランド | 投資信託 | 5,720,657 | 1,502.26 | 8,593,903,671 | 1,605.94 | 9,187,015,752 | 10.88 | |
| 4 | NOMURA IRL-US HIGH YLD BD I USD ACC | アイルランド | 投資信託 | 218,640 | 33,777.39 | 7,385,089,421 | 34,717.89 | 7,590,719,112 | 8.99 | |
| 5 | CANDRIAM BONDS EUR HI YLD V EUR ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 26,675 | 225,435.15 | 6,013,482,740 | 240,885.56 | 6,425,622,306 | 7.61 | |
| 6 | BARINGS EMG MKT LOC DEBT C USD ACC | アイルランド | 投資信託 | 573,097 | 10,425.91 | 5,975,058,927 | 11,070.38 | 6,344,403,020 | 7.52 | |
| 7 | NB IF-EMD LOC CUR 12 ACC | アイルランド | 投資信託 | 5,646,815 | 1,004.87 | 5,674,290,745 | 1,080.44 | 6,101,028,426 | 7.23 | |
| 8 | ASHMORE EM LOC CURRENCY I USD A ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 600,895 | 9,777.14 | 5,875,032,947 | 10,035.75 | 6,030,429,965 | 7.14 | |
| 9 | NORDEA 1 EUR HGH YLD BD BI EUR ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 1,059,618 | 4,313.39 | 4,570,549,404 | 4,620.43 | 4,895,893,663 | 5.80 | |
| 10 | GOLDMAN SACHS EMMKT DBT P I USD ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 2,588,684 | 1,709.13 | 4,424,385,915 | 1,867.60 | 4,834,618,731 | 5.73 | |
| 11 | VONTOBEL FD-EMERGING MKTS DBT I ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 294,282 | 14,909.24 | 4,387,520,049 | 15,784.62 | 4,645,128,623 | 5.50 | |

⁽注)投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

<オルタナティブ・ファンド>

(2020年1月末日現在)

| 銘柄 | 国・地域名 | 種類 | 保有口数 | | 得原価 (円) | 時価(円) | | 投資 比率 |
|-----------------------------|--------|------|-----------------|------|-----------------|-------|-----------------|----------|
| | | | | 単価 | 金額 | 単価 | 金額 | (%) |
| NGF-ALTERNATIVE TRADING LTD | ケイマン諸島 | 投資信託 | 378,640,819,533 | 0.77 | 290,652,305,356 | 0.77 | 292,170,615,576 | 100.06 |

(注)投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-ALTERNATIVEトレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

| 順位 | 銘柄 | 国・地域名 | 種類 | 保有口数 | 取得原 | 価(円) | 時価 | (円) | 投資 比率 |
|----|--|---------------|------|----------------|------------|----------------|------------|----------------|----------|
| | | | | | 単価 | 金額 | 単価 | 金額 | (%) |
| 1 | MW FDS-MW LIQD ALPHA FD A USD ACC | アイルランド | 投資信託 | 2,313,590 | 11,676.97 | 27,015,722,169 | 13,743.51 | 31,796,842,232 | 10.88 |
| 2 | LUMYNA-MARSHALL WACE TOP JPY B ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 23,876,650 | 992.06 | 23,686,952,998 | 941.06 | 22,469,360,463 | 7.69 |
| 3 | SCHRODER GAIA EGERTON EQU C JPY ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 754,263 | 25,043.38 | 18,889,294,547 | 28,125.61 | 21,214,110,683 | 7.26 |
| 4 | GAM STAR CAT BOND FD INST A USD ACC | アイルランド | 投資信託 | 11,062,031 | 1,468.86 | 16,248,593,812 | 1,618.69 | 17,906,032,797 | 6.13 |
| 5 | LFIS VISION - PREMIA OPP A1 JPY ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 162,328 | 100,073.12 | 16,244,669,228 | 106,362.69 | 17,265,642,647 | 5.91 |
| 6 | MUZINICH LG SH CRD YI-NJ JPY ACC FD | アイルランド | 投資信託 | 15,042,757,372 | 1.00 | 15,047,149,998 | 1.05 | 15,832,502,133 | 5.42 |
| 7 | MERIAN GLOBAL EQ ABS RET USD I ACC | アイルランド | 投資信託 | 89,264,256 | 176.51 | 15,755,938,656 | 166.51 | 14,863,727,782 | 5.09 |
| 8 | FORT GLOB OFFSH-GLOB CONT (注2) C JPY ACC | ケイマン諸島 | 投資信託 | 126,012 | | 12,927,628,213 | , | 13,728,112,658 | 4.70 |
| 9 | HELIUM PERFORMANCE-E JPY FD ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 126,285 | 100,032.85 | 12,632,647,831 | 102,770.28 | 12,978,344,815 | 4.44 |
| 10 | BLACKROCK STR GL EV DRV 12 JPY ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 1,206,231 | 10,072.70 | 12,150,006,388 | 10,656.97 | 12,854,769,711 | 4.40 |
| 11 | AKO GLOBAL UCITS A2 USD ACC | アイルランド | 投資信託 | 742,056 | 15,835.37 | 11,750,734,935 | 17,065.68 | 12,663,690,498 | 4.33 |
| 12 | JPMORG INV FDS-GL MAC OP I JPY ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 1,027,233 | 10,254.59 | 10,533,854,252 | 11,105.00 | 11,407,422,331 | 3.90 |
| 13 | BLACKROCK STR EUR AB - 12E ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 588,404 | 17,377.75 | 10,225,140,060 | 17,420.66 | 10,250,386,245 | 3.51 |
| 14 | PICTET TOTAL RETURN AGORA HI JP ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 552,038 | 16,528.49 | 9,124,352,592 | 17,943.01 | 9,905,224,973 | 3.39 |
| 15 | GRAHAM QNT MAC SEGR PORTF (注3) A USD ACQ | 英領ヴァージン 諸島 | 投資信託 | 564,296 | 16,760.44 | 9,457,850,000 | 16,615.65 | 9,376,143,662 | 3.21 |
| 16 | GBL SOVEREIGN OPP FD LTD S JPY ACC | ケイマン諸島 | 投資信託 | 931,495 | 9,161.89 | 8,534,253,262 | 9,196.08 | 8,566,098,585 | 2.93 |
| 17 | KEPLER LIQ ST KLS ARETE FD JPY ACC | アイルランド | 投資信託 | 864,553 | 10,005.17 | 8,650,000,000 | 9,665.41 | 8,356,258,058 | 2.86 |
| 18 | BLACKROCK STR FD-ST ADV 12RFH ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 859,157 | 10,945.70 | 9,404,071,579 | 9,663.70 | 8,302,636,950 | 2.84 |
| 19 | LUMYNA-MILLBURN DIVERS JPY X5 ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 6,496,043 | 1,015.66 | 6,597,745,066 | 1,122.19 | 7,289,794,573 | 2.50 |
| 20 | IPM SYST MACRO UCITS I USD ACC | アイルランド | 投資信託 | 64,921 | 112,355.15 | 7,294,208,408 | 110,949.43 | 7,202,947,817 | 2.47 |
| 21 | JPMORG FDS-US OP L/S EQ S2 JPY ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 433,536 | 9,982.06 | 4,327,583,290 | 10,069.01 | 4,365,276,440 | 1.49 |
| 22 | MW FDS-MW LIQD ALPHA FD B JPY ACC | アイルランド | 投資信託 | 347,701 | 10,512.34 | 3,655,152,055 | 10,780.85 | 3,748,511,433 | 1.28 |
| 23 | MARSHALL WACE-JAP MKT NEUTRAL A | アイルランド | 投資信託 | 121,426 | 18,118.03 | 2,200,000,000 | 18,112.04 | 2,199,272,710 | 0.75 |
| 24 | LUX INVEST FUND US EQUITY (注4) PLUS A | ルクセンブルグ | 投資信託 | 6,751 | 144,810.03 | 977,612,480 | 0.00 | 0 | 0.00 |

- (注1)投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。
- (注2) Fort Glob Offsh-Glob Cont C JPY Accについては、105,755口に加えて、2020年1月末日の基準価格で20,257口に相当 する受益証券を2,200,000,000円で買い付けているが、当該受益証券は、2020年1月31日より後に割り当てられている ため、本表では単価を記載していない。
- (注3) Graham Qnt Mac Segr Portf A USD Acqについては、2020年1月末日の基準価格で564,296口に相当する受益証券を 9,457,850,000 円で買い付けているが、当該受益証券は2020年1月31日より後に割り当てられている。
- (注4)Luxembourg Investment Fund US Equity Plus A は、その資産のほぼすべてをBernard L. Madoff Investment Securities LLC(いわゆる「マドフ・ファンド」)に投資していたが、2008年12月にバーナード・L・マドフ (Bernard L. Madoff) が詐欺容疑で逮捕され、同人およびマドフ・ファンドの資産が凍結されたことから、オルタナ ティブ・ファンドは、当面の間、同ファンドの時価評価額を計上しないこととした。

<不動産 (REIT) ファンド>

(2020年1月末日現在)

| Γ | 銘柄 | 国・地域名 | 種類 | 保有口数 | 取得原価(円) | | 時価(円) | | 投資 比率 |
|---|----------------------------------|--------|------|----------------|---------|----------------|-------|----------------|----------|
| L | | | | | 単価 | 金額 | 単価 | 金額 | (%) |
| Γ | NGF-REAL ESTATE(REIT)TRADING LTD | ケイマン諸島 | 投資信託 | 46,931,770,452 | 1.07 | 50,416,667,208 | 1.24 | 58,412,689,457 | 100.06 |

(注)投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-REAL ESTATE (REIT)トレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

(2020年1月末日現在)

| 順位 | 銘柄 | 国・地域名 | 種類 | 保有口数 | 取得原価(円) 取得原価(円) | | 眼 | 投資 比率 | |
|----|--|---------|------|-----------|-----------------|----------------|-----------|----------------|-------|
| | | | | 単価 | 金額 | 単価 | 金額 | (%) | |
| 1 | ISHARES DEVELOPED MK PROP UCITS DIS | アイルランド | 投資信託 | 3,767,714 | 2,747.76 | 10,352,778,382 | 3,108.30 | 11,711,187,870 | 20.05 |
| 2 | PRINCIPAL GIF GL PROP SEC USD I ACC | アイルランド | 投資信託 | 3,113,515 | 3,054.98 | 9,511,731,238 | 3,749.37 | 11,673,712,836 | 19.98 |
| 3 | AXA WF-FRAMLINGTON GLB RE SEC I ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 898,794 | 11,109.56 | 9,985,205,034 | 12,955.44 | 11,644,267,859 | 19.93 |
| 4 | BROOKFIELD GL.RE.INST.(E) USD ACC | アイルランド | 投資信託 | 1,937,321 | 3,960.31 | 7,672,391,153 | 4,498.37 | 8,714,783,470 | 14.92 |
| 5 | JANUS HENDERSO-GLB PR EQ USD G2 ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 3,785,761 | 1,614.20 | 6,110,983,375 | 1,792.37 | 6,785,484,126 | 11.62 |
| 6 | RESOLUTION CAP CCF GL PRP I USD ACC | アイルランド | 投資信託 | 476,480 | 10,757.89 | 5,125,921,239 | 11,554.28 | 5,505,382,801 | 9.42 |
| 7 | ISHARES JAPAN REIT ETF | 日本 | 投資信託 | 514,505 | 1,844.51 | 949,008,387 | 2,286.00 | 1,176,158,431 | 2.01 |

(注)投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

<コモディティ・ファンド>

(2020年1月末日現在)

| 銘柄 | 国・地域名 | 種類 | 保有口数 | 取得原価(円) | | 時価(円) | | 投資 比率 |
|---------------------------|--------|------|----------------|---------|----------------|-------|----------------|----------|
| | | | | 単価 | 金額 | 単価 | 金額 | (%) |
| NGF-COMMODITY TRADING LTD | ケイマン諸島 | 投資信託 | 33,395,394,814 | 0.78 | 26,094,144,011 | 0.73 | 24,230,028,707 | 100.07 |

(注)投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-COMMODITY トレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

(2020年1月末日現在)

| 順位 | 銘柄 | 国・地域名 | 種類 保有口数 | | 取得原 | 取得原価(円) | | 時価(円) | |
|----|---|---------|---------|-----------|------------|----------------|------------|---------------|-------|
| | | | | | 単価 | 金額 | 単価 | 金額 | (%) |
| 1 | CS(LUX) - CMDTY INDX PLUS MB USD ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 91,451 | 108,126.12 | 9,888,241,356 | 103,142.77 | 9,432,509,344 | 38.93 |
| 2 | GS-GSQUARTIX MOD STRAT FD X USD ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 9,295,166 | 1,081.38 | 10,051,620,440 | 1,010.56 | 9,393,350,135 | 38.77 |
| 3 | ISHARES GBL INF LK GVT BD UCITS ACC | アイルランド | 投資信託 | 268,107 | 17,126.68 | 4,591,783,581 | 18,332.54 | 4,915,082,668 | 20.29 |

(注)投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

【投資不動産物件】

該当事項なし(2020年1月末日現在)。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし(2020年1月末日現在)。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および2019年2月から2020年1月における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

<日本大型株式ファンド>

| | 純資産総額 | 1口当たり純資産価格 |
|-------------|-----------------|------------|
| | (円) | (円) |
| 第四会計年度 | 4,471,966,908 | 0.5187 |
| 第五会計年度 | 3,038,420,565 | 0.4983 |
| 第六会計年度 | 2,219,149,702 | 0.4785 |
| 第七会計年度 | 3,781,577,921 | 0.7820 |
| 第八会計年度 | 28,466,333,744 | 0.8421 |
| 第九会計年度 | 76,921,675,297 | 1.0228 |
| 第十会計年度 | 97,421,132,926 | 0.9295 |
| 第十一会計年度 | 160,921,977,942 | 1.2101 |
| 第十二会計年度 | 181,488,258,390 | 1.1238 |
| 第十三会計年度 | 246,813,465,101 | 1.1917 |
| 2019年 2 月末日 | 196,367,195,838 | 1.1378 |
| 3月末日 | 196,247,072,912 | 1.1277 |
| 4月末日 | 201,676,935,975 | 1.1641 |
| 5 月末日 | 191,954,192,472 | 1.0989 |
| 6月末日 | 196,356,584,102 | 1.1164 |
| 7月末日 | 199,667,951,685 | 1.1269 |
| 8月末日 | 189,618,547,616 | 1.0630 |
| 9月末日 | 236,312,477,242 | 1.1467 |
| 10月末日 | 246,813,465,101 | 1.1917 |
| 11月末日 | 256,505,522,145 | 1.2288 |
| 12月末日 | 261,512,587,848 | 1.2448 |
| 2020年 1 月末日 | 255,099,945,709 | 1.2015 |

<日本小型株式ファンド>

| | 純資産総額 | 1 口当たり純資産価格 |
|-------------|----------------|-------------|
| | (円) | (円) |
| 第四会計年度 | 775,426,466 | 0.5201 |
| 第五会計年度 | 514,084,038 | 0.5243 |
| 第六会計年度 | 391,617,420 | 0.5332 |
| 第七会計年度 | 694,372,174 | 0.8758 |
| 第八会計年度 | 9,963,706,541 | 1.0182 |
| 第九会計年度 | 26,677,963,105 | 1.2096 |
| 第十会計年度 | 39,566,259,019 | 1.2375 |
| 第十一会計年度 | 64,508,903,320 | 1.6890 |
| 第十二会計年度 | 67,348,624,776 | 1.5063 |
| 第十三会計年度 | 46,112,615,143 | 1.5793 |
| 2019年 2 月末日 | 72,033,041,041 | 1.5076 |
| 3月末日 | 71,294,553,726 | 1.4799 |
| 4月末日 | 73,468,041,627 | 1.5315 |
| 5 月末日 | 69,304,445,430 | 1.4328 |
| 6 月末日 | 70,654,101,489 | 1.4508 |
| 7月末日 | 73,186,283,677 | 1.4916 |
| 8月末日 | 69,188,498,218 | 1.4006 |
| 9月末日 | 43,574,088,736 | 1.4891 |
| 10月末日 | 46,112,615,143 | 1.5793 |
| 11月末日 | 47,821,728,740 | 1.6249 |
| 12月末日 | 49,001,484,777 | 1.6544 |
| 2020年 1 月末日 | 47,297,115,715 | 1.5802 |

<グローバル株式ファンド>

| | 純資産総額 | 1 口当たり純資産価格 |
|-----------------------|-----------------|-------------|
| | (円) | (円) |
| 第四会計年度 | 4,472,891,814 | 0.5945 |
| 第五会計年度 | 3,195,307,463 | 0.5802 |
| 第六会計年度 ^(注) | 2,257,188,267 | 0.6224 |
| 第七会計年度 | 3,815,112,024 | 0.9751 |
| 第八会計年度 | 26,225,943,979 | 1.1369 |
| 第九会計年度 | 61,938,154,276 | 1.2719 |
| 第十会計年度 | 78,980,529,944 | 1.0651 |
| 第十一会計年度 | 132,909,533,125 | 1.3417 |
| 第十二会計年度 | 152,282,019,243 | 1.3174 |
| 第十三会計年度 | 223,431,665,420 | 1.4242 |
| 2019年 2 月末日 | 168,891,722,468 | 1.3585 |
| 3月末日 | 170,411,844,216 | 1.3592 |
| 4月末日 | 176,624,127,160 | 1.4164 |
| 5 月末日 | 166,612,740,785 | 1.3235 |
| 6月末日 | 174,240,341,214 | 1.3736 |
| 7月末日 | 179,992,915,571 | 1.4032 |
| 8月末日 | 172,832,246,917 | 1.3333 |
| 9月末日 | 213,243,846,917 | 1.3690 |
| 10月末日 | 223,431,665,420 | 1.4242 |
| 11月末日 | 234,846,943,474 | 1.4797 |
| 12月末日 | 243,454,693,444 | 1.5197 |
| 2020年 1 月末日 | 246,958,521,986 | 1.5214 |

⁽注)ニューヨーク証券取引所休場に伴い、当サブ・ファンドの2012年10月30日および同月31日の純資産価格の計算は停止された。このため、第六会計年度末日(2012年10月末日)の数値は、同月29日付の純資産総額および1口当たり純資産価格(同日現在の発行済口数:3,626,775,201口)である。

<エマージング株式ファンド>

| | 純資産総額 | 1 口当たり純資産価格 | | |
|-------------|----------------|-------------|--|--|
| | (円) | (円) | | |
| 第四会計年度 | 2,218,889,526 | 0.8908 | | |
| 第五会計年度 | 1,649,454,361 | 0.7662 | | |
| 第六会計年度 | 1,250,561,998 | 0.7783 | | |
| 第七会計年度 | 1,702,158,438 | 1.0524 | | |
| 第八会計年度 | 11,093,039,128 | 1.1555 | | |
| 第九会計年度 | 22,453,940,996 | 1.0538 | | |
| 第十会計年度 | 29,943,744,050 | 0.9711 | | |
| 第十一会計年度 | 46,941,067,414 | 1.2688 | | |
| 第十二会計年度 | 56,532,171,166 | 1.0657 | | |
| 第十三会計年度 | 74,945,664,553 | 1.1568 | | |
| 2019年 2 月末日 | 65,165,118,554 | 1.1700 | | |
| 3月末日 | 65,026,961,207 | 1.1629 | | |
| 4月末日 | 66,825,922,578 | 1.2031 | | |
| 5 月末日 | 60,772,687,257 | 1.0882 | | |
| 6月末日 | 64,652,253,687 | 1.1499 | | |
| 7月末日 | 65,132,788,870 | 1.1523 | | |
| 8月末日 | 60,166,989,571 | 1.0581 | | |
| 9月末日 | 71,704,651,783 | 1.1067 | | |
| 10月末日 | 74,945,664,553 | 1.1568 | | |
| 11月末日 | 76,369,942,970 | 1.1819 | | |
| 12月末日 | 80,679,172,714 | 1.2499 | | |
| 2020年 1 月末日 | 78,291,161,357 | 1.2091 | | |

<グローバル債券ファンド>

| | - · | |
|-------------|-----------------|-------------|
| | 純資産総額 | 1 口当たり純資産価格 |
| | (円) | (円) |
| 第四会計年度 | 3,333,566,706 | 0.7785 |
| 第五会計年度 | 1,686,867,056 | 0.7493 |
| 第六会計年度 | 764,623,400 | 0.7816 |
| 第七会計年度 | 1,830,222,819 | 0.9136 |
| 第八会計年度 | 12,417,033,885 | 1.0081 |
| 第九会計年度 | 27,888,179,762 | 1.0308 |
| 第十会計年度 | 50,080,626,645 | 0.9145 |
| 第十一会計年度 | 103,196,850,722 | 0.9817 |
| 第十二会計年度 | 121,313,276,121 | 0.9605 |
| 第十三会計年度 | 150,981,535,082 | 0.9895 |
| 2019年 2 月末日 | 130,962,540,303 | 0.9626 |
| 3月末日 | 134,102,920,293 | 0.9728 |
| 4月末日 | 134,757,769,195 | 0.9751 |
| 5 月末日 | 134,822,508,800 | 0.9609 |
| 6月末日 | 138,146,900,146 | 0.9767 |
| 7月末日 | 140,967,862,913 | 0.9807 |
| 8月末日 | 142,306,773,833 | 0.9813 |
| 9月末日 | 148,722,263,955 | 0.9825 |
| 10月末日 | 150,981,535,082 | 0.9895 |
| 11月末日 | 154,097,937,306 | 0.9926 |
| 12月末日 | 156,998,031,981 | 0.9942 |
| 2020年 1 月末日 | 160,537,085,410 | 1.0008 |
| | | |

<ハイイールド債券ファンド>

| | 純資産総額 | 1 口当たり純資産価格 |
|-------------|----------------|-------------|
| | (円) | (円) |
| 第四会計年度 | 963,594,001 | 0.7974 |
| 第五会計年度 | 619,369,555 | 0.7765 |
| 第六会計年度 (注) | 509,374,559 | 0.8629 |
| 第七会計年度 | 730,795,349 | 1.0967 |
| 第八会計年度 | 5,863,403,655 | 1.2356 |
| 第九会計年度 | 18,218,355,390 | 1.2261 |
| 第十会計年度 | 37,772,846,502 | 1.1357 |
| 第十一会計年度 | 70,986,715,061 | 1.2775 |
| 第十二会計年度 | 64,793,339,453 | 1.2190 |
| 第十三会計年度 | 79,871,892,515 | 1.2669 |
| 2019年 2 月末日 | 68,291,037,215 | 1.2448 |
| 3月末日 | 68,733,751,485 | 1.2425 |
| 4月末日 | 69,863,931,043 | 1.2570 |
| 5月末日 | 68,547,366,454 | 1.2231 |
| 6月末日 | 70,444,512,244 | 1.2514 |
| 7月末日 | 71,687,693,697 | 1.2654 |
| 8月末日 | 69,957,702,089 | 1.2271 |
| 9月末日 | 77,984,932,959 | 1.2450 |
| 10月末日 | 79,871,892,515 | 1.2669 |
| 11月末日 | 80,798,230,503 | 1.2691 |
| 12月末日 | 83,381,744,445 | 1.2994 |
| 2020年 1 月末日 | 84,370,752,643 | 1.2994 |

⁽注)ニューヨーク証券取引所休場に伴い、当サブ・ファンドの2012年10月30日および同月31日の純資産価格の計算は停止された。このため、第六会計年度末日(2012年10月末日)の数値は、同月29日付の純資産総額および1口当たり純資産価格(同日現在の発行済口数:590,273,845口)である。

<オルタナティブ・ファンド>

| | 純資産総額 | 1 口当たり純資産価格 |
|-------------|-----------------|-------------|
| | (円) | (円) |
| 第四会計年度 | 4,463,952,016 | 0.6450 |
| 第五会計年度 | 2,415,670,262 | 0.6024 |
| 第六会計年度 | 2,560,950,629 | 0.5925 |
| 第七会計年度 | 4,275,591,459 | 0.6745 |
| 第八会計年度 | 46,713,494,774 | 0.7079 |
| 第九会計年度 | 131,618,898,394 | 0.7090 |
| 第十会計年度 | 214,292,992,652 | 0.6775 |
| 第十一会計年度 | 294,722,089,725 | 0.6992 |
| 第十二会計年度 | 320,653,945,524 | 0.6743 |
| 第十三会計年度 | 287,141,953,951 | 0.6760 |
| 2019年 2 月末日 | 329,889,921,067 | 0.6757 |
| 3月末日 | 332,805,971,581 | 0.6770 |
| 4月末日 | 335,406,020,868 | 0.6793 |
| 5 月末日 | 335,931,835,043 | 0.6764 |
| 6月末日 | 339,494,704,181 | 0.6800 |
| 7月末日 | 341,207,587,052 | 0.6824 |
| 8月末日 | 340,912,742,698 | 0.6805 |
| 9月末日 | 287,809,882,141 | 0.6773 |
| 10月末日 | 287,141,953,951 | 0.6760 |
| 11月末日 | 288,182,564,934 | 0.6782 |
| 12月末日 | 289,141,929,819 | 0.6782 |
| 2020年 1 月末日 | 291,995,775,341 | 0.6818 |

<不動産 (REIT) ファンド>

| イン | 1 口当たり純資産価格 |
|----------------|---|
| | ロヨルり武員座 岬伯 (円) |
| | |
| | 0.5268 |
| 599,093,195 | 0.5047 |
| 483,025,382 | 0.5705 |
| 705,771,606 | 0.7597 |
| 5,683,283,976 | 0.9000 |
| 13,126,327,049 | 0.9832 |
| 18,220,099,449 | 0.8295 |
| 32,707,013,481 | 0.9331 |
| 41,707,494,281 | 0.9376 |
| 55,819,559,899 | 1.0631 |
| 46,942,344,874 | 0.9837 |
| 48,962,518,166 | 1.0159 |
| 48,556,665,692 | 1.0094 |
| 47,875,626,322 | 0.9847 |
| 48,417,141,958 | 0.9879 |
| 49,857,007,289 | 1.0052 |
| 49,860,068,410 | 0.9966 |
| 53,691,635,303 | 1.0284 |
| 55,819,559,899 | 1.0631 |
| 56,583,702,461 | 1.0657 |
| 56,323,792,301 | 1.0504 |
| 58,376,686,348 | 1.0752 |
| | 無資産総額 (円) 906,736,053 599,093,195 483,025,382 705,771,606 5,683,283,976 13,126,327,049 18,220,099,449 32,707,013,481 41,707,494,281 55,819,559,899 46,942,344,874 48,962,518,166 48,556,665,692 47,875,626,322 48,417,141,958 49,857,007,289 49,860,068,410 53,691,635,303 55,819,559,899 56,583,702,461 56,323,792,301 |

⁽注)ニューヨーク証券取引所休場に伴い、当サブ・ファンドの2012年10月30日および同月31日の純資産価格の計算は停止された。このため、第六会計年度末日(2012年10月末日)の数値は、同月29日付の純資産総額および1口当たり純資産価格(同日現在の発行済口数:846,623,374口)である。

<コモディティ・ファンド>

| ルナンタ マナルハウェ | |
|----------------|---|
| 純資産総額 | 1 口当たり純資産価格 |
| (円) | (円) |
| 614,608,557 | 0.8122 |
| 432,354,843 | 0.8013 |
| 310,606,038 | 0.7529 |
| 407,255,500 | 0.8250 |
| 3,161,300,815 | 0.8651 |
| 5,953,447,732 | 0.7334 |
| 8,715,101,604 | 0.6377 |
| 14,308,533,026 | 0.6797 |
| 18,299,295,804 | 0.6651 |
| 24,700,418,062 | 0.6304 |
| 18,954,913,388 | 0.6510 |
| 19,068,567,633 | 0.6502 |
| 19,198,650,841 | 0.6566 |
| 18,566,786,271 | 0.6308 |
| 18,741,522,447 | 0.6315 |
| 18,727,298,509 | 0.6279 |
| 18,258,776,898 | 0.6093 |
| 24,303,757,143 | 0.6216 |
| 24,700,418,062 | 0.6304 |
| 24,648,769,839 | 0.6298 |
| 25,384,617,948 | 0.6478 |
| 24,213,009,790 | 0.6153 |
| | (円) 614,608,557 432,354,843 310,606,038 407,255,500 3,161,300,815 5,953,447,732 8,715,101,604 14,308,533,026 18,299,295,804 24,700,418,062 18,954,913,388 19,068,567,633 19,198,650,841 18,566,786,271 18,741,522,447 18,727,298,509 18,258,776,898 24,303,757,143 24,700,418,062 24,648,769,839 25,384,617,948 |

<参考情報>

<純資産総額および1万口当たり純資産価格の推移> (2010年1月末日~2020年1月末日) 日本大型株式ファンド



(注)上記の運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。以下同じ。

日本小型株式ファンド



グローバル株式ファンド



(注)ニューヨーク証券取引所休場に伴い、当サブ・ファンドの2012年10月30日および同月31日の純資産価格の計算は停止された。このため、2012年10月末日の数値は、同月29日付の純資産総額および1万口当たり純資産価格である。

エマージング株式ファンド



グローバル債券ファンド



ハイイールド債券ファンド



(注)ニューヨーク証券取引所休場に伴い、当サブ・ファンドの2012年10月30日および同月31日の純資産価格の計算は停止された。このため、2012年10月末日の数値は、同月29日付の純資産総額および1万口当たり純資産価格である。

オルタナティブ・ファンド



不動産 (REIT) ファンド



(注)ニューヨーク証券取引所休場に伴い、当サブ・ファンドの2012年10月30日および同月31日の純資産価格の計算は停止された。このため、2012年10月末日の数値は、同月29日付の純資産総額および1万口当たり純資産価格である。

コモディティ・ファンド



【分配の推移】

該当事項なし。

【収益率の推移】

<日本大型株式ファンド>

| 会計年度 | 収益率 (注) |
|---------|---------|
| 第四会計年度 | - 6.32% |
| 第五会計年度 | - 3.93% |
| 第六会計年度 | - 3.97% |
| 第七会計年度 | 63.43% |
| 第八会計年度 | 7.69% |
| 第九会計年度 | 21.46% |
| 第十会計年度 | - 9.12% |
| 第十一会計年度 | 30.19% |
| 第十二会計年度 | - 7.13% |
| 第十三会計年度 | 6.04% |

(注) 収益率(%) = 100×(a-b)/b

- a = 当該会計年度末現在の1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金(税引き前)の合計額を加えた額)
- b = 当該会計年度の直前の会計年度末現在の1口当たり純資産価格(分配落ちの額) 以下同じ。

なお、グローバル株式ファンド、ハイイールド債券ファンドおよび不動産(REIT)ファンドに関する第六会計年度末現在の1口当たり純資産価格は、ニューヨーク証券取引所休場に伴い、当該サブ・ファンドの2012年10月30日および同月31日の純資産価格の計算が停止されたことから、同月29日付の価格をもとに算出している。

<日本小型株式ファンド>

| 会計年度 | 収益率 ^(注) |
|---------|--------------------|
| 第四会計年度 | - 10.73% |
| 第五会計年度 | 0.81% |
| 第六会計年度 | 1.70% |
| 第七会計年度 | 64.25% |
| 第八会計年度 | 16.26% |
| 第九会計年度 | 18.80% |
| 第十会計年度 | 2.31% |
| 第十一会計年度 | 36.48% |
| 第十二会計年度 | - 10.82% |
| 第十三会計年度 | 4.85% |

<グローバル株式ファンド>

| 会計年度 | 収益率 ^(注) |
|---------|--------------------|
| 第四会計年度 | - 3.63% |
| 第五会計年度 | - 2.41% |
| 第六会計年度 | 7.27% |
| 第七会計年度 | 56.67% |
| 第八会計年度 | 16.59% |
| 第九会計年度 | 11.87% |
| 第十会計年度 | - 16.26% |
| 第十一会計年度 | 25.97% |
| 第十二会計年度 | - 1.81% |
| 第十三会計年度 | 8.11% |

<エマージング株式ファンド>

| 会計年度 | 収益率 ^(注) |
|---------|--------------------|
| 第四会計年度 | 6.39% |
| 第五会計年度 | - 13.99% |
| 第六会計年度 | 1.58% |
| 第七会計年度 | 35.22% |
| 第八会計年度 | 9.80% |
| 第九会計年度 | - 8.80% |
| 第十会計年度 | - 7.85% |
| 第十一会計年度 | 30.66% |
| 第十二会計年度 | - 16.01% |
| 第十三会計年度 | 8.55% |

<グローバル債券ファンド>

| 会計年度 | 収益率 ^(注) |
|---------|--------------------|
| 第四会計年度 | - 9.82% |
| 第五会計年度 | - 3.75% |
| 第六会計年度 | 4.31% |
| 第七会計年度 | 16.89% |
| 第八会計年度 | 10.34% |
| 第九会計年度 | 2.25% |
| 第十会計年度 | - 11.28% |
| 第十一会計年度 | 7.35% |
| 第十二会計年度 | - 2.16% |
| 第十三会計年度 | 3.02% |

<ハイイールド債券ファンド>

| 会計年度 | 収益率 (注) |
|---------|---------|
| 第四会計年度 | 1.58% |
| 第五会計年度 | - 2.62% |
| 第六会計年度 | 11.13% |
| 第七会計年度 | 27.09% |
| 第八会計年度 | 12.67% |
| 第九会計年度 | - 0.77% |
| 第十会計年度 | - 7.37% |
| 第十一会計年度 | 12.49% |
| 第十二会計年度 | - 4.58% |
| 第十三会計年度 | 3.93% |

<オルタナティブ・ファンド>

| 会計年度 | 収益率 ^(注) |
|---------|--------------------|
| 第四会計年度 | - 9.61% |
| 第五会計年度 | - 6.60% |
| 第六会計年度 | - 1.64% |
| 第七会計年度 | 13.84% |
| 第八会計年度 | 4.95% |
| 第九会計年度 | 0.16% |
| 第十会計年度 | - 4.44% |
| 第十一会計年度 | 3.20% |
| 第十二会計年度 | - 3.56% |
| 第十三会計年度 | 0.25% |

<不動産 (REIT) ファンド>

| 会計年度 | 収益率 ^(注) |
|---------|--------------------|
| 第四会計年度 | 9.75% |
| 第五会計年度 | - 4.20% |
| 第六会計年度 | 13.04% |
| 第七会計年度 | 33.16% |
| 第八会計年度 | 18.47% |
| 第九会計年度 | 9.24% |
| 第十会計年度 | - 15.63% |
| 第十一会計年度 | 12.49% |
| 第十二会計年度 | 0.48% |
| 第十三会計年度 | 13.39% |

<コモディティ・ファンド>

| 会計年度 | 収益率 (注) |
|------|---------|
| | |

| 第四会計年度 | - 5.42% |
|---------|----------|
| 第五会計年度 | - 1.34% |
| 第六会計年度 | - 6.04% |
| 第七会計年度 | 9.58% |
| 第八会計年度 | 4.86% |
| 第九会計年度 | - 15.22% |
| 第十会計年度 | - 13.05% |
| 第十一会計年度 | 6.59% |
| 第十二会計年度 | - 2.15% |
| 第十三会計年度 | - 5.22% |

<参考情報>

日本大型株式ファンド



- (注1)収益率(%)=100×(a-b)/b
 - a = 当該会計年度末または当該期間末現在の1口当たり純資産価格(当該会計年度または当該期間の分配金(税引き前)の合計額を加えた額)
 - b = 当該会計年度または当該期間の直前の会計年度末現在の1口当たり純資産価格(分配落ちの額) 以下同じ。

なお、グローバル株式ファンド、ハイイールド債券ファンドおよび不動産(REIT)ファンドに関する第六会計年度末現在の1口当たり純資産価格は、ニューヨーク証券取引所休場に伴い、当該サブ・ファンドの2012年10月30日および同月31日の純資産価格の計算が停止されたことから、同月29日付の価格をもとに算出している。

(注2)ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。以下同じ。

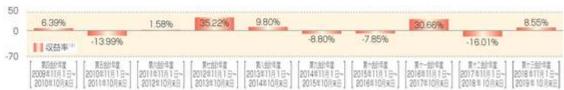
日本小型株式ファンド



グローバル株式ファンド



エマージング株式ファンド



グローバル債券ファンド



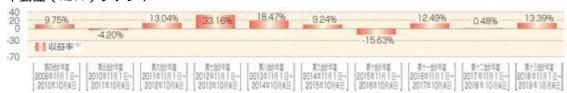
ハイイールド債券ファンド



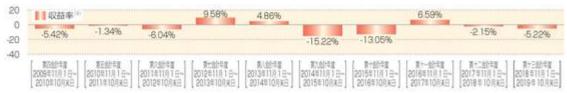
オルタナティブ・ファンド



不動産 (REIT) ファンド



コモディティ・ファンド



(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度中の販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度中末現在の発行数口数は次のとおりである。

<日本大型株式ファンド>

| | 販売口数 | 買戻口数 | 発行済口数 |
|-----------------|------------------|------------------|----------------------|
| 第四会計年度 | 116,321,098 | 6,724,951,334 | 8,621,982,557 |
| 第四云前牛皮 | (116,321,098) | (6,724,951,334) | (8,621,982,557) |
| 第五会計年度 | 479,053,509 | 3,003,806,008 | 6,097,230,058 |
| <u> </u> | (479,053,509) | (3,003,806,008) | (6,097,230,058) |
| 第六会計年度 | 129,723,982 | 1,589,273,701 | 4,637,680,339 |
| 第八云 <u>司</u> 千反 | (129,723,982) | (1,589,273,701) | (4,637,680,339) |
| 第七会計年度 | 1,436,927,191 | 1,238,764,068 | 4,835,843,462 |
| , | (1,436,927,191) | (1,238,764,068) | (4,835,843,462) |
| 第八会計年度 | 31,336,378,649 | 2,369,462,634 | 33,802,759,477 |
| 第八云前牛皮 | (31,336,378,649) | (2,369,462,634) | (33,802,759,477) |
| 第九会計年度 | 45,308,615,256 | 3,904,294,971 | 75,207,079,762 |
| 第八云 <u>司</u> 牛反 | (45,308,615,256) | (3,904,294,971) | (75,207,079,762) |
| 第十会計年度 | 42,945,198,755 | 13,340,198,929 | 104,812,079,588 |
| 第 1 云前牛皮 L | (42,945,198,755) | (13,340,198,929) | (104,812,079,588) |
| 第十一会計年度 | 58,718,122,535 | 30,548,656,594 | 132,981,545,529 |
| 第1 云前牛皮 | (58,718,122,535) | (30,548,656,594) | (132,981,545,529) |
| 第十一会社 年度 | 53,464,827,639 | 24,957,228,150 | 161,489,145,018 |
| 】 第十二会計年度 | (53,464,827,639) | (24,957,228,150) | (161,489,145,018) |
| 第十三会計年度 | 67,012,872,409 | 21,394,345,632 | 207,107,671,795 |
| 为 1 二云前 十反 | (67,012,872,409) | (21,394,345,632) | (207, 107, 671, 795) |

(注)()の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

<日本小型株式ファンド>

| | 販売口数 | 買戻口数 | 発行済口数 |
|-----------------|------------------|------------------|---------------------|
| 第四会計年度 | 28,326,830 | 1,112,332,726 | 1,490,931,734 |
| | (28,326,830) | (1,112,332,726) | (1,490,931,734) |
| 第五会計年度 | 26,167,136 | 536,644,010 | 980,454,860 |
| 为 | (26, 167, 136) | (536,644,010) | (980,454,860) |
| 第六会計年度 | 16,992,228 | 262,933,794 | 734,513,294 |
| 为八云 <u>司</u> 十尺 | (16,992,228) | (262,933,794) | (734,513,294) |
| 第七会計年度 | 234,707,376 | 176,377,566 | 792,843,104 |
| 万 U云引 牛皮 | (234,707,376) | (176,377,566) | (792,843,104) |
| 第八会計年度 | 9,153,662,716 | 161,087,859 | 9,785,417,961 |
| 为八云 <u>司</u> 牛皮 | (9,153,662,716) | (161,087,859) | (9,785,417,961) |
| 第九会計年度 | 13,428,436,572 | 1,158,399,747 | 22,055,454,786 |
| | (13,428,436,572) | (1,158,399,747) | (22,055,454,786) |
| 第十会計年度 | 12,895,573,801 | 2,979,474,033 | 31,971,554,554 |
| 万(云 <u>司</u> 十反 | (12,895,573,801) | (2,979,474,033) | (31,971,554,554) |
| 第十一个計在度 | 17,806,116,329 | 11,583,479,323 | 38,194,191,560 |
| 第十一会計年度 | (17,806,116,329) | (11,583,479,323) | (38, 194, 191, 560) |
| 第1一人計/7 度 | 13,818,462,086 | 7,300,351,726 | 44,712,301,920 |
| 第十二会計年度 | (13,818,462,086) | (7,300,351,726) | (44,712,301,920) |
| 第十二个計在度 | 11,688,147,451 | 27,201,552,205 | 29,198,897,166 |
| 第十三会計年度 | (11,688,147,451) | (27,201,552,205) | (29, 198, 897, 166) |

<グローバル株式ファンド>

| | 販売口数 | 買戻口数 | 発行済口数 |
|-----------------|---------------------|------------------|-------------------|
| 第四会計年度 | 453,199,519 | 5,303,919,659 | 7,524,173,340 |
| | (453, 199, 519) | (5,303,919,659) | (7,524,173,340) |
| 第工会計年度 | 565,491,329 | 2,582,599,612 | 5,507,065,057 |
| 第五会計年度 | (565,491,329) | (2,582,599,612) | (5,507,065,057) |
| 第六会計年度 | 1,799,996 | 1,891,503,837 | 3,617,361,216 |
| 为八云 <u>司</u> 牛皮 | (1,799,996) | (1,891,503,837) | (3,617,361,216) |
| 第七会計年度 | 1,134,101,291 | 839,012,856 | 3,912,449,651 |
| 第 0云前牛皮 | (1,134,101,291) | (839,012,856) | (3,912,449,651) |
| 第八会計年度 | 23,538,233,008 | 4,381,727,903 | 23,068,954,756 |
| 第八云 <u>司</u> 牛皮 | (23,538,233,008) | (4,381,727,903) | (23,068,954,756) |
| 第九会計年度 | 28,869,951,110 | 3,241,959,513 | 48,696,946,353 |
| 第ル云副 牛皮 | (28,869,951,110) | (3,241,959,513) | (48,696,946,353) |
| 第十会計年度 | 30,158,223,399 | 4,703,049,440 | 74,152,120,312 |
| | (30, 158, 223, 399) | (4,703,049,440) | (74,152,120,312) |
| 第十一个計年度 | 43,356,351,390 | 18,449,602,554 | 99,058,869,148 |
| 第十一会計年度 | (43,356,351,390) | (18,449,602,554) | (99,058,869,148) |
| 第十二会計年度 | 35,999,925,053 | 19,466,738,823 | 115,592,055,378 |
| | (35,999,925,053) | (19,466,738,823) | (115,592,055,378) |
| 第十二个計年度 | 57,387,805,520 | 16,092,732,911 | 156,887,127,987 |
| 第十三会計年度 | (57,387,805,520) | (16,092,732,911) | (156,887,127,987) |

<エマージング株式ファンド>

| | 販売口数 | 買戻口数 | 発行済口数 |
|---|------------------|------------------|------------------|
| 第四会計年度 | 212,274,892 | 1,974,696,270 | 2,490,817,520 |
| , | (212,274,892) | (1,974,696,270) | (2,490,817,520) |
| 第五会計年度 | 518,373,343 | 856,503,777 | 2,152,687,086 |
| , | (518,373,343) | (856,503,777) | (2,152,687,086) |
| 第六会計年度 | 51,286,689 | 597,196,413 | 1,606,777,362 |
| , | (51,286,689) | (597, 196, 413) | (1,606,777,362) |
| 第七会計年度 | 359,856,673 | 349,229,488 | 1,617,404,547 |
| 第 5 5 5 6 5 6 5 6 5 6 5 6 5 6 5 6 5 6 | (359,856,673) | (349,229,488) | (1,617,404,547) |
| 第八会計年度 | 8,355,695,649 | 373,032,068 | 9,600,068,128 |
| 为八云 <u>司</u> 牛皮 | (8,355,695,649) | (373,032,068) | (9,600,068,128) |
| 第九会計年度 | 12,948,255,810 | 1,239,979,226 | 21,308,344,712 |
| 为儿云 <u>司</u> 牛皮 | (12,948,255,810) | (1,239,979,226) | (21,308,344,712) |
| | 12,176,383,740 | 2,648,316,342 | 30,836,412,110 |
| 为(云山牛皮 | (12,176,383,740) | (2,648,316,342) | (30,836,412,110) |
| 第十一会計年度 | 14,064,501,657 | 7,903,136,064 | 36,997,777,703 |
| 第 1 云山牛皮 | (14,064,501,657) | (7,903,136,064) | (36,997,777,703) |
| 第4-04年度 | 20,990,320,484 | 4,940,161,837 | 53,047,936,350 |
| 第十二会計年度 | (20,990,320,484) | (4,940,161,837) | (53,047,936,350) |
| 第十三会計年度 | 22,601,793,987 | 10,862,116,696 | 64,787,613,641 |
| 另 二云 ii | (22,601,793,987) | (10,862,116,696) | (64,787,613,641) |

<グローバル債券ファンド>

| | 販売口数 | 買戻口数 | 発行済口数 |
|---|------------------|------------------|-------------------|
| 第四个計年度 | 1,530,998,329 | 2,508,464,089 | 4,282,189,014 |
| 第四会計年度 [| (1,530,998,329) | (2,508,464,089) | (4,282,189,014) |
| 等工 <u>会</u> 社生度 | 14,280,527 | 2,045,228,702 | 2,251,240,839 |
| 第五会計年度 | (14,280,527) | (2,045,228,702) | (2,251,240,839) |
| 第六会計年度 | 5,729,832 | 1,278,658,564 | 978,312,107 |
| 第八云 <u>司</u> 千皮 | (5,729,832) | (1,278,658,564) | (978,312,107) |
| 第七会計年度 | 1,219,467,558 | 194,509,890 | 2,003,269,775 |
| 第 5 5 5 6 5 6 5 6 5 6 5 6 5 6 5 6 5 6 | (1,219,467,558) | (194,509,890) | (2,003,269,775) |
| 第八会計年度 | 20,446,320,904 | 10,132,206,174 | 12,317,384,505 |
| 第八云前牛皮 | (20,446,320,904) | (10,132,206,174) | (12,317,384,505) |
| 第九会計年度 | 17,870,506,463 | 3,132,153,968 | 27,055,737,000 |
| 第八云前牛皮 | (17,870,506,463) | (3,132,153,968) | (27,055,737,000) |
| 第十会計年度 | 32,014,709,777 | 4,309,996,291 | 54,760,450,486 |
| 第一云前牛皮 | (32,014,709,777) | (4,309,996,291) | (54,760,450,486) |
| 第十一会計年度 | 57,629,391,820 | 7,271,114,328 | 105,118,727,978 |
| 第一云前牛皮 | (57,629,391,820) | (7,271,114,328) | (105,118,727,978) |
| 第十二会計年度 | 49,196,887,440 | 28,009,461,485 | 126,306,153,933 |
| | (49,196,887,440) | (28,009,461,485) | (126,306,153,933) |
| 第十三会計年度 | 56,246,614,165 | 29,970,439,658 | 152,582,328,440 |
| カーニ云前 牛皮 | (56,246,614,165) | (29,970,439,658) | (152,582,328,440) |

<ハイイールド債券ファンド>

| | 販売口数 | 買戻口数 | 発行済口数 |
|-----------------|------------------|------------------|---------------------|
| 第四会計年度 | 13,587,502 | 1,725,371,234 | 1,208,386,814 |
| , | (13,587,502) | (1,725,371,234) | (1,208,386,814) |
| 第五会計年度 | 34,874,097 | 445,603,303 | 797,657,608 |
| 第五云前牛皮 | (34,874,097) | (445,603,303) | (797,657,608) |
| 第六会計年度 | 60,031,203 | 268,459,562 | 589,229,249 |
| 第八云前牛皮 | (60,031,203) | (268, 459, 562) | (589,229,249) |
| 第七 个 計年度 | 237,178,050 | 160,024,170 | 666,383,129 |
| 第七会計年度 | (237, 178, 050) | (160,024,170) | (666,383,129) |
| 第八会計年度 | 4,819,572,854 | 740,493,216 | 4,745,462,767 |
| 第八云 <u>司</u> 牛皮 | (4,819,572,854) | (740,493,216) | (4,745,462,767) |
| 第九会計年度 | 10,969,123,780 | 855,913,457 | 14,858,673,090 |
| 第八云前牛皮 | (10,969,123,780) | (855,913,457) | (14,858,673,090) |
| 第十会計年度 | 20,588,159,702 | 2,187,003,503 | 33,259,829,289 |
| 万(云司牛皮 | (20,588,159,702) | (2,187,003,503) | (33, 259, 829, 289) |
| 第十一会計年度 | 29,367,424,649 | 7,059,182,838 | 55,568,071,100 |
| カー 云前牛皮 | (29,367,424,649) | (7,059,182,838) | (55,568,071,100) |
| 第十二会計年度 | 20,964,239,052 | 23,380,672,224 | 53,151,637,928 |
| カーム計牛皮 | (20,964,239,052) | (23,380,672,224) | (53,151,637,928) |
| 第十二个計年度 | 29,880,406,811 | 19,986,887,417 | 63,045,157,322 |
| 第十三会計年度 | (29,880,406,811) | (19,986,887,417) | (63,045,157,322) |

<オルタナティブ・ファンド>

| | 販売口数 | 買戻口数 | 発行済口数 |
|---|----------------------|-------------------|-------------------|
| 第四会計年度 | 125,532,640 | 7,013,454,355 | 6,920,372,532 |
| | (125,532,640) | (7,013,454,355) | (6,920,372,532) |
| 等工 <u>会</u> 社生度 | 239,154,584 | 3,149,757,988 | 4,009,769,128 |
| 第五会計年度 | (239, 154, 584) | (3,149,757,988) | (4,009,769,128) |
| 第六会計年度 | 1,390,781,580 | 1,078,027,116 | 4,322,523,592 |
| 第八云副牛皮 | (1,390,781,580) | (1,078,027,116) | (4,322,523,592) |
| 第七会計年度 | 2,805,234,362 | 789,188,974 | 6,338,568,980 |
| 第 5 5 5 6 5 6 5 6 5 6 5 6 5 6 5 6 5 6 | (2,805,234,362) | (789, 188, 974) | (6,338,568,980) |
| 第八会計年度 | 61,262,966,718 | 1,615,734,314 | 65,985,801,384 |
| 第八云前牛皮 | (61,262,966,718) | (1,615,734,314) | (65,985,801,384) |
| 第九会計年度 | 138,345,151,513 | 18,690,390,065 | 185,640,562,832 |
| 第八云 <u>司</u> 牛皮 | (138, 345, 151, 513) | (18,690,390,065) | (185,640,562,832) |
| 第上人計左座 | 172,912,279,468 | 42,266,790,528 | 316,286,051,772 |
| 】 第十会計年度 | (172,912,279,468) | (42,266,790,528) | (316,286,051,772) |
| 第十一会計年度 | 164,948,995,135 | 59,736,722,706 | 421,498,324,201 |
| 第 1 一云前牛皮 | (164,948,995,135) | (59,736,722,706) | (421,498,324,201) |
| 第十二会計年度 | 132,151,236,410 | 78,144,304,666 | 475,505,255,945 |
| | (132,151,236,410) | (78,144,304,666) | (475,505,255,945) |
| 第十二个計年度 | 98,493,320,506 | 149,241,795,605 | 424,756,780,846 |
| 第十三会計年度 | (98, 493, 320, 506) | (149,241,795,605) | (424,756,780,846) |

<不動産 (REIT) ファンド>

| | 販売口数 | 買戻口数 | 発行済口数 |
|---------------------------------------|------------------|-----------------|------------------|
| ************************************* | 27,090,613 | 2,003,100,638 | 1,721,261,218 |
| 第四会計年度 | (27,090,613) | (2,003,100,638) | (1,721,261,218) |
| 第五会計年度 | 89,439,641 | 623,707,541 | 1,186,993,318 |
| 发力云前牛皮 | (89,439,641) | (623,707,541) | (1,186,993,318) |
| 第六会計年度 | 10,639,229 | 353,093,370 | 844,539,177 |
| , | (10,639,229) | (353,093,370) | (844,539,177) |
| 第十个計年度 | 294,764,716 | 210,341,954 | 928,961,939 |
| 第七会計年度 | (294,764,716) | (210,341,954) | (928,961,939) |
| 等八人社生的 | 6,295,245,966 | 909,732,688 | 6,314,475,217 |
| 第八会計年度 | (6,295,245,966) | (909,732,688) | (6,314,475,217) |
| 第九会計年度 | 8,008,539,516 | 972,310,267 | 13,350,704,466 |
| | (8,008,539,516) | (972,310,267) | (13,350,704,466) |
| 第十会計年度 | 9,808,932,376 | 1,194,533,671 | 21,965,103,171 |
| | (9,808,932,376) | (1,194,533,671) | (21,965,103,171) |
| 第十一合計左府 | 15,678,222,359 | 2,590,320,348 | 35,053,005,182 |
| 第十一会計年度 | (15,678,222,359) | (2,590,320,348) | (35,053,005,182) |
| 第11日本記行 第 | 15,674,208,928 | 6,244,293,288 | 44,482,920,822 |
| 第十二会計年度 | (15,674,208,928) | (6,244,293,288) | (44,482,920,822) |
| 第十二合計年度 | 15,130,445,303 | 7,107,802,135 | 52,505,563,990 |
| 第十三会計年度 | (15,130,445,303) | (7,107,802,135) | (52,505,563,990) |

<コモディティ・ファンド>

| | 販売口数 | 買戻口数 | 発行済口数 |
|--|------------------|-----------------|------------------|
| 第四会計年度 | 7,217,804 | 853,918,980 | 756,701,587 |
| , | (7,217,804) | (853,918,980) | (756,701,587) |
| 等工 <u>会</u> 社生度 | 56,322,766 | 273,428,510 | 539,595,843 |
| 第五会計年度 | (56,322,766) | (273,428,510) | (539,595,843) |
| 第六会計年度 | 15,438,685 | 142,509,380 | 412,525,148 |
| 第八云前牛皮 | (15,438,685) | (142,509,380) | (412,525,148) |
| 第七会計年度 | 156,563,521 | 75,444,497 | 493,644,172 |
| 第 5 5 5 6 5 6 5 6 5 6 5 6 5 6 5 6 6 6 6 | (156,563,521) | (75,444,497) | (493,644,172) |
| 第八会計年度 | 3,457,787,793 | 296,962,855 | 3,654,469,110 |
| , | (3,457,787,793) | (296,962,855) | (3,654,469,110) |
| 第九会計年度 | 4,918,950,591 | 455,431,365 | 8,117,988,336 |
| 第九会計年度 | (4,918,950,591) | (455,431,365) | (8,117,988,336) |
| 第十会計年度 | 6,343,428,382 | 793,889,619 | 13,667,527,099 |
| 为(云前牛皮 ———————————————————————————————————— | (6,343,428,382) | (793,889,619) | (13,667,527,099) |
| 第十一会計年度 | 9,305,682,044 | 1,923,068,704 | 21,050,140,439 |
| 为 云前牛皮 | (9,305,682,044) | (1,923,068,704) | (21,050,140,439) |
| 笠 上一人辻左连 | 9,647,893,645 | 3,186,326,572 | 27,511,707,512 |
| 第十二会計年度 | (9,647,893,645) | (3,186,326,572) | (27,511,707,512) |
| 第十二合計任度 | 15,520,281,416 | 3,851,197,556 | 39,180,791,372 |
| 第十三会計年度 | (15,520,281,416) | (3,851,197,556) | (39,180,791,372) |

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1)海外における販売

申込手続

受益証券の購入は、購入を希望する受益証券を明記した記入済みの申込通知書を管理事務代行会社に送付することによって行われる。申込通知書は、管理事務代行会社から提供される。申込人は、自らが適格投資家であることを証明しなければならない。当該申込通知書が管理会社および管理事務代行会社が満足するように記入されている場合、管理会社は関係する受益証券を発行し、管理事務代行会社は当該受益証券を申込人の名義で登録する。

申込期間

受益証券は、以下に定める取得申込通知の手続に従って、各発行日に、関係する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格(以下「発行価格」という。)で発行され、販売されることになる。発行価格は、停止決定がない限り、関係する発行日に管理事務代行会社が計算し、公表する。

受益証券は、管理事務代行会社が発行日の前営業日に受け取った取得申込通知に関して、発行日現在で発行される。受益証券取得の意思を有する投資者は、発行日の前営業日の午後4時(日本時間)までに販売会社に取得する受益証券の口数を記載した取得申込通知を提出しなければならない。また、販売会社は、午後6時(日本時間)までに取得申込通知を管理事務代行会社に取り次がなければならない。管理事務代行会社が一旦受け取った取得申込通知は、撤回不能である。

受益証券は、受益証券の金額または口数で申し込むことができる。各サブ・ファンドについて、一発行日当たりの投資者毎の受益証券の申込単位は1円以上1円単位または1口以上1口単位とする。 1口未満の受益証券は発行されず、発行される受益証券の口数は切り上げられる。

申込代金の支払は、投資者が管理事務代行会社と他の通貨による支払を行う取決めをしていない限 り、日本円で行われるものとする。その他の自由に交換可能な通貨で行われた支払は、日本円に換算 され、換算した金額が(換算費用を差し引いた上で)申込代金の支払に充当される。通貨の換算が遅 延したり、投資家にコストが発生したりすることがある。

発行価格の4%(上限)に、申し込まれた受益証券の口数を乗じた金額を限度とする販売手数料が 販売会社により課される場合がある。

申込代金(販売会社が留保する販売手数料を除く。)は、関係する発行日の後4営業日目までに (または当該4営業日目の日において決済を行うことができない場合、当該4営業日目の日以降で決 済を行うことができる最初の日)、または管理会社が随時決定したその他の日に、保管会社が即時現 金化可能な資金で受け取るものとする。

管理会社は、その独自の裁量により、保管会社が上記の支払を受領しなかった結果として発生した 損失(管理会社の重過失または故意の不法行為を起因する損失を除く。)について、サブ・ファンド を補償することを申込人に対して求める権利を留保する。

適格投資家

受益証券は、適格投資家に対して、または適格投資家の利益のためだけに販売され、発行される。 更に、サブ・ファンドの方針により、販売することが違法となる投資者に受益証券を販売してはならない。受託会社は、管理会社と協議した上で、上記の禁止事項に反して販売され、または購入された 受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かかる権利を行使するつもりである。

受益証券は、1933年米国証券法のもとで登録されておらず(また、ファンドも1940年米国投資会社法のもとで登録されておらず)、かつ、米国内で募集されておらず、また、1933年米国証券法および1940年米国投資会社法のもとでの免除規定に依拠する場合を除き、直接的または間接的に、米国、その領土もしくは属領もしくはその法域において、または、その国民、市民もしくは居住者または当該

地に通常居住している者(かかる自然人および当該地で設立または組織された法人またはパートナーシップの財団を含む。)に対し、もしくはその利益のために、募集または販売することはできない。

ファンドは、FATCAを遵守する参加外国金融機関である(受益証券の登録名義人となる)販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。管理会社は、米国の法律および規則を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことができ、また米国人への譲渡の登録を拒絶することができる。

識別されたまたは識別され得る自然人(データ主体)に関するすべての情報は(疑義を避けるために付言するならば、販売会社の代表者または正式な署名者に関する情報、申込書または受益者登録簿に記載された情報、管理会社との取引および/または受託会社とのファンドへの投資経由による取引を通じて追加的に収集された情報を含む。)、個人データの処理に関する自然人の保護および当該データの自由な移転に関する、および95/46/EC指令を廃止する2016年4月27日付EU規則2016/679(EU一般データ保護規則)に従ってデータ管理者として行為する管理会社によって、および/またはケイマン諸島の2017年データ保護法に従ってデータ管理者として行為する受託会社によって、ならびに個人データの保護に関して適用される法令または規制に従って、個人データとして処理される。管理会社および/または受託会社によるファンドに関する個人データの処理についての情報は、管理会社および/または受託会社宛に請求することにより入手可能である。

ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則

マネー・ロンダリングの防止を目的とした適用法令または規則を遵守するために、ファンドの受託会社としての地位を有する受託会社、管理会社および管理事務代行会社(以下、総称して「関係各社」という。)はマネー・ロンダリング防止手続を設定・維持する義務を負い、また、受益証券の購入申込者に対して自身の身元、実質的所有者/支配者の身元(適用ある場合)と資金源を確認するための証拠資料の提供を要求することができる。関係各社は、許容される場合であって、一定の要件を充足する場合には、マネー・ロンダリング防止手続(デュー・ディリジェンス情報の取得を含む。)を適切な者に委託することもできる。

関係各社および/またはファンドが当該手続のために依拠し、あるいは当該手続の管理を委任するその他の者(以下「AML担当者」という。)は、受益者(すなわち購入申込者または譲受人)自身の身元および実質的所有者/支配者の身元(適用ある場合)を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。事情が許す場合には、ファンドに代わるAML担当者を含む関係各社は、随時改正されるケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則またはその他の適用ある法律に基づく免除規定が適用される場合、申込時に完全なデュー・ディリジェンスを要求しないこととすることもできる。ただし、受益証券の持分に基づく支払いまたは持分の譲渡の前に、詳細な身元確認が必要となる場合がある。

購入申込者が身元確認のために要求された情報の提供を怠るか、もしくは遅延した場合、ファンドに代わるAML担当者を含む関係各社は、申込みを拒絶すること、または申込みが既に約定している場合は、その持分の停止もしくは買戻しを行うことができ、かかる場合、受領された申込金は、利息を付さずに送金元の口座に返金される。

ファンドに代わるAML担当者を含む関係各社は、受益者に対して買戻代金もしくは分配金を支払うことが適用法令を遵守していないこととなる可能性があると疑うか、もしくは遵守していない可能性があると助言されている場合、または関係各社もしくはAML担当者による適用ある法律もしくは規制の遵守を確保するために買戻代金もしくは分配金の支払の拒絶が必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払を拒絶することができる。

ケイマン諸島内の者は、他の者が犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資金提供および資産に関与していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、または、知りもしくは疑惑を抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識または疑惑に関する情報を規制されたセクターにおける業務の遂行、その他の取引、職業、業務または雇用の過程において得た場合、当該者は、かかる認識または疑惑を、()犯罪行為もしくはマネー・

ロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律に基づいてケイマン諸島の財務報告当局(以下「FRA」という。)に対して、または、()テロ行為またはテロリストの資金提供もしくは資産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロリズム法(2018年改正)に基づいて巡査以上の階級の警察官またはFRAに対して、通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみなされない。

CIMAは、ファンドによる随時改正されるケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則の規定の違反に関してファンドに対して、また、違反に同意したか、もしくは、違反を黙認したファンドの取締役もしくは役員または違反が起因すると証明された、懈怠を行った者に対して、多額の行政上の罰金を課す裁量的権限を有する。ファンドがかかる行政上の罰金を支払う限りにおいて、ファンドがかかる罰金および関連する手続の経費を負担する。

ルクセンブルグのマネー・ロンダリング防止規則

ルクセンブルグに所在する管理会社および管理事務代行会社は、常にルクセンブルグのマネー・ロンダリング / テロ資金供与防止 (AML / CFT) 法令を遵守しなければならない。上記のプロセスおよびルクセンブルグの法律に基づき適用されるその他のプロセスに加え、ルクセンブルグのAML / CFT適用法令に基づき、当局への報告義務が適用される。

マネー・ロンダリング防止責任者

SNIF@smbcnikko-ifmc.comのメールアドレスに宛てて管理会社に対して連絡することにより、投資者は、現在のサブ・ファンドに関するマネー・ロンダリング防止遵守責任者、マネー・ロンダリング報告責任者およびマネー・ロンダリング報告副責任者の詳細(連絡先の詳細を含む。)を入手することができる。

制裁

サブ・ファンドの受益証券は販売会社および/または販売取扱会社を通じてのみ販売されるという事実により、販売会社および/または販売取扱会社は、管理会社に対し、申込人および受益者(および、自身が、また、自身が知り得る限りまたは自身が信じる限り、実質所有者、管理者または授権された者(以下、本項において「関係者」という。)(もしあれば))が()米国財務省海外資産管理局(以下「OFAC」という。)によって維持されている、またはEUおよび/または英国の規則(後者は、制定法によりケイマン諸島に適用されるため)に基づく制裁対象企業または個人のリストに氏名(名称)が掲載されていないこと、()国際連合、OFAC、EUおよび/または英国によって課せられた制裁の対象である国もしくは領土に事業拠点を置いていないこと、またはかかる国もしくは領土を本拠地としていないこと、または()国際連合、OFAC、EUまたは英国によって課せられた制裁(英国によって課せられた制裁は、制定法によりケイマン諸島に適用される。)の対象(以下「制裁対象」と総称する。)でないことを継続的に表明することが要求されている。

申込人または関係者が制裁対象である、または制裁対象になった場合、受託会社または管理会社は、申込人に通知することなく、申込人が制裁対象でなくなるまで、またはかかる取引を継続するために適用法に基づく許可が取得されるまで、申込人との追加の取引および/または申込人のサブ・ファンドの持ち分に関する取引を直ちに停止することが要求される可能性がある(以下「制裁対象者事象」という。)。受託会社ならびに管理会社、名義書換機関、販売者および副販売者または受託会社のその他の業務提供者は、制裁対象者事象により申込人が被ったあらゆる負債、費用、経費、損害および/または損失(直接または間接の損失、利益の喪失、収益の損失、評判の低下およびあらゆる金利、課徴金、法的費用、ならびにその他のあらゆる専門家費用および経費を含むがこれらに限定されない。)に対する責任を一切負わないものとする。

所有確認書

受益者名簿に記載する受益証券口数に対する登録保有者の所有権を証する券面は発行されない。ただし、券面の発行を求める受益者の請求に応じて、受益者が費用を負担する場合は、この限りではない。表明、包含、解釈された信託の通知は、受益者名簿には記載されない。上記の規定にかかわら

ず、管理事務代行会社は、合理的に可能な限り早急に、サブ・ファンドの受益証券の取得申込みまたは買戻しに関する販売会社への確認書を、ファックスまたは合意したその他の手段で送付する。

管理事務代行会社は、各サブ・ファンドの受益者名簿を維持する責任を負い、受益証券のすべての発行、買戻しおよび譲渡を記録するものとする。発行されたすべての受益証券は、サブ・ファンドの受益者名簿に登録され、受益者名簿は受益証券の所有に関する決定的証拠となるものとする。受益証券は一人の名前または四名を限度とする共同名で登録することができる。各受益者名簿は、管理事務代行会社の事務所で、通常の営業時間内に受益者が自由に閲覧できるものとする。

受益者は、自らの個人情報に変更があった場合は、速やかに書面で管理事務代行会社に通知しなければならない。

その他

管理事務代行会社は、管理会社と協議した上で、単独の裁量により、理由を述べることなく受益証券の取得申込みの一部または全部を拒絶する権利を留保する。取得申込みが拒絶された場合、申込代金は、申込者のリスクにより利息を付されることなく、申込者に返金される。

受益証券の発行は、関係する信託証書に記載する理由で、管理事務代行会社または管理会社の裁量により中止される場合がある。

各受益者は、販売会社または管理事務代行会社(場合による。)に登録された自身の情報に変更 (投資者が適格投資家でなくなることを意味する変更を含む。)があった場合、書面で販売会社または管理事務代行会社(場合による。)に通知するとともに、上記の変更に関係して販売会社または管理事務代行会社(場合による。)が合理的に請求した追加書類を、販売会社または管理事務代行会社(場合による。)に提出しなければならない。

譲渡制限

すべての受益者は、管理会社または販売会社が単独の裁量で適宜承認した書式の証書によって、保有する受益証券を譲渡することができる。ただし、譲受人は、その時点で適用ある法域の法律規定、政府等の要求事項もしくは規則または管理会社もしくは販売会社の方針を遵守するために管理会社または販売会社の要求する情報を提出すること、および管理会社または販売会社が事前に書面で譲渡を承認し、管理事務代行会社に通知することを条件とする。更に、譲受人は、()受益証券を適格投資家に譲渡すること、()譲受人は自己の計算で受益証券を取得すること、および()管理会社または販売会社が単独の裁量で要求したその他の事項に関して、書面で管理会社または販売会社に表明する義務を負うこととする。

管理会社または販売会社は、すべての譲渡証書に譲渡人および譲受人または譲渡人および譲受人の 代理人が署名することを義務づけることができる。譲渡が登録され、譲受人の氏名が受益者名簿に記 入されるまでは、譲渡人が依然として受益者であり、譲渡の対象となった受益証券に対する権利を有 するとみなされるものとする。

(2)日本における販売

日本においては、申込期間中の営業日に、受益証券の申込が行われる。その場合、販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者は、日本における約定日から起算して日本における4営業日目に、申込金額および申込手数料を販売取扱会社に支払うものとする。

継続申込みについては、日本の投資者は各発行日の前営業日の午後4時(日本時間)までに取得の申 込みをすることができる。

販売会社は、日本の投資者によりなされた取得申込注文を各発行日の午後6時(日本時間)までに管理会社に取り次ぐものとする。発行日とは、各営業日または管理会社が随時決定したその他の日をいう。発行価格は通常、発行日に算出される。通常、販売会社は発行日の日本における翌営業日に注文の成立を確認することができ、かかる確認した日を日本における約定日という。

日興ファンドラップー任型における取扱いについては、各サブ・ファンドについて、一発行日当たりの投資者毎の受益証券の申込単位は1円以上1円単位または1口以上1口単位である。ただし、日興ファンドラップー任型によらない場合は、管理会社および販売会社が別途合意したところに従うものとし、通常、口数での申込みとする。かかる申込単位の詳細については、SMBC日興証券株式会社またはその他の販売取扱会社の本支店等まで問い合わせのこと。

受益証券の取得申込みにあたって、以下のとおり申込手数料が課される。

日本国内における取得申込みに関して、販売会社は、日興ファンドラップー任型における取扱いについては申込手数料を徴収しないが、別途、日興ファンドラップー任型におけるサービスの対価としての手数料を徴収することがある。

上記によらない場合は、管理会社と販売会社が別途合意した申込手数料が発行価格に加算されることがある。かかる手数料の詳細については、SMBC日興証券株式会社またはその他の販売取扱会社の本支店等まで問い合わせのこと。

投資者は、ファンド証券の保管を販売会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払いと引換えに、取引残高報告書または他の通知書を販売取扱会社から受領する。申込金額および申込手数料の支払いは、日本円によるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である販売会社は、サブ・ファンド9本の純資産の合計が1億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

販売会社は、購入者が過度な取引を行った履歴がある場合、受益証券の取得申込注文を、その単独の 判断において拒否する合理的な努力を行うことについて合意している。受益証券の短期取引をすべて防 止できる保証はない。

受益証券は、1933年米国証券法のもとで登録されておらず(また、ファンドも1940年米国投資会社法のもとで登録されておらず)、かつ、米国内で募集されておらず、また、1933年米国証券法および1940年米国投資会社法のもとでの免除規定に依拠する場合を除き、直接的または間接的に、米国、その領土もしくは属領もしくはその法域において、または、その国民、市民もしくは居住者または当該地に通常居住している者(かかる自然人および当該地で設立または組織された法人またはパートナーシップの財団を含む。)に対し、もしくはその利益のために、募集または販売することはできない。

ファンドは、FATCAを遵守する参加外国金融機関である(受益証券の登録名義人となる)販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。管理会社は、米国の法律および規則を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことができ、また米国人への譲渡の登録を拒絶することができる。

上記「(1)海外における販売」は、日本における販売についても適用されることがある。

譲渡制限

受益者は、管理会社または販売会社から事前に書面で同意(かかる同意は付与または留保されることがある。)を得ることなく、自らが保有する受益証券を譲渡することはできない。すべての受益者は、管理会社または販売会社が単独の裁量で適宜承認した書式の証書によって、保有する受益証券を譲渡することができる。ただし、譲受人は、その時点で適用ある法域の法律規定、政府等の要求事項もしくは規則または管理会社もしくは販売会社の方針を遵守するために管理会社または販売会社の要求する情報を提出すること、および管理会社または販売会社が事前に書面で譲渡を承認し、管理事務代行会社に通知することを条件とする。更に、譲受人は、() 受益証券を適格投資家に譲渡すること、() 譲受人は自己の計算で受益証券を取得すること、および() 受託会社が単独の裁量で要求したその他の事項に関して、書面で管理会社または販売会社に表明する義務を負うこととする。

管理会社または販売会社は、すべての譲渡証書に譲渡人および譲受人または譲渡人および譲受人の代理人が署名することを義務づけることができる。譲渡が登録され、譲受人の氏名が受益者名簿に記入されるまでは、譲渡人が依然として受益者であり、譲渡の対象となった受益証券に対する権利を有するとみなされるものとする。

2【買戻し手続等】

(1)海外における買戻し

買戻し手続

受益証券は、買戻請求通知の手続に従って、いずれかの買戻日に、かかる買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格(以下「買戻価格」という。)で買い戻すことができる。買戻価格は、停止決定されない限り、管理事務代行会社により、買戻日に計算され、公表される。受益証券の買戻価格の計算において、管理事務代行会社は、投資運用会社と協議の上で、買戻請求に応じる資金を提供するための資産の換金において、サブ・ファンドの勘定で生じるであろう財務・販売手数料を反映するための妥当な引当金と思料される金額を、受益証券1口当たり純資産価格から控除することができる。

受益証券の買戻しは、管理事務代行会社が前営業日に受領した買戻請求通知に関して各買戻日現在で行うことができる。買戻請求通知は、買い戻す受益証券の口数または金額を明記した上で、当該買戻日の前営業日の午後4時(日本時間)までに販売会社に提出しなければならない。販売会社は、同日午後6時(日本時間)までに買戻通知を管理事務代行会社に取り次がなければならない。管理事務代行会社が一旦受け取った買戻請求通知は、撤回不能である。

受益証券は、口数または金額で買戻しを受けることができる。買戻日におけるサブ・ファンドの各 受益者の買戻しのための最低口数は、1口以上1口の整数倍である。買戻日におけるサブ・ファンド の受益者の最低買戻額は、1円(1円の整数倍)である。1口未満の受益証券の買戻しは行われず、 買戻される受益証券の数は切り捨てられる。

買戻しの制限

いずれかの買戻日におけるサブ・ファンドの買戻請求通知の合計が、(サブ・ファンドの資産に適用される買戻制限などの要素を考慮した上で)サブ・ファンドの発行済受益証券の20%を超える場合(または管理会社が単独の裁量により決定した割合または金額を超え、本書に定める投資目的および投資制限に基づく信託財産の運用を著しく損なうと思われる場合)、管理会社は、(i)当該買戻通知に関する買戻代金の支払要件を充足するために管理会社が十分な資産を換金するまで、当該買戻日を延期するか、もしくはサブ・ファンドの純資産総額の計算を延期するか、または()買い戻す受益証券をサブ・ファンドの発行済受益証券の20%(または管理会社が決定したサブ・ファンドの発行済受益証券に対するその他の割合または金額)に制限することを決定することができ、受益者の請求は按分して縮減され、残りはその後の買戻日に、その後の買戻日に受け取った買戻通知に優先して買い戻されるものとする。

純資産総額の算定が停止決定されている期間中は、受益証券の買戻しは行われない(詳細については「純資産総額の計算の停止」の項参照)。

管理会社は流動性管理システムを用い、ファンドの流動性リスクを監視する手法を実施し、ファンドのため、管理会社が受益者からの買戻請求に随時応じられるだけのポートフォリオの流動性を通常確保している。

買戻代金の支払

買戻代金は、原則として買戻日の後4営業日以内の日(または当該4営業日目の日において決済を行うことができない場合、当該4営業日目の日以降で決済を行うことができる最初の日)に、関係する受益者が管理事務代行会社に与えた指示に従って、受益者のリスクと費用において、直接振込によって支払われるものとする。買戻代金に分配前の利息は付されないものとする。

強制的買戻し

管理会社は受託会社に代わり、以下をはじめとする理由により、1営業日前から5営業日前までの間にサブ・ファンドの受益者に書面による通知をすることにより、それまでに買戻しが行われていないサブ・ファンドの受益証券の一部または全部を、特定の日における受益証券1口当たり純資産価格で買い戻すことができる。

- (a) サブ・ファンドの受益証券が、直接または実質的に以下の者によって所有されていると受託会 社もしくは管理会社が認識し、またはそのように認識する理由がある場合。
 - ()いずれかの国または政府機関が定めた法律または要件に違反するため、受益証券を保有する 資格がない者(その結果として、サブ・ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が負 わずに済む納税責任を負い、または被らずに済む金銭的不利益を被る場合を含む。)、
 - ()適格投資家でない者、または適格投資家でない者のためもしくはその利益のために受益証券を取得した者、または
 - () サブ・ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が負わずに済む納税責任を負い、または法律面、金銭面、規制面もしくは重大な運営面で結果的に被らずに済む金銭的不利益を被ることになると管理会社が判断する状況下にある者。
- (b) 受益者が保有する受益証券の口数が、本書に定めるサブ・ファンドに関して必要な最低の口数 (もしあれば)に満たない場合。
- (c) 受益証券の移転により、受益者が保有または保持するサブ・ファンドの受益証券の口数が、本書に定めるサブ・ファンドに関して必要な最低の口数(もしあれば)に満たなくなった場合。
- (d)ある受益者による買戻請求を受諾した場合に、結果的にサブ・ファンドの発行済受益証券の口数またはかかる受益証券の純資産総額が、本書に定める最低口数または最低金額(もしあれば)を下回ることになる場合。
- (e) 受益者が保有する受益証券に関して支払うべき公租公課が、受託会社が支払を求める通知を送付してから30日間未払いのままである場合。
- (f) 受益者が行ったいずれかの表明が真正でないか、もしくは真正でなくなった場合または受益者が引き続き受益証券を所有することにより、サブ・ファンドもしくはサブ・ファンドの受益者に不利な税効果が及ぶ過大なリスクを負う場合。
- (g) 受益者が受益証券に関する取得申込代金を支払わない場合。
- (h) 受託会社または管理会社が、買戻しを行うことがサブ・ファンドの受益者の利益に適うと合理的に判断する場合。
- (i)サブ・ファンドの純資産総額が投資プログラムを遂行するのに不十分であると管理会社が判断 する場合。
- (j) 受益者が引き続き受益証券を所有することにより、サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの受益者の利益を損なう可能性がある場合。
- (k) ケイマン諸島当局の命令に基づく場合。

上記(a)の場合、上記の代わりに、受託会社または管理会社は、受益者に対して、保有する受益証券を譲渡するよう命じることができ、受益者はかかる通知を受け取り次第、速やかに受益証券を適格投資家に譲渡して、受託会社または管理会社に譲渡の証拠を提出するものとする。

なお、管理会社が米国の法律および規則の遵守を確保するために適切と判断する場合、管理会社は 米国人が保有するファンド証券の買戻しを行い、また米国人への移転の登録を拒絶することができ る。

(2)日本における買戻し

受益証券は、以下に定める手続に従って、各買戻日に、かかる買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格(以下「買戻価格」という。)で買い戻すことができる。買戻価格は、通常、関係する買戻日に、管理事務代行会社が計算し、公表する。

日本の受益者は、以下の制限に従い、買戻日の前営業日の午後4時(日本時間)までに販売取扱会社に通知を行うことにより、日興ファンドラップー任型においては、1円以上1円単位または1口以上1口単位による受益証券の買戻しを請求することができる。日興ファンドラップー任型によらない場合は、受益証券の買戻単位は、管理会社と販売会社が別途合意したところに従い、通常、口数での買戻し

の請求とする。かかる買戻単位の詳細については、SMBC日興証券株式会社またはその他の販売取扱会社の本支店等まで問い合わせのこと。買戻請求は当該買戻日の前営業日午後4時(日本時間)までに販売取扱会社に申込まなければならない。販売会社は同日午後6時(日本時間)までに買戻通知を管理事務代行会社に取り次がなければならない。

大量の買戻請求があった場合、上記「(1)海外における買戻し」の「買戻しの制限」が適用されることがある。

日本の投資者に対する買戻代金の支払いは、外国証券取引口座約款の定めるところに従い、原則として、日本における約定日(販売会社が買戻日の日本における翌営業日に注文の成立を確認した日、ただし、買戻日の1営業日前の申込みが必要である。)から起算して日本における4営業日目の日に、販売会社または販売取扱会社を通じて、日本円で支払われるものとする。買戻手数料は課せられない。

上記「(1)海外における買戻し」は、日本における買戻しについても適用されることがある。

3【受益証券の転換】

(1)海外における転換

転換の停止期間中を除き、関係するサブ・ファンドの追補信託証書もしくは本書に記載される当該サブ・ファンドに適用される制限または条件を充たした場合限り、受益者は転換日において、保有するサブ・ファンド(以下「原サブ・ファンド」という。)の受益証券の全部または一部を既存の別のサブ・ファンド(以下「新サブ・ファンド」という。)の受益証券に転換することを請求する権利を有する。転換通知の受領により、(i)原サブ・ファンドの関係する受益証券の買戻請求通知の受領と()新サブ・ファンドに関する取得申込通知の受領が同時になされたものとみなされるものとする。転換の結果、受益者が保有する受益証券の口数が、原サブ・ファンドおよび新サブ・ファンドの最低保有口数(もしあれば)未満となるような場合には、転換は行われないものとする。受益者は、関係するサブ・ファンドの追補信託証書または本書に定められた方法に従って適切に記載した転換通知を、販売会社(または管理会社が定めたそのほかの者)に対して、関係するサブ・ファンドの追補信託証書または本書に定められた日時までに送付しなければならない。管理会社は、その単独の裁量により、各サブ・ファンド(またはサブ・ファンドの受益証券のクラスもしくはシリーズ)の受益証券の転換に関して異なる条件および制限を課すことができる。一旦転換通知が提出された後は、管理会社が別途用意する場合を除き、受益者はこれを撤回することはできない。

管理会社は、その裁量により、一定の転換手数料を仲介者または販売者に支払わせることができるが、かかる転換手数料は、いかなる場合においても原サブ・ファンドの受益証券に適用される買戻日現在における受益証券の純資産額の1%を超えないものとする。

サブ・ファンドの追補信託証書または本書によって別途定められる場合を除き、保有する全部または一部の原サブ・ファンドの受益証券が新サブ・ファンドの受益証券に転換される際の転換比率は、次の算式に従って定められる。

$$A = \frac{B \times NAV1}{NAV2 \times (1+r)}$$

A: 転換により新たに発行されることとなる新サブ・ファンドの受益証券の口数。1口未満の受益証券は発行されない。1口未満の受益証券に関する残額は、新サブ・ファンドに計上するものとする。

B:転換が行われる原サブ・ファンドの受益証券の口数。

NAV1:関係する買戻日に適用される為替レートに基づき、転換によって発行される受益証券の基準通 貨に転換された当該買戻日現在の原サブ・ファンドの受益証券の純資産総額。

r : 仲介者または販売者が存在する場合に、それらの者に支払われる転換手数料率(必要な場合には課される税金を含む。)。

NAV2:適用される発行日における新サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格(申込手数料を除く。)。ただし、原サブ・ファンドの関係する買戻日が新サブ・ファンドの発行日ではない場合、新サブ・ファンドの次の発行日における受益証券1口当たり純資産価格が適用され、同日付で転換が行われるが、当該買戻日から適用される発行日までの期間、受益者に対して利息は支払われない。

受益者は、あらゆる転換日において、金額を基礎とした転換を請求することもできる。その場合、次の算式が適用される。

$$A = \frac{X}{NAV2 \times (1+r)}$$

X :転換の請求が行われた金額(発行される受益証券の基準通貨に転換される。)。

原サブ・ファンドまたは新サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の決定が停止されている時には、サブ・ファンドの受益証券の転換も停止される。

(受益者が有するすべての受益証券についての転換請求の場合を除き)転換通知は、サブ・ファンドの追補信託証書または本書に定められた転換の最低口数または金額(もしあれば)以上の整数である数または金額について行わなければならない。転換通知が受益証券の転換の最低口数または金額未満の口数または金額について行われた場合、管理会社は、その単独の裁量により、かかる受益証券の転換を実施することができるが、管理会社および受託会社は、かかる転換を行う義務は負わないものとする。

転換通知が提出された日から、関係する受益証券が通常買い戻されべき日である原サブ・ファンドの 買戻日までの期間(もしあれば)、受益者は、転換通知の対象である原サブ・ファンドの受益証券の保 有を継続する。

(2)日本における転換

前記(1)と同様の方法により、受益者は、日本においても日興ファンドラップー任型において受益証券の転換を請求することができるが、その場合、転換手数料は課されない。日興ファンドラップー任型における取扱いによらない場合、販売会社の裁量により認める場合を除き、日本において転換が行われない。

4【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

(イ)純資産総額の決定

管理会社は、サブ・ファンドの各評価日の直近の最新市場価格を用い、サブ・ファンドの受益証券の純資産総額を自ら計算するか、または管理事務代行会社に計算させるものとする。管理会社が異なる決定を下さない限り、受益証券1口当たり純資産価格は、サブ・ファンドの基準通貨で計算するものとする。

各評価日現在の各サブ・ファンドの純資産総額は、以下の要領で算定するものとする。

- 1.最初に、サブ・ファンドの前の評価日が終了した時点の取得申込みおよび買戻しに関する受取 勘定および支払勘定を調整してから、サブ・ファンドの当該評価日に関する信託財産の純資産 総額の実現または未実現の増減分を配分する。
- 2.次に、資産または負債の増減分を配分する。
- 3.最後に、サブ・ファンドの評価日の時点で受益者に分配する金額を除外する(もしあれば)。

各サブ・ファンドのすべての受益証券について、受益証券1口当たり純資産価格は同一である。各サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、サブ・ファンドの各評価日現在で以下の要領で算定するものとする。

- 1.最初に、サブ・ファンドの純資産総額を、評価日が終了した時点の取得申込分および買戻分を織り込む前の時点のサブ・ファンドの発行済受益証券の総数で除す。
- 2.次に、四捨五入して小数点第6位まで算出する。ただし、円建の受益証券(もしあれば)はこの限りではなく(本書において異なる定めがある場合を除く。)、四捨五入して小数第4位まで算出するものとする。

管理会社または管理事務代行会社によるサブ・ファンドの純資産総額のすべての算定は、サブ・ファンドの受益者にとって最終かつ確定的であり、故意の不履行、重過失または詐欺がない限り、受託会社または管理事務代行会社に対する請求権は発生しないものとする。また管理会社または管理事務代行会社は、明らかな誤りがない限り、副管理会社またはその他の第三者が提供した評価を信頼することについて、絶対的保護を受けるものとする。受託会社は、いかなる場合も信託財産の資産の評価または管理会社もしくは管理事務代行会社によるいずれかのサブ・ファンドの純資産総額の計算(または計算の誤り)に関して責任を負わないものとする。

純資産総額の計算に際して、管理事務代行会社は、管理会社から別段の指示を受けない限り、または補遺信託証書もしくは本書に別段の記載がない限り、以下に定める評価手続を適用するものとする。

- (a)集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、評価日(または当該日現在で計算されない場合は計算が行われたその直前の日)現在の純資産総額で評価する。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券は、当該証券取引所または管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選んだ証券取引所において、ヨーロッパおよび米国の市場で取引される有価証券については評価日現在の最新の市場価格の始値で、アジア、オーストラリアおよびニュージーランドの市場で取引される有価証券については評価日現在の最新の終値で評価する。
- (c)証券取引所では取引されていないものの、店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代 行会社と協議した上で管理会社が選任した信頼できる情報源に基づいて評価する。
- (d)サブ・ファンドが保有しているスワップ等の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適当と判断するディーラーから入手した価格に基づいて、管理会社の裁量により誠実に評価する。
- (e) いずれかの規制された市場で取引されている先物契約は、(i) アジア、オーストラリアおよびニュージーランドの市場においては評価日現在の、また、米国の市場においては評価日の直

前の日現在の当該市場における最新の清算価格で、()ヨーロッパの市場においては評価日 現在の最新の始値で評価する。

- (f)短期金融商品および銀行預金は、原価に経過利息を加えて評価する。
- (g)評価を行う日に本項に定める特定の資産の取引所または市場が営業していない場合、かかる取引所または市場が最後に営業していた日に算定した評価を用いる。
- (h)上記以外のすべての資産および負債は、特定の市場価格がない資産および負債を含めて、管理事務代行会社と協議した上で管理会社がその裁量により誠実に評価する。

上記の規定は、関係する信託財産またはその一部の価値を計算し、発行済みまたは発行済みとみなされる受益証券の口数で除す場合には、以下の規定に服する。

- 1.発行することに合意したすべてのサブ・ファンドの受益証券は発行済みとみなすものとし、サブ・ファンドの信託財産は発行することに合意したサブ・ファンドの受益証券に関して受け取る予定の現金またはその他の財物の額を含むとみなすものとする。
- 2. 買戻請求の結果、受益証券の買戻しおよび消却によってサブ・ファンドの信託財産を減額する 予定であるが、減額が完了していない場合、対象となる受益証券は買い戻され、発行されてい ないものとみなし、またサブ・ファンドの信託財産を評価する際には当該買戻しに基づきサ ブ・ファンドの信託財産から支払うべき金額だけ信託財産を減額するものとする。
- 3.投資対象を購入(もしくは取得)または売却(もしくは処分)することに合意したものの、取得または処分が完了していない場合、かかる投資対象は、取得または処分が正式に完了したものとして、取得の場合は織り込み、処分の場合は除き、取得の場合は総取得価格を織り込み、処分の場合は正味処分価格を除くものとする。
- 4.関係する信託財産またはその一部の価値を計算する日までに発生した利益に関係する租税に関 して、管理会社または管理事務代行会社が支払いまたは還付申請を予定する金額を織り込むも のとする。
- 5.発生済みで未払いの収益的費用(上記に該当するものを除く。)およびその時点で未払いの借入金合計額を差し引くものとする。
- 6.サブ・ファンドの設定に関連して発生し、関係する信託財産から支払われる設立費用は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って5年を超えない期間で償却するものとする。

外国通貨で差し引かれるべきだが、差し引かれていない投資対象もしくは現金の価値もしくは金額または当座勘定もしくは預金勘定の金額は、支払い責任を負うプレミアムまたはディスカウントおよび為替費用を考慮し、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が状況に応じて適当と判断するレートで関係する基準通貨に換算するものとする。受託会社、管理事務代行会社および管理会社は、その時点で最も低い市場の売り呼び値または最も高い市場の買い呼び値であると判断した価格がそうでないことが判明した場合でも、一切責任を負わないものとする。

(ロ)純資産総額の計算の停止

受託会社または管理会社は、サブ・ファンドに関する受益証券1口当たり純資産価格の算定、受益証券の発行、買戻し、転換を、その単独の裁量により、以下の場合を含むいかなる理由に基づいても停止することができる。

- 1. その時点でサブ・ファンドの大部分の直接または間接の投資対象が上場されている証券取引所が通常の週末および休日以外の理由で閉鎖している期間、または取引が制限され、もしくは停止している期間。
- 2.緊急事態に相当すると受託会社が判断する事態またはその他の事情が存在する結果として、サブ・ファンドによる投資対象の評価もしくは処分を合理的に実施することができないか、または評価もしくは処分をすれば受益者の利益が大幅に損なわれる期間。

- 3.サブ・ファンドの直接または間接の投資対象の価額もしくは証券市場の最新価格を算定するために通常使用している通信手段が故障している期間、またはその他の理由でサブ・ファンドが直接または間接に所有する投資対象の価額が合理的に迅速かつ正確に確認できない期間。
- 4.投資対象の取得または処分に伴う資金の送金を通常の為替レートで実行できないと受託会社が 管理会社と協議した上で判断する期間。
- 5.サブ・ファンド、管理会社またはそれらの関連会社、子会社もしくは関係者またはサブ・ファンドのその他のサービス提供者に関連して、受託会社または管理事務代行会社に適用されるマネー・ロンダリング防止規則を遵守するためにそうすることが必要であると受託会社または受託会社の代理人としての管理事務代行会社が判断する期間。

上記の停止が一週間を超えそうな場合、停止から7日以内に関係するサブ・ファンドの受益者全員 に書面で通知するとともに、停止が解除され次第、速やかにその旨を通知するものとする。

(2)【保管】

海外において販売される受益証券については、受益証券の確認書が受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、販売会社の名義で保管され、日本の受益者に対して は、販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

(3)【信託期間】

各サブ・ファンドは、関係する信託証書に定める一定の状況下で早期に終了しない限り、2006年9月20日から149年後に終了する予定である。なお、サブ・ファンドは、2006年11月20日に運用が開始された。

すべてのサブ・ファンドの純資産総額の合計が15億円または管理会社と受託会社が販売会社と協議の 上決定する額のいずれかを下回った場合、ファンドは終了することができる。

(4)【計算期間】

サブ・ファンドの計算期間は、各年の10月31日に終了する。

(5)【その他】

(イ)発行限度額

受益証券の発行限度口数は設けられていない。

(口)ファンドまたはサブ・ファンドの解散

サブ・ファンド(または場合によりファンド)は、以下のいずれかの事項が最初に発生した時に終了する。

- (a) サブ・ファンド(もしくは場合によりファンド)の存続もしくは他の法域への移転が違法になる場合、または受託会社または管理会社の合理的な見解により非現実的もしくは不適切になる場合。
- (b) すべてのサブ・ファンドの純資産総額の合計が、15億円または管理会社もしくは受託会社が随時定めるその他の金額を下回り、管理会社と受託会社が、販売会社と協議した上で、ファンドの終了を決定した場合。
- (c) 受益者が、サブ・ファンド決議(または場合により受益者決議)により終了を決定した場合。
- (d)基本信託証書の締結日に開始し、同日の149年後に終了する期間が終了した時。
- (e)受託会社が退任の意思を書面により通知した場合、または受託会社が強制的もしくは任意的清算を開始した場合、管理会社が、当該通知の受領または清算の開始後90日以内に、受託会社の後任として受託会社の業務を承継する用意のある他の会社を任命すること、または任命を手配することができない場合。
- (f)管理会社が退任の意思を書面により通知した場合、または管理会社が強制的もしくは任意的清算を開始した場合、受託会社が、当該通知の受領または清算の開始後90日以内に、管理会社の後任として管理会社の業務を承継する用意のある他の会社を任命すること、または任命を手配することができない場合。
- (g) 受託会社または管理会社が、その絶対的な裁量により終了を決定をする場合。 サブ・ファンドが終了した場合には、受託会社は、直ちにサブ・ファンドのすべての受益者に 対してかかる終了を通知するものとする。

(八)信託証書の変更

各信託証書に定める条件に従って、受託会社および管理会社は、関係するサブ・ファンドの受益者に書面の通知をした上で、管理会社が関係するサブ・ファンドの受益者の最善の利益に適うと判断する範囲および要領で、信託証書に定める規定を変更し、修正し、または追加することができる。

管理会社および受託会社が、()かかる修正、変更、削除、追加によっても既存の受益者の利益は大幅に損なわれず、また受益者に対する管理会社または受託会社の責任は免除されない、または ()かかる修正、変更、削除、追加が、(法的拘束力の有無にかかわらず)会計上、法律上もしくは当局の要求により必要であると判断することを書面で保証しない限り、かかる修正、変更、削除、追加をなすには関係するサブ・ファンドの受益者の受益者決議(信託証書に定義する。)またはサブ・ファンドの決議(場合により)による承認を得ることを要するものとする。

修正、変更、削除、追加は、受益者に対して保有する受益証券に関して追加の支払や何らかの義務 を課すものであってはならない。

(二)関係法人との契約の更改等に関する手続

総管理事務代行契約

総管理事務代行契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90暦日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

総管理事務代行契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

保管契約

保管契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

保管契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

投資運用契約

投資運用契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

投資運用契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき 変更することができる。

投資助言契約

投資助言契約は、管理会社が投資助言会社に対し、90日前までに書面による通知を行うことにより 投資助言会社を解任した場合、または投資助言会社が管理会社に対し、90日前までに書面による通知 を行うことにより辞任した場合に終了する。

投資助言契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき 変更することができる。

5【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社または受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券の名義人として登録されていなければならない。

従って、販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することはできない。これらの日本の受益者は、販売取扱会社との間の外国証券取引口座約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己に代わって行使させることができる。ファンド証券の保管を販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する権利は次のとおりである。受益証券の買戻しおよびサブ・ファンドの終了に関する金額の分配および支払はそれまでにサブ・ファンドのすべての債務を払い終えることに劣後する。

()分配請求権

受益者は、管理会社の決定したサブ・ファンドの分配金を、ファンド証券口数に応じて請求する権利を有する。

()買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを信託証書の規定および本書の記載に従って請求することができる。

()残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有するファンド証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有する。

() 受益者集会に関する権利

受益者は、制限された議決権を有する。各信託証書は、投資方針、投資制限またはサブ・ファンドのガイドラインに重大な変更を加える場合、サブ・ファンドを償還する場合、信託証書に一定の変更(以下参照)を加える場合などに、サブ・ファンド決議を必要とする。サブ・ファンド決議は、(a)サブ・ファンドの発行済受益証券の純資産総額の過半数を保有する者が書面で承認した決議、または(b)サブ・ファンドの受益証券の純資産総額の過半数を保有し、議決権を有する者本人もしくは代理人が出席しサブ・ファンドの受益者集会で承認可決されることによりなされる。

各信託証書はまた、例えば全サブ・ファンドに関してなす受託会社の解任、全サブ・ファンドに関してなす受託会社による管理会社の解任に関する承認、サブ・ファンドの他の法域への移動に関する承認、全サブ・ファンドの償却、または全サブ・ファンドの信託証書の変更に関する承認について、受益者決議が必要である旨を規定している。(a)全サブ・ファンドの発行済受益証券の純資産総額の過半数を保有する者が書面で承認した決議、または(b)全サブ・ファンドの受益証券の純資産総額の過半数を保有し、議決権を有する者本人もしくは代理人が出席し全サブ・ファンドの受益者集会で可決された決議としてのファンドの受益者決議を必要とする。

受益者集会の定足数は、すべてのサブ・ファンド(または場合により関係するサブ・ファンドまたはサブ・ファンドの関係するクラスもしくはシリーズ)の純資産総額の最低10分の1を保有する2名の受益者とする。

受益者集会における出席者数、定足数および議決権数の要件ならびに受益者の議決権は、基本信託証書に記載されている。受益証券に付された一切の権利または制限に従い、投票において、決議(受益者決議またはサブ・ファンド決議を含む)、議決権または定足数に関する計算は、当該集会の基準日の直前の評価日現在の1口当たり純資産価格を参照して実行される。集会においてまたは異なるシリーズの受益証券の所持人を含むもしくはこれに関わる決議においては投票時にまたは書面の決議において、各受益証券に帰属する議決権は1口当たり純資産価格(当該集会の基準日の直前の評価日現在の1口当たり純資産価格を参照して計算される。)に基づくものとする。

業務提供者に対する受益者の権利

受益者は、投資運用会社、投資顧問会社、副投資運用会社、保管会社、管理事務代行会社、登録・名義書換代行会社、所在地代行会社、支払代行会社、受託会社、ファンドの監査人、または管理会社もしくは適用ある場合は受託会社により随時任命されたファンドもしくは管理会社の他の業務提供者に対する直接の契約上の権利を一切有しない。2013年法に基づき、受益者の保管会社に対する責任追及は、管理会社を通じて行われる。受益者がかかる旨の書面による通知を行ったにもかかわらず、管理会社が、当該通知受領後3か月以内に行動を起こさない場合、当該受益者は、保管会社の責任を直接追及することができる。

(2)【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

(3)【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- ()管理会社またはサブ・ファンドに対するケイマン諸島および日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および
- ()日本における受益証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限を委任されている。また財務省関東財務局長に対する受益証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に関する届出代理人は、

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

(4)【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 4 号 確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第 7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるデロイト・アンド・トゥシュから監査証明に相当する と認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当す るもの(訳文を含む。)が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は、日本円で表示されている。
- d. 2018年10月31日終了年度のファンドの原文の財務書類は、日興グローバル・ファンズおよび2018年10月31日に償還した日本債券ファンドを含む全てのサブ・ファンドにつき一括して作成されている。他方、日本文の作成にあたっては、基本的に日本債券ファンドに関する部分を除いて翻訳している。

1【財務諸表】

(1)【2019年10月31日終了年度】

【貸借対照表】

日興グローバル・ファンズ

| 純資産計算書 2019年10月31日現在 | | |
|---|---------|--|
| [2019年10月31日現在 | | |
| 結合計算書 | | (日本円で表示) |
| | 注 | 日本円 |
| 資産 | | |
| 投資有価証券、純資産総額(取得原価 1,117,998,778,623円) 投資有価証券売却に係る未収金 受益証券発行に係る未収金 その他の資産 | 2.3 | 1,190,520,498,151 2,382,082,213 1,968,024,717 349,910 |
| 資産合計 | | 1,194,870,954,991 |
| 負債 | | |
| 買戻しに係る未払金 投資有価証券購入に係る未払金 | | 2,382,082,213 1,968,024,717 |
| 未払投資運用報酬 未払投資助言報酬 | 6 8 | 218,438,958 178,562,357 |
| 未払管理事務代行報酬 未払販売報酬 | 7 5 | 99,208,158 99,027,272 |
| 未払管理報酬 未払代行協会員報酬 未払専門家報酬 | 4 10 | 29,754,179 29,753,781 18,137,577 |
| 未払印刷および公告費 未払保管報酬 | 9 | 13,045,332 9,918,043 |
| 未払弁護士報酬 | 3 | 4,863,492 |
| 未払升護工物酬 その他の未払費用 | | 1,189,978 179,208 |
| 負債合計 | | 5,052,185,265 |
| ····································· | | 1,189,818,769,726 |

1.1917

日興グローバル・ファンズ

| 純資産計算書 | | |
|-------------------------------------|-----|-----------------|
| 2019年10月31日現在 | | |
| 日本大型株式ファンド | | (日本円で表示) |
| | 注 | 日本円 |
| 資産 | | |
| 投資有価証券、純資産総額(取得原価 220,546,024,746円) | 2.3 | 246,954,317,861 |
| 受益証券発行に係る未収金 | | 386,523,261 |
| 投資有価証券売却に係る未収金 | | 459,328,866 |
| 資産合計 | | 247,800,169,988 |
| | | |
| | | |
| 買戻しに係る未払金 | | 459,328,866 |
| 投資有価証券購入に係る未払金 | | 386,523,261 |
| 未払投資運用報酬 | 6 | 44,594,861 |
| 未払投資助言報酬 | 8 | 36,472,612 |
| 未払管理事務代行報酬 | 7 | 20,263,957 |
| 未払販売報酬 | 5 | 20,249,810 |
| 未払管理報酬 | 4 | 6,077,510 |
| 未払代行協会員報酬 | 10 | 6,077,428 |
| 未払印刷および公告費 | | 2,139,700 |
| 未払専門家報酬 | | 2,062,311 |
| 未払保管報酬 | 9 | 2,025,837 |
| 未払受託報酬 | 3 | 540,388 |
| 未払弁護士報酬 | | 328,434 |
| その他の未払費用 | | 19,912 |
| 負債合計 | | 986,704,887 |
| 純資産額 | | 246,813,465,101 |
| | | 207,107,671,795 |

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

1口当たり純資産価格

| 純資産計算書 | | |
|------------------------------------|-----|-----------------|
| 2019年10月31日現在 | | |
| 日本小型株式ファンド | | (日本円で表示) |
| | 注 | 日本円 |
| | | |
| 投資有価証券、純資産総額(取得原価 40,475,681,960円) | 2.3 | 46,141,006,206 |
| 受益証券発行に係る未収金 | | 72,152,915 |
| 投資有価証券売却に係る未収金 | | 86,870,973 |
| その他の資産 | | 96,050 |
| 資産合計 | | 46,300,126,144 |
| | | |
| 買戻しに係る未払金 | | 86,870,973 |
| 投資有価証券購入に係る未払金 | | 72,152,915 |
| 未払投資運用報酬 | 6 | 8,286,207 |
| 未払投資助言報酬 | 8 | 6,778,830 |
| 未払管理事務代行報酬 | 7 | 3,766,277 |
| 未払販売報酬 | 5 | 3,765,895 |
| 未払管理報酬 | 4 | 1,129,568 |
| 未払代行協会員報酬 | 10 | 1,129,551 |
| 未払印刷および公告費 | | 952,296 |
| 未払専門家報酬 | | 1,741,671 |
| 未払保管報酬 | 9 | 376,518 |
| 未払受託報酬 | 3 | 540,388 |
| その他の未払費用 | | 19,912 |
| 負債合計 | | 187,511,001 |
| 純資産額 | | 46,112,615,143 |
| | | 29,198,897,166口 |
| 1 口当たり純資産価格 | | 1.5793 |

| 純資産計算書 | | |
|-------------------------------------|-----|------------------|
| 2019年10月31日現在 | | |
| グローバル株式ファンド | | (日本円で表示) |
| | 注 | 日本円 |
| | | |
| 投資有価証券、純資産総額(取得原価 198,723,047,750円) | 2.3 | 223,559,648,290 |
| 受益証券発行に係る未収金 | | 395,598,876 |
| 投資有価証券売却に係る未収金 | | 426,572,815 |
| 資産合計 | | 224,381,819,981 |
| | | |
| | | |
| 買戻しに係る未払金 | | 426,572,815 |
| 投資有価証券購入に係る未払金 | | 395,598,876 |
| 未払投資運用報酬 | 6 | 40,403,446 |
| 未払投資助言報酬 | 8 | 33,061,044 |
| 未払管理事務代行報酬 | 7 | 18,368,509 |
| 未払販売報酬 | 5 | 18,375,797 |
| 未払管理報酬 | 4 | 5,509,037 |
| 未払代行協会員報酬 | 10 | 5,508,962 |
| 未払印刷および公告費 | | 1,985,482 |
| 未払専門家報酬 | | 2,098,654 |
| 未払保管報酬 | 9 | 1,836,344 |
| 未払受託報酬 | 3 | 540,388 |
| 未払弁護士報酬 | | 275,295 |
| その他の未払費用 | | 19,912 |
| 負債合計 | | 950,154,561 |
| 純資産額 | | 223,431,665,420 |
| | | 156,887,127,987□ |
| 1口当たり純資産価格 | | 1.4242 |

| (+'匆 ÷+ 做 = | | |
|---------------------------------------|-------|------------------|
| 純資産計算書 | | |
| 2019年10月31日現在 | | |
| エマージング株式ファンド | | (日本円で表示) |
| | | (113 (133.) |
| | 注 | 日本円 |
| | | |
| 資産 | | |
| 投資有価証券、純資産総額(取得原価 72,157,127,682円) | 2.3 | 74,990,953,773 |
| 受益証券発行に係る未収金 | 2.0 | 105,048,974 |
| 投資有価証券売却に係る未収金 | | 205,771,614 |
| その他の資産 | | 32,155 |
| | | |
| 資産合計 | | 75,301,806,516 |
| | | |
| 負債 | | |
| 買戻しに係る未払金 | | 205,771,614 |
| 投資有価証券購入に係る未払金 | | 105,048,974 |
| 未払投資運用報酬 | 6 | 13,656,023 |
| 未払投資助言報酬 | 8 | 11,176,492 |
| 未払管理事務代行報酬 | 7 | 6,209,590 |
| 未払販売報酬 | 5 | 6,214,678 |
| 未払管理報酬 | 4 | 1,862,358 |
| 未払代行協会員報酬 | 10 | 1,862,334 |
| 未払印刷および公告費 | | 1,060,165 |
| 未払専門家報酬 | | 2,098,654 |
| 未払保管報酬 | 9 | 620,781 |
| 未払受託報酬 | 3 | 540,388 |
| その他の未払費用 | | 19,912 |
| 負債合計 | | 356,141,963 |
| 4位多产殖 | | 74 045 664 550 |
| 純資産額 | | 74,945,664,553 |
| ————————————————————————————————————— | | 64,787,613,641 🗆 |
| 1 口当たり純資産価格 | | 1.1568 |

| 杜海 女生 9 年 | | 1 |
|-------------------------------------|-----|---|
| 純資産計算書 2019年10月31日現在 | | |
| ²⁰¹⁹ | | |
| グローバル債券ファンド | | (日本円で表示) |
| | | (,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, |
| | 注 | 日本円 |
| | | |
| 資産 | | |
| | | |
| 投資有価証券、純資産総額(取得原価 146,139,904,921円) | 2.3 | 151,071,289,172 |
| 受益証券発行に係る未収金 | | 295,074,161 |
| 投資有価証券売却に係る未収金 | | 256,570,060 |
| | | 151,622,933,393 |
| | | |
| 負債 | | |
| 買戻しに係る未払金 | | 256,570,060 |
| 投資有価証券購入に係る未払金 | | 295,074,161 |
| 未払投資運用報酬 | 6 | 28,081,053 |
| 未払投資助言報酬 | 8 | 22,935,516 |
| 未払管理事務代行報酬 | 7 | 12,742,836 |
| 未払販売報酬 | 5 | 12,696,035 |
| 未払管理報酬 | 4 | 3,821,787 |
| 未払代行協会員報酬 | 10 | 3,821,735 |
| 未払印刷および公告費 | | 1,580,807 |
| 未払専門家報酬 | | 2,098,654 |
| 未払保管報酬 | 9 | 1,273,931 |
| 未払受託報酬 | 3 | 540,388 |
| 未払弁護士報酬 | | 141,436 |
| その他の未払費用 | | 19,912 |
| | | 641,398,311 |
| | | |
| 純資産額 | | 150,981,535,082 |
| | | 152,582,328,440 🗆 |
| 1口当たり純資産価格 | | 0.9895 |

| 純資産計算書 2019年10月31日現在 | | |
|------------------------------------|-----|-----------------|
| | | / D + D = = - \ |
| ハイイールド債券ファンド | | (日本円で表示) |
| | 注 | 日本円 |
| | | |
| 投資有価証券、純資産総額(取得原価 76,752,333,363円) | 2.3 | 79,920,632,678 |
| 受益証券発行に係る未収金 | | 135,647,231 |
| 投資有価証券売却に係る未収金 | | 140,845,611 |
| その他の資産 | | 16,458 |
| 資産合計 | | 80,197,141,978 |
| 負債 | | |
| 買戻しに係る未払金 | | 140,845,611 |
| 投資有価証券購入に係る未払金 | | 135,647,231 |
| 未払投資運用報酬 | 6 | 14,789,780 |
| 未払投資助言報酬 | 8 | 12,086,998 |
| 未払管理事務代行報酬 | 7 | 6,715,464 |
| 未払販売報酬 | 5 | 6,699,716 |
| 未払管理報酬 | 4 | 2,014,074 |
| 未払代行協会員報酬 | 10 | 2,014,048 |
| 未払印刷および公告費 | | 1,106,230 |
| 未払専門家報酬 | | 2,098,654 |
| 未払保管報酬 | 9 | 671,357 |
| 未払受託報酬 | 3 | 540,388 |
| その他の未払費用 | | 19,912 |
| 負債合計 | | 325,249,463 |
| 純資産額 | | 79,871,892,515 |
| | | 63,045,157,322 |
| 1 口当たり純資産価格 | | 1.2669 |

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

日興グローバル・ファンズ

| 純資産計算書 | | |
|-------------------------------------|-----|------------------|
| 2019年10月31日現在 | | |
| | | |
| オルタナティブ・ファンド | | (日本円で表示) |
| | | |
| | 注 | 日本円_ |
| | | |
| 資産 | | |
| 投資有価証券、純資産総額(取得原価 288,745,886,062円) | 2.3 | 287,311,141,808 |
| 受益証券発行に係る未収金 | | 443,996,069 |
| 投資有価証券売却に係る未収金 | | 660,002,033 |
| | | ,, |
| 資産合計 | | 288,415,139,910 |
| | | |
| 負債 | | |
| 買戻しに係る未払金 | | 660,002,033 |
| 投資有価証券購入に係る未払金 | | 443,996,069 |
| 未払投資運用報酬 | 6 | 53,811,461 |
| 未払投資助言報酬 | 8 | 43,937,289 |
| 未払管理事務代行報酬 | 7 | 24,411,300 |
| 未払販売報酬 | 5 | 24,304,714 |
| 未払管理報酬 | 4 | 7,321,349 |
| 未払代行協会員報酬 | 10 | 7,321,252 |
| 未払印刷および公告費 | | 2,536,271 |
| 未払専門家報酬 | | 2,098,654 |
| 未払保管報酬 | 9 | 2,440,454 |
| 未払受託報酬 | 3 | 540,388 |
| 未払弁護士報酬 | | 444,813 |
| その他の未払費用 | | 19,912 |
| 負債合計 | | 1,273,185,959 |
| ht-30 tr 65 | | 007 444 050 051 |
| 純資産額 | | 287,141,953,951 |
| | | 424,756,780,846□ |
| 1 口当たり純資産価格 | | 0.6760 |

| (-1 | | |
|------------------------------------|-----|-----------------|
| 純資産計算書 | | |
| 2019年10月31日現在 | | |
| 不動産 (REIT) ファンド | | (日本円で表示) |
| | | (日本门(秋水) |
| | 注 | 日本円 |
| | | |
| 資産 | | |
| 投資有価証券、純資産総額(取得原価 48,370,164,579円) | 2.3 | 55,853,891,269 |
| 受益証券発行に係る未収金 | | 96,553,047 |
| 投資有価証券売却に係る未収金 | | 85,649,641 |
| その他の資産 | | 69,978 |
| | | 56,036,163,935 |
| 具连口引 | | 30,030,103,933 |
| 負債 | | |
| 買戻しに係る未払金 | | 85,649,641 |
| 投資有価証券購入に係る未払金 | | 96,553,047 |
| 未払投資運用報酬 | 6 | 10,237,405 |
| 未払投資助言報酬 | 8 | 8,370,401 |
| 未払管理事務代行報酬 | 7 | 4,650,540 |
| 未払販売報酬 | 5 | 4,644,339 |
| 未払管理報酬 | 4 | 1,394,770 |
| 未払代行協会員報酬 | 10 | 1,394,752 |
| 未払印刷および公告費 | | 942,252 |
| 未払専門家報酬 | | 1,741,671 |
| 未払保管報酬 | 9 | 464,918 |
| 未払受託報酬 | 3 | 540,388 |
| その他の未払費用 | | 19,912 |
| 負債合計 | | 216,604,036 |
| 純資産額 | | 55,819,559,899 |
| | | 52,505,563,990□ |
| 1口当たり純資産価格 | | 1.0631 |
| | | |

| 純資産計算書 | | |
|------------------------------------|-----|-----------------|
| 2019年10月31日現在 | | |
| | | |
| コモディティ・ファンド | | (日本円で表示) |
| | 注 | 日本円 |
| | | |
| 資産 | | |
| 投資有価証券、純資産総額(取得原価 26,088,607,560円) | 2.3 | 24,717,617,094 |
| 受益証券発行に係る未収金 | | 37,430,183 |
| 投資有価証券売却に係る未収金 | | 60,470,600 |
| その他の資産 | | 135,269 |
| | | 24,815,653,146 |
| | | |
| 負債 | | |
| 買戻しに係る未払金 | | 60,470,600 |
| 投資有価証券購入に係る未払金 | | 37,430,183 |
| 未払投資運用報酬 | 6 | 4,578,722 |
| 未払投資助言報酬 | 8 | 3,743,175 |
| 未払管理事務代行報酬 | 7 | 2,079,685 |
| 未払販売報酬 | 5 | 2,076,288 |
| 未払管理報酬 | 4 | 623,726 |
| 未払代行協会員報酬 | 10 | 623,719 |
| 未払印刷および公告費 | | 742,129 |
| 未払専門家報酬 | | 2,098,654 |
| 未払保管報酬 | 9 | 207,903 |
| 未払受託報酬 | 3 | 540,388 |
| その他の未払費用 | | 19,912 |
| 負債合計 | | 115,235,084 |
| | | 24,700,418,062 |
| | | |
| 発行済受益証券口数 | | 39,180,791,372□ |
| 1 口当たり純資産価格 | | 0.6304 |

【損益計算書】

日興グローバル・ファンズ

| A | 運用計算書および純資産変動計算書 | | |
|--|-----------------------------------|--------|-------------------|
| 費用 注 日本円 費用 投資運用報酬 6 2,482,083,203 投資即自報酬 8 1,961,483,575 管理事務代行報酬 7 1,089,925,936 販売報酬 5 1,005,681,015 管理報酬 4 326,721,722 保管報酬 9 108,907,943 印刷および公告費 22,993,113 7,910,565 弁護士報酬 19,517,147 3 14,580,368 受託報酬 3 14,580,368 3 登録料 2,162,166 7 3 2,162,166 その他の報酬 536,463 費用合計 7,379,212,444 投資網種証券 2,3 7,858,336,774 外国為替 2,3 7,858,336,774 以下に係る来実現評価益の純変動 2,6 (123,486 以下に係る未実現評価益の純変動 2,3 48,202,916,618 運用による純資産の純増加 48,681,917,468 資本の変動 2,3 48,202,916,618 資本の変動 2,2,15 (263,012,972,939 資本の純整師 2,2,15 (263,012,972,939 資本の経動 116,712,059,166 | | | |
| 費用 投資運用報酬 6 2,482,083,203 203,203 | 結合計算書 | | (日本円で表示) |
| 投資運用報酬 6 2,482,083,200 投資助言報酬 8 1,961,483,575 管理事務代行報酬 7 1,089,925,938 販売報酬 5 1,005,681,017 管理報酬 4 326,721,722 代行協会員報酬 9 108,907,942 日刷および公告費 9 108,907,943 日刷および公告費 9 22,993,113 専門家報酬 17,910,563 弁護士報酬 3 14,580,366 登録料 2,162,166 その他の報酬 536,465 費用合計 7,379,212,444 投資結損失 (7,379,212,444 以下に係る実現結(損)益 投資有価証券 2.3 7,858,336,777 外国為替 2.3 7,858,336,777 外国為替 2.3 7,858,336,777 外国為替 2.3 7,858,336,777 外国為替 2.3 7,858,336,777 分国為替 2.3 7,858,336,777 分国為替 2.3 7,858,336,777 分国为替 2.3 7,858,336,777 分国为赞 2.3 48,202,916,618 | | 注 | 日本円 |
| 接資助言報酬 8 1,961,483,575 管理事務代行報酬 7 1,089,925,935 販売報酬 5 1,005,681,016 管理報酬 4 326,721,72(代行協会員報酬 10 326,709,227 保管報酬 9 108,907,944 印刷および公告費 22,993,117 専門家報酬 17,910,565 介護士報酬 3 14,580,366 登録料 2,162,166 その他の報酬 3 14,580,366 登録料 2,162,166 その他の報酬 7,379,212,444 投資純損失 (7,379,212,444 投資純損失 (7,379,212,444 投資純損失 2.3 7,858,336,774 外国為替 2.6 (123,486 仅万に係る末実現評価益の純変動 48,681,917,466 項本の変動 投資有価証券 2.3 48,202,916,618 項本の変動 2.3 48,202,916,618 項本の変動 2.2,15 (263,012,972,398 資本の純変動 2.2,15 (263,012,972,398 資本の純変動 2.2,15 (263,012,972,398 資本の純変動 116,712,059,166 例本の純変動 2.2,15 (263,012,972,398 資本の純変動 2.2,15 (263,012,972,398 資本の純変動 116,712,059,166 例本の純変動 2.2,15 (263,012,972,398 資本の純変動 116,712,059,166 例本の純変動 | 費用 | | |
| 管理事務代行報酬 7 1,089,925,936 販売報酬 5 1,005,681,005,681,005,681,005,681,005,681,005,681,005,681,005,681,005,681,005,681,005,681,005,681,005,681,005,681,005,681,005,681,005,681,005,681,005,681,005,227,424,005,681,005,68 | 投資運用報酬 | 6 | 2,482,083,205 |
| 販売報酬 5 1,005,681,015 681,015 音理報酬 4 326,721,725 (代行協会員報酬 9 108,907,945 10刷および公告費 9 108,907,945 17,910,565 分議土報酬 17,910,565 分議土報酬 3 14,580,365 分議 22,993,115 67 分別 17,910,565 分別 17,910 | 投資助言報酬 | 8 | 1,961,483,579 |
| 管理報酬 4 326,721,726 代行協会員報酬 10 326,709,227 代行協会員報酬 9 108,907,945 (保管報酬 9 108,907,945 (保管報酬 9 108,907,945 (保管報酬 17,910,566 22,993,113 専門家報酬 17,910,566 発護士報酬 3 14,580,366 登録料 2,162,166 その他の報酬 536,466 での他の報酬 7,379,212,444 投資純損失 (7,379,212,444 投資純損失 (7,379,212,444 投資純損失 (7,379,212,444 投資純損失および当期実現利益 479,000,856 以下に係る実現評価益の純変動 2.3 7,858,336,774 2.6 (123,486 2.6 (123,486 2.3 48,202,916,618 2.3 48,681,917,466 2.3 48,681,917,481 2.3 48,681,917,481 2.3 48,681,917,481 2.3 48,681,917,481 2.3 48,681,917,481 2.3 48,681,917,481 2.3 48,681,917,481 2.3 4 | 管理事務代行報酬 | 7 | 1,089,925,936 |
| 代行協会員報酬 9 108,907,942 保管報酬 9 108,907,942 印刷および公告費 22,993,113 専門家報酬 17,910,566 弁護士報酬 19,517,147 受託報酬 3 14,580,366 登録料 2,162,164 その他の報酬 7,379,212,444 投資純損失 (7,379,212,444 投資純損失 (7,379,212,444 投資純損失 2.3 7,858,336,777 外国為替 2.6 (123,486 投資補損失および当期実現利益 479,000,856 以下に係る末実現評価益の純変動 投資有価証券 2.3 48,202,916,618 運用による純資産の純増加 48,681,917,468 運用による純資産の純増加 48,681,917,468 資本の変動 受益証券発行手取額 受益証券発行手取額 受益証券買戻支払額 2.2,15 (263,012,972,398 資本の純変動 116,712,059,166 | 販売報酬 | 5 | 1,005,681,019 |
| 保管報酬 9 108,907,945 日刷および公告費 22,993,115 専門家報酬 17,910,565 弁護士報酬 19,517,147 受託報酬 3 14,580,365 登録料 2,162,160 その他の報酬 7,379,212,444 投資純損失 (7,379,212,444 投資純損失 (7,379,212,444 投資純損失 2.3 7,858,336,774 外国為替 2.3 7,858,336,774 外国為替 2.6 (123,486 投資純損失および当期実現利益 479,000,856 以下に係る未実現評価益の純変動 投資有価証券 2.3 48,202,916,618 運用による純資産の純増加 48,681,917,468 資本の変動 受益証券発行手取額 受益証券発行手取額 受益証券発行手取額 受益証券買戻支払額 2.2,15 (263,012,972,395) 資本の純変動 116,712,059,166 | 管理報酬 | 4 | 326,721,720 |
| 保管報酬 9 108,907,945 日刷および公告費 22,993,115 専門家報酬 17,910,565 弁護士報酬 19,517,147 受託報酬 3 14,580,365 登録料 2,162,160 その他の報酬 7,379,212,444 投資純損失 (7,379,212,444 投資純損失 (7,379,212,444 投資純損失 2.3 7,858,336,774 外国為替 2.3 7,858,336,774 外国為替 2.6 (123,486 投資純損失および当期実現利益 479,000,856 以下に係る未実現評価益の純変動 投資有価証券 2.3 48,202,916,618 運用による純資産の純増加 48,681,917,468 資本の変動 受益証券発行手取額 受益証券発行手取額 受益証券発行手取額 受益証券買戻支払額 2.2,15 (263,012,972,395) 資本の純変動 116,712,059,166 | 代行協会員報酬 | 10 | 326,709,227 |
| 印刷および公告費 22,993,115 17,910,566 弁護士報酬 17,910,566 弁護士報酬 19,517,147 受託報酬 3 14,580,366 登録料 2,162,160 その他の報酬 536,465 での他の報酬 7,379,212,444 投資純損失 (7,379,212,444 投資純損失 (7,379,212,444 投資純損失 (7,379,212,444 投資純損失 2.3 7,858,336,774 外国為替 2.3 7,858,336,774 外国為替 2.6 (123,486 投資純損失および当期実現利益 479,000,856 以下に係る未実現評価益の純変動 投資有価証券 2.3 48,202,916,616 運用による純資産の純増加 48,681,917,466 資本の変動 受益証券発行手取額 379,725,031,566 受益証券買戻支払額 2.2,15 (263,012,972,395 資本の純変動 116,712,059,166 を 2.2,15 (263,012,972,395) | | 9 | 108,907,943 |
| 専門家報酬 弁護士報酬 受託報酬 17,910,563 19,517,147 9,517,147 2,162,164 その他の報酬 費用合計 7,379,212,444 投資純損失 (7,379,212,444 以下に係る実現納(損)益 2.3 7,858,336,774 外国為替 投資純損失および当期実現利益 479,000,850 以下に係る未実現評価益の純変動 2.3 48,202,916,618 運用による純資産の純増加 48,681,917,468 資本の変動 379,725,031,566 受益証券発行手取額 受益証券買戻支払額 379,725,031,566 (263,012,972,399 資本の純変動 116,712,059,166 | | | |
| 弁護士報酬 19,517,147 受託報酬 3 14,580,366 登録料 2,162,160 その他の報酬 7,379,212,444 投資純損失 (7,379,212,444 以下に係る実現純(損)益 投資有価証券 2.3 7,858,336,774 外国為替 2.6 (123,480 投資純損失および当期実現利益 479,000,850 以下に係る未実現評価益の純変動 投資有価証券 2.3 48,202,916,618 運用による純資産の純増加 48,681,917,466 資本の変動 受益証券発行手取額 受益証券発行手取額 受益証券費戻支払額 2.2,15 (263,012,972,398 資本の純変動 116,712,059,166 | | | |
| 受託報酬 3 14,580,368 登録料 2,162,166 7の他の報酬 2,162,166 536,463 7,379,212,444 投資純損失 (7,379,212,444 投資純損失 (7,379,212,444 以下に係る実現純(損)益 投資有価証券 2.3 7,858,336,774 外国為替 2.6 (123,486 投資純損失および当期実現利益 479,000,856 以下に係る未実現評価益の純変動 投資有価証券 2.3 48,202,916,618 運用による純資産の純増加 48,681,917,468 受益証券発行手取額 379,725,031,566 受益証券買戻支払額 2.2,15 (263,012,972,398 資本の純変動 116,712,059,166 | | | |
| 登録料 その他の報酬 2,162,160 536,465 536,465 536,465 536,465 | | 3 | |
| その他の報酬 536,463 17,379,212,444 | | • | |
| 投資純損失 (7,379,212,444 以下に係る実現純(損)益 2.3 7,858,336,774 投資有価証券 2.6 (123,480 投資純損失および当期実現利益 479,000,850 以下に係る未実現評価益の純変動 2.3 48,202,916,618 運用による純資産の純増加 48,681,917,468 資本の変動 379,725,031,568 受益証券買戻支払額 2.2,15 (263,012,972,398) 資本の純変動 116,712,059,168 | | | 536,463 |
| 以下に係る実現純(損)益 投資有価証券 外国為替 2.3 7,858,336,774 外国為替 2.6 (123,480 投資純損失および当期実現利益 479,000,856 以下に係る未実現評価益の純変動 投資有価証券 2.3 48,202,916,618 運用による純資産の純増加 48,681,917,468 資本の変動 受益証券発行手取額 受益証券買戻支払額 379,725,031,568 受益証券買戻支払額 2.2,15 (263,012,972,398) 資本の純変動 116,712,059,166 | 費用合計 | | 7,379,212,444 |
| 以下に係る実現純(損)益 投資有価証券 外国為替 2.3 7,858,336,774 外国為替 2.6 (123,480 投資純損失および当期実現利益 479,000,856 以下に係る未実現評価益の純変動 投資有価証券 2.3 48,202,916,618 運用による純資産の純増加 48,681,917,468 資本の変動 受益証券発行手取額 受益証券買戻支払額 379,725,031,568 受益証券買戻支払額 2.2,15 (263,012,972,398) 資本の純変動 116,712,059,166 | 10 Mg (+15) (1. | | (= -= |
| 投資有価証券 外国為替2.3 2.67,858,336,774 (123,486)投資純損失および当期実現利益479,000,856以下に係る未実現評価益の純変動2.348,202,916,618運用による純資産の純増加48,681,917,468資本の変動受益証券発行手取額 受益証券買戻支払額379,725,031,568 (263,012,972,398)資本の純変動116,712,059,166 | 投資純損失 | | (7,379,212,444) |
| 外国為替 2.6 (123,486 投資純損失および当期実現利益 479,000,856 以下に係る未実現評価益の純変動 投資有価証券 2.3 48,202,916,618 運用による純資産の純増加 48,681,917,468 資本の変動 379,725,031,568 受益証券発行手取額 受益証券買戻支払額 2.2,15 (263,012,972,398 資本の純変動 116,712,059,166 | 以下に係る実現純 (損)益 | | |
| 外国為替 2.6 (123,486 投資純損失および当期実現利益 479,000,856 以下に係る未実現評価益の純変動 投資有価証券 2.3 48,202,916,618 運用による純資産の純増加 48,681,917,468 資本の変動 379,725,031,568 受益証券発行手取額 受益証券買戻支払額 2.2,15 (263,012,972,398 資本の純変動 116,712,059,166 | 投資有価証券 | 2 3 | 7 858 336 774 |
| 以下に係る未実現評価益の純変動 2.3 48,202,916,618 運用による純資産の純増加 48,681,917,468 資本の変動 379,725,031,568 受益証券発行手取額 受益証券買戻支払額 2.2,15 (263,012,972,398) 資本の純変動 116,712,059,166 | | | (123,480) |
| 投資有価証券 2.3 48,202,916,618 運用による純資産の純増加 48,681,917,468 資本の変動 379,725,031,568 受益証券発行手取額 379,725,031,568 受益証券買戻支払額 2.2,15 (263,012,972,398) 資本の純変動 116,712,059,166 | 投資純損失および当期実現利益 | | 479,000,850 |
| 投資有価証券 2.3 48,202,916,618 運用による純資産の純増加 48,681,917,468 資本の変動 379,725,031,568 受益証券発行手取額 379,725,031,568 受益証券買戻支払額 2.2,15 (263,012,972,398) 資本の純変動 116,712,059,166 | 以下に係る未実現評価益の純変動 | | |
| 運用による純資産の純増加 48,681,917,468 資本の変動 379,725,031,568 受益証券発行手取額 受益証券買戻支払額 2.2,15 (263,012,972,398 資本の純変動 116,712,059,166 | | | |
| 資本の変動 379,725,031,565 受益証券発行手取額 2.2,15 (263,012,972,399 資本の純変動 116,712,059,166 | 投資有価証券 | 2.3 | 48,202,916,618 |
| 受益証券発行手取額 379,725,031,565 受益証券買戻支払額 2.2,15 (263,012,972,395 資本の純変動 116,712,059,166 | 運用による純資産の純増加 | | 48,681,917,468 |
| 受益証券買戻支払額 2.2,15 (263,012,972,399 資本の純変動 116,712,059,166 | 資本の変動 | | |
| 受益証券買戻支払額 2.2,15 (263,012,972,399 資本の純変動 116,712,059,166 | 77 - 14 - 74 - 74 - 77 - 17 DD DE | | |
| 資本の純変動 116,712,059,166 | | _ | |
| | 受益証券買 戻支払額 | 2.2,15 | (263,012,972,399) |
| 期首現在純資産額 1,024,424,793,092 | 資本の純変動 | | 116,712,059,166 |
| | 期首現在純資産額 | | 1,024,424,793,092 |
| | | | |
| 期末現在純資産額 1,189,818,769,726 | 期末現在純資産額 | | 1,189,818,769,726 |

246,813,465,101

日興グローバル・ファンズ

| 浑四卦等者为 5.76体次并亦新卦等者 | | |
|---------------------------------------|-----|------------------|
| 運用計算書および純資産変動計算書 2019年10月31日終了年度 | | |
| | | |
| 日本大型株式ファンド | | (日本円で表示) |
| | | 日本円 |
| | | |
| 費用 | | |
| 投資運用報酬 | 6 | 445,971,805 |
| 投資助言報酬 | 8 | 352,660,252 |
| 管理事務代行報酬 | 7 | 195,960,320 |
| 販売報酬 | 5 | 181,101,352 |
| 管理報酬 | 4 | 58,742,505 |
| 代行協会員報酬 | 10 | 58,740,276 |
| 保管報酬 | 9 | 19,581,005 |
| 印刷および公告費 | | 3,611,878 |
| 専門家報酬 | | 2,035,977 |
| 弁護士報酬 | | 2,627,645 |
| 受託報酬 | 3 | 1,620,041 |
| 登録料 | | 240,240 |
| その他の報酬 | | 59,607 |
| 費用合計 | | 1,322,952,903 |
| 投資純損失 | | (1,322,952,903) |
| | | |
| 以下に係る実現純(損)益 | | |
| 投資有価証券 | 2.3 | 1,698,525,451 |
| 外国為替 | 2.6 | (14,217) |
| 投資純損失および当期実現利益 | | 375,558,331 |
| | | 070,000,001 |
| 以下に係る未実現評価益の純変動 | | |
| 投資有価証券 | 2.3 | 13,183,139,336 |
| 運用による純資産の純増加 | | 13,558,697,667 |
| | | |
| 資本の変動 | | |
| 受益証券発行手取額 | | 75,845,198,133 |
| 受益証券買戻支払額 | | (24,078,689,089) |
| 資本の純変動 | | 51,766,509,044 |
| | | |
| 期首現在純資産額 | | 181,488,258,390 |

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

46,112,615,143

日興グローバル・ファンズ

| 運用計算書および純資産変動計算書 | | |
|--|--------|------------------|
| 2019年10月31日終了年度 | | |
| 日本小型株式ファンド | | (日本円で表示) |
| | 注 | 日本円 |
| 費用 | | |
| 九次军中和副 | ^ | 454 007 444 |
| 投資運用報酬 | 6 | 151,837,114 |
| 投資助言報酬 等理事務化行起酬 | 8 7 | 119,801,766 |
| 管理事務代行報酬 販売報酬 | | 66,570,125 |
| 販売報酬 | 5 | 61,187,394 |
| 管理報酬 4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4. | 4 | 19,954,642 |
| 代行協会員報酬 | 10 | 19,953,841 |
| 保管報酬 | 9 | 6,651,569 |
| 印刷および公告費 | | 1,747,125 |
| 専門家報酬 | | 1,722,901 |
| 弁護士報酬 | 0 | 1,888,167 |
| 受託報酬 | 3 | 1,620,041 |
| 登録料 | | 240,240 |
| その他の報酬 | | 59,607 |
| 費用合計 | | 453,234,532 |
| 投資純損失 | | (453,234,532) |
| 以下に係る実現純(損)益 | | |
| 仇次士伍≒工光 | 0.0 | 0 000 540 404 |
| 投資有価証券 | 2.3 | 2,632,518,121 |
| 外国為替 | 2.6 | (12,847) |
| 投資純損失および当期実現利益 | | 2,179,270,742 |
| 以下に係る未実現評価(損)の純変動 | | |
| 投資有価証券 | 2.3 | (581,155,701) |
| 運用による純資産の純増加 | | 1,598,115,041 |
| | | |
| 資本の変動 | | |
| 受益証券発行手取額 | | 17,243,085,006 |
| 受益証券買戻支払額 | | (40,077,209,680) |
| 資本の純変動 | | (22,834,124,674) |
| 期首現在純資産額 | | 67,348,624,776 |
| | | |
| | | 10 110 015 110 |

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

223,431,665,420

日興グローバル・ファンズ

| 運用計算書および純資産変動計算書 | |
|------------------|--|
| 2019年10月31日終了年度 | |

| グローバル株式ファンド | | (日本円で表示) |
|-----------------|-----|------------------|
| | 注 | 日本円 |
| 費用 | | |
| 投資運用報酬 | 6 | 389,087,822 |
| 投資助言報酬 | 8 | 307,757,039 |
| 管理事務代行報酬 | 7 | 171,008,895 |
| 販売報酬 | 5 | 158,140,773 |
| 管理報酬 | 4 | 51,263,307 |
| 代行協会員報酬 | 10 | 51,261,379 |
| 保管報酬 | 9 | 17,087,903 |
| 印刷および公告費 | | 3,359,728 |
| 専門家報酬 | | 2,071,464 |
| 弁護士報酬 | 3 | 2,468,418 |
| 受託報酬 | 3 | 1,620,041 |
| 登録料 その他の報酬 | | 240,240 |
| | | 59,607 |
| 費用合計 | | 1,155,426,616 |
| 投資純損失 | | (1,155,426,616) |
| 以下に係る実現純(損)益 | | |
| 投資有価証券 | 2.3 | 2,064,383,465 |
| 外国為替 | 2.6 | (14,167) |
| | 2.0 | (14,107) |
| 投資純損失および当期実現利益 | | 908,942,682 |
| 以下に係る未実現評価益の純変動 | | |
| 投資有価証券 | 2.3 | 14,078,967,566 |
| 運用による純資産の純増加 | | 14,987,910,248 |
| 資本の変動 | | |
| | | |
| 受益証券発行手取額 | | 78,052,913,388 |
| 受益証券買戻支払額 | | (21,891,177,459) |
| 資本の純変動 | | 56,161,735,929 |
| | | |

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

74,945,664,553

日興グローバル・ファンズ

| 2019年10月31日終了年度 | 運用計算書および純資産変動計算書 | |
|-----------------|------------------|--|
| | 2019年10月31日終了年度 | |

| 2010-10/301 AM2 3 -12C | | |
|------------------------|-----|------------------|
| エマージング株式ファンド | | (日本円で表示) |
| | | 日本円 |
| | | |
| 費用 | | |
| 投資運用報酬 | 6 | 143,846,415 |
| 投資助言報酬 | 8 | 113,698,108 |
| 管理事務代行報酬 | 7 | 63,177,876 |
| 販売報酬 | 5 | 58,322,928 |
| 管理報酬 | 4 | 18,938,555 |
| 代行協会員報酬 | 10 | 18,937,828 |
| 保管報酬 | 9 | 6,312,851 |
| 印刷および公告費 | | 1,832,524 |
| 専門家報酬 | | 2,071,464 |
| 弁護士報酬 | | 1,857,178 |
| 受託報酬 | 3 | 1,620,041 |
| 登録料 | | 240,240 |
| その他の報酬 | | 59,607 |
| 費用合計 | | 430,915,615 |
| 投資純損失 | | (430,915,615) |
| | | |
| 以下に係る実現純(損)益 | | |
| 投資有価証券 | 2.3 | 203,384,451 |
| 外国為替 | 2.6 | (13,631) |
| | | |
| 投資純損失および当期実現利益 | | (227,544,795) |
| 以下に係る未実現評価益の純変動 | | |
| 投資有価証券 | 2.3 | 5,576,767,637 |
| 運用による純資産の純増加 | | 5,349,222,842 |
| | | |
| 資本の変動 | | |
| 受益証券発行手取額 | | 25,367,355,512 |
| 受益証券買戻支払額 | | (12,303,084,967) |
| 資本の純変動 | | 13,064,270,545 |
| | | |
| 期首現在純資産額 | | 56,532,171,166 |
| | | |

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

150,981,535,082

日興グローバル・ファンズ

| 運用計算書および純資産変動計算書 | |
|------------------|--|
| 2019年10月31日終了年度 | |

| | | (D+D-=-) |
|-----------------|--------|---------------------------|
| グローバル債券ファンド | | (日本円で表示) |
| | 注 | 日本円 |
| | | |
| 費用 | | |
| 投資運用報酬 | 6 | 304,259,180 |
| 投資助言報酬 | 8 | 240,480,723 |
| 管理事務代行報酬 | 7 | 133,626,164 |
| 販売報酬 管理報酬 | 5 4 | 123,344,681 40,056,868 |
| 代行協会員報酬 | 10 | 40,055,363 |
| 保管報酬 | 9 | 13,352,388 |
| 印刷および公告費 | - | 2,773,912 |
| 専門家報酬 | | 2,071,464 |
| 弁護士報酬 | | 2,227,283 |
| 受託報酬 | 3 | 1,620,041 |
| 登録料 その他の報酬 | | 240,240 59,607 |
| との一世の一段前 | | 39,007 |
| 費用合計 | | 904,167,914 |
| 投資純損失 | | (904,167,914) |
| いてになっち頂は(投)社 | , | |
| 以下に係る実現純(損)益 | | |
| 投資有価証券 | 2.3 | 662,837,363 |
| 外国為替 | 2.6 | (13,905) |
| 投資純損失および当期実現利益 | | (241,344,456) |
| | | |
| 以下に係る未実現評価益の純変動 | | |
| 投資有価証券 | 2.3 | 4,423,424,668 |
| 運用による純資産の純増加 | | 4,182,080,212 |
| | | |
| 資本の変動 | | |
| 受益証券発行手取額 | | 54,735,009,645 |
| 受益証券買戻支払額 | | (29,248,830,896) |
| 資本の純変動 | | 25,486,178,749 |
| | , | , -, -, -, |
| 期首現在純資産額 | | 121,313,276,121 |
| | | |

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

79,871,892,515

日興グローバル・ファンズ

| 運用計算書および純資産変動計算書 | |
|------------------|--|
| 2019年10月31日終了年度 | |

| ハイイールド債券ファンド | | (日本円で表示) |
|---|----------------------------------|--|
| | 注 | 日本円 |
| 費用 | | |
| 投資運用報酬 投資運用報酬 管理事務代行報酬 販売報酬 管理報酬 代管報酬 日間の報酬 日間の報酬 日間で記載 日間で記述 日間で 日間で 日間で 日間で 日間で 日間で 日間で 日間で 日間で 日間で | 6 8 7 5 4 10 9 | 156,209,154 123,473,621 68,609,786 63,342,293 20,566,840 20,566,064 6,855,626 1,911,963 2,071,464 1,859,140 1,620,041 240,240 59,607 |
| 費用合計 | | 467,385,839 |
| 投資純損失 | | (467,385,839) |
| 以下に係る実現純(損)益 | | |
| 投資有価証券 外国為替 | 2.3 2.6 | 839,689,183 (13,590) |
| 投資純損失および当期実現利益 | | 372,289,754 |
| 以下に係る未実現評価益の純変動 | | |
| 投資有価証券 | 2.3 | 2,525,850,082 |
| 運用による純資産の純増加 | | 2,898,139,836 |
| 資本の変動 | | |
| 受益証券発行手取額 受益証券買戻支払額 | | 37,114,580,043 (24,934,166,817) |
| 資本の純変動 | | 12,180,413,226 |
| 期首現在純資産額 | | 64,793,339,453 |

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

287,141,953,951

日興グローバル・ファンズ

| 運用計算書および純資産変動計算書 | |
|------------------|--|
| 2019年10月31日終了年度 | |
| | |

| 2013年10月31日於丁千皮 | | |
|------------------------------------|-----|-------------------|
| ナルカナニップ・マーン・ビ | | (□★□ ▽≢二) |
| オルタナティブ・ファンド | | (日本円で表示) |
| | 注 | 日本円 |
| | | |
| 費用 | | |
| 投資運用報酬 | 6 | 739,533,275 |
| 投資助言報酬 | 8 | 583,941,408 |
| 管理事務代行報酬 | 7 | 324,476,317 |
| 販売報酬 | 5 | 298,791,060 |
| 管理報酬 | 4 | 97,265,604 |
| 代行協会員報酬 | 10 | 97,261,821 |
| 保管報酬 | 9 | 32,422,210 |
| 印刷および公告費 | | 4,876,109 |
| 専門家報酬 | | 2,071,464 |
| 弁護士報酬 | 2 | 3,225,689 |
| 受託報酬 登録料 | 3 | 1,620,041 |
| 豆 郵付 その他の報酬 | | 240,240 59,607 |
| | | 39,007 |
| 費用合計 | | 2,185,784,845 |
| 投資純損失 | | (2,185,784,845) |
| | | |
| 以下に係る実現純(損失) | | |
| 投資有価証券 | 2.3 | (755,866,185) |
| 外国為替 | 2.6 | (15,318) |
| 机液体提供力 医水纵切中的提供 | | |
| 投資純損失および当期実現損失 | | (2,941,666,348) |
| 以下に係る未実現評価益の純変動 | | |
| 投資有価証券 | 2.3 | 3,794,875,158 |
| 運用による純資産の純増加 | | 853,208,810 |
| 72/13/201 O # 03/22 - V # 0- 14/94 | | 000,200,010 |
| 資本の変動 | | |
| 受益証券発行手取額 | | 66,531,069,231 |
| 受益証券買戻支払額 受益証券買戻支払額 | | (100,896,269,614) |
| | | (100,030,203,014) |
| 資本の純変動 | | (34,365,200,383) |
| 期首現在純資産額 | | 320,653,945,524 |
| 州日 /7年代 | | 320,033,343,324 |

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

55,819,559,899

日興グローバル・ファンズ

| 運用計算書および純資産変動計算書 | |
|------------------|--|
| 2019年10月31日終了年度 | |

| 2019年10月31日於丁午及 | | |
|--|----------------------------------|---|
| 不動産 (REIT) ファンド | | (日本円で表示) |
| | | 日本円 |
| 費用 | | |
| 投資運用報酬 投資助言報酬 管理事務代行報酬 販売報酬 管理報酬 代行協会員報酬 保管報酬 印刷および公告費 専門家報酬 弁護士報酬 受話報酬 受録料 その他の報酬 | 6 8 7 5 4 10 9 | 108,027,994 85,450,008 47,481,312 43,912,377 14,233,371 14,232,845 4,744,439 1,625,629 1,722,901 1,865,728 1,620,041 240,240 59,607 |
| 費用合計 | | 325,216,492 |
| 投資純損失 | | (325,216,492) |
| 以下に係る実現純(損)益 | | |
| 投資有価証券 外国為替 | 2.3 2.6 | 699,452,962 (12,695) |
| 投資純損失および当期実現利益 | | 374,223,775 |
| 以下に係る未実現評価益の純変動 | | |
| 投資有価証券 | 2.3 | 5,837,410,589 |
| 運用による純資産の純増加 | | 6,211,634,364 |
| 資本の変動 | | |
| 受益証券発行手取額 受益証券買戻支払額 | | 15,028,277,422 (7,127,846,168) |
| 資本の純変動 | | 7,900,431,254 |
| 期首現在純資産額 | | 41,707,494,281 |

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

24,700,418,062

日興グローバル・ファンズ

| 運用計算書および純資産変動計算書 | |
|------------------|--|
| 2019年10月31日終了年度 | |

| 2013年10月31日於丁千皮 | | |
|------------------------|---------|------------------------|
| コモディティ・ファンド | | (日本円で表示) |
| | | 日本円 |
| | | |
| 費用 | | |
| 投資運用報酬 | 6 | 43,310,446 |
| 投資助言報酬 | 8 | 34,220,654 |
| 管理事務代行報酬 St. # 1781 | 7 | 19,015,141 |
| 販売報酬 | 5 | 17,538,161 |
| 管理報酬 みになる鳥を酬 | 4 10 | 5,700,028 |
| 代行協会員報酬 保管報酬 | 9 | 5,699,810 1,899,952 |
| 印刷および公告費 | 9 | 1,254,245 |
| 専門家報酬 | | 2,071,464 |
| 弁護士報酬 | | 1,497,899 |
| 受託報酬 | 3 | 1,620,041 |
| 登録料 | | 240,240 |
| その他の報酬 | | 59,607 |
| 費用合計 | | 134,127,688 |
| 投資純損失 | | (134,127,688) |
| 以下に係る実現純(損失) | | |
| 投資有価証券 | 2.3 | (186,588,037) |
| 外国為替 | 2.6 | (13,110) |
| | | <u> </u> |
| 投資純損失および当期実現損失 | | (320,728,835) |
| 以下に係る未実現評価(損)の純変動 | | |
| 投資有価証券 | 2.3 | (636,362,717) |
| 運用による純資産の純減少 | | (957,091,552) |
| 資本の変動 | | |
| 受益証券発行手取額 | | 9,807,543,185 |
| 受益証券買戻支払額 | | (2,449,329,375) |
| 資本の純変動 | | 7,358,213,810 |
| 期首現在純資産額 | | 18,299,295,804 |
| 제 의 기 스 스 M U 및 C U 및 | | 10,200,200,004 |

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

| 統計情報 | | | | | |
|--------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| | 日本大型株式 ファンド | 日本小型株式ファンド | グローバル株式 ファンド | エマージング 株式ファンド | グローバル債券 ファンド |
| 期末現在発行済 受益証券口数 | | | | | |
| 2017年10月31日 | 132,981,545,529 | 38,194,191,560 | 99,058,869,148 | 36,997,777,703 | 105,118,727,978 |
| 2018年10月31日 | 161,489,145,018 | 44,712,301,920 | 115,592,055,378 | 53,047,936,350 | 126,306,153,933 |
| 期中発行口数 | 67,012,872,409 | 11,688,147,451 | 57,387,805,520 | 22,601,793,987 | 56,246,614,165 |
| 買戾受益証券口数 | (21,394,345,632) | (27,201,552,205) | (16,092,732,911) | (10,862,116,696) | (29,970,439,658 |
| 2019年10月31日 | 207,107,671,795 | 29,198,897,166 | 156,887,127,987 | 64,787,613,641 | 152,582,328,440 |
| 期末現在純資産額 | 日本円 | 日本円 | 日本円 | 日本円 | 日本円 |
| | | | | | |
| 2017年10月31日 | 160,921,977,942 | 64,508,903,320 | 132,909,533,125 | 46,941,067,414 | 103,196,850,722 |
| 2018年10月31日 | 181,488,258,390 | 67,348,624,776 | 152,282,019,243 | 56,532,171,166 | 121,313,276,121 |
| 2019年10月31日 | 246,813,465,101 | 46,112,615,143 | 223,431,665,420 | 74,945,664,553 | 150,981,535,082 |
| 期末現在1口当たり 純資産価格 | 日本円 | 日本円 | 日本円 | 日本円 | 日本円 |
| 心鬼庄间竹 | | | | | |
| 2017年10月31日 | 1.2101 | 1.6890 | 1.3417 | 1.2688 | 0.9817 |
| 2018年10月31日 | 1.1238 | 1.5063 | 1.3174 | 1.0657 | 0.9605 |
| 2019年10月31日 | 1.1917 | 1.5793 | 1.4242 | 1.1568 | 0.9895 |

| 統計情報(続き) | | | | | | |
|--------------------|------------------|-------------------|-------------------|-----------------|--|--|
| - | ハイイールド 債券ファンド | オルタナティブ・ ファンド | 不動産(REIT) ファンド | コモディティ・ ファンド | | |
| 期末現在発行済 受益証券口数 | | | | | | |
| 2017年10月31日 | 55,568,071,100 | 421,498,324,201 | 35,053,005,182 | 21,050,140,439 | | |
| 2018年10月31日 | 53,151,637,928 | 475,505,255,945 | 44,482,920,822 | 27,511,707,512 | | |
| 期中発行口数 | 29,880,406,811 | 98,493,320,506 | 15,130,445,303 | 15,520,281,416 | | |
| 買戻受益証券口数 | (19,986,887,417) | (149,241,795,605) | (7,107,802,135) | (3,851,197,556 | | |
| 2019年10月31日 | 63,045,157,322 | 424,756,780,846 | 52,505,563,990 | 39,180,791,372 | | |
| 期末現在純資産額 | 日本円 | 日本円 | 日本円 | 日本円 | | |
| 2017年10月31日 | 70,986,715,061 | 294,722,089,725 | 32,707,013,481 | 14,308,533,026 | | |
| 2018年10月31日 | 64,793,339,453 | 320,653,945,524 | 41,707,494,281 | 18,299,295,804 | | |
| 2019年10月31日 | 79,871,892,515 | 287,141,953,951 | 55,819,559,899 | 24,700,418,062 | | |
| 期末現在1口当たり 純資産価格 | 日本円 | 日本円 | 日本円 | 日本円 | | |
| | | | | | | |
| 2017年10月31日 | 1.2775 | 0.6992 | 0.9331 | 0.6797 | | |
| 2018年10月31日 | 1.2190 | 0.6743 | 0.9376 | 0.6651 | | |
| 2019年10月31日 | 1.2669 | 0.6760 | 1.0631 | 0.6304 | | |

財務書類に対する注記

2019年10月31日現在

注1.活動

日興グローバル・ファンズ(以下「ファンド」という。)は、アンブレラ型ユニット・トラスト として設立された、ケイマン諸島のシリーズ・ユニット・トラストの集合体である。

2019年10月31日現在、以下の9本のサブ・ファンドおよびそれぞれのトレーディング・カンパニー(以下、各々を「トレーディング・カンパニー」、総称して「トレーディング・カンパニーズ」という。)が運用されている。

| サブ・ファンド | 関連するトレーディング・カンパニー |
|---------------|-------------------------------------|
| | |
| 日本大型株式ファンド | NGF-JLCEトレーディング・リミテッド |
| 日本小型株式ファンド | NGF-JSCEトレーディング・リミテッド |
| グローバル株式ファンド | NGF-GEトレーディング・リミテッド |
| エマージング株式ファンド | NGF-EEトレーディング・リミテッド |
| グローバル債券ファンド | NGF-GBトレーディング・リミテッド |
| ハイイールド債券ファンド | NGF-HYBトレーディング・リミテッド |
| オルタナティブ・ファンド | NGF-ALTERNATIVE トレーディング・リミテッド |
| 不動産(REIT)ファンド | NGF-REAL ESTATE (REIT)トレーディング・リミテッド |
| コモディティ・ファンド | NGF-COMMODITYトレーディング・リミテッド |

2019年10月31日現在、運用中の各サブ・ファンドは、基本信託証書および各個別の信託証書に 従って構成されていた。

各サブ・ファンドの投資目的は、分散投資を通じて、長期に亘り投資元本の最適な増加を達成することである。

日本大型株式ファンド

日本大型株式ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-JLCEトレーディング・リミテッド(以下「NGF-JLCEトレーディング」という。)を通じて投資を行う。NGF-JLCEトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-JLCEトレーディングの投資証券は日本大型株式ファンドの主要な資産(唯一の資産となる場合もある。)を形成する。

日本大型株式ファンドの財務書類は、別の財務書類で開示されているNGF-JLCEトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

日本小型株式ファンド

日本小型株式ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-JSCEトレーディング・リミテッド(以下「NGF-JSCEトレーディング」という。)を通じて投資を行う。NGF-JSCEトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-JSCEトレーディングの投資証券は日本小型株式ファンドの主要な資産(唯一の資産となる場合もある。)を形成する。

日本小型株式ファンドの財務書類は、別の財務書類で開示されているNGF-JSCEトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

グローバル株式ファンド

グローバル株式ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-GEトレーディング・リミテッド(以下「NGF-GEトレーディング」という。)を通じて投資を行う。NGF-GEトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-GEトレーディングの投資証券はグローバル株式ファンドの主要な資産(唯一の資産となる場合もある。)を形成する。

グローバル株式ファンドの財務書類は、別の財務書類で開示されているNGF-GEトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

エマージング株式ファンド

エマージング株式ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-EEトレーディング・リミテッド(以下「NGF-EEトレーディング」という。)を通じて投資を行う。NGF-EEトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-EEトレーディングの投資証券はエマージング株式ファンドの主要な資産(唯一の資産となる場合もある。)を形成する。

エマージング株式ファンドの財務書類は、別の財務書類で開示されているNGF-EEトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

グローバル債券ファンド

グローバル債券ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-GBトレーディング・リミテッド(以下「NGF-GBトレーディング」という。)を通じて投資を行う。NGF-GBトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-GBトレーディングの投資証券はグローバル債券ファンドの主要な資産(唯一の資産となる場合もある。)を形成する。

グローバル債券ファンドの財務書類は、別の財務書類で開示されているNGF-GBトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

ハイイールド債券ファンド

ハイイールド債券ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-HYBトレーディング・リミテッド(以下「NGF-HYBトレーディング」という。)を通じて投資を行う。NGF-HYBトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-HYBトレーディングの投資証券はハイイールド債券ファンドの主要な資産(唯一の資産となる場合もある。)を形成する。

ハイイールド債券ファンドの財務書類は、別の財務書類で開示されているNGF-HYBトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

オルタナティブ・ファンド

オルタナティブ・ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-ALTERNATIVEトレーディング・リミテッド(以下「NGF-ALTERNATIVEトレーディング」という。)を通じて投資を行う。NGF-ALTERNATIVEトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-ALTERNATIVEトレーディングの投資証券はオルタナティブ・ファンドの主要な資産(唯一の資産となる場合もある。)を形成する。

オルタナティブ・ファンドの財務書類は、別の財務書類で開示されているNGF-ALTERNATIVEトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

不動産 (REIT) ファンド

不動産(REIT)ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-REAL ESTATE (REIT)トレーディング・リミテッド(以下「NGF-REAL ESTATE (REIT)トレーディング」という。)を通じて投資を行う。NGF-REAL ESTATE (REIT)トレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-REAL ESTATE (REIT)トレーディングの投資証券は不動産(REIT)ファンドの主要な資産(唯一の資産となる場合もある。)を形成する。

不動産 (REIT) ファンドの財務書類は、別の財務書類で開示されているNGF-REAL ESTATE (REIT)トレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

コモディティ・ファンド

コモディティ・ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-COMMODITYトレーディング・リミテッド(以下「NGF-COMMODITYトレーディング」という。)を通じて投資を行う。NGF-COMMODITYトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-COMMODITYトレーディングの投資証券はコモディティ・ファンドの主要な資産(唯一の資産となる場合もある。)を形成する。

コモディティ・ファンドの財務書類は、別の財務書類で開示されているNGF-COMMODITYトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

注2.重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2.2 純資産計算書ならびに運用計算書および純資産変動計算書の結合計算書

ファンドの結合財務書類は日本円で表示されている。純資産計算書の結合計算書ならびに運用計算書および純資産変動計算書の結合計算書は、サブ・ファンドの純資産計算書ならびに運用計算書および純資産変動計算書の合計である。サブ・ファンドであった日興グローバル・ファンズ・日本債券ファンド(償還)が2018年10月31日(以下「償還日」という。)に償還されたため、償還日現在の日興グローバル・ファンズ・日本債券ファンド(償還)の純資産額は、運用計算書および純資産変動計算書の結合計算書における「受益証券買戻支払額」の項目に含まれている。

2.3 投資有価証券の評価

サブ・ファンドの各トレーディング・カンパニーへの投資は、管理事務代行会社によって計算された関連するトレーディング・カンパニーの純資産総額に基づき評価される。

未実現評価損益の純変動は、当期の投資有価証券の純資産総額の変動および(財務報告年度に実現された)前期の投資有価証券未実現評価損益の戻入れから構成される。

投資有価証券の売却に係る実現純損益は、平均原価法を用いて計算される。

2.4 設立費用

設立費用は、全額償却済である。

2.5 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

2.6 外貨換算

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、2019年10月31日の実勢為替レートで換算されている。日本円以外の通貨建の取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の実現純損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

純資産総額での組入証券の評価に関連して生じる未実現外国為替評価損益は、投資有価証券に係る未実現評価損益の純変動の勘定科目に計上される。その他の外国為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算書に直接計上される。

注3.受託報酬

受託会社は、各サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドの純資産額に対して年率0.015%の受託報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われ、下限を年間12,500米ドル、上限を年間15,000米ドルとする。

注4.管理報酬

管理会社は、各サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドの純資産額に対して年率0.03%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注5.販売報酬

販売会社は、各サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドの純資産額に基づき計算され、四半期毎に後払いで支払われる報酬(年率)を受領する権利を有する。かかる報酬は、全てのサブ・ファンドの純資産総額の合計額(以下「純資産総額の合計額」という。)に応じて適用される下記の料率で各評価日に計上され、計算される。

- ・ 純資産総額の合計額のうち3,000億円以下の部分: 0.02%
- ・ 純資産総額の合計額のうち3,000億円を超え5,000億円以下の部分: 0.07%
- ・ 純資産総額の合計額のうち5,000億円を超え1兆円以下の部分: 0.12%
- ・ 純資産総額の合計額のうち1兆円を超える部分: 0.22%

注 6 . 投資運用報酬

投資運用会社は、各サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドの純資産額に基づき計算され、 四半期毎に後払いで支払われる報酬(年率)を受領する権利を有する。かかる報酬は、純資産総 額の合計額に応じて適用される下記の料率で各評価日に計上され、計算される。

- ・ 純資産総額の合計額のうち3,000億円以下の部分:0.30%
- ・ 純資産総額の合計額のうち3,000億円を超え5,000億円以下の部分:0.25%
- ・ 純資産総額の合計額のうち5,000億円を超え1兆円以下の部分:0.20%
- 純資産総額の合計額のうち1兆円を超え1兆3,000億円以下の部分:0.10%
- ・ 純資産総額の合計額のうち1兆3,000億円を超える部分: 0.08%

注7.管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、各サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドの純資産額に基づき計算され、四半期毎に後払いで支払われる報酬(年率)を受領する権利を有する。かかる報酬は、純資産総額の合計額に応じて適用される下記の料率で各評価日に計上され、計算される。

- ・ 純資産総額の合計額のうち1兆3,000億円以下の部分:0.10%
- 純資産総額の合計額のうち1兆3,000億円を超える部分:0.085%

注8.投資助言報酬

各投資助言会社は、各サブ・ファンドの資産から、下記の通り、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる報酬を受領する権利を有する。

- SMBC日興証券株式会社のために:サブ・ファンドの純資産額に対して年率0.05%
- ・ 日興グローバルラップ株式会社のために:純資産総額の合計額のうち1兆3,000億円以下の部分はサブ・ファンドの純資産額に対して年率0.13%、純資産総額の合計額のうち1兆3,000億円を超える部分はサブ・ファンドの純資産額に対して年率0.115%

注9.保管報酬

保管会社は、各サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドの純資産額に対して年率0.01%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注10. 代行協会員報酬

代行協会員は、各サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドの純資産額に対して年率0.03%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注11.税金

11.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島において、所得税またはキャピタル・ゲイン税が賦課されることはなく、ファンドは、ケイマン諸島総督から、設定日以降50年間にわたりすべての現地における所得税、キャピタル・ゲイン税および資本税を免除されることが明記された保証書を受領している。そのため、所得税引当金は、本財務書類に計上されていない。

11.2 その他の国々

ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課される可能性がある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しにより発生する可能性のある課税関係またはその他の帰結を判断するため、各自が市民権、住所および居住地を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注12. 関連会社取引

管理会社、受託会社、管理事務代行会社および保管会社、投資助言会社ならびに代行協会員および販売会社は、ファンドの関係法人とみなされる。関係法人への報酬は、各サブ・ファンドの運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

注13. 受益証券の申込および買戻しに関する条項

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

受益証券は、英文目論見書に記載される取得申込通知の手続きに従って、いずれかの発行日に、 関連する受益証券の当該発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格(以下「発行価格」とい う。)で発行され購入される。発行価格は、停止手続きに服しつつ、管理事務代行会社により、 当該発行日に計算され公表される。

受益証券は、英文目論見書に記載される買戻請求通知の手続きに従って、いずれかの買戻日に、 関連する受益証券の当該買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格(以下「買戻価格」とい う。)で買い戻すことができる。買戻価格は、停止手続きに服しつつ、管理事務代行会社によ り、当該買戻日に計算され公表される。

注14.2019年10月31日現在の投資対象の評価

各サブ・ファンドの2019年10月31日現在の純資産額は、基本信託証書で記載される評価原則に従って算出されている。特に、トレーディング・カンパニーズが保有する集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日において入手可能な純資産額で評価されている。(かかる評価日現在の純資産額が入手できない場合、直前日現在の純資産額が使用される。)

トレーディング・カンパニーズの投資対象が、2019年10月31日現在の純資産額で評価されたとした場合、トレーディング・カンパニーズの純資産額は以下の金額(日本円)となる。

| 通貨 / トレーディング・ カンパニー | NGF-JLCE トレーディング・ リミテッド | NGF-JSCE トレーディング・ リミテッド | NGF-GE トレーディング・ リミテッド | NGF-EE トレーディング・ リミテッド | |
|------------------------|-------------------------------|-------------------------------|--------------------------------------|--|------------------------------------|
| 日本円 | 246,556,973,760 | 45,955,587,072 | 222,737,108,993 | 75,037,481,370 | |
| 通貨 / トレーディング・ カンパニー | NGF-GB トレーディング・ リミテッド | NGF-HYB トレーディング・ リミテッド | NGF-ALTERNATIVE トレーディング・ リミテッド | NGF-REAL ESTATE (REIT) トレーディング・ リミテッド | NGF-COMMODITY トレーディング・ リミテッド |
| 日本円 | 151,852,291,337 | 79,946,399,627 | 286,861,968,338 | 55,928,839,861 | 24,713,968,958 |

上記の場合、2019年10月31日現在の各サブ・ファンドの純資産額および受益証券1口当たり純資産価格(日本円)は以下の通りとなる。

| | 日興グローバル・ ファンズ - 日本大型株式 ファンド | 日興グローバル・ ファンズ - 日本小型株式 ファンド | 日興グローバル・ ファンズ - グローバル株式 ファンド | 日興グローバル・ ファンズ - エマージング株式 ファンド | |
|------------------------------|---------------------------------------|--|--|---|---------------------------------------|
| 再計算純資産額 再計算1口当たり 純資産価格 | 246,416,121,000 1.1898 | 45,927,196,009 1.5729 | 222,609,126,123 1.4189 | 74,992,192,150 1.1575 | |
| | | | | | |
| | 日興グローバル・ ファンズ - グローバル債券 ファンド | 日興グローバル・ ファンズ - ハイイールド債券 ファンド | 日興グローバル・ ファンズ - オルタナティブ・ ファンド | 日興グローバル・ ファンズ - 不動産(REIT) ファンド | 日興グローバル・ ファンズ - コモディティ・ ファンド |

2019年10月31日現在の各サブ・ファンドの公式および再計算1口当たり純資産価格の間の差異は以下の通りである。

| 日興グローバル・ | 日興グローバル・ | 日興グローバル・ | 日興グローバル・ |
|----------|----------|----------|----------|
| ファンズ - | ファンズ - | ファンズ - | ファンズ - |
| 日本大型株式 | 日本小型株式 | グローバル株式 | エマージング株式 |
| ファンド | ファンド | ファンド | ファンド |

| | 日興グローバル・ ファンズ - グローバル債券 ファンド | 日興グローバル・ ファンズ - ハイイールド債券 ファンド | 日興グローバル・ ファンズ - オルタナティブ・ ファンド | 日興グローバル・ ファンズ - 不動産(REIT) ファンド | 日興グ ファ コモラ フ |
|-------------------|---------------------------------------|--|--|---|-----------------------|
| 百分率差 | (0.16) | (0.40) | (0.37) | 0.06 | |
| 再計算1口当たり 純資産価格 | 1.1898 | 1.5729 | 1.4189 | 1.1575 | |
| 純資産価格 | 1.1917 | 1.5793 | 1.4242 | 1.1568 | |

| | 日興グローバル・ ファンズ - グローバル債券 ファンド | 日興グローバル・ ファンズ - ハイイールド債券 ファンド | 日興グローバル・ ファンズ - オルタナティブ・ ファンド | 日興グローバル・ ファンズ - 不動産 (RE IT) ファンド | 日興グローバル・ ファンズ - コモディティ・ ファンド |
|-------------------|---------------------------------------|--|--|---|---------------------------------------|
| 公式1口当たり 純資産価格 | 0.9895 | 1.2669 | 0.6760 | 1.0631 | 0.6304 |
| 再計算1口当たり 純資産価格 | 0.9946 | 1.2673 | 0.6750 | 1.0645 | 0.6303 |
| 百分率差 | 0.52 | 0.03 | (0.15) | 0.14 | (0.01) |

注15.事象

公式1口当たり

ファンドのサブ・ファンドであった日興グローバル・ファンズ - 日本債券ファンド(償還)は、2018年10月31日付で償還され、関連する清算手取金が2018年11月7日の海外での受渡日に支払われた。

注16.後発事象

エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント(スイス)エス・エイとエドモン・ドゥ・ロスチャイルド(スイス)エス・エイの合併は、2020年6月後半に行われる予定で、存続会社はエドモン・ドゥ・ロスチャイルド(スイス)エス・エイである。当該合併の完了後、各サブ・ファンドの投資運用会社としての責務はエドモン・ドゥ・ロスチャイルド(スイス)エス・エイに引き継がれる。

管理会社は、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行(COVID - 19パンデミック)に関連してファンドおよび各サブ・ファンドの状況を評価し、金融市場は非常に不安定で世界的な健康状態は依然として厳しいものの、監査人の監査意見の日付時点または予見可能な将来のいずれの時点においてもファンドおよび各サブ・ファンドを終了する予定はないことを確認している。管理会社は、受益者の利益のためにファンドおよび各サブ・ファンドの状況を引き続き注意深く監視する。

各サブ・ファンドの1口当たり純資産価格(未監査)は、http://www.smbcnikko-lu.comで公開されている。

年度末より後、監査人の意見書の日付までの期間において、現在の財務書類に開示が必要である と受託会社および管理会社が判断するその他の重要な事象はなかった。

【投資有価証券明細表等】

日興グローバル・ファンズ

| 投資有価証券明細表 | | |
|---------------|--|--|
| 2019年10月31日現在 | | |

日本大型株式ファンド

(日本円で表示)

| 口数 | 銘柄 | 通貨 | 取得原価 | 純資産総額 | 比率* |
|-----------------|-----------------------|-----|-----------------|-----------------|--------|
| | | | | | |
| 投資信託 | | | 日本円 | 日本円 | % |
| 183,756,710,118 | NGF-JLCEトレーディング・リミテッド | 日本円 | 220,546,024,746 | 246,954,317,861 | 100.06 |
| 投資信託合計 | | | 220,546,024,746 | 246,954,317,861 | 100.06 |
| | | | | | |
| 投資有価証券合計 | | | 220,546,024,746 | 246,954,317,861 | 100.06 |
| | | | | | |

(注)各トレーディング・カンパニーの純資産計算書の「純資産額(円)」ならびに運用計算書および純資産変動計算書の「期末現在純資産額(円)」欄に記載された金額は、トレーディング・カンパニーとサブ・ファンドに用いているシステムの性質により誤差が生じるため、各サブ・ファンドの投資有価証券明細表における「投資信託の純資産総額(円)」欄に記載された金額と一致しない場合がある。以下同じ。

投資有価証券の分類 2019年10月31日現在

日本大型株式ファンド

| 投資有価証券の国別 | および業種別分類 | |
|-----------|-------------------------|--------|
| 国名 | 業種 | 比率* |
| ケイマン諸島 | | |
| | トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティー | 100.06 |
| | | 100.06 |
| | | 100.06 |

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券明細表 2019年10月31日現在

日本小型株式ファンド

(日本円で表示)

| 口数 | 銘柄 | 通貨 | 取得原価 | 純資産総額 | 比率* |
|----------------|-----------------------|-----|----------------|----------------|--------|
| | | | | | |
| 投資信託 | | | 日本円 | 日本円 | % |
| | | | | | |
| 25,253,684,093 | NGF-JSCEトレーディング・リミテッド | 日本円 | 40,475,681,960 | 46,141,006,206 | 100.06 |
| | | | | | |
| 投資信託合計 | | | 40,475,681,960 | 46,141,006,206 | 100.06 |
| | | | | | |
| 投資有価証券合計 | | | 40,475,681,960 | 46,141,006,206 | 100.06 |
| | | | | | |

投資有価証券の分類 2019年10月31日現在

日本小型株式ファンド

| 投資有価証券の国別は | および業種別分類 | |
|------------|-------------------------|--------|
| | | |
| | 業種 | 比率*_ |
| | | |
| ケイマン諸島 | | |
| | トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティー | 100.06 |
| | | 100.06 |
| | | |
| 投資有価証券合計 | | 100.06 |

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券明細表 2019年10月31日現在

グローバル株式ファンド

(日本円で表示)

| 口数 | 銘柄 | 通貨 | 取得原価 | 純資産総額 | 比率* |
|-----------------|---------------------|-----|-----------------|-----------------|--------|
| | | | | | |
| 投資信託 | | | 日本円 | 日本円 | % |
| 139,204,503,350 | NGF-GEトレーディング・リミテッド | 日本円 | 198,723,047,750 | 223,559,648,290 | 100.06 |
| 投資信託合計 | | | 198,723,047,750 | 223,559,648,290 | 100.06 |
| | | | | | |
| 投資有価証券合計 | | | 198,723,047,750 | 223,559,648,290 | 100.06 |

投資有価証券の分類 2019年10月31日現在

グローバル株式ファンド

| 投資有価証券の国別 | および業種別分類 | |
|-----------|-------------------------|--------|
| 国名 | 業種 | 比率* |
| ケイマン諸島 | | |
| | トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティー | 100.06 |
| | | 100.06 |
| 投資有価証券合計 | | 100.06 |

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券明細表 2019年10月31日現在

エマージング株式ファンド

(日本円で表示)

| 口数 | 銘柄 | 通貨 | 取得原価 | 純資産総額 | 比率* |
|----------------|---------------------|-----|----------------|----------------|--------|
| | | | | | |
| 投資信託 | | | 日本円 | 日本円 | % |
| 56,979,677,664 | NGF-EEトレーディング・リミテッド | 日本円 | 72,157,127,682 | 74,990,953,773 | 100.06 |
| 投資信託合計 | | | 72,157,127,682 | 74,990,953,773 | 100.06 |
| | | | | | |
| 投資有価証券合計 | | | 72,157,127,682 | 74,990,953,773 | 100.06 |

投資有価証券の分類 2019年10月31日現在

エマージング株式ファンド

| 投資有価証券の国別る | および業種別分類 | |
|--------------|-------------------------|--------|
| 国名 | 業種 | 比率* |
| ケイマン諸島 | | |
| | トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティー | 100.06 |
| | | 100.06 |
| 投資有価証券合計 | | 100.06 |

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券明細表 2019年10月31日現在

グローバル債券ファンド

(日本円で表示)

| 口数 | 銘柄 | 通貨 | 取得原価 | 純資産総額 | 比率* |
|-----------------|---------------------|-----|-----------------|-----------------|--------|
| | | | | | |
| 投資信託 | | | 日本円 | 日本円 | % |
| 134,332,158,857 | NGF-GBトレーディング・リミテッド | 日本円 | 146,139,904,921 | 151,071,289,172 | 100.06 |
| 投資信託合計 | | | 146,139,904,921 | 151,071,289,172 | 100.06 |
| | | | | | |
| 投資有価証券合計 | | | 146,139,904,921 | 151,071,289,172 | 100.06 |

投資有価証券の分類 2019年10月31日現在

グローバル債券ファンド

| 投資有価証券の国別 | および業種別分類 | |
|--------------|-------------------------|--------|
| 国名 | 業種 | 比率* |
| ケイマン諸島 | | |
| | トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティー | 100.06 |
| | | 100.06 |
| 投資有価証券合計 | | 100.06 |

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券明細表 2019年10月31日現在

ハイイールド債券ファンド

(日本円で表示)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

| 口数 | 銘柄 | 通貨 | 取得原価 | 純資産総額 | 比率* |
|----------------|----------------------|-----|----------------|----------------|--------|
| | | | | | |
| 投資信託 | | | 日本円 | 日本円 | % |
| 54,817,504,615 | NGF-HYBトレーディング・リミテッド | 日本円 | 76,752,333,363 | 79,920,632,678 | 100.06 |
| 投資信託合計 | | | 76,752,333,363 | 79,920,632,678 | 100.06 |
| | | | | | |
| 投資有価証券合計 | | | 76,752,333,363 | 79,920,632,678 | 100.06 |

投資有価証券の分類 2019年10月31日現在

ハイイールド債券ファンド

| 投資有価証券の国別 | および業種別分類 | |
|-----------|-------------------------|------------------|
| | | 比 <u>率</u> * |
| <u> </u> | 未1注 | |
| ケイマン諸島 | | |
| | トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティー | 100.06 |
| | | 100.06 |
| | | |
| 投資有価証券合計 | | 100.06 |

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

投資有価証券明細表 2019年10月31日現在

オルタナティブ・ファンド

(日本円で表示)

| 口数 | 銘柄 | 通貨 | 取得原価 | 純資産総額 | 比率* |
|-----------------|----------------------------------|-----|-----------------|-----------------|--------|
| | | | | | |
| 投資信託 | | | 日本円 | 日本円 | % |
| 376,155,250,400 | NGF-ALTERNATIVE トレーディング・リミテッド | 日本円 | 288,745,886,062 | 287,311,141,808 | 100.06 |
| 投資信託合計 | | | 288,745,886,062 | 287,311,141,808 | 100.06 |
| | | | | | |
| 投資有価証券合計 | | | 288,745,886,062 | 287,311,141,808 | 100.06 |

投資有価証券の分類 2019年10月31日現在

オルタナティブ・ファンド

| 投資有価証券の国別は | および業種別分類 | |
|------------|-------------------------|--------|
| | | |
| 国名 | 業種 | 比率*_ |
| | | |
| ケイマン諸島 | | _ |
| | トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティー | 100.06 |
| | | 100.06 |
| | | |
| 投資有価証券合計 | | 100.06 |

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(*)百分率で表示された純資産額に対する純資産総額の比率

日興グローバル・ファンズ

投資有価証券明細表 2019年10月31日現在

不動産 (REIT) ファンド

(日本円で表示)

| 口数 | 銘柄 | 通貨 | 取得原価 | 純資産総額 | 比率* |
|----------------|---|-----|----------------|----------------|--------|
| | | | | | |
| 投資信託 | | | 日本円 | 日本円 | % |
| 45,463,632,661 | NGF-REAL ESTATE (REIT) トレーディング・リミテッド | 日本円 | 48,370,164,579 | 55,853,891,269 | 100.06 |
| 投資信託合計 | | | 48,370,164,579 | 55,853,891,269 | 100.06 |
| | | | | | |
| 投資有価証券合計 | | | 48,370,164,579 | 55,853,891,269 | 100.06 |

投資有価証券の分類

2019年10月31日現在

不動産 (REIT) ファンド

| 投資有価証券の国別で | および業種別分類 | |
|--------------|-------------------------|--------|
| 国名 | | 比率* |
| ケイマン諸島 | | |
| | トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティー | 100.06 |
| | | 100.06 |
| 投資有価証券合計 | | 100.06 |

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(*)百分率で表示された純資産額に対する純資産総額の比率

日興グローバル・ファンズ

投資有価証券明細表 2019年10月31日現在

コモディティ・ファンド

(日本円で表示)

| 口数 | | | 取得原価 | 純資産総額 | 比率* |
|----------------|--------------------------------|-----|----------------|----------------|---------|
| | 24117 | ~22 | NI SWIT | | |
| 投資信託 | | | 日本円 | 日本円 | % |
| 33,307,214,691 | NGF-COMMODITY トレーディング・リミテッド | 日本円 | 26,088,607,560 | 24,717,617,094 | 100.07 |
| 投資信託合計 | | | 26,088,607,560 | 24,717,617,094 | 100.07 |
| | | | | | |
| 投資有価証券合計 | | | 26,088,607,560 | 24,717,617,094 | 100.07 |

投資有価証券の分類 2019年10月31日現在

コモディティ・ファンド

| 投資有価証券の国別 | および業種別分類 | |
|-----------|-------------------------|--------|
| | | |
| 国名 | 業種 | 比率*_ |
| | | |
| ケイマン諸島 | | |
| | トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティー | 100.07 |
| | | 100.07 |
| | | |
| 投資有価証券合計 | | 100.07 |

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(*)百分率で表示された純資産額に対する純資産総額の比率

(財務書類については、原文(英語版)のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文(英語版)のみである。財務書類の原文(英語版)の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文(英語版)と日本文の間に相違があった場合には、原文(英語版)が優先される。)



| Statement of net assets as at October 31, 2019 | | |
|---|-----------------------------|-------------------|
| Combined statement | (Expressed in Japanese yen) | |
| | Notes | JPY |
| Assets | | |
| Investments at net asset value (cost JPY 1,117,998,778,623) | 2.3 | 1,190,520,498,151 |
| Receivable on investments sold | | 2,382,082,213 |
| Receivable on subscriptions | | 1,968,024,717 |
| Other assets | | 349,910 |
| Total assets | | 1,194,870,954,991 |
| Liabilities | | |
| Payable on repurchases | | 2,382,082,213 |
| Payable on investments purchased | | 1,968,024,717 |
| Investment Manager fees payable | 6 | 218,438,958 |
| Investment Advisory fees payable | 8 | 178,562,357 |
| Administrator fees payable | 7 | 99,208,158 |
| Distributor fees payable | 5 | 99,027,272 |
| Manager fees payable | 4 | 29,754,179 |
| Agent Company fees payable | 10 | 29,753,781 |
| Professional expenses payable | | 18,137,577 |
| Printing and publishing expenses payable | | 13,045,332 |
| Custodian fees payable | 9 | 9,918,043 |
| Trustee fees payable | 3 | 4,863,492 |
| Legal expenses payable | | 1,189,978 |
| Other expenses payable | | 179,208 |
| Total liabilities | | 5,052,185,265 |
| Net assets | | 1,189,818,769,726 |

| Japan Large Cap Equity Fund | (Expressed in Japanese yen | |
|---|----------------------------|-----------------|
| | Notes | JPY |
| | - | |
| Assets | | |
| Investments at net asset value (cost JPY 220,546,024,746) | 2.3 | 246,954,317,861 |
| Receivable on subscriptions | | 386,523,261 |
| Receivable on investments sold | | 459,328,866 |
| Total assets | | 247,800,169,988 |
| Liabilities | | |
| Payable on repurchases | | 459,328,866 |
| Payable on investments purchased | | 386,523,261 |
| Investment Manager fees payable | 6 | 44,594,861 |
| Investment Advisory fees payable | 8 | 36,472,612 |
| Administrator fees payable | 7 | 20,263,957 |
| Distributor fees payable | 5 | 20,249,810 |
| Manager fees payable | 4 | 6,077,510 |
| Agent Company fees payable | 10 | 6,077,428 |
| Printing and publishing expenses payable | | 2,139,700 |
| Professional expenses payable | | 2,062,311 |
| Custodian fees payable | 9 | 2,025,837 |
| Trustee fees payable | 3 | 540,388 |
| Legal expenses payable | | 328,434 |
| Other expenses payable | | 19,912 |
| Total liabilities | | 986,704,887 |
| Net assets | | 246,813,465,101 |
| Number of units outstanding | | 207,107,671,795 |
| Net asset value per unit | | 1.1917 |

| Japan Small Cap Equity Fund | (Expr | essed in Japanese yen) |
|--|-------|------------------------|
| | Notes | JPY |
| Assets | | |
| Investments at net asset value (cost JPY 40,475,681,960) | 2.3 | 46,141,006,206 |
| Receivable on subscriptions | | 72,152,915 |
| Receivable on investments sold | | 86,870,973 |
| Other assets | | 96,050 |
| Total assets | | 46,300,126,144 |
| Liabilities | | |
| Payable on repurchases | | 86,870,973 |
| Payable on investments purchased | | 72,152,915 |
| Investment Manager fees payable | 6 | 8,286,207 |
| Investment Advisory fees payable | 8 | 6,778,830 |
| Administrator fees payable | 7 | 3,766,277 |
| Distributor fees payable | 5 | 3,765,895 |
| Manager fees payable | 4 | 1,129,568 |
| Agent Company fees payable | 10 | 1,129,551 |
| Printing and publishing expenses payable | | 952,296 |
| Professional expenses payable | | 1,741,671 |
| Custodian fees payable | 9 | 376,518 |
| Trustee fees payable | 3 | 540,388 |
| Other expenses payable | | 19,912 |
| Total liabilities | | 187,511,001 |
| Net assets | | 46,112,615,143 |
| Number of units outstanding | | 29,198,897,166 |
| Net asset value per unit | | 1.5793 |

| Global Equity Fund | (Expressed in Japanese yen) | |
|---|-----------------------------|-----------------|
| | Notes | JPY |
| Assets | | |
| Investments at net asset value (cost JPY 198,723,047,750) | 2.3 | 223,559,648,290 |
| Receivable on subscriptions | | 395,598,876 |
| Receivable on investments sold | | 426,572,815 |
| Total assets | | 224,381,819,981 |
| Liabilities | | |
| Payable on repurchases | | 426,572,815 |
| Payable on investments purchased | | 395,598,876 |
| Investment Manager fees payable | 6 | 40,403,446 |
| Investment Advisory fees payable | 8 | 33,061,044 |
| Administrator fees payable | 7 | 18,368,509 |
| Distributor fees payable | 5 | 18,375,797 |
| Manager fees payable | 4 | 5,509,037 |
| Agent Company fees payable | 10 | 5,508,962 |
| Printing and publishing expenses payable | | 1,985,482 |
| Professional expenses payable | | 2,098,654 |
| Custodian fees payable | 9 | 1,836,344 |
| Trustee fees payable | 3 | 540,388 |
| Legal expenses payable | | 275,295 |
| Other expenses payable | | 19,912 |
| Total liabilities | | 950,154,561 |
| Net assets | | 223,431,665,420 |
| Number of units outstanding | | 156,887,127,987 |
| Net asset value per unit | | 1.4242 |

| Emerging Equity Fund | (Expressed in Japanese yen | |
|--|----------------------------|----------------|
| | Notes | JPY |
| Assets | | |
| Investments at net asset value (cost JPY 72,157,127,682) | 2.3 | 74,990,953,773 |
| Receivable on subscriptions | | 105,048,974 |
| Receivable on investments sold | | 205,771,614 |
| Other assets | | 32,155 |
| Total assets | | 75,301,806,516 |
| Liabilities | | |
| Payable on repurchases | | 205,771,614 |
| Payable on investments purchased | | 105,048,974 |
| Investment Manager fees payable | 6 | 13,656,023 |
| Investment Advisory fees payable | 8 | 11,176,492 |
| Administrator fees payable | 7 | 6,209,590 |
| Distributor fees payable | 5 | 6,214,678 |
| Manager fees payable | 4 | 1,862,358 |
| Agent Company fees payable | 10 | 1,862,334 |
| Printing and publishing expenses payable | | 1,060,165 |
| Professional expenses payable | | 2,098,654 |
| Custodian fees payable | 9 | 620,781 |
| Trustee fees payable | 3 | 540,388 |
| Other expenses payable | | 19,912 |
| Total liabilities | | 356,141,963 |
| Net assets | | 74,945,664,553 |
| Number of units outstanding | | 64,787,613,641 |
| Net asset value per unit | | 1.1568 |

| Global Bond Fund | (Expressed in Japanese yen | |
|---|----------------------------|-----------------|
| | Notes | JPY |
| Assets | | |
| Investments at net asset value (cost JPY 146,139,904,921) | 2.3 | 151,071,289,172 |
| Receivable on subscriptions | | 295,074,161 |
| Receivable on investments sold | | 256,570,060 |
| Total assets | | 151,622,933,393 |
| Liabilities | | |
| Payable on repurchases | | 256,570,060 |
| Payable on investments purchased | | 295,074,161 |
| Investment Manager fees payable | 6 | 28,081,053 |
| Investment Advisory fees payable | 8 | 22,935,516 |
| Administrator fees payable | 7 | 12,742,836 |
| Distributor fees payable | 5 | 12,696,035 |
| Manager fees payable | 4 | 3,821,787 |
| Agent Company fees payable | 10 | 3,821,735 |
| Printing and publishing expenses payable | | 1,580,807 |
| Professional expenses payable | | 2,098,654 |
| Custodian fees payable | 9 | 1,273,931 |
| Trustee fees payable | 3 | 540,388 |
| Legal expenses payable | | 141,436 |
| Other expenses payable | | 19,912 |
| Total liabilities | | 641,398,311 |
| Net assets | | 150,981,535,082 |
| Number of units outstanding | | 152,582,328,440 |
| Net asset value per unit | | 0.9895 |

| Statement of net assets as at October 31, 2019 | | |
|--|----------------------------|----------------|
| High Yield Bond Fund | (Expressed in Japanese yen | |
| | Notes | JPY |
| Assets | | |
| Investments at net asset value (cost JPY 76,752,333,363) | 2.3 | 79,920,632,678 |
| Receivable on subscriptions | | 135,647,231 |
| Receivable on investments sold | | 140,845,611 |
| Other assets | | 16,458 |
| Total assets | | 80,197,141,978 |
| Liabilities | | |
| Payable on repurchases | | 140,845,611 |
| Payable on investments purchased | | 135,647,231 |
| Investment Manager fees payable | 6 | 14,789,780 |
| Investment Advisory fees payable | 8 | 12,086,998 |
| Administrator fees payable | 7 | 6,715,464 |
| Distributor fees payable | 5 | 6,699,716 |
| Manager fees payable | 4 | 2,014,074 |
| Agent Company fees payable | 10 | 2,014,048 |
| Printing and publishing expenses payable | | 1,106,230 |
| Professional expenses payable | | 2,098,654 |
| Custodian fees payable | 9 | 671,357 |
| Trustee fees payable | 3 | 540,388 |
| Other expenses payable | | 19,912 |
| Total liabilities | | 325,249,463 |
| Net assets | | 79,871,892,515 |
| Number of units outstanding | | 63,045,157,322 |
| Net asset value per unit | | 1.2669 |

| Alternative Fund | (Expressed in Japanese) | |
|---|-------------------------|-----------------|
| | Notes | JPY |
| Assets | | |
| Investments at net asset value (cost JPY 288,745,886,062) | 2.3 | 287,311,141,808 |
| Receivable on subscriptions | | 443,996,069 |
| Receivable on investments sold | | 660,002,033 |
| Total assets | | 288,415,139,910 |
| Liabilities | | |
| Payable on repurchases | | 660,002,033 |
| Payable on investments purchased | | 443,996,069 |
| Investment Manager fees payable | 6 | 53,811,461 |
| Investment Advisory fees payable | 8 | 43,937,289 |
| Administrator fees payable | 7 | 24,411,300 |
| Distributor fees payable | 5 | 24,304,714 |
| Manager fees payable | 4 | 7,321,349 |
| Agent Company fees payable | 10 | 7,321,252 |
| Printing and publishing expenses payable | | 2,536,271 |
| Professional expenses payable | | 2,098,654 |
| Custodian fees payable | 9 | 2,440,454 |
| Trustee fees payable | 3 | 540,388 |
| Legal expenses payable | | 444,813 |
| Other expenses payable | | 19,912 |
| Total liabilities | | 1,273,185,959 |
| Net assets | | 287,141,953,951 |
| Number of units outstanding | | 424,756,780,846 |
| Net asset value per unit | | 0.6760 |

| Statement of net assets as at October 31, 2019 | | |
|--|----------------------------|----------------|
| Real Estate (REIT) Fund | (Expressed in Japanese yen | |
| | Notes | JPY |
| Assets | | |
| Investments at net asset value (cost JPY 48,370,164,579) | 2.3 | 55,853,891,269 |
| Receivable on subscriptions | | 96,553,047 |
| Receivable on investments sold | | 85,649,641 |
| Other assets | | 69,978 |
| Total assets | | 56,036,163,935 |
| Liabilities | | |
| Payable on repurchases | | 85,649,641 |
| Payable on investments purchased | | 96,553,047 |
| Investment Manager fees payable | 6 | 10,237,405 |
| Investment Advisory fees payable | 8 | 8,370,401 |
| Administrator fees payable | 7 | 4,650,540 |
| Distributor fees payable | 5 | 4,644,339 |
| Manager fees payable | 4 | 1,394,770 |
| Agent Company fees payable | 10 | 1,394,752 |
| Printing and publishing expenses payable | | 942,252 |
| Professional expenses payable | | 1,741,671 |
| Custodian fees payable | 9 | 464,918 |
| Trustee fees payable | 3 | 540,388 |
| Other expenses payable | | 19,912 |
| Total liabilities | | 216,604,036 |
| Net assets | | 55,819,559,899 |
| Number of units outstanding | | 52,505,563,990 |
| Net asset value per unit | | 1.0631 |

| Statement of net assets as at October 31, 2019 | | |
|--|---------------------------|----------------|
| Commodity Fund | (Expressed in Japanese ye | |
| | Notes | JPY |
| Assets | | |
| Investments at net asset value (cost JPY 26,088,607,560) | 2.3 | 24,717,617,094 |
| Receivable on subscriptions | | 37,430,183 |
| Receivable on investments sold | | 60,470,600 |
| Other assets | | 135,269 |
| Total assets | | 24,815,653,146 |
| Liabilities | | |
| Payable on repurchases | | 60,470,600 |
| Payable on investments purchased | | 37,430,183 |
| Investment Manager fees payable | 6 | 4,578,722 |
| Investment Advisory fees payable | 8 | 3,743,175 |
| Administrator fees payable | 7 | 2,079,685 |
| Distributor fees payable | 5 | 2,076,288 |
| Manager fees payable | 4 | 623,726 |
| Agent Company fees payable | 10 | 623,719 |
| Printing and publishing expenses payable | | 742,129 |
| Professional expenses payable | | 2,098,654 |
| Custodian fees payable | 9 | 207,903 |
| Trustee fees payable | 3 | 540,388 |
| Other expenses payable | | 19,912 |
| Total liabilities | , | 115,235,084 |
| Net assets | | 24,700,418,062 |
| Number of units outstanding | , | 39,180,791,372 |
| Net asset value per unit | | 0.6304 |

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2019

Combined statement

(Expressed in Japanese yen)

| | Notes | JPY |
|--|---------|-------------------|
| Expenses | | |
| Investment Manager fees | 6 | 2,482,083,205 |
| Investment Advisory fees | 8 | 1,961,483,579 |
| Administrator fees | 7 | 1,089,925,936 |
| Distributor fees | 5 | 1,005,681,019 |
| Manager fees | 4 | 326,721,720 |
| Agent Company fees | 10 | 326,709,227 |
| Custodian fees | 9 | 108,907,943 |
| Printing and publishing expenses | , | 22,993,113 |
| Professional expenses | | 17,910,563 |
| Legal expenses | | 19,517,147 |
| Trustee fees | 3 | 14,580,369 |
| Registration fees | 3 | 2,162,160 |
| Other fees | | 536,463 |
| Total expenses | | 7,379,212,444 |
| Net investment loss | | (7,379,212,444) |
| | | |
| Net realised gain/(loss) on | | |
| Investments | 2.3 | 7,858,336,774 |
| Foreign exchange | 2.6 | (123,480) |
| Net investment loss and realised gain for the year | | 479,000,850 |
| Net change in unrealised appreciation on | | |
| Investments | 2.3 | 48,202,916,618 |
| Net increase in net assets as result of operations | | 48,681,917,468 |
| Movement in capital | | |
| Subscriptions of units | | 379,725,031,565 |
| Repurchases of units | 2.2, 15 | (263,012,972,399) |
| Net movement in capital | | 116,712,059,166 |
| Net assets at the beginning of the year | | 1,024,424,793,092 |
| Net assets at the end of the year | | 1,189,818,769,726 |

| Statement of operations ar | nd changes in net assets for the year ended October 31, 2019 |
|----------------------------|--|
| | |

Japan Large Cap Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

| | Notes | JPY | |
|--|-------|------------------|--|
| Expenses | | | |
| Investment Manager fees | 6 | 445,971,805 | |
| Investment Advisory fees | 8 | 352,660,252 | |
| Administrator fees | 7 | 195,960,320 | |
| Distributor fees | 5 | 181,101,352 | |
| Manager fees | 4 | 58,742,505 | |
| Agent Company fees | 10 | 58,740,276 | |
| Custodian fees | 9 | 19,581,005 | |
| Printing and publishing expenses | | 3,611,878 | |
| Professional expenses | | 2,035,977 | |
| Legal expenses | | 2,627,645 | |
| Trustee fees | 3 | 1,620,041 | |
| Registration fees | | 240,240 | |
| Other fees | | 59,607 | |
| Total expenses | | 1,322,952,903 | |
| Net investment loss | | (1,322,952,903) | |
| | | | |
| Net realised gain/(loss) on | | | |
| Investments | 2.3 | 1,698,525,451 | |
| Foreign exchange | 2.6 | (14,217) | |
| Net investment loss and realised gain for the year | | 375,558,331 | |
| Net change in unrealised appreciation on | | | |
| Investments | 2.3 | 13,183,139,336 | |
| Net increase in net assets as result of operations | | 13,558,697,667 | |
| Movement in capital | | | |
| Subscriptions of units | | 75,845,198,133 | |
| Repurchases of units | | (24,078,689,089) | |
| Net movement in capital | | 51,766,509,044 | |
| Net assets at the beginning of the year | | 181,488,258,390 | |
| Net assets at the end of the year | | 246,813,465,101 | |
| The model at the one of the jour | | 210,013,103,101 | |

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2019

Japan Small Cap Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

| | Notes | JPY | |
|--|-------------|------------------|--|
| Expenses | | | |
| T | | 151 027 114 | |
| Investment Manager fees | 6 | 151,837,114 | |
| Investment Advisory fees | 8 | 119,801,766 | |
| Administrator fees | 7 | 66,570,125 | |
| Distributor fees | 5 | 61,187,394 | |
| Manager fees | 4 | 19,954,642 | |
| Agent Company fees | 10 | 19,953,841 | |
| Custodian fees | 9 | 6,651,569 | |
| Printing and publishing expenses | | 1,747,125 | |
| Professional expenses | | 1,722,901 | |
| Legal expenses | | 1,888,167 | |
| Trustee fees | 3 | 1,620,041 | |
| Registration fees | | 240,240 | |
| Other fees | | 59,607 | |
| Total expenses | | 453,234,532 | |
| Net investment loss | | (453,234,532) | |
| | | | |
| Net realised gain/(loss) on | | | |
| Investments | 2.3 | 2,632,518,121 | |
| Foreign exchange | 2.6 | (12,847) | |
| Net investment loss and realised gain for the year | | 2,179,270,742 | |
| Net change in unrealised (depreciation) on | | | |
| Investments | 2.3 | (581,155,701) | |
| Net increase in net assets as result of operations | | 1,598,115,041 | |
| Movement in capital | | | |
| Subscriptions of units | | 17,243,085,006 | |
| Repurchases of units | | (40,077,209,680) | |
| Net movement in capital | | (22,834,124,674) | |
| Net assets at the beginning of the year | | 67,348,624,776 | |
| Net assets at the end of the year | | 46,112,615,143 | |
| <u> </u> | | | |

| Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2019 | |
|---|--|
| | |

Global Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

| 1 7 | \ 1 | 1 , |
|--|---------------------------------------|------------------|
| | Notes | JPY |
| Expenses | | |
| Investment Manager fees | 6 | 389,087,822 |
| Investment Advisory fees | 8 | 307,757,039 |
| Administrator fees | 7 | 171,008,895 |
| Distributor fees | 5 | 158,140,773 |
| Manager fees | 4 | 51,263,307 |
| Agent Company fees | 10 | 51,261,379 |
| Custodian fees | 9 | 17,087,903 |
| Printing and publishing expenses | | 3,359,728 |
| Professional expenses | | 2,071,464 |
| Legal expenses | | 2,468,418 |
| Trustee fees | 3 | 1,620,041 |
| Registration fees | 3 | 240,240 |
| Other fees | | 59,607 |
| Total expenses | | 1,155,426,616 |
| Net investment loss | | (1,155,426,616) |
| | | (, , , , , |
| Net realised gain/(loss) on | | |
| Investments | 2.3 | 2,064,383,465 |
| Foreign exchange | 2.6 | (14,167) |
| Net investment loss and realised gain for the year | | 908,942,682 |
| Net change in unrealised appreciation on | , | |
| Investments | 2.3 | 14,078,967,566 |
| Net increase in net assets as result of operations | | 14,987,910,248 |
| Movement in capital | | |
| Subscriptions of units | | 78,052,913,388 |
| Repurchases of units | | (21,891,177,459) |
| Net movement in capital | | 56,161,735,929 |
| Net assets at the beginning of the year | | 152,282,019,243 |
| Net assets at the end of the year | | 223,431,665,420 |
| | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | |

| Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2019 |
|---|
| |

Emerging Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

| | ` 1 | 1 , |
|--|-------|-------------------|
| | Notes | JPY |
| Expenses | | |
| Investment Manager fees | 6 | 143,846,415 |
| Investment Advisory fees | 8 | 113,698,108 |
| Administrator fees | 7 | 63,177,876 |
| Distributor fees | 5 | 58,322,928 |
| Manager fees | 4 | 18,938,555 |
| Agent Company fees | 10 | 18,937,828 |
| Custodian fees | 9 | 6,312,851 |
| | 9 | 1,832,524 |
| Printing and publishing expenses | | |
| Professional expenses | | 2,071,464 |
| Legal expenses | 3 | 1,857,178 |
| Trustee fees | 3 | 1,620,041 |
| Registration fees Other fees | | 240,240 59,607 |
| Total expenses | | 430,915,615 |
| NT. : | | (120.015.615) |
| Net investment loss | | (430,915,615) |
| Net realised gain/(loss) on | | |
| Investments | 2.3 | 203,384,451 |
| Foreign exchange | 2.6 | (13,631) |
| Net investment loss and realised gain for the year | | (227,544,795) |
| Net change in unrealised appreciation on | | |
| Investments | 2.3 | 5,576,767,637 |
| Net increase in net assets as result of operations | | 5,349,222,842 |
| Movement in capital | | |
| Subscriptions of units | | 25,367,355,512 |
| Repurchases of units | | (12,303,084,967) |
| Net movement in capital | | 13,064,270,545 |
| Net assets at the beginning of the year | | 56,532,171,166 |
| Net assets at the end of the year | | 74,945,664,553 |
| , , , , , , , , , , , , , , , , | | , -,,- |

(Expressed in Japanese yen)

NIKKO GLOBAL FUNDS

|--|

Global Bond Fund

| | (Емргевзей ін вириневе у | |
|--|--------------------------|------------------|
| | Notes | JPY |
| Expenses | , | |
| Investment Manager fees | 6 | 304,259,180 |
| Investment Advisory fees | 8 | 240,480,723 |
| Administrator fees | 7 | 133,626,164 |
| Distributor fees | 5 | 123,344,681 |
| Manager fees | 4 | 40,056,868 |
| Agent Company fees | 10 | 40,055,363 |
| Custodian fees | 9 | 13,352,388 |
| Printing and publishing expenses | | 2,773,912 |
| Professional expenses | | 2,071,464 |
| Legal expenses | | 2,227,283 |
| Trustee fees | 3 | 1,620,041 |
| Registration fees | | 240,240 |
| Other fees | | 59,607 |
| Total expenses | | 904,167,914 |
| Net investment loss | | (904,167,914) |
| Net realised gain/(loss) on | | |
| Investments | 2.3 | 662,837,363 |
| Foreign exchange | 2.6 | (13,905) |
| Net investment loss and realised gain for the year | | (241,344,456) |
| Net change in unrealised appreciation on | | |
| Investments | 2.3 | 4,423,424,668 |
| Net increase in net assets as result of operations | | 4,182,080,212 |
| Movement in capital | | |
| Subscriptions of units | | 54,735,009,645 |
| Repurchases of units | | (29,248,830,896) |
| Net movement in capital | | 25,486,178,749 |
| Net assets at the beginning of the year | | 121,313,276,121 |
| Net assets at the end of the year | | 150,981,535,082 |
| ··· ···· · · · · · · · · · · · · · · · | | , - ,,- |

| Statement of | operations at | nd changes in r | net assets for the v | year ended Octob | er 31, 2019 |
|--------------|---------------|-----------------|----------------------|------------------|-------------|
| | | | | | |

High Yield Bond Fund

(Expressed in Japanese yen)

| | Notes | JPY |
|--|---------------------------------------|------------------|
| Expenses | | |
| Investment Managar food | 6 | 156,209,154 |
| Investment Manager fees Investment Advisory fees | 8 | 123,473,621 |
| Administrator fees | 7 | 68,609,786 |
| Distributor fees | 5 | 63,342,293 |
| Manager fees | 4 | 20,566,840 |
| Agent Company fees | 10 | 20,566,064 |
| Custodian fees | 9 | 6,855,626 |
| Printing and publishing expenses | , | 1,911,963 |
| Professional expenses | | 2,071,464 |
| Legal expenses | | 1,859,140 |
| Trustee fees | 3 | 1,620,041 |
| Registration fees | | 240,240 |
| Other fees | | 59,607 |
| Total expenses | | 467,385,839 |
| Net investment loss | | (467,385,839) |
| | | |
| Net realised gain/(loss) on | | |
| Investments | 2.3 | 839,689,183 |
| Foreign exchange | 2.6 | (13,590) |
| Net investment loss and realised gain for the year | | 372,289,754 |
| Net change in unrealised appreciation on | | |
| Investments | 2.3 | 2,525,850,082 |
| Net increase in net assets as result of operations | | 2,898,139,836 |
| Movement in capital | | |
| Subscriptions of units | | 37,114,580,043 |
| Repurchases of units | | (24,934,166,817) |
| Net movement in capital | | 12,180,413,226 |
| Net assets at the beginning of the year | | 64,793,339,453 |
| Net assets at the end of the year | | 79,871,892,515 |
| <u> </u> | ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; | |

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2019

| Alternative Fund | (Expressed in Japanese yen) |
|------------------|-----------------------------|
|------------------|-----------------------------|

| | Notes | JPY |
|--|-------|-------------------|
| Expenses | | |
| 2Aponios | | |
| Investment Manager fees | 6 | 739,533,275 |
| Investment Advisory fees | 8 | 583,941,408 |
| Administrator fees | 7 | 324,476,317 |
| Distributor fees | 5 | 298,791,060 |
| Manager fees | 4 | 97,265,604 |
| Agent Company fees | 10 | 97,261,821 |
| Custodian fees | 9 | 32,422,210 |
| Printing and publishing expenses | | 4,876,109 |
| Professional expenses | | 2,071,464 |
| Legal expenses | | 3,225,689 |
| Trustee fees | 3 | 1,620,041 |
| Registration fees | | 240,240 |
| Other fees | | 59,607 |
| Total expenses | | 2,185,784,845 |
| Net importment less | | (2.195.794.945) |
| Net investment loss | | (2,185,784,845) |
| Net realised (loss) on | | |
| Investments | 2.3 | (755,866,185) |
| Foreign exchange | 2.6 | (15,318) |
| Net investment loss and realised loss for the year | | (2,941,666,348) |
| Net change in unrealised appreciation on | | |
| Investments | 2.3 | 3,794,875,158 |
| Net increase in net assets as result of operations | | 853,208,810 |
| Movement in capital | | |
| Subscriptions of units | | 66,531,069,231 |
| Repurchases of units | | (100,896,269,614) |
| Net movement in capital | | (34,365,200,383) |
| | | |
| Net assets at the beginning of the year | | 320,653,945,524 |
| Net assets at the end of the year | | 287,141,953,951 |
| <u>·</u> | | |

| Statement of operations and c | hanges in net assets for the | year ended October 31, 2019 |
|-------------------------------|------------------------------|-----------------------------|
| | 0 | • |

Real Estate (REIT) Fund

(Expressed in Japanese yen)

| | Notes | JPY |
|--|-------|---|
| Expenses | | |
| - - | | 100 027 004 |
| Investment Manager fees | 6 | 108,027,994 |
| Investment Advisory fees | 8 | 85,450,008 |
| Administrator fees | 7 | 47,481,312 |
| Distributor fees | 5 | 43,912,377 |
| Manager fees | 4 | 14,233,371 |
| Agent Company fees | 10 | 14,232,845 |
| Custodian fees | 9 | 4,744,439 |
| Printing and publishing expenses | | 1,625,629 |
| Professional expenses | | 1,722,901 |
| Legal expenses | | 1,865,728 |
| Trustee fees | 3 | 1,620,041 |
| Registration fees | | 240,240 |
| Other fees | | 59,607 |
| Total expenses | | 325,216,492 |
| Net investment loss | | (325,216,492) |
| | | |
| Net realised gain/(loss) on | | |
| Investments | 2.3 | 699,452,962 |
| Foreign exchange | 2.6 | (12,695) |
| Net investment loss and realised gain for the year | | 374,223,775 |
| Net change in unrealised appreciation on | | |
| Investments | 2.3 | 5,837,410,589 |
| Net increase in net assets as result of operations | | 6,211,634,364 |
| Movement in capital | | |
| Subscriptions of units | | 15,028,277,422 |
| Repurchases of units | | (7,127,846,168) |
| Net movement in capital | | 7,900,431,254 |
| Net assets at the beginning of the year | | 41,707,494,281 |
| | | ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, |
| Net assets at the end of the year | | 55,819,559,899 |

| ı | Statement of operations and | d changes in net assets for the year ended October 31, 2019 | |
|-----|-----------------------------|---|--|
| - 1 | | | |

Commodity Fund (Expressed in Japanese yen)

| | Notes | JPY |
|--|----------|--------------------------|
| Expenses | | |
| T | | 42 210 446 |
| Investment Manager fees | 6 | 43,310,446 |
| Investment Advisory fees | 8 7 | 34,220,654 |
| Administrator fees Distributor fees | 5 | 19,015,141 17,538,161 |
| | | |
| Manager fees | 4 | 5,700,028 |
| Agent Company fees | 10 | 5,699,810 |
| Custodian fees | 9 | 1,899,952 |
| Printing and publishing expenses | | 1,254,245 |
| Professional expenses | | 2,071,464 |
| Legal expenses | | 1,497,899 |
| Trustee fees | 3 | 1,620,041 |
| Registration fees | | 240,240 |
| Other fees | | 59,607 |
| Total expenses | | 134,127,688 |
| Net investment loss | | (134,127,688) |
| | | |
| Net realised (loss) on | | |
| Investments | 2.3 | (186,588,037) |
| Foreign exchange | 2.6 | (13,110) |
| Net investment loss and realised loss for the year | | (320,728,835) |
| Net change in unrealised (depreciation) on | | |
| Investments | 2.3 | (636,362,717) |
| Net decrease in net assets as result of operations | | (957,091,552) |
| Movement in capital | | |
| Subscriptions of units | | 9,807,543,185 |
| Repurchases of units | | (2,449,329,375) |
| Net movement in capital | | 7,358,213,810 |
| Net assets at the beginning of the year | | 18,299,295,804 |
| Net assets at the end of the year | | 24,700,418,062 |
| <u> </u> | <u> </u> | |

| Statistical information | | | | | |
|--|--------------------------------|--------------------------------|-----------------------|-------------------------|-------------------|
| | Japan Large Cap Equity Fund | Japan Small Cap Equity Fund | Global Equity Fund | Emerging Equity Fund | Global Bon Fun |
| Number of units outstanding at the end of the year | | | | | |
| October 31, 2017 | 132,981,545,529 | 38,194,191,560 | 99,058,869,148 | 36,997,777,703 | 105,118,727,97 |
| October 31, 2018 | 161,489,145,018 | 44,712,301,920 | 115,592,055,378 | 53,047,936,350 | 126,306,153,93 |
| Units issued | 67,012,872,409 | 11,688,147,451 | 57,387,805,520 | 22,601,793,987 | 56,246,614,16 |
| Units repurchased | (21,394,345,632) | (27,201,552,205) | (16,092,732,911) | (10,862,116,696) | (29,970,439,658 |
| October 31, 2019 | 207,107,671,795 | 29,198,897,166 | 156,887,127,987 | 64,787,613,641 | 152,582,328,44 |
| Net assets | JPY | ЈРҮ | ЈРҮ | ЛРҮ | JPY |
| at the end of the year | | | | | |
| October 31, 2017 | 160,921,977,942 | 64,508,903,320 | 132,909,533,125 | 46,941,067,414 | 103,196,850,72 |
| October 31, 2018 | 181,488,258,390 | 67,348,624,776 | 152,282,019,243 | 56,532,171,166 | 121,313,276,12 |
| October 31, 2019 | 246,813,465,101 | 46,112,615,143 | 223,431,665,420 | 74,945,664,553 | 150,981,535,08 |
| Net asset value per unit at the end of the year | ЈРҮ | ЛРҮ | ЛРҮ | ЈРҮ | JPY |
| <u>-</u> | | | | | |
| October 31, 2017 | 1.2101 | 1.6890 | 1.3417 | 1.2688 | 0.981 |
| 0 1 21 2010 | 1.1238 | 1.5063 | 1.3174 | 1.0657 | 0.960 |
| October 31, 2018 | 1.1200 | | | | |

| | High Yield Bond Fund | Alternative Fund | Real Estate (REIT) Fund | Commodity Fund |
|--|-------------------------|---------------------|----------------------------|-------------------|
| Number of units outstanding at the end of the year | | | | |
| October 31, 2017 | 55,568,071,100 | 421,498,324,201 | 35,053,005,182 | 21,050,140,439 |
| October 31, 2018 | 53,151,637,928 | 475,505,255,945 | 44,482,920,822 | 27,511,707,512 |
| Units issued | 29,880,406,811 | 98,493,320,506 | 15,130,445,303 | 15,520,281,416 |
| Units repurchased | (19,986,887,417) | (149,241,795,605) | (7,107,802,135) | (3,851,197,556 |
| October 31, 2019 | 63,045,157,322 | 424,756,780,846 | 52,505,563,990 | 39,180,791,372 |
| Net assets at the end of the year | лрү | лү | ЛРҮ | JРY |
| at the end of the year | | | | |
| October 31, 2017 | 70,986,715,061 | 294,722,089,725 | 32,707,013,481 | 14,308,533,020 |
| October 31, 2018 | 64,793,339,453 | 320,653,945,524 | 41,707,494,281 | 18,299,295,804 |
| October 31, 2019 | 79,871,892,515 | 287,141,953,951 | 55,819,559,899 | 24,700,418,062 |
| Net asset value per unit at the end of the year | ЈРҮ | JPY | ЈРҮ | JPY |
| October 31, 2017 | 1.2775 | 0.6992 | 0.9331 | 0.6797 |
| October 31, 2017 October 31, 2018 | 1.2173 | 0.6743 | 0.9376 | 0.6797 |
| OCTOOCI 31, 2010 | 1.2170 | 0.0773 | 0.7370 | 0.003 |

| Notes to the financial statements | |
|-----------------------------------|--------------------------|
| | (As at October 31, 2019) |

Note 1 - Activity

NIKKO GLOBAL FUNDS (the "Trust"), which has been established as an umbrella unit trust, is a group of Cayman Islands series unit trusts.

As at October 31, 2019, the following nine Series Trusts and their respective trading companies (each, a "Trading Company" and, together, the "Trading Companies") are in operation:

| Series Trust | Related Trading Company |
|-----------------------------|-------------------------------------|
| | |
| Japan Large Cap Equity Fund | NGF-JLCE Trading Ltd. |
| Japan Small Cap Equity Fund | NGF-JSCE Trading Ltd. |
| Global Equity Fund | NGF-GE Trading Ltd. |
| Emerging Equity Fund | NGF-EE Trading Ltd. |
| Global Bond Fund | NGF-GB Trading Ltd. |
| High Yield Bond Fund | NGF-HYB Trading Ltd. |
| Alternative Fund | NGF-ALTERNATIVE Trading Ltd. |
| Real Estate (REIT) Fund | NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading Ltd. |
| Commodity Fund | NGF-COMMODITY Trading Ltd. |

The Series Trusts in operation as at October 31, 2019 were constituted pursuant to the Master Trust Deed and separate Series Trust Deeds.

The investment objective of each of the Series Trusts is to obtain an optimal growth of capital invested over the long term by management of a diversified portfolio.

Japan Large Cap Equity Fund

Japan Large Cap Equity Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-JLCE Trading Ltd. ("NGF-JLCE Trading"), a single trading company. NGF-JLCE Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as trustee of the Series Trust and the shares of NGF-JLCE Trading form the main assets (and may be the only assets) of Japan Large Cap Equity Fund.

The financial statements of Japan Large Cap Equity Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-JLCE Trading, which are disclosed in separate financial statements.

Japan Small Cap Equity Fund

Japan Small Cap Equity Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-JSCE Trading Ltd. ("NGF-JSCE Trading"), a single trading company. NGF-JSCE Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as trustee of the Series Trust and the shares of NGF-JSCE Trading form the main assets (and may be the only assets) of Japan Small Cap Equity Fund.

The financial statements of Japan Small Cap Equity Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-JSCE Trading, which are disclosed in separate financial statements.

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2019)

Note 1 - Activity (continued)

Global Equity Fund

Global Equity Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-GE Trading Ltd. ("NGF-GE Trading"), a single trading company. NGF-GE Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as trustee of the Series Trust and the shares of NGF-GE Trading form the main assets (and may be the only assets) of Global Equity Fund.

The financial statements of Global Equity Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-GE Trading, which are disclosed in separate financial statements.

Emerging Equity Fund

Emerging Equity Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-EE Trading Ltd. ("NGF-EE Trading"), a single trading company. NGF-EE Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as trustee of the Series Trust and the shares of NGF-EE Trading form the main assets (and may be the only assets) of Emerging Equity Fund.

The financial statements of Emerging Equity Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-EE Trading, which are disclosed in separate financial statements.

Global Bond Fund

Global Bond Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-GB Trading Ltd. ("NGF-GB Trading"), a single trading company. NGF-GB Trading is whollyowned by or on behalf of the Trustee in its capacity as trustee of the Series trust and the shares of NGF-GB Trading form the main assets (and may be the only assets) of Global Bond Fund.

The financial statements of Global Bond Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-GB Trading, which are disclosed in separate financial statements.

High Yield Bond Fund

High Yield Bond Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-HYB Trading Ltd. ("NGF-HYB Trading"), a single trading company. NGF-HYB Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as trustee of the Series Trust and the shares of NGF-HYB Trading form the main assets (and may be the only assets) of High Yield Bond Fund.

The financial statements of High Yield Bond Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-HYB Trading, which are disclosed in separate financial statements.

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2019)

Note 1 - Activity (continued)

Alternative Fund

Alternative Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-ALTERNATIVE Trading Ltd. ("NGF-ALTERNATIVE Trading"), a single trading company. NGF-ALTERNATIVE Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as trustee of the Series Trust and the shares of NGF-ALTERNATIVE Trading form the main assets (and may be the only assets) of Alternative Fund

The financial statements of Alternative Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-ALTERNATIVE Trading, which are disclosed in separate financial statements.

Real Estate (REIT) Fund

Real Estate (REIT) Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading Ltd. ("NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading"), a single trading company. NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as trustee of the Series Trust and the shares of NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading form the main assets (and may be the only assets) of Real Estate (REIT) Fund.

The financial statements of Real Estate (REIT) Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading, which are disclosed in separate financial statements.

Commodity Fund

Commodity Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-COMMODITY Trading Ltd. ("NGF-COMMODITY Trading"), a single trading company. NGF-COMMODITY Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as trustee of the Series Trust and the shares of NGF-COMMODITY Trading form the main assets (and may be the only assets) of Commodity Fund.

The financial statements of Commodity Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-COMMODITY Trading, which are disclosed in separate financial statements.

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2019)

Note 2 - Significant accounting policies

2.1 - Presentation of financial statements

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

2.2 - Combined statements of net assets and of operations and changes in net assets

The combined financial statements of the Trust are expressed in JPY. The combined statement of net assets and the combined statement of operations and changes in net assets represent the sum of the Series Trusts' statements of net assets and statements of operations and changes in net assets. Due to the termination of Nikko Global Funds - Japanese Bond Fund (terminated), a former Series Trust, on October 31, 2018 (the "Termination Date"), the net assets of Nikko Global Funds - Japanese Bond Fund (terminated) recorded as of the Termination Date are included in the item "Repurchase of units" in the combined statement of operations and changes in net assets.

2.3 - Valuation of the investments

The Series Trusts' investment in their respective Trading Company is valued based on the net asset value of the relevant Trading Company as calculated by the Administrator.

Net change in unrealised appreciation/depreciation comprises changes in the net asset value of the investments for the year and the reversal of the prior year's unrealised appreciation/depreciation for investments which were realised in the reporting year.

Net realised gains and losses on the disposal of investments are calculated using the average cost method.

2.4 - Formation expenses

Formation expenses have been fully amortised.

2.5 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis.

2.6 - Foreign currency translation

Assets and liabilities expressed in currencies other than JPY are translated at exchange rates prevailing as at October 31, 2019. Transactions in currencies other than JPY are translated into JPY at exchange rates prevailing at the transaction dates.

Net realised gain and loss on foreign exchange are recorded in the statement of operations and changes in net assets for the year.

Unrealised foreign exchange appreciation/depreciation arising in connection with the valuation of the securities in the portfolio at net asset value is included in net change in unrealised appreciation/depreciation on investments. Other foreign exchange gains/losses are directly recorded in the statement of operations and changes in net assets.

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2019)

Note 3 - Trustee fees

The Trustee is entitled to receive out of the assets of each Series Trust a trustee fee at the rate of 0.015% per annum of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears with a minimum of USD 12,500 per annum and a maximum of USD 15,000 per annum.

Note 4 - Manager fees

The Manager is entitled to receive out of the assets of each Series Trust a fee at the rate of 0.03% per annum of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

Note 5 - Distributor fees

The Distributor is entitled to receive out of the assets of each Series Trust, fees per annum payable quarterly in arrears, calculated on the basis of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day, at the following rates which apply depending on the aggregate of the total net assets of all the Series Trusts (the "Aggregate Net Asset Value"):

- For portion of the Aggregate Net Asset Value equal to or less than JPY 300 billion: 0.02%
- For portion of the Aggregate Net Asset Value over JPY 300 billion to equal to or less than JPY 500 billion: 0.07%
- For portion of the Aggregate Net Asset Value over JPY 500 billion to equal to or less than JPY 1,000 billion: 0.12%
- For portion of the Aggregate Net Asset Value over JPY 1,000 billion: 0.22%

Note 6 - Investment Manager fees

The Investment Manager is entitled to receive out of the assets of each Series Trust fees per annum payable quarterly in arrears, calculated on the basis of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day, at the following rates which apply depending on the Aggregate Net Asset Value:

- For portion of the Aggregate Net Asset Value equal to or less than JPY 300 billion: 0.30%
- For portion of the Aggregate Net Asset Value over JPY 300 billion to equal to or less than JPY 500 billion: 0.25%
- For portion of the Aggregate Net Asset Value over JPY 500 billion to equal to or less than JPY 1,000 billion: 0.20%
- For portion of the Aggregate Net Asset Value over JPY 1,000 billion to equal to or less than JPY 1,300 billion: 0.10%
- For portion of the Aggregate Net Asset Value over JPY 1,300 billion: 0.08%

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2019)

Note 7 - Administrator fees

The Administrator is entitled to receive out of the assets of each Series Trust a fee per annum payable quarterly in arrears, calculated on the basis of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day, at the following rates which apply depending on the Aggregate Net Asset Value:

- For portion of the Aggregate Net Asset Value equal to or less than JPY 1,300 billion: 0.10%
- For portion of the Aggregate Net Asset Value over JPY 1,300 billion: 0.085%

Note 8 - Investment Advisory fees

Each Investment Adviser is entitled to receive out of the assets of each Series Trust a fee, accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears, as below:

- For SMBC Nikko Securities Inc.: at the rate of 0.05% per annum of the net assets of the Series Trust
- For Nikko Global Wrap Ltd.: at the rate of 0.13% per annum of the net assets of the Series Trust for the portion of the Aggregate Net Asset Value equal to or less than JPY 1,300 billion and 0.115% per annum of the net assets of the Series Trust for the portion of the Aggregate Net Asset Value over JPY 1,300 billion

Note 9 - Custodian fees

The Custodian is entitled to receive out of the assets of each Series Trust a fee at the rate of 0.01% per annum of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

Note 10 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of each Series Trust a fee at the rate of 0.03% per annum of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2019)

Note 11 - Taxation

11.1 - Cayman Islands

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Trust has received an undertaking from the Governor-in-Cabinet of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes for a period of 50 years from the date of incorporation. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

11.2 - Other countries

The Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries. Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and repurchasing units under the laws of their respective jurisdiction.

Note 12 - Related party transactions

The Manager, the Trustee, the Administrator and Custodian, the Investment Advisers, and the Agent Company and Distributor are considered as related parties to the Trust. Related party fees are recorded in the statements of operations and changes in net assets of each Series Trust.

Note 13 - Terms of subscriptions and repurchases of units

Units may be issued and subscribed as of each issue day at the net asset value per unit as of the relevant issue day for the relevant unit ("Issue Price"), subject to the subscription notice procedure described in the Offering Memorandum. The Issue Price shall, subject to any suspension, be calculated and published by the Administrator on the relevant issue day.

Units may be repurchased as of any repurchase day at the net asset value per unit as of the relevant repurchase day for the relevant unit ("Repurchase Price"), subject to the repurchase notice procedure described in the Offering Memorandum. The Repurchase Price shall, subject to any suspension, be calculated and published by the Administrator on the relevant repurchase day.

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2019)

Note 14 - Valuation of the investments as at October 31, 2019

The net assets of each Series Trust as at October 31, 2019 have been calculated in accordance with the valuation principles laid out in the Master Trust Deed. In particular, collective investment schemes, investment funds and mutual funds held by the Trading Companies are valued at the net asset value available as of the relevant valuation day (or, if a net asset value as of such valuation day is not available, a net asset value as of the immediately preceding day is used).

If the underlying investments of the Trading Companies had been valued at the net asset value dated October 31, 2019, the net assets of the Trading Companies would have amounted in JPY to the following:

| Currency / Trading Company | NGF-JLCE Trading Ltd. | NGF-JSCE Trading Ltd. | NGF-GE Trading Ltd. | NGF-EE Trading Ltd. | |
|---------------------------------------|---|---|---|--|---|
| ЈРҮ | 246,556,973,760 | 45,955,587,072 | 222,737,108,993 | 75,037,481,370 | |
| Currency / Trading | NGF-GB | NGF-HYB | NGF- | NGF-REAL | NGF- |
| Company | Trading Ltd. | Trading Ltd. | ALTERNATIVE Trading Ltd. | ESTATE (REIT) Trading Ltd. | COMMODITY Trading Ltd. |
| JPY | 151,852,291,337 | 79,946,399,627 | 286,861,968,338 | 55,928,839,861 | 24,713,968,958 |
| | tober 31, 2019: | | | value per unit in JI | PY for each Series |
| | Nikko Global Funds - Japan Large Cap Equity Fund | Nikko Global Funds - Japan Small Cap Equity Fund | Nikko Global Funds - Global Equity Fund | Nikko Global Funds - Emerging Equity Fund | |
| Recalculated net assets | 246,416,121,000 | 45,927,196,009 | 222,609,126,123 | 74,992,192,150 | |
| Recalculated net asset value per unit | 1.1898 | 1.5729 | 1.4189 | 1.1575 | |
| | Nikko Global Funds - Global Bond Fund | Nikko Global Funds - High Yield Bond Fund | Nikko Global Funds - Alternative Fund | Nikko Global Funds - Real Estate (REIT) Fund | Nikko Global Funds - Commodity Fund |
| Recalculated net assets | 151,762,537,247 | 79,897,659,464 | 286,692,780,481 | 55,894,508,491 | 24,696,769,926 |
| Recalculated net asset value per unit | 0.9946 | 1.2673 | 0.6750 | 1.0645 | 0.6303 |

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2019)

Note 14 - Valuation of the investments as at October 31, 2019 (continued)

The differences between the official and the recalculated net asset value per unit of each Series Trust as at October 31, 2019 are as follows:

| | Nikko Global Funds - Japan Large Cap Equity Fund | Nikko Global Funds - Japan Small Cap Equity Fund | Nikko Global Funds - Global Equity Fund | Nikko Global Funds - Emerging Equity Fund | |
|---------------------------------------|---|---|---|---|---------------------------|
| Official net asset value per unit | 1.1917 | 1.5793 | 1.4242 | 1.1568 | |
| Recalculated net asset value per unit | 1.1898 | 1.5729 | 1.4189 | 1.1575 | |
| Difference in % | (0.16) | (0.40) | (0.37) | 0.06 | |
| | Nikko Global | Nikko Global | Nikko Global | Nikko Global | Nikko Global |
| | Funds - Global Bond Fund | Funds - High Yield Bond Fund | Funds - Alternative Fund | Funds - Real Estate (REIT) Fund | Funds - Commodity Fund |
| Official net asset value per unit | 0.9895 | 1.2669 | 0.6760 | 1.0631 | 0.6304 |
| Recalculated net asset value per unit | 0.9946 | 1.2673 | 0.6750 | 1.0645 | 0.6303 |
| Difference in % | 0.52 | 0.03 | (0.15) | 0.14 | (0.01) |

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2019)

Note 15 - Event

Following the termination as of October 31, 2018 of Nikko Global Funds - Japanese Bond Fund (terminated), a former series trust of the Trust, the relevant liquidation proceeds were paid out on value date November 7, 2018.

Note 16 - Subsequent events

A merger between Edmond de Rothschild Asset Management (Suisse) S.A. and Edmond de Rothschild (Suisse) S.A. is scheduled to take place during the second half of June 2020, with Edmond de Rothschild (Suisse) S.A. being the surviving company. Following the completion of said merger, it is intended that the responsibility as investment manager of each of the Series Trusts will be taken over by Edmond de Rothschild (Suisse) S.A.

The Manager has made an assessment of the situation of the Trust and of each of the Series Trusts in the context of the COVID-19 pandemic and, while financial markets have been very volatile and the worldwide health situation remains difficult, confirms that it has no plan to terminate the Trust or any of the Series Trusts either as of the date of the Auditors' opinion or in the foreseeable future. The Manager will continue to closely monitor the situation of the Trust and of the Series Trusts in the best interests of the unitholders.

The unaudited net asset value per unit of each of the Series Trusts is published on http://www.smbcnikkolu.com.

There have been no other significant events after year-end up to the date of the auditors' opinion which, in the opinion of the Trustee and of the Manager, require disclosure in the present financial statements.

Schedule of investments as at October 31, 2019

Japan Large Cap Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

| Quantity | Description | Currency | Cost | Net asset value | Ratio* |
|----------------|-----------------------------|----------|-----------------|-----------------|--------|
| Investmen | nt fund | | JPY | JPY | % |
| 183,756,710 | 0,118 NGF-JLCE Trading Ltd. | JPY | 220,546,024,746 | 246,954,317,861 | 100.06 |
| Total inve | estment fund | | 220,546,024,746 | 246,954,317,861 | 100.06 |
| Total investme | ents | | 220,546,024,746 | 246,954,317,861 | 100.06 |

Classification of investments as at October 31, 2019

Japan Large Cap Equity Fund

| Classification of inves | tments by country and by economic sector | |
|-------------------------|--|--------|
| Country | Economic sector | Ratio* |
| Cayman Islands | | |
| • | Trusts, Funds And Similar Financial Entities | 100.06 |
| | | 100.06 |
| | | |
| Total investments | | 100.06 |

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the net asset value against the net assets expressed in %.

Schedule of investments as at October 31, 2019

Japan Small Cap Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

| Quantity | Description | Currency | Cost | Net asset value | Ratio* |
|-----------------|---------------------------|----------|----------------|-----------------|--------|
| Investment | fund | | JPY | JPY | % |
| 25,253,684,0 | 093 NGF-JSCE Trading Ltd. | JPY | 40,475,681,960 | 46,141,006,206 | 100.06 |
| Total inves | stment fund | | 40,475,681,960 | 46,141,006,206 | 100.06 |
| Total investmen | nts | | 40,475,681,960 | 46,141,006,206 | 100.06 |

Classification of investments as at October 31, 2019

Japan Small Cap Equity Fund

| Classification of inves | tments by country and by economic sector | |
|-------------------------|--|--------|
| Country | Economic sector | Ratio* |
| Cayman Islands | | |
| • | Trusts, Funds And Similar Financial Entities | 100.06 |
| | | 100.06 |
| | | |
| Total investments | | 100.06 |

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

^(*) Weight of the net asset value against the net assets expressed in %.

Schedule of investments as at October 31, 2019

Global Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

| Quantity | Description | Currency | Cost | Net asset value | Ratio* |
|----------------|---------------------------|----------|-----------------|-----------------|--------|
| Investmen | nt fund | | JPY | JPY | % |
| 139,204,503 | 3,350 NGF-GE Trading Ltd. | JPY | 198,723,047,750 | 223,559,648,290 | 100.06 |
| Total inve | estment fund | | 198,723,047,750 | 223,559,648,290 | 100.06 |
| Total investme | ents | | 198,723,047,750 | 223,559,648,290 | 100.06 |

Classification of investments as at October 31, 2019

Global Equity Fund

| Classification of inves | tments by country and by economic sector | |
|-------------------------|--|--------|
| Country | Economic sector | Ratio* |
| Cayman Islands | | |
| • | Trusts, Funds And Similar Financial Entities | 100.06 |
| | | 100.06 |
| | | |
| Total investments | | 100.06 |

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Schedule of investments as at October 31, 2019

Emerging Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

| Quantity | Description | Currency | Cost | Net asset value | Ratio* |
|----------------|--------------------------|----------|----------------|-----------------|--------|
| Investmen | nt fund | | JPY | JPY | % |
| 56,979,677 | ,664 NGF-EE Trading Ltd. | JPY | 72,157,127,682 | 74,990,953,773 | 100.06 |
| Total inve | estment fund | | 72,157,127,682 | 74,990,953,773 | 100.06 |
| Total investme | ents | | 72,157,127,682 | 74,990,953,773 | 100.06 |

Classification of investments as at October 31, 2019

Emerging Equity Fund

| Classification of invest | ments by country and by economic sector | |
|--------------------------|--|--------|
| Country | Economic sector | Ratio* |
| | | |
| Cayman Islands | | |
| | Trusts, Funds And Similar Financial Entities | 100.06 |
| | | 100.06 |
| | | • |
| Total investments | | 100.06 |

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Schedule of investments as at October 31, 2019

Global Bond Fund

(Expressed in Japanese yen)

| Quantity | Description | Currency | Cost | Net asset value | Ratio* |
|----------------|--------------------------|----------|-----------------|-----------------|--------|
| Investmen | at fund | | JPY | JPY | % |
| 134,332,158 | ,857 NGF-GB Trading Ltd. | JPY | 146,139,904,921 | 151,071,289,172 | 100.06 |
| Total inve | estment fund | | 146,139,904,921 | 151,071,289,172 | 100.06 |
| Total investme | nts | | 146,139,904,921 | 151,071,289,172 | 100.06 |

Classification of investments as at October 31, 2019

Global Bond Fund

| Classification of inves | stments by country and by economic sector | , |
|-------------------------|--|--------|
| Country | Economic sector | Ratio* |
| Cayman Islands | | |
| | Trusts, Funds And Similar Financial Entities | 100.06 |
| | | 100.06 |
| Total investments | | 100.06 |

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Schedule of investments as at October 31, 2019

High Yield Bond Fund

(Expressed in Japanese yen)

| Quantity | Description | Currency | Cost | Net asset value | Ratio* |
|----------------|---------------------------|----------|----------------|-----------------|--------|
| Investmen | nt fund | | JPY | JPY | % |
| 54,817,504 | ,615 NGF-HYB Trading Ltd. | JPY | 76,752,333,363 | 79,920,632,678 | 100.06 |
| Total inve | estment fund | | 76,752,333,363 | 79,920,632,678 | 100.06 |
| Total investme | ents | | 76,752,333,363 | 79,920,632,678 | 100.06 |

Classification of investments as at October 31, 2019

High Yield Bond Fund

| Classification of invest | ments by country and by economic sector | |
|--------------------------|--|--------|
| Country | Economic sector | Ratio* |
| Cayman Islands | | |
| | Trusts, Funds And Similar Financial Entities | 100.06 |
| | | 100.06 |
| | | |
| Total investments | | 100.06 |

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

^(*) Weight of the net asset value against the net assets expressed in %.

Schedule of investments as at October 31, 2019

Alternative Fund

(Expressed in Japanese yen)

| Quantity | Description | Currency | Cost | Net asset value | Ratio* |
|-----------------|----------------------------------|----------|-----------------|-----------------|--------|
| Investment | fund | | JPY | JPY | % |
| 376,155,250,4 | 400 NGF-ALTERNATIVE Trading Ltd. | JPY | 288,745,886,062 | 287,311,141,808 | 100.06 |
| Total inves | tment fund | | 288,745,886,062 | 287,311,141,808 | 100.06 |
| Total investmen | its | | 288,745,886,062 | 287,311,141,808 | 100.06 |

Classification of investments as at October 31, 2019

Alternative Fund

| Classification of inv | | |
|------------------------|--|--------|
| Classification of inve | estments by country and by economic sector | |
| | | |
| Country | Economic sector | Ratio* |
| | | |
| Cayman Islands | | |
| | Trusts, Funds And Similar Financial Entities | 100.06 |
| | | 100.06 |
| | | |
| Total investments | | 100.06 |

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

^(*) Weight of the net asset value against the net assets expressed in %.

Schedule of investments as at October 31, 2019

Real Estate (REIT) Fund

(Expressed in Japanese yen)

| Quantity | Description | Currency | Cost | Net asset value | Ratio* |
|-----------------|---|----------|----------------|-----------------|--------|
| Investmen | t fund | | JPY | JPY | % |
| 45,463,632, | 661 NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading Ltd. | JPY | 48,370,164,579 | 55,853,891,269 | 100.06 |
| Total inve | stment fund | | 48,370,164,579 | 55,853,891,269 | 100.06 |
| Total investmen | nts | | 48,370,164,579 | 55,853,891,269 | 100.06 |

Classification of investments as at October 31, 2019

Real Estate (REIT) Fund

| Classification of investments by country and by economic sector | | | | |
|---|--|--------|--|--|
| Country | Economic sector | Ratio* | | |
| Cayman Islands | | | | |
| | Trusts, Funds And Similar Financial Entities | 100.06 | | |
| | | 100.06 | | |
| | | | | |
| Total investments | | 100.06 | | |

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Schedule of investments as at October 31, 2019

Commodity Fund

(Expressed in Japanese yen)

| Quantity | Description | Currency | Cost | Net asset value | Ratio* |
|-----------------|---------------------------------|----------|----------------|-----------------|--------|
| Investmen | t fund | | JPY | JPY | % |
| 33,307,214, | ,691 NGF-COMMODITY Trading Ltd. | JPY | 26,088,607,560 | 24,717,617,094 | 100.07 |
| Total inve | stment fund | | 26,088,607,560 | 24,717,617,094 | 100.07 |
| Total investmen | nts | | 26,088,607,560 | 24,717,617,094 | 100.07 |

Classification of investments as at October 31, 2019

Commodity Fund

Classification of investments by country and by economic sector

| Country | Economic sector | Ratio* |
|-------------------|--|--------|
| Cayman Islands | | |
| | Trusts, Funds And Similar Financial Entities | 100.07 |
| | | 100.07 |
| Total investments | | 100.07 |

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.



<参考情報>

NGF-JLCEトレーディング・リミテッド

| 純資産計算書 | |
|-------------------------------------|------------------|
| 2019年10月31日現在 | |
| | (日本円で表示) |
| | 日本円 |
| 資産 | |
| 投資有価証券、純資産総額(取得原価 231,003,377,809円) | 245,069,922,845 |
| 銀行預金 | 1,947,966,713 |
| 投資証券発行に係る未収金 | 386,523,261 |
| 投資先ファンドのTER(総費用比率)の返戻金に係る未収金 | 8,622,062 |
| 資産合計 | 247,413,034,881 |
| 負債 | |
| 投資証券買戻に係る未払金 | 459,328,866 |
| 負債合計 | 459,328,866 |
| 純資産額 | 246,953,706,015 |
| | 183,756,710,118口 |
| 1 口当たり純資産価格 | 1.3439 |

| 運用計算書および純資産変動計算書 2019年10月31日終了年度 | |
|-------------------------------------|----------|
| | (日本円で表示) |

| | (日本円で表示) |
|--|---|
| | 日本円 |
| 収益 | |
| 投資先ファンドのTER(総費用比率)の返戻金 | 53,979,411 |
| 収益合計 | 53,979,411 |
| 費用 | |
| 投資先ファンドの管理報酬 保管費用 銀行利息 取引費用 その他の費用 | 104,715,461 6,135,089 1,654,655 348,900 3,071 |
| 費用合計 | 112,857,176 |
| 投資純損失 | (58,877,765) |
| 以下に係る実現純(損)益 | |
| 投資有価証券 外国為替 | 384,620,536 (60,515) |
| 投資純損失および当期実現利益 | 325,682,256 |
| 以下に係る未実現評価益の純変動 | |
| 投資有価証券 | 14,555,052,053 |
| 運用による純資産の純増加 | 14,880,734,309 |
| 資本の変動 | |
| 投資証券発行手取額 投資証券買戻支払額 | 75,845,198,133 (25,383,226,529) |
| 資本の純変動 | 50,461,971,604 |
| 期首現在純資産額 | 181,611,000,102 |
| 期末現在純資産額 | 246,953,706,015 |

投資有価証券明細表 2019年10月31日現在

(日本円で表示)

比率*

| 口数 | 銘柄 | 通貨 | 取得原価 | 純資産総額 | 比率* |
|------------|-------------------------------------|-----|-----------------|-----------------|-------|
| オープン・: | エンド型投資信託 | | 日本円 | | % |
| | | | | | |
| 20,425,692 | COMGEST GROWTH PLC JAPAN JPY I ACC | 日本円 | 27,486,743,126 | 28,126,177,359 | 11.39 |
| 33,359,522 | EASTSPRING INV JAP DYNAM FD CJ ACC | 日本円 | 32,884,482,699 | 34,827,341,034 | 14.10 |
| 1,917,955 | GOLDMAN SACHS JAPAN EQ P-I FUND ACC | 日本円 | 23,581,029,184 | 27,152,272,311 | 10.99 |
| 2,203,185 | INVESCO JAPAN EQTY ADV FD S JPY ACC | 日本円 | 24,636,496,673 | 26,887,672,913 | 10.89 |
| 2,230,832 | JPMORG FDS-JAPAN EQUITY FUND X ACC | 日本円 | 28,148,913,179 | 28,307,027,768 | 11.46 |
| 1,335,462 | MAN GLG JPN COREALPHA EQ I JPY ACC | 日本円 | 25,411,486,867 | 26,965,639,435 | 10.92 |
| 18,467,202 | MORANT WRIGHT SAKURA FD B JPY ACC | 日本円 | 17,919,642,399 | 17,221,982,493 | 6.97 |
| 2,299,258 | PICTET JAPAN EQUITY OPPOR I JPY ACC | 日本円 | 23,851,412,056 | 27,015,588,407 | 10.94 |
| 2,703,598 | SPARX JAPAN FD PLC JPY INST D | 日本円 | 27,083,171,626 | 28,566,221,125 | 11.58 |
| オープン・ | エンド型投資信託合計 | | 231,003,377,809 | 245,069,922,845 | 99.24 |
| 投資有価証券合 | <u> </u> | | 231,003,377,809 | 245,069,922,845 | 99.24 |

投資有価証券の分類 2019年10月31日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

| ルクセンブルグ | | |
|---------|-------------------------|-------|
| | トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティー | 58.39 |
| | | 58.39 |

| <u> アイルランド </u> | |
|--|-----------------------|
| トラスト、ファン | ドおよび類似金融エンティティー 40.85 |
| | 40.85 |
| | |

| 投資有価証券合計 | 99.24 |
|----------|-------|

(*)百分率で表示された純資産額に対する純資産総額の比率

(2019年10月31日現在)

重要な会計方針

1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券および金融商品の評価

集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産 総額で評価する(または当該日現在で純資産総額が入手できない場合はその直前の日現在におけ る純資産総額を使用する。)。

未実現評価損益の純変動は、当期の投資有価証券の純資産総額の変動および(財務報告年度に実現された)前期の投資有価証券未実現評価損益の戻入れから構成される。

投資有価証券の売却に係る実現純損益は、平均原価法を用いて計算される。

3 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

4 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益として計上される。

5 外貨

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。日本円以外の通貨建の取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の実現純損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

純資産総額での組入証券の評価で生じる未実現為替評価損益は、投資有価証券に係る未実現評価 損益の純変動の勘定科目に計上される。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計 算に直接計上される。

| 純資産計算書 | |
|------------------------------------|----------------|
| 2019年10月31日現在 | |
| | (日本円で表示) |
| | 日本円 |
| | |
| 資産 | |
| 投資有価証券、純資産総額(取得原価 41,031,406,282円) | 45,607,007,928 |
| 銀行預金 | 548,828,933 |
| 投資証券発行に係る未収金 | 72,152,915 |
| 資産合計 | 46,227,989,776 |
| 負債 | |
| 投資証券買戻に係る未払金 | 86,997,599 |
| 負債合計 | 86,997,599 |
| | |
| <u>純資産額</u> | 46,140,992,177 |
| | |
| 発行済投資証券口数 | 25,253,684,093 |
| 1口当たり純資産価格 | 1.8271 |

| 運用計算書および純資産変動計算書 | |
|-------------------------|-----------------|
| 2019年10月31日終了年度 | |
| | (日本円で表示) |
| | |
| | 日本円 |
| 収益 | |
| 投資先ファンドのTER (総費用比率)の返戻金 | 9,159,283 |
| 収益合計 | 9,159,283 |
| 費用 | |
| 保管費用 | 2,115,292 |
| 銀行利息 | 1,451,812 |
| 取引費用 | 268,581 |
| その他の費用 | 15,593 |
| 費用合計 | 3,851,278 |
| 投資純利益 | 5,308,005 |
| 以下に係る実現純(損)益 | |
| 投資有価証券 | 1,378,132,660 |
| 外国為替 | (1,052,967 |
| 投資純利益および当期実現利益 | 1,382,387,698 |
| 以下に係る未実現評価益の純変動 | |
| 投資有価証券 | 668,769,240 |
| 運用による純資産の純増加 | 2,051,156,938 |
| 資本の変動 | |
| 投資証券発行手取額 | 17,243,085,006 |
| 投資証券買戻支払額 | (40,549,219,985 |
| 資本の純変動 | (23,306,134,979 |
| 期首現在純資産額 | 67,395,970,218 |
| 地 主坦 <u>大</u> | 4C 440 000 477 |
| 期末現在純資産額 | 46,140,992,177 |

投資有価証券明細表 2019年10月31日現在

(日本円で表示)

| 口数 | 銘柄 | 通貨 | 取得原価 | 純資産総額 | 比率* |
|------------|-------------------------------------|-----|----------------|----------------|-------|
| | | | | | |
| オーブン・ | エンド型投資信託 | | 日本円 | 日本円 | % |
| 2,177,430 | ABERDEEN ST-JPN SML COMP-12-YEN ACC | 日本円 | 3,107,409,997 | 3,650,434,902 | 7.91 |
| 446,222 | BNP PARIBAS JPN SMC I JPY ACC | 日本円 | 5,115,483,270 | 5,995,439,450 | 12.99 |
| 16,053,198 | BNY MLN JPN SMALL CAP EQUITY W ACC | 日本円 | 3,166,908,878 | 3,229,487,582 | 7.00 |
| 2,168,534 | EASTSPRING INV JAP SM CO CJ JP ACC | 日本円 | 5,646,318,696 | 6,061,051,828 | 13.13 |
| 830,526 | JANUS HENDERSO-JAP SMC -12- JPY ACC | 日本円 | 4,202,671,233 | 5,117,727,218 | 11.09 |
| 520,673 | PINEBRIDGE JPN SMALL CAP EQ-Y3-DIS | 日本円 | 3,481,428,629 | 4,170,125,785 | 9.04 |
| 237,459 | PRIVILEDGE SMAM JP SM JPY UA ACC | 日本円 | 3,798,816,870 | 3,686,788,930 | 7.99 |
| 30,011,096 | SCHRODER ISF JPN SMALL COMP-C ACC | 日本円 | 4,651,572,214 | 5,235,150,525 | 11.35 |
| 290,532 | SUMITRUST JPN SMAL CAP FD A JPY ACC | 日本円 | 4,703,048,125 | 4,346,929,141 | 9.42 |
| 187,737 | SWISSCANTO LU EQ S/M CAP JP-DT ACC | 日本円 | 3,157,748,370 | 4,113,872,567 | 8.92 |
| オープン・ | エンド型投資信託合計 | | 41,031,406,282 | 45,607,007,928 | 98.84 |
| | <u></u> 計 | | 41,031,406,282 | 45,607,007,928 | 98.84 |

投資有価証券の分類 2019年10月31日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

| 国名 | 業種 | 比率* |
|----------|-------------------------|-------|
| | | - |
| ルクセンブルグ | | _ |
| | トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティー | 64.46 |
| | ファンド運用活動 | 8.92 |
| | | 73.38 |
| | | |
| アイルランド | | |
| | ファンド運用活動 | 18.46 |
| | トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティー | 7.00 |
| | | 25.46 |
| | | |
| 投資有価証券合計 | | 98.84 |

(*)百分率で表示された純資産額に対する純資産総額の比率

(2019年10月31日現在)

重要な会計方針

1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券および金融商品の評価

集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産 総額で評価する(または当該日現在で純資産総額が入手できない場合はその直前の日現在におけ る純資産総額を使用する。)。

未実現評価損益の純変動は、当期の投資有価証券の純資産総額の変動および(財務報告年度に実現された)前期の投資有価証券未実現評価損益の戻入れから構成される。

投資有価証券の売却に係る実現純損益は、平均原価法を用いて計算される。

3 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

4 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益として計上される。

5 外貨

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。日本円以外の通貨建の取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の実現純損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

純資産総額での組入証券の評価で生じる未実現為替評価損益は、投資有価証券に係る未実現評価 損益の純変動の勘定科目に計上される。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計 算に直接計上される。

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

NGF-GEトレーディング・リミテッド

| 純資産計算書 | , |
|-------------------------------------|-----------------|
| 2019年10月31日現在 | |
| | (日本円で表示) |
| | 日本円 |
| 資産 | |
| 投資有価証券、純資産総額(取得原価 199,011,793,225円) | 218,550,702,046 |
| 銀行預金 | 5,039,154,911 |
| 投資証券発行に係る未収金 | 395,598,876 |
| 投資先ファンドのTER(総費用比率)の返戻金に係る未収金 | 905,879 |
| 資産合計 | 223,986,361,712 |
| 負債 | |
| 投資証券買戻に係る未払金 | 426,572,815 |
| 負債合計 | 426,572,815 |
| 純資産額 | 223,559,788,897 |
| | 139,204,503,350 |
| 1 口当たり純資産価格 | 1.6060 |

| 運用計算書および純資産変動計算書 2019年10月31日終了年度 | |
|-------------------------------------|----------|
| | (日本円で表示) |

| | (日本円で表示) |
|------------------------|------------------|
| | 日本円 |
| 収益 | |
| 投資先ファンドのTER(総費用比率)の返戻金 | 10,829,180 |
| 銀行利息 | 10,246,443 |
| その他の収益 | 2,649,629 |
| 収益合計 | 23,725,252 |
| 費用 | |
| 投資先ファンドの管理報酬 | 72,390,172 |
| 保管費用 | 5,327,896 |
| 取引費用 | 406,947 |
| その他の費用 | 3,052 |
| 費用合計 | 78,128,067 |
| 投資純損失 | (54,402,815) |
| 以下に係る実現純(損)益 | |
| 投資有価証券 | 1,152,999,235 |
| 外国為替 | (163,230,938) |
| 投資純損失および当期実現利益 | 935,365,482 |
| 以下に係る未実現評価益の純変動 | |
| 投資有価証券 | 15,208,404,812 |
| 運用による純資産の純増加 | 16,143,770,294 |
| 資本の変動 | |
| 投資証券発行手取額 | 78,052,913,388 |
| 投資証券買戻支払額 | (23,018,744,545) |
| 資本の純変動 | 55,034,168,843 |
| 期首現在純資産額 | 152,381,849,760 |
| 期末現在純資産額 | 223,559,788,897 |

投資有価証券明細表 2019年10月31日現在

(日本円で表示)

97.76

| 口数 | 銘柄 | 通貨 | 取得原価 | 純資産総額 | 比率 |
|--|--|--------|-----------------|-----------------|-------------------------------|
| オープン・ | エンド型投資信託 | | 日本円 | | (|
| | | : | | | |
| 1,286,506 | AB SICAV - AMERICAN GROWTH-S1 ACC | 米ドル | 16,293,612,259 | 18,903,900,607 | 8.4 |
| 2,540,674 | AB SICAV I-US EQTY PORTF S1 USD ACC | 米ドル | 10,819,853,704 | 11,154,815,052 | 4.9 |
| 521,280 | ABN AMRO MM ARIST US EQ I USD ACC | 米ドル | 9,597,287,201 | 11,038,743,067 | 4.9 |
| 1,468,387 | COMGEST GROWTH PLC EUROPE I EUR ACC | ユーロ | 4,849,954,580 | 5,160,783,159 | 2.3 |
| 8,609,830 | DODGE & COX-US STOCK-USD ACC | 米ドル | 23,355,027,001 | 25,506,371,136 | 11.4 |
| 719,629 | EDGEWOOD L SL - US SL GTH USD ACC | 米ドル | 17,524,779,131 | 20,237,219,859 | 9.0 |
| 66,793 | ELEVA EUROPEAN SELECT 12 EUR ACC | ユーロ | 10,127,938,603 | 10,916,894,977 | 4.8 |
| 6,346,756 | FIDELITY FD EUR LARGER CO I EUR ACC | ユーロ | 12,520,294,848 | 12,624,298,478 | 5.6 |
| 5,619,304 | GOLDMAN SACHS EUROPE CORE FD IA ACC | ユーロ | 12,120,404,439 | 12,602,624,164 | 5.6 |
| 14,691,518 | ISHARES EDGE MSCI USA VALUE FAC ETF | 米ドル | 10,676,188,386 | 11,100,169,741 | 4.9 |
| 422,855 | LAZARD US EQ CONCENTRATED FUND ACC | 米ドル | 5,511,365,220 | 6,471,044,841 | 2.8 |
| 395,744 | MFS MERIDIAN EUR RES I1 EUR FD ACC | ユーロ | 10,913,525,283 | 12,556,819,222 | 5.6 |
| 6,302,248 | POLEN CAP INV-FOC US GR IN USD ACC | 米ドル | 17,640,548,050 | 18,670,225,511 | 8.3 |
| 559,615 | ROBECO BP US LG CAP EQ I USD ACC | 米ドル | 15,492,704,858 | 16,069,177,512 | 7.1 |
| 2,399,573 | T ROWE PRICE US SMAL CO EQ FD S ACC | 米ドル | 3,856,093,441 | 4,356,924,111 | 1.9 |
| 355,882 | VANGUARD PACIFIC EX JPN INDX I ACC | 米ドル | 8,861,970,429 | 10,131,834,988 | 4.5 |
| 953,510 | WMF (LUX) - WELL US RES EQ USD S ACC | 米ドル | 8,850,245,792 | 11,048,855,621 | 4.9 |
| | | | | | |
| オープン・ | エンド型投資信託合計 | | 199,011,793,225 | 218,550,702,046 | 97.7 |
| オープン・ | | | 199,011,793,225 | 218,550,702,046 | |
| 資有価証券合 投資有価証 019 年 10月: 设資有価証 | 学 の分類 8 1日現在 券の国別および業種別分類 | | | 218,550,702,046 | 97.7 |
| 資有価証券合 设資有価証 019年10月 | 計 券の分類 31日現在 | | | 218,550,702,046 | 97.7 97.7 |
| 資有価証券合 投資有価証 019 年 10月: 设資有価証 | 券の分類 31日現在 券の国別および業種別分類 業種 | | | 218,550,702,046 | 97.7 |
| 資有価証券合 投資有価証 : 019年10月: 投資有価証: 国名 | 券の分類 31日現在 券の国別および業種別分類 業種 | び類似金融コ | 199,011,793,225 | 218,550,702,046 | 97.7 |
| 資有価証券合 投資有価証 : 019年10月: 投資有価証: 国名 | 学の分類 81日現在 学の国別および業種別分類 業種 | び類似金融コ | 199,011,793,225 | 218,550,702,046 | 97.7 |
| 資有価証券合 投資有価証 : 019年10月: 投資有価証: 国名 | 学 の分類 8 1日現在 券の国別および業種別分類 業種 ルグ トラスト、ファンドおよ | び類似金融コ | 199,011,793,225 | 218,550,702,046 | 97.7 比率* 49.90 13.40 |
| 資有価証券合 投資有価証 : 019年10月: 投資有価証: 国名 | 券の分類 31日現在 券の国別および業種別分類 業種 ルグ トラスト、ファンドおよファンドあよファンド運用活動 | び類似金融コ | 199,011,793,225 | 218,550,702,046 | 97.7 比率* 49.90 13.40 |
| 資有価証券合 投資有価証 : 019年10月: 投資有価証: 国名 | 券の分類 31日現在 券の国別および業種別分類 業種 ルグ トラスト、ファンドおよファンドあよファンド運用活動 | | 199,011,793,225 | 218,550,702,046 | 97.7 比率* 49.90 |

(*)百分率で表示された純資産額に対する純資産総額の比率

投資有価証券合計

(2019年10月31日現在)

重要な会計方針

1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券および金融商品の評価

集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産 総額で評価する(または当該日現在で純資産総額が入手できない場合はその直前の日現在におけ る純資産総額を使用する。)。

未実現評価損益の純変動は、当期の投資有価証券の純資産総額の変動および(財務報告年度に実現された)前期の投資有価証券未実現評価損益の戻入れから構成される。

投資有価証券の売却に係る実現純損益は、平均原価法を用いて計算される。

3 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

4 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益として計上される。

5 外貨

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。日本円以外の通貨建の取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の実現純損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

純資産総額での組入証券の評価で生じる未実現為替評価損益は、投資有価証券に係る未実現評価 損益の純変動の勘定科目に計上される。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計 算に直接計上される。

| 純資産計算書 |
|--------|
|--------|

2019年10月31日現在

| | (日本円で表示) |
|---------------------------------------|---------------------------------|
| | 日本円 |
| ≥a ÷r | |
| 資産 | = 2 222 424 2 = 2 |
| 投資有価証券、純資産総額(取得原価 72,797,660,693円) | 73,626,481,658 |
| 銀行預金 | 2,195,865,166 |
| 投資証券発行に係る未収金 | 105,048,974 |
| | |
| 資産合計 | 75,927,395,798 |
| 負債 | |
| 投資有価証券購入未払金 | 730,632,590 |
| 投資証券買戻に係る未払金 | 205,771,614 |
| | |
| 負債合計 | 936,404,204 |
| | |
| 純資産額 | 74,990,991,594 |
| | |
| ————————————————————————————————————— | 56,979,677,664 |
| 1口当たり純資産価格 | 1.3161 |

運用計算書および純資産変動計算書 2019年10月31日終了年度

(日本円で表示)

| | (113 (283)) |
|------------------------|------------------|
| | 日本円 |
| 収益 | |
| 投資先ファンドのTER(総費用比率)の返戻金 | 49,678,433 |
| 銀行利息 | 8,564,655 |
| 収益合計 | 58,243,088 |
| | |
| 投資先ファンドの管理報酬 | 45,588,027 |
| 保管費用 | 1,895,751 |
| 取引費用 | 322,922 |
| 費用合計 | 47,806,700 |
| 投資純利益 | 10,436,388 |
| 以下に係る実現純(損)益 | |
| 投資有価証券 | 226,511,175 |
| 外国為替 | (19,013,432) |
| 投資純利益および当期実現利益 | 217,934,131 |
| 以下に係る未実現評価益の純変動 | _ |
| 投資有価証券 | 5,562,315,200 |
| 運用による純資産の純増加 | 5,780,249,331 |
| 資本の変動 | _ |
| 投資証券発行手取額 | 25,367,355,512 |
| 投資証券買戻支払額 | (12,728,231,088) |
| 資本の純変動 | 12,639,124,424 |
| | 56,571,617,839 |
| | 33,3,3,300 |
| 期末現在純資産額 | 74,990,991,594 |

投資有価証券明細表 2019年10月31日現在

(日本円で表示)

44.14

| 口数 | 銘柄 | 通貨 | 取得原価 | 純資産総額 | 比率* |
|------------|-------------------------------------|-----|----------------|----------------|-------|
| | | | | , | |
| オープン・ | エンド型投資信託 | | 日本円 | 日本円 | % |
| 781,016 | AB FCP I EMER MKT GROWTH S1USD ACC | 米ドル | 4,927,224,471 | 4,434,946,473 | 5.92 |
| 2,946,324 | ACADIAN EM MK EQ UCIT II C USD ACC | 米ドル | 5,049,305,736 | 5,234,479,407 | 6.98 |
| 2,688,957 | DELAWARE INVEST EMR MRKTS USD I ACC | 米ドル | 4,599,571,279 | 4,552,391,927 | 6.08 |
| 20,477,878 | HERMES GLB EMRG MKT FUND F USD ACC | 米ドル | 6,765,960,608 | 6,819,044,025 | 9.09 |
| 331,414 | MAN FD-MAN NUM EMG MKT EQ I USD ACC | 米ドル | 3,995,006,344 | 4,540,491,691 | 6.05 |
| 357,979 | PZENA EMRG MKT VALUE FD USD A ACC | 米ドル | 4,535,979,419 | 4,515,496,354 | 6.03 |
| 3,944,065 | T ROWE PRICE EMER MKT EQ FD S ACC | 米ドル | 5,897,436,523 | 6,017,694,188 | 8.02 |
| 5,447,631 | TT EMERGING MKT EQ FD USD A2 ACC | 米ドル | 7,665,717,504 | 7,440,369,558 | 9.92 |
| 861,076 | UBS EQ GL EM OP USD I A3 ACC | 米ドル | 8,673,084,416 | 9,016,097,215 | 12.02 |
| 607,697 | VONTOBEL FD-MTX SUST EMG MKT I ACC | 米ドル | 10,356,908,522 | 10,629,466,493 | 14.17 |
| 7,410,439 | WMF (LUX)- WEL EM MK RES EQ USD ACC | 米ドル | 10,331,465,871 | 10,426,004,327 | 13.90 |
| オープン・ | エンド型投資信託合計 | | 72,797,660,693 | 73,626,481,658 | 98.18 |
| | h | | 72,797,660,693 | 73,626,481,658 | 98.18 |

投資有価証券の分類 2019年10月31日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

| 国名 | 業種 | 比率* |
|---------|-------------------------|-------|
| | | |
| ルクセンブルグ | | |
| | トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティー | 34.24 |
| | ファンド運用活動 | 19.80 |
| | | 54.04 |
| | | |
| アイルランド | | |
| | トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティー | 44.14 |

| 投資有価証券合計 | 98.18 |
|----------|-------|

(*)百分率で表示された純資産額に対する純資産総額の比率

(2019年10月31日現在)

重要な会計方針

1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券および金融商品の評価

集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産 総額で評価する(または当該日現在で純資産総額が入手できない場合はその直前の日現在におけ る純資産総額を使用する。)。

未実現評価損益の純変動は、当期の投資有価証券の純資産総額の変動および(財務報告年度に実現された)前期の投資有価証券未実現評価損益の戻入れから構成される。

投資有価証券の売却に係る実現純損益は、平均原価法を用いて計算される。

3 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

4 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益として計上される。

5 外貨

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。日本円以外の通貨建の取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の実現純損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

純資産総額での組入証券の評価で生じる未実現為替評価損益は、投資有価証券に係る未実現評価 損益の純変動の勘定科目に計上される。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計 算に直接計上される。

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

NGF-GBトレーディング・リミテッド

| 純資産計算書 | |
|-------------------------------------|------------------|
| 2019年10月31日現在 | |
| | (日本円で表示) |
| | 日本円 |
| 資産 | |
| 投資有価証券、純資産総額(取得原価 141,290,676,972円) | 147,976,652,686 |
| 銀行預金 | 3,056,117,177 |
| 投資証券発行に係る未収金 | 295,074,161 |
| 資産合計 | 151,327,844,024 |
| 負債 | |
| 投資証券買戻に係る未払金 | 256,570,060 |
| 負債合計 | 256,570,060 |
| 純資産合計 | 151,071,273,964 |
| | 134,332,158,857□ |
| 1口当たり純資産価格 | 1.1246 |

| 運用計算書および純資産変動計算書 | |
|------------------|----------|
| 2019年10月31日終了年度 | |
| | |
| | (ロオロズまニ) |

| | (日本円で表示) | |
|--------------------------------|------------------------|--|
| | 日本円 | |
| | | |
| 切次サラーンはのTED(W弗田比売)の写真へ | 0.074.007 | |
| 投資先ファンドのTER(総費用比率)の返戻金 銀行利息 | 6,374,687 4,385,939 | |
| 或1 J 个J 忘 | 4,363,939 | |
| 収益合計 | 10,760,626 | |
| | | |
| 投資先ファンドの管理報酬 | 155,268,755 | |
| 保管費用 | 4,068,316 | |
| 取引費用 | 265,804 | |
| その他の費用 | 3,166 | |
| 費用合計 | 159,606,041 | |
| 投資純損失 | (148,845,415) | |
| 以下に係る実現純利益 | | |
| 以下に恢る夫戌配利皿 | | |
| 投資有価証券 | 752,355,401 | |
| 外国為替 | 601,319,310 | |
| 投資純損失および当期実現利益 | 1,204,829,296 | |
| 以下に係る未実現評価益の純変動 | | |
| 投資有価証券 | 3,880,994,448 | |
| | 3,000,994,440 | |
| 運用による純資産の純増加 | 5,085,823,744 | |
| 資本の変動 | | |
| 投資証券発行手取額 | 54,735,009,645 | |
| 投資証券買戻支払額 | (30,140,644,511) | |
| 資本の純変動 | 24,594,365,134 | |
| 期首現在純資産額 | 121,391,085,086 | |
| 期末現在純資産額 | 151,071,273,964 | |
| ガンハンル 止ゅじえ 住 以 | 101,011,210,304 | |

投資有価証券明細表 2019年10月31日現在

(日本円で表示)

| 口数 | 銘柄 | 通貨 | 取得原価 | 純資産総額 | 比率* |
|------------|-------------------------------------|-----|-----------------|-----------------|---------------|
| オープン・ | エンド型投資信託 | | 日本円 | 日本円 | % |
| | | | | , | |
| 499,014 | AXA IM FIIS-US CORP BOND FD A ACC | 米ドル | 10,545,682,010 | 11,439,063,290 | 7.58 |
| 1,701,204 | BLUEBAY INVT GR EURO GV Q EUR ACC | ユーロ | 23,826,116,686 | 23,845,962,498 | 15.78 |
| 4,267,851 | SCHRODER ISF EUR CORP BND C EUR ACC | ユーロ | 12,742,060,864 | 13,315,653,915 | 8.81 |
| 20,335,521 | T ROWE PRICE GL AGG BD S FD ACC | 米ドル | 22,031,512,498 | 22,723,771,282 | 15.04 |
| 21,333,506 | T ROWE PRICE US AGG BD FD S USD ACC | 米ドル | 23,727,647,960 | 25,599,663,178 | 16.95 |
| 19,758,702 | WMF (IRL)-WELL GBL BD FD S USD ACC | 米ドル | 48,417,656,954 | 51,052,538,523 | 33.79 |
| オープン・ | エンド型投資信託合計 | | 141,290,676,972 | 147,976,652,686 | 97.95 |
| | s計 | | 141,290,676,972 | 147,976,652,686 | 97.95 |

投資有価証券の分類 2019年10月31日現在

| 投資有価証券の国別および業種別分類 | | |
|-------------------|-------------------------|-------|
| | | |
| 国名 | 業種 | 比率* |
| | | |
| ルクセンブルグ | | |
| | トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティー | 56.58 |
| | ファンド運用活動 | 7.58 |
| | | 64.16 |
| | | |
| アイルランド | | |
| | トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティー | 33.79 |
| | | 33.79 |
| | | |
| 投資有価証券合計 | | 97.95 |

(*)百分率で表示された純資産合計に対する純資産総額の比率

(2019年10月31日現在)

重要な会計方針

1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券および金融商品の評価

集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産 総額で評価する(または当該日現在で純資産総額が入手できない場合はその直前の日現在におけ る純資産総額を使用する。)。

未実現評価損益の純変動は、当期の投資有価証券の純資産総額の変動および(財務報告年度に実現された)前期の投資有価証券未実現評価損益の戻入れから構成される。

投資有価証券の売却に係る実現純損益は、平均原価法を用いて計算される。

3 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

4 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益として計上される。

5 外貨

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。日本円以外の通貨建の取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の実現純損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

純資産総額での組入証券の評価で生じる未実現為替評価損益は、投資有価証券に係る未実現評価 損益の純変動の勘定科目に計上される。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計 算に直接計上される。

| 純資産計算書 | |
|-----------------------------------|---------------------|
| 2019年10月31日現在 | |
| | (日本円で表示) |
| | 日本円 |
| 資産 | |
| 投資有価証券、純資産総額(取得原価75,942,087,155円) | 78,249,360,730 |
| 銀行預金 | 1,887,784,151 |
| 投資証券発行に係る未収金 | 135,647,231 |
| 投資先ファンドのTER(総費用比率)の返戻金に係る未収金 | 321,255 |
| 資産合計 | 80,273,113,367 |
| 負債 | |
| 投資有価証券購入未払金 | 211,510,638 |
| 投資証券買戻に係る未払金 | 140,845,611 |
| 負債合計 | 352,356,249 |
| 純資産額 | 79,920,757,118 |
| | 54,817,504,615□ |
| 1口当たり純資産価格 | 1.4579 |

| 運用計算書および純資産変動計算書 2019年10月31日終了年度 | |
|-------------------------------------|--|
| | |
| | (日本円で表示) |
| | 日本円 |
| 収益 | |
| 銀行利息 | 15,511,948 |
| 投資先ファンドのTER(総費用比率)の返戻金 | 769,350 |
| 収益合計 | 16,281,298 |
| | |
| | 0.005.074 |
| 保管費用 取引費用 | 2,085,871 224,805 |
| その他の費用 | 9,265 |
| 費用合計 | 2,319,941 |
| | 13,961,357 |
| 汉 典紀刊並 | 13,901,337 |
| 以下に係る実現純(損)益 | |
| 投資有価証券 | 2,659,678,614 |
| 外国為替 | (56,351,119) |
| 投資純利益および当期実現利益 | 2,617,288,852 |
| 以下に係る未実現評価(損)の純変動 | |
| 投資有価証券 | 749 206 500 |
| | 748,296,599 |
| 運用による純資産の純減少 | 3,365,585,451 |
| 資本の変動 | |
| 投資証券発行手取額 | 37,114,580,043 |
| 投資証券買戻支払額 | (25,396,312,653) |
| 資本の純変動 | 11,718,267,390 |
| 期首現在純資産額 | 64,836,904,277 |
| 703日グルビルリスに上供 | 0 1 ,000,00 1 ,211 |
| 期末現在純資産額 | 79,920,757,118 |

投資有価証券明細表 2019年10月31日現在

(日本円で表示)

| 口数 | 銘柄 | 通貨 | 取得原価 | 純資産総額 | 比率* |
|-------------|-------------------------------------|-----|----------------|----------------|-------|
| | | | | | |
| オープン・ | エンド型投資信託 | | 日本円 | 日本円 | % |
| | | | | | |
| 584,049 | ASHMORE EM LOC CURRENCY I USD A ACC | 米ドル | 5,711,290,218 | 5,762,777,162 | 7.21 |
| 565,595 | BARINGS EMG MKT LOC DEBT C USD ACC | 米ドル | 5,895,087,413 | 6,142,074,967 | 7.69 |
| 25,398 | CANDRIAM BONDS EUR HI YLD V EUR ACC | ユーロ | 5,706,051,960 | 6,091,604,829 | 7.62 |
| 2,519,665 | GOLDMAN SACHS EMMKT DBT P I USD ACC | 米ドル | 4,301,123,246 | 4,536,668,753 | 5.68 |
| 10,372,118 | LORD ABBETT HGH YLD USD I ACC | 米ドル | 14,993,567,299 | 15,487,448,001 | 19.38 |
| 3,485,095 | MSIF US DOL HI YI BD J ACC | 米ドル | 9,541,847,665 | 9,525,935,387 | 11.92 |
| 5,527,139 | NEUBERG BRM EM DB HARD CRCY I ACC | 米ドル | 8,292,409,804 | 8,535,122,357 | 10.68 |
| 5,646,815 | NEUBERG BRM IF-EMD LOC CUR 12 ACC | 米ドル | 5,674,290,745 | 5,978,853,902 | 7.48 |
| 210,084 | NOMURA IRL-US HIGH YLD BD I USD ACC | 米ドル | 7,090,722,065 | 7,107,073,470 | 8.89 |
| 1,029,329 | NORDEA 1 EUR HGH YLD BD BI EUR ACC | ユーロ | 4,431,447,644 | 4,723,209,261 | 5.91 |
| 288,750 | VONTOBEL FD-EMERGING MKTS DBT I ACC | 米ドル | 4,304,249,096 | 4,358,592,641 | 5.45 |
| | | | | | |
| オーフン・ | エンド型投資信託合計 | | 75,942,087,155 | 78,249,360,730 | 97.91 |
| 投資有価証券合 | | | 75,942,087,155 | 78,249,360,730 | 97.91 |

投資有価証券の分類 2019年10月31日現在

| 投資有価証券の国別 | および業種別分類 | , |
|-----------|-------------------------|-------|
| | West | |
| | 業種 | 比率* |
| アイルランド | | |
| | トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティー | 54.12 |
| | | 54.12 |
| | | |
| ルクセンブルグ | | |
| | トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティー | 43.79 |
| | | 43.79 |
| | | , |
| 投資有価証券合計 | | 97.91 |

(*)百分率で表示された純資産額に対する純資産総額の比率

(2019年10月31日現在)

重要な会計方針

1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券および金融商品の評価

集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産 総額で評価する(または当該日現在で純資産総額が入手できない場合はその直前の日現在におけ る純資産総額を使用する。)。

未実現評価損益の純変動は、当期の投資有価証券の純資産総額の変動および(財務報告年度に実現された)前期の投資有価証券未実現評価損益の戻入れから構成される。

投資有価証券の売却に係る実現純損益は、平均原価法を用いて計算される。

3 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

4 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益として計上される。

5 外貨

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。日本円以外の通貨建の取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の実現純損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

純資産総額での組入証券の評価で生じる未実現為替評価損益は、投資有価証券に係る未実現評価 損益の純変動の勘定科目に計上される。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計 算に直接計上される。

| 純資産計算書 | |
|-------------------------------------|------------------|
| 2019年10月31日現在 | |
| | (日本円で表示) |
| | 日本円 |
| 資産 | |
| 投資有価証券、純資産総額(取得原価 275,605,319,469円) | 282,500,004,119 |
| 銀行預金 | 5,942,083,621 |
| 投資証券発行に係る未収金 | 443,996,069 |
| 為替予約契約に係る未実現評価益 | 142,159,986 |
| 資産合計 | 289,028,243,795 |
| 負債 | |
| 為替予約契約に係る未実現評価損 | 1,055,977,322 |
| 投資証券買戻に係る未払金 | 660,002,033 |
| 負債合計 | 1,715,979,355 |
| 純資産額 | 287,312,264,440 |
| | 376,155,250,400□ |
| 1 口当たり純資産価格 | 0.7638 |

| 運用計算書および純資産変動計算書 | |
|--|--|
| 2019年10月31日終了年度 | |
| | (日本円で表示) |
| | 日本円 |
| 収益 | |
| 投資先ファンドのTER(総費用比率)の返戻金 銀行利息 | 144,109,752 39,288,253 |
| 収益合計 | 183,398,005 |
| 費用 | |
| 投資先ファンドの管理報酬 保管費用 取引費用 その他の費用 | 43,590,630 9,262,221 644,475 18,075 |
| 費用合計 | 53,515,401 |
| 投資純利益 | 129,882,604 |
| 以下に係る実現純(損)益 | |
| 投資有価証券 外国為替 為替予約契約 | 630,177,066 80,201,100 (44,785,826) |
| 投資純利益および当期実現利益 | 795,474,944 |
| 以下に係る未実現評価益の純変動 | |
| 為替予約契約 投資有価証券 | 1,317,355,186 929,293,979 |
| 運用による純資産の純増加 | 3,042,124,109 |
| 資本の変動 | |
| 投資証券発行手取額 投資証券買戻支払額 | 66,531,069,231 (103,115,856,395) |
| 資本の純変動 | (36,584,787,164) |
| 期首現在純資産額 | 320,854,927,495 |
| 期末現在純資産額 | 287,312,264,440 |

投資有価証券明細表 2019年10月31日現在

(日本円で表示)

| 口数 銘柄 | | 通貨 | 取得原価 | 純資産総額 | 比率* |
|-----------------|-------------------------------------|-----|-----------------|-----------------|-------|
| オープン・エンド型投資信託 | | | 日本円 | 日本円 | % |
| 722,833 | AKO GLOBAL UCITS A2 USD ACC | 米ドル | 11,750,734,935 | 11,702,967,463 | 4.07 |
| 588.404 | BLACKROCK STR EUR AB - 12E ACC | ユーロ | 10,225,140,060 | 10,140,060,226 | 3.53 |
| 859.157 | BLACKROCK STR FD-ST ADV 12RFH ACC | 日本円 | 9,404,071,579 | 8,535,631,777 | 2.97 |
| 1,206,231 | BLACKROCK STR GL EV DRV 12 JPY ACC | 日本円 | 12,150,006,388 | 12,762,119,092 | 4.44 |
| 105.755 | FORT GLOB OFFSH-GLOB CONT C JPY ACC | 日本円 | 10,727,628,213 | 11,066,942,432 | 3.85 |
| 11.062.031 | GAM STAR CAT BOND FD INST A USD ACC | 米ドル | 16,248,593,812 | 17,677,450,170 | 6.15 |
| 931.495 | GBL SOVEREIGN OPP FD LTD S JPY ACC | 日本円 | 8,534,253,262 | 8,717,466,452 | 3.03 |
| 344,145 | GSA TREND FUND LIMITED JPY ACC | 日本円 | 3,406,967,674 | 3,257,797,736 | 1.13 |
| 126,285 | HELIUM PERFORMANCE-E JPY FD ACC | 日本円 | 12,632,647,831 | 12,782,210,856 | 4.45 |
| 118,316 | IPM SYST MACRO UCITS I USD ACC | 米ドル | 13,293,222,785 | 13,422,014,805 | 4.67 |
| 742,741 | JPMORG FDS-US OP L/S EQ S2 JPY ACC | 日本円 | 7,414,087,290 | 7,111,006,795 | 2.48 |
| 1,027,233 | JPMORG INV FDS-GL MAC OP I JPY ACC | 日本円 | 10,533,854,252 | 11,116,715,396 | 3.87 |
| 162,328 | LFIS VISION - PREMIA OPP A1 JPY ACC | 日本円 | 16,244,669,228 | 17,194,705,519 | 5.98 |
| 23,876,650 | LUMYNA-MARSHALL WACE TOP JPY B ACC | 日本円 | 23,686,952,998 | 22,647,957,807 | 7.88 |
| 6,496,043 | LUMYNA-MILLBURN DIVERS JPY X5 ACC | 日本円 | 6,597,745,066 | 7,065,161,404 | 2.46 |
| 6,751 | LUX INVEST FUND US EQUITY PLUS A** | 米ドル | 977,612,480 | - | - |
| 121,426 | MARSHALL WACE-JAP MKT NEUTRAL A | 日本円 | 2,200,000,000 | 2,138,959,365 | 0.75 |
| 103,272,537 | MERIAN GLOBAL EQ ABS RET USD I ACC | 米ドル | 18,228,525,374 | 17,260,819,730 | 6.01 |
| 15,042,757,372 | MUZINICH LG SH CRD YI-NJ JPY ACC FD | 日本円 | 15,047,149,998 | 15,555,715,398 | 5.41 |
| 2,313,590 | MW FDS-MW LIQD ALPHA FD A USD ACC | 米ドル | 27,015,722,169 | 31,248,830,344 | 10.88 |
| 347,701 | MW FDS-MW LIQD ALPHA FD B JPY ACC | 日本円 | 3,655,152,055 | 3,725,660,507 | 1.30 |
| 552,038 | PICTET TOTAL RETURN AGORA HI JP ACC | 日本円 | 9,124,352,592 | 9,757,830,721 | 3.40 |
| 754,263 | SCHRODER GAIA EGERTON EQU C JPY ACC | 日本円 | 18,889,294,547 | 20,327,911,529 | 7.08 |
| 763,129 | T ROWE PRICE-DYN GL BD FD SH JPY AC | 日本円 | 7,616,934,881 | 7,284,068,595 | 2.54 |
| オープン・エンド型投資信託合計 | | | 275,605,319,469 | 282,500,004,119 | 98.33 |
| 小次左便过类 合 | 1 | | 275 605 240 460 | 202 500 004 440 | 98.33 |
| 投資有価証券合訂 | I | | 275,605,319,469 | 282,500,004,119 | 90.30 |

^(*) 百分率で表示された純資産額に対する純資産総額の比率

^(**) Luxembourg Investment Fund US Equity Plus Aはその資産の実質的にすべてを、バーナード L.マドフ・インベストメント・セキュリティーズ・エルエルシー(「BMIS」)に割り当てていたと見られる。2008年12月11日、バーナード・マドフ(Bernard Madoff)はポンジー・スキームを行った容疑により詐欺罪で逮捕された。バーナード・マドフの資産は凍結され、管財人が指名された。したがって、管理会社の取締役会は、Luxembourg Investment Fund US Equity Plusへのサブ・ファンドの投資価値を2009年5月25日付の純資産総額から時価の100%減額することを決定した。長引くことが予想されるが、資金回収に関連して訴訟および行政手続が現在進行している。現段階でファンドの回復についての明確な情報はない。管理会社の取締役会は、引き続き状況を監視していく。

| 投資有価証券の分類 | | |
|---------------|-------------------------|-------|
| 2019年10月31日現在 | | |
| | | |
| 投資有価証券の国別 | および業種別分類 | |
| | | |
| 国名 | 業種 | 比率* |
| | | |
| | | |
| ルクセンブルグ | トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティー | 51.07 |
| | | 51.07 |
| | | |
| アイルランド | | |
| | トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティー | 39.24 |
| | | 39.24 |
| | | |
| ケイマン諸島 | | |
| | トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティー | 8.02 |
| | | 8.02 |
| | | |
| 投資有価証券合計 | | 98.33 |

(*)百分率で表示された純資産額に対する純資産総額の比率

NGF-ALTERNATIVEトレーディング・リミテッド

(2019年10月31日現在)

重要な会計方針

1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券および金融商品の評価

集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産 総額で評価する(または当該日現在で純資産総額が入手できない場合はその直前の日現在におけ る純資産総額を使用する。)。

未実現評価損益の純変動は、当期の投資有価証券の純資産総額の変動および(財務報告年度に実現された)前期の投資有価証券未実現評価損益の戻入れから構成される。

投資有価証券の売却に係る実現純損益は、平均原価法を用いて計算される。

3 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

4 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益として計上される。

5 外貨

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。日本円以外の通貨建の取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の実現純損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

純資産総額での組入証券の評価で生じる未実現為替評価損益は、投資有価証券に係る未実現評価 損益の純変動の勘定科目に計上される。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計 算に直接計上される。

6 為替予約契約

為替予約契約は、満期までの残存期間にわたり決算日現在の適切な先物相場で評価される。為替 予約契約による未実現評価損益および実現損益の純変動は、運用計算書および純資産変動計算書 に計上されている。

NGF-REAL ESTATE (REIT) トレーディング・リミテッド

| 純資産計算書 | |
|------------------------------------|------------------|
| 2019年10月31日現在 | |
| | (日本円で表示) |
| | 日本円 |
| | |
| 投資有価証券、純資産総額(取得原価 47,829,991,784円) | 54,642,849,178 |
| 銀行預金 投資証券発行に係る未収金 | 1,199,978,467 |
| 投員証分光1]に係る本収並 | 96,553,047 |
| 資産合計 | 55,939,380,692 |
| 負債 | |
| 投資証券買戻に係る未払金 | 85,649,641 |
| 負債合計 | 85,649,641 |
| 純資産額 | 55,853,731,051 |
| | 45,463,632,661 🗆 |
| 1 口当たり純資産価格 | 1.2285 |

NGF-REAL ESTATE (REIT) トレーディング・リミテッド

| 運用計算書および純資産変動計算書 2019年10月31日終了年度 | |
|---------------------------------------|--|
| | (日本円で表示) |
| | 日本円 |
| 収益 | |
| 配当金 投資先ファンドのTER(総費用比率)の返戻金 銀行利息 | 450,352,026 10,285,842 2,403,586 |
| 収益合計 | 463,041,454 |
| | |
| 保管費用取引費用 | 2,145,090 167,192 |
| 費用合計 | 2,312,282 |
| 投資純利益 | 460,729,172 |
| 以下に係る実現純(損)益 | |
| 投資有価証券 外国為替 | 675,152,621 (21,304,851) |
| 投資純利益および当期実現利益 | 1,114,576,942 |
| 以下に係る未実現評価益の純変動 | |
| 投資有価証券 | 5,422,131,008 |
| 運用による純資産の純増加 | 6,536,707,950 |
| | |
| 投資証券発行手取額 投資証券買戻支払額 | 15,028,277,422 (7,447,017,227) |
| 資本の純変動 | 7,581,260,195 |
| | 41,735,762,906 |
| 期末現在純資産額 | 55,853,731,051 |
| 对小心正式具住职 | 33,033,731,031 |

NGF-REAL ESTATE (REIT) トレーディング・リミテッド

投資有価証券明細表 2019年10月31日現在

(日本円で表示)

| 口数 | 銘柄 | 通貨 | 取得原価 | 純資産総額 | 比率* |
|-----------|-------------------------------------|-----|----------------|----------------|-------|
| | | | | | |
| オーブン・ | エンド型投資信託 | | 日本円 | 日本円 | % |
| 866,250 | AXA WF-FRAMLINGTON GLB RE SEC I ACC | 米ドル | 9,575,002,641 | 11,033,518,523 | 19.75 |
| 1,851,179 | BROOKFIELD GL.RE.INST.(E) USD ACC | 米ドル | 7,287,135,858 | 8,378,878,703 | 15.00 |
| 3,575,615 | ISHARES DEVELOPED MK PROP UCITS DIS | 米ドル | 9,766,011,092 | 11,167,330,401 | 19.99 |
| 514,505 | ISHARES JAPAN REIT ETF | 日本円 | 949,008,387 | 1,189,021,055 | 2.13 |
| 3,729,776 | JANUS HENDERSO-GLB PR EQ USD G2 ACC | 米ドル | 6,012,249,174 | 6,460,307,247 | 11.57 |
| 3,039,357 | PRINCIPAL GIF GL PROP SEC USD I ACC | 米ドル | 9,237,378,553 | 11,188,997,690 | 20.04 |
| 465,450 | RESOLUTION CAP CCF GL PRP I USD ACC | 米ドル | 5,003,206,079 | 5,224,795,559 | 9.35 |
| オープン・ | エンド型投資信託合計 | | 47,829,991,784 | 54,642,849,178 | 97.83 |
| 投資有価証券合 | ·計 | | 47,829,991,784 | 54,642,849,178 | 97.83 |

投資有価証券の分類 2019年10月31日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

| 国名 | 業種 | 比率* |
|----------|-------------------------|-------|
| | | |
| アイルランド | | |
| | トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティー | 34.99 |
| | ファンド運用活動 | 29.39 |
| | | 64.38 |
| | | |
| ルクセンブルグ | | |
| | トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティー | 31.32 |
| | | 31.32 |
| | | |
| 日本 | | |
| | ファンド運用活動 | 2.13 |
| | | 2.13 |
| | | |
| 投資有価証券合計 | | 97.83 |

(*)百分率で表示された純資産額に対する純資産総額の比率

NGF-REAL ESTATE (REIT)トレーディング・リミテッド

(2019年10月31日現在)

重要な会計方針

1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券および金融商品の評価

集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産 総額で評価する(または当該日現在で純資産総額が入手できない場合はその直前の日現在におけ る純資産総額を使用する。)。

未実現評価損益の純変動は、当期の投資有価証券の純資産総額の変動および(財務報告年度に実現された)前期の投資有価証券未実現評価損益の戻入れから構成される。

投資有価証券の売却に係る実現純損益は、平均原価法を用いて計算される。

3 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

4 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益として計上される。

5 外貨

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。日本円以外の通貨建の取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の実現純損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

純資産総額での組入証券の評価で生じる未実現為替評価損益は、投資有価証券に係る未実現評価 損益の純変動の勘定科目に計上される。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計 算に直接計上される。

| 純資産計算書 | |
|--|-------------------------------|
| 2019年10月31日現在 | |
| | (日本円で表示) |
| | 日本円 |
| | |
| 資産 | |
| 投資有価証券、純資産総額(取得原価 24,466,329,409円) 銀行預金 | 24,235,449,139 505,307,499 |
| 投資証券発行に係る未収金 | 37,430,183 |
| | |
| 資産合計 | 24,778,186,821 |
| | |
| 負債 | |
| 投資証券買戻に係る未払金 | 60,470,600 |
| 負債合計 | 60,470,600 |
| | |
| 純資産額 | 24,717,716,221 |
| | |
| 発行済投資証券口数 | 33,307,214,691□ |
| 1 口当たり純資産価格 | 0.7421 |

| 運用計算書および純資産変動計算書 2019年10月31日終了年度 | |
|-------------------------------------|----------------------------------|
| 2010 10/30 PIRC 3 12C | |
| | (日本円で表示) |
| | 日本円 |
| | |
| | |
| 銀行利息 | 1,894,780 |
| 収益合計 | 1,894,780 |
| 費用 | |
| 保管費用 | 766,815 |
| 取引費用 | 176,927 |
| その他の費用 | 3,210 |
| 費用合計 | 946,952 |
| 投資純利益 | 947,828 |
| | |
| 以下に係る実現純(損失) | |
| 外国為替 | (18,744,131) |
| 投資有価証券 | (936,423,650) |
| 投資純利益および当期実現損失 | (954,219,953) |
| 以下に係る未実現評価益の純変動 | |
| | |
| 投資有価証券 | 131,473,408 |
| 運用による純資産の純減少 | (822,746,545) |
| 資本の変動 | |
| ↓□ '欠는T '쓴 'ZV./' - 'T ' III e.s | 0.007.540.405 |
| 投資証券発行手取額 投資証券買戻支払額 | 9,807,543,185 (2,580,916,332) |
| | (2,000,010,002) |
| 資本の純変動 | 7,226,626,853 |
| 期首現在純資産額 | 18,313,835,913 |
| | |
| 期末現在純資産額 | 24,717,716,221 |

投資有価証券明細表 2019年10月31日現在

(日本円で表示)

| 口数 | 銘柄 | 通貨 | 取得原価 | 純資産総額 | 比率* |
|------------|-------------------------------------|-----|----------------|----------------|-------|
| | | | | | |
| オープン・ | エンド型投資信託 | | 日本円 | 日本円 | % |
| 90,322 | CS (LUX)-CMDTY INDX PLUS MB USD ACC | 米ドル | 9,767,854,759 | 9,742,811,198 | 39.42 |
| 9,344,376 | GS-GSQUARTIX MOD STRAT FD X USD ACC | 米ドル | 10,106,924,155 | 9,752,682,252 | 39.45 |
| 268,306 | ISHARES GBL INF LK GVT BD UCITS ACC | 米ドル | 4,591,550,495 | 4,739,955,689 | 19.18 |
| オープン・ | エンド型投資信託合計 | | 24,466,329,409 | 24,235,449,139 | 98.05 |
| 資有価証券合 | 計 | | 24,466,329,409 | 24,235,449,139 | 98.05 |

投資有価証券の分類 2019年10月31日現在

| 投資有価証券の国別は | および業種別分類 | |
|------------|-------------------------|-------|
| | | |
| 国名 | 業種 | 比率* |
| | | |
| ルクセンブルグ | | |
| | トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティー | 39.45 |
| | ファンド運用活動 | 39.42 |
| | | 78.87 |
| | | |
| アイルランド | | |
| | トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティー | 19.18 |
| | | 19.18 |
| | | |
| 投資有価証券合計 | | 98.05 |

(*)百分率で表示された純資産額に対する純資産総額の比率

(2019年10月31日現在)

重要な会計方針

1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券および金融商品の評価

集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産 総額で評価する(または当該日現在で純資産総額が入手できない場合はその直前の日現在におけ る純資産総額を使用する。)。

未実現評価損益の純変動は、当期の投資有価証券の純資産総額の変動および(財務報告年度に実現された)前期の投資有価証券未実現評価損益の戻入れから構成される。

投資有価証券の売却に係る実現純損益は、平均原価法を用いて計算される。

3 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

4 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益として計上される。

5 外貨

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。日本円以外の通貨建の取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の実現純損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

純資産総額での組入証券の評価で生じる未実現為替評価損益は、投資有価証券に係る未実現評価 損益の純変動の勘定科目に計上される。その他の実現為替差損益は、運用計算書および純資産変 動計算に直接計上される。

(2)【2018年10月31日終了年度】 【貸借対照表】

日興グローバル・ファンズ

| 2-1-300 de -1-1 februare. | | |
|---------------------------------------|----------|-------------------|
| 純資産計算書 | | |
| 2018年10月31日現在 | | |
| 結合計算書 | | (日本円で表示) |
| | ——— 注 | |
| | | |
| 資産 | | |
| 投資有価証券、純資産総額(取得原価 1,000,775,579,549円) | 2.3 | 1,025,094,382,459 |
| 投資有価証券売却に係る未収金 | | 1,516,867,145 |
| 受益証券発行に係る未収金 | | 822,984,761 |
| 銀行預金 | | 13,439,026 |
| その他の資産 | | 229,719 |
| 資産合計 | | 1,027,447,903,110 |
| | | |
| 負債 | | |
| 買戻しに係る未払金 | | 1,516,867,145 |
| 投資有価証券購入に係る未払金 | | 822,984,761 |
| 未払投資運用報酬 | 4 | 222,052,933 |
| 未払投資助言報酬 | 6 | 171,221,765 |
| 未払管理事務代行報酬 | 5 | 95,130,307 |
| 未払販売報酬 | 4 | 82,364,169 |
| 未払管理報酬 | 4 | 28,530,510 |
| 未払代行協会員報酬 | 8 | 28,530,084 |
| 未払専門家報酬 | | 19,506,666 |
| 未払印刷および公告費 | | 17,113,252 |
| 未払保管報酬 | 7 | 9,510,142 |
| 未払償還費用 | 10 | 6,302,940 |
| 未払受託報酬 | 3 | 1,508,452 |
| 未払弁護士報酬 | | 1,249,130 |
| その他の未払費用 | | 237,762 |
| 負債合計 | | 3,023,110,018 |
| 純資産額 | | 1,024,424,793,092 |

1.1238

日興グローバル・ファンズ

| (1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 | | |
|---|-------|------------------|
| 純資産計算書 | | |
| 2018年10月31日現在 | | |
| 日本大型株式ファンド | | (日本円で表示) |
| 日本八里休以ファント | | (日本门(松水) |
| | 注 | 日本円 |
| | | |
| 資産 | | |
| 投資有価証券、純資産総額(取得原価 168,385,527,691円) | 2.3 | 181,610,681,470 |
| 受益証券発行に係る未収金 | | 148,410,546 |
| 投資有価証券売却に係る未収金 | | 123,925,993 |
| | | 181,883,018,009 |
| 2200 PH H I | | .0.,000,0.0,000 |
| 負債 | | |
| 買戻しに係る未払金 | | 123,925,993 |
| 投資有価証券購入に係る未払金 | | 148,410,546 |
| 未払投資運用報酬 | 4 | 40,916,317 |
| 未払投資助言報酬 | 6 | 31,522,437 |
| 未払管理事務代行報酬 | 5 | 17,513,787 |
| 未払販売報酬 | 4 | 15,127,810 |
| 未払管理報酬 | 4 | 5,252,545 |
| 未払代行協会員報酬 | 8 | 5,252,467 |
| 未払専門家報酬 | | 2,219,302 |
| 未払印刷および公告費 | | 2,406,161 |
| 未払保管報酬 | 7 | 1,750,850 |
| 未払受託報酬 | 3 | 153,402 |
| 未払弁護士報酬 | | 285,707 |
| その他の未払費用 | | 22,295 |
| 負債合計 | | 394,759,619 |
| 純資産額 | | 181,488,258,390 |
| | | 161,489,145,018□ |
| 7013/7-A | | , , , |

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

1口当たり純資産価格

日興グローバル・ファンズ

| 純資産計算書 2018年10月31日現在 | | |
|------------------------------------|-----|--------------------------|
| 日本小型株式ファンド | | (日本円で表示) |
| | 注 | 日本円 |
| | | |
| 投資有価証券、純資産総額(取得原価 61,149,298,818円) | 2.3 | 67,395,778,765 |
| 受益証券発行に係る未収金 投資有価証券売却に係る未収金 | | 55,354,551 45,888,509 |
| 資産合計 | | 67,497,021,825 |
| 負債 | | |
| 買戻しに係る未払金 | | 45,888,509 |
| 投資有価証券購入に係る未払金 | | 55,354,551 |
| 未払投資運用報酬 | 4 | 15,222,193 |
| 未払投資助言報酬 | 6 | 11,716,098 |
| 未払管理事務代行報酬 | 5 | 6,509,439 |
| 未払販売報酬 | 4 | 5,608,012 |
| 未払管理報酬 | 4 | 1,952,233 |
| 未払代行協会員報酬 | 8 | 1,952,206 |
| 未払専門家報酬 | | 1,865,458 |
| 未払印刷および公告費 | | 1,498,720 |
| 未払保管報酬 | 7 | 650,741 |
| 未払受託報酬 | 3 | 153,402 |
| 未払弁護士報酬 | | 3,192 |
| その他の未払費用 | | 22,295 |
| 負債合計 | | 148,397,049 |
| 純資産額 | | 67,348,624,776 |
| 至一个人,我们就会一个人。 我们清受益証券口数 | | 44,712,301,920 🗆 |
| 1 口当たり純資産価格 | | 1.5063 |

日興グローバル・ファンズ

| 純資産計算書 | | |
|-------------------------------------|--------|--------------------------|
| 2018年10月31日現在 | | |
| グローバル株式ファンド | | (日本円で表示) |
| | 注 | 日本円 |
| 資産 | | |
| 投資有価証券、純資産総額(取得原価 141,624,495,442円) | 2.3 | 152,382,128,416 |
| 受益証券発行に係る未収金 | | 134,030,352 |
| 投資有価証券売却に係る未収金 | | 109,396,211 |
| 資産合計 | | 152,625,554,979 |
| | | |
| | | 400 000 044 |
| 買戻しに係る未払金 | | 109,396,211 |
| 投資有価証券購入に係る未払金 | 4 | 134,030,352 |
| 未払投資運用報酬 未払投資助言報酬 | 4 | 33,244,662 |
| 未払管理事務代行報酬 | 6 5 | 25,609,846 14,228,762 |
| 未払販売報酬 | 4 | 12,287,382 |
| 未払管理報酬 | 4 | 4,267,341 |
| 未払代行協会員報酬 | 8 | 4,267,341 |
| 未払専門家報酬 | O | 2,259,408 |
| 未払印刷および公告費 | | 2,147,922 |
| 未払保管報酬 | 7 | 1,422,448 |
| 未払受託報酬 | 3 | 153,402 |
| 未払弁護士報酬 | | 198,428 |
| その他の未払費用 | | 22,295 |
| 負債合計 | | 343,535,736 |
| 純資産額 | | 152,282,019,243 |
| | | 115,592,055,378□ |
| 先11月支量証分口数 1 口当たり純資産価格 | | 1.3174 |
| 「ロコルソ紀共任 四伯 | | 1.3174 |

日興グローバル・ファンズ

| 純資産計算書 | | 1 |
|------------------------------------|-----|------------------|
| 配見座前 异菌 2018年10月31日現在 | | |
| | | _ |
| エマージング株式ファンド | | (日本円で表示) |
| | | |
| | 注 | 日本円 |
| | | |
| 吳庄 | | |
| 投資有価証券、純資産総額(取得原価 59,314,618,807円) | 2.3 | 56,571,677,261 |
| 受益証券発行に係る未収金 | | 40,107,715 |
| 投資有価証券売却に係る未収金 | | 96,929,743 |
| その他の資産 | | 26,782 |
| | | 56,708,741,501 |
| 具连口 印 | | 30,700,741,301 |
| 負債 | | _ |
| 買戻しに係る未払金 | | 96,929,743 |
| 投資有価証券購入に係る未払金 | | 40,107,715 |
| 未払投資運用報酬 | 4 | 12,444,378 |
| 未払投資助言報酬 | 6 | 9,589,981 |
| 未払管理事務代行報酬 | 5 | 5,328,170 |
| 未払販売報酬 | 4 | 4,605,777 |
| 未払管理報酬 | 4 | 1,597,964 |
| 未払代行協会員報酬 | 8 | 1,597,941 |
| 未払専門家報酬 | | 2,259,408 |
| 未払印刷および公告費 | | 1,400,912 |
| 未払保管報酬 | 7 | 532,649 |
| 未払受託報酬 | 3 | 153,402 |
| その他の未払費用 | | 22,295 |
| 負債合計 | | 176,570,335 |
| | | 50 500 171 100 |
| 純資産額 | | 56,532,171,166 |
| 発行済受益証券口数 | | 53,047,936,350 🗆 |
| 1口当たり純資産価格 | | 1.0657 |

日興グローバル・ファンズ

| 純資産計算書 | | |
|-------------------------------------|-----|------------------|
| 2018年10月31日現在 | | |
| グローバル債券ファンド | | (日本円で表示) |
| | 注 | 日本円 |
| | | |
| 投資有価証券、純資産総額(取得原価 120,882,702,424円) | 2.3 | 121,390,662,007 |
| 受益証券発行に係る未収金 | 2.0 | 95,586,221 |
| 投資有価証券売却に係る未収金 | | 102,771,256 |
| 資産合計 | | 121,589,019,484 |
| | | |
| 負債 | | |
| 買戻しに係る未払金 | | 102,771,256 |
| 投資有価証券購入に係る未払金 | | 95,586,221 |
| 未払投資運用報酬 | 4 | 25,396,437 |
| 未払投資助言報酬 | 6 | 19,601,452 |
| 未払管理事務代行報酬 | 5 | 10,890,502 |
| 未払販売報酬 | 4 | 9,453,180 |
| 未払管理報酬 | 4 | 3,266,179 |
| 未払代行協会員報酬 | 8 | 3,266,130 |
| 未払専門家報酬 | | 2,259,408 |
| 未払印刷および公告費 | _ | 1,870,915 |
| 未払保管報酬 | 7 | 1,088,725 |
| 未払受託報酬 | 3 | 153,402 |
| 未払弁護士報酬 | | 117,261 |
| その他の未払費用 | | 22,295 |
| 負債合計 | | 275,743,363 |
| 純資産額 | | 121,313,276,121 |
| | | 126,306,153,933□ |
| 1 口当たり純資産価格 | | 0.9605 |

日興グローバル・ファンズ

| 純資産計算書 2018年10月31日現在 | | |
|------------------------------------|-----|----------------|
| ハイイールド債券ファンド | | (日本円で表示) |
| | | |
| | 注 | 日本円 |
| | | |
| 投資有価証券、純資産総額(取得原価 64,194,376,790円) | 2.3 | 64,836,826,023 |
| 受益証券発行に係る未収金 | | 56,431,238 |
| 投資有価証券売却に係る未収金 | | 109,591,196 |
| その他の資産 | | 13,514 |
| 資産合計 | | 65,002,861,971 |
| ė. jas | | |
| 負債 | | |
| 買戻しに係る未払金 | | 109,591,196 |
| 投資有価証券購入に係る未払金 | | 56,431,238 |
| 未払投資運用報酬 | 4 | 13,788,738 |
| 未払投資助言報酬 | 6 | 10,641,042 |
| 未払管理事務代行報酬 | 5 | 5,912,131 |
| 未払販売報酬 | 4 | 5,130,090 |
| 未払管理報酬 | 4 | 1,773,105 |
| 未払代行協会員報酬 | 8 | 1,773,080 |
| 未払専門家報酬 | | 2,259,408 |
| 未払印刷および公告費 | | 1,455,763 |
| 未払保管報酬 | 7 | 591,030 |
| 未払受託報酬 | 3 | 153,402 |
| その他の未払費用 | | 22,295 |
| 負債合計 | | 209,522,518 |
| 純資産額 | | 64,793,339,453 |
| | | 53,151,637,928 |
| 1 口当たり純資産価格 | | 1.2190 |

日興グローバル・ファンズ

| 純資産計算書 | | |
|-------------------------------------|-----|-------------------|
| 2018年10月31日現在 | | |
| オルタナティブ・ファンド | | (日本円で表示) |
| | 注 | 日本円 |
| | | |
| 投資有価証券、純資産総額(取得原価 326,086,539,411円) | 2.3 | 320,856,919,999 |
| 受益証券発行に係る未収金 | | 246,324,655 |
| 投資有価証券売却に係る未収金 | | 863,522,867 |
| 資産合計 | | 321,966,767,521 |
| A.E | | |
| 負債 | | |
| 買戻しに係る未払金 | | 863,522,867 |
| 投資有価証券購入に係る未払金 | | 246,324,655 |
| 未払投資運用報酬 | 4 | 68,389,547 |
| 未払投資助言報酬 | 6 | 52,775,605 |
| 未払管理事務代行報酬 | 5 | 29,321,950 |
| 未払販売報酬 | 4 | 25,440,709 |
| 未払管理報酬 | 4 | 8,793,978 |
| 未払代行協会員報酬 | 8 | 8,793,847 |
| 未払専門家報酬 | | 2,259,408 |
| 未払印刷および公告費 | | 3,503,003 |
| 未払保管報酬 | 7 | 2,931,332 |
| 未払受託報酬 | 3 | 153,402 |
| 未払弁護士報酬 | | 589,399 |
| その他の未払費用 | | 22,295 |
| 負債合計 | | 1,312,821,997 |
| 结姿 杂糖 | | 220 652 045 524 |
| 純資産額 | | 320,653,945,524 |
| | | 475,505,255,945 🗆 |
| 1 口当たり純資産価格 | | 0.6743 |

日興グローバル・ファンズ

| 純資産計算書 | | |
|------------------------------------|-----|-----------------|
| 2018年10月31日現在 | | |
| 不動産 (REIT) ファンド | | (日本円で表示) |
| | 注 | 日本円 |
| | | |
| 投資有価証券、純資産総額(取得原価 40,089,451,422円) | 2.3 | 41,735,767,523 |
| 受益証券発行に係る未収金 | | 32,783,117 |
| 投資有価証券売却に係る未収金 | | 27,822,222 |
| その他の資産 | | 68,376 |
| | | 41,796,441,238 |
| | | |
| 負債 | | |
| 買戻しに係る未払金 | | 27,822,222 |
| 投資有価証券購入に係る未払金 | | 32,783,117 |
| 未払投資運用報酬 | 4 | 8,716,102 |
| 未払投資助言報酬 | 6 | 6,726,884 |
| 未払管理事務代行報酬 | 5 | 3,737,437 |
| 未払販売報酬 | 4 | 3,243,708 |
| 未払管理報酬 | 4 | 1,120,889 |
| 未払代行協会員報酬 | 8 | 1,120,870 |
| 未払専門家報酬 | | 1,865,458 |
| 未払印刷および公告費 | | 1,260,949 |
| 未払保管報酬 | 7 | 373,624 |
| 未払受託報酬 | 3 | 153,402 |
| その他の未払費用 | | 22,295 |
| 負債合計 | | 88,946,957 |
| 純資産額 | | 41,707,494,281 |
| | | 44,482,920,822□ |
| 1 口当たり純資産価格 | | 0.9376 |

日興グローバル・ファンズ

| 純資産計算書 | | |
|--|-----|--|
| 2018年10月31日現在 | | |
| コモディティ・ファンド | | (日本円で表示) |
| | 注 | 日本円 |
| | | |
| 投資有価証券、純資産総額(取得原価 19,048,568,744円) 受益証券発行に係る未収金 投資有価証券売却に係る未収金 | 2.3 | 18,313,940,995 13,956,366 37,019,148 |
| その他の資産 | | 121,047 |
| 資産合計 | | 18,365,037,556 |
| 負債 | | |
| 買戻しに係る未払金 | | 37,019,148 |
| 投資有価証券購入に係る未払金 | | 13,956,366 |
| 未払投資運用報酬 | 4 | 3,912,886 |
| 未払投資助言報酬 | 6 | 3,021,396 |
| 未払管理事務代行報酬 | 5 | 1,678,676 |
| 未払販売報酬 | 4 | 1,458,895 |
| 未払管理報酬 | 4 | 503,448 |
| 未払代行協会員報酬 | 8 | 503,438 |
| 未払専門家報酬 未払印刷および公告費 | | 2,259,408 1,084,586 |
| 未払保管報酬 | 7 | 167,808 |
| 未払受託報酬 | 3 | 153,402 |
| その他の未払費用 | 3 | 22,295 |
| 負債合計 | | 65,741,752 |
| 純資産額 | | 18,299,295,804 |
| | | 27,511,707,512 |
| ・ロゴルソボ貝圧 4位 | | 0.6651 |

【損益計算書】

日興グローバル・ファンズ

| 運用計算書および純資産変動計算書 2018年10月31日終了年度 | | |
|--|---------------------------------|---|
| 結合計算書 | | (日本円で表示) |
| | 注 | 日本円 |
| 収益 | | |
| その他の収益 | | 20,615 |
| 収益合計 | | 20,615 |
| 費用 | | |
| 管理報酬 投資助言報酬 管理事務代行報酬 代行運事務 代行運酬 投管報酬 販売和 の 時門該工報酬 可門該工報酬 受託報酬 受選費用 受録料 その他の報酬 | 4 6 5 8 4 7 4 | 3,680,963,312 2,050,100,707 1,138,146,534 341,446,897 222,052,933 113,865,744 82,364,169 27,612,739 19,323,908 20,425,887 16,660,371 6,409,344 2,657,310 686,140 |
| 費用合計 | | 7,722,715,995 |
| 投資純損失 | | (7,722,695,380) |
| 以下に係る実現純(損)益 | | |
| 投資有価証券 外国為替 | 2.3 2.6 | 15,096,863,107 (174,031) |
| 投資純損失および当期実現利益 | | 7,373,993,696 |
| 以下に係る未実現評価(損)の純変動 | | |
| 投資有価証券 | 2.3 | (62,438,343,363) |
| 運用による純資産の純減少 | | (55,064,349,667) |
| 資本の変動 | | |
| 受益証券発行手取額 受益証券買戻支払額 | | 391,797,394,551 (397,210,304,345) |
| 資本の純変動 | | (5,412,909,794) |
| 期首現在純資産額 | | 1,084,902,052,553 |
| 期末現在純資産額 | | 1,024,424,793,092 |

181,488,258,390

日興グローバル・ファンズ

| 運用計算書および純資産変動計算書 | |
|------------------|--|
| 2018年10月31日終了年度 | |

| 2010年10月31日於丁午及 | | |
|---|---------------------------------|--|
| 日本大型株式ファンド | | (日本円で表示) |
| | 注 | 日本円 |
| | | |
| 管理報酬 投資助言報酬 管理事務代行報酬 代行協会員報酬 投資運用報酬 保管報酬 販売報酬 印刷および公告費 専門家報酬 弁護士報酬 受託報酬 受試報酬 | 4 6 5 8 4 7 4 | 571,455,602 322,786,797 179,203,914 53,761,376 40,916,317 17,928,201 15,127,810 4,054,505 2,199,042 2,489,913 1,669,365 265,731 |
| その他の報酬 費用合計 | | 1,211,925,707 |
| 投資純損失 | | (1,211,925,707) |
| 以下に係る実現純(損)益 | | |
| 投資有価証券 外国為替 | 2.3 2.6 | 5,493,581,831 (15,088) |
| 投資純損失および当期実現利益 | | 4,281,641,036 |
| 以下に係る未実現評価(損)の純変動 | | |
| 投資有価証券 | 2.3 | (19,189,833,797) |
| 運用による純資産の純減少 | | (14,908,192,761) |
| 資本の変動 | | |
| 受益証券発行手取額 受益証券買戻支払額 | | 65,851,633,271 (30,377,160,062) |
| 資本の純変動 | | 35,474,473,209 |
| 期首現在純資産額 | | 160,921,977,942 |
| | | |

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

67,348,624,776

日興グローバル・ファンズ

| 運用計算書および純資産変動計算書 2018年10月31日終了年度 | | |
|---|----------------------------|--|
| 日本小型株式ファンド | | (日本円で表示) |
| | 注 | 日本円 |
| 費用 | | |
| 管理報酬 投資助言報酬 管理事務代行報酬 代行協会員報酬 投資運用報酬 保管報酬 | 4 6 5 8 4 7 | 229,930,635 128,992,296 71,612,890 21,483,950 15,222,193 7,164,394 |
| 販売報酬 印刷および公告費 専門家報酬 弁護士報酬 受託報酬 登録料 その他の報酬 | 3 | 5,608,012 2,207,492 1,844,881 1,765,358 1,669,365 265,731 67,134 |
| 費用合計 | | 487,834,331 |
| 投資純損失 | | (487,834,331) |
| 以下に係る実現純(損)益 | | |
| 投資有価証券 外国為替 | 2.3 2.6 | 2,958,109,793 (14,382) |
| 投資純損失および当期実現利益 | | 2,470,261,080 |
| 以下に係る未実現評価(損)の純変動 | | |
| 投資有価証券 | 2.3 | (10,914,952,561) |
| 運用による純資産の純減少 | | (8,444,691,481) |
| 資本の変動 | | |
| 受益証券発行手取額 受益証券買戻支払額 | | 23,728,240,657 (12,443,827,720) |
| 資本の純変動 | | 11,284,412,937 |
| 期首現在純資産額 | | 64,508,903,320 |

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

152,282,019,243

日興グローバル・ファンズ

| 運用計算書および純資産変動計算書 | | |
|------------------|-----|------------------|
| 2018年10月31日終了年度 | | |
| グローバル株式ファンド | | (日本円で表示) |
| | | 日本円 |
| | | |
| 費用 | | |
| 管理報酬 | 4 | 481,280,883 |
| 投資助言報酬 | 6 | 270,993,713 |
| 管理事務代行報酬 | 5 | 150,449,048 |
| 代行協会員報酬 | 8 | 45,134,931 |
| 投資運用報酬 | 4 | 33,244,662 |
| 保管報酬 | 7 | 15,051,482 |
| 販売報酬 | 4 | 12,287,382 |
| 印刷および公告費 | | 3,513,397 |
| 専門家報酬 | | 2,239,184 |
| 弁護士報酬 | | 2,271,500 |
| 受託報酬 | 3 | 1,669,365 |
| 登録料 | | 265,731 |
| その他の報酬 | | 67,134 |
| 費用合計 | | 1,018,468,412 |
| 投資純損失 | | (1,018,468,412) |
| 汉貝毗頂大 | | (1,010,400,412) |
| 以下に係る実現純(損)益 | | |
| 投資有価証券 | 2.3 | 3,412,789,022 |
| 外国為替 | 2.6 | (14,999) |
| | 2.0 | (11,000) |
| 投資純損失および当期実現利益 | | 2,394,305,611 |
| | | |
| 投資有価証券 | 2.3 | (5,594,573,643) |
| | 210 | (0,001,010,010) |
| 運用による純資産の純減少 | | (3,200,268,032) |
| 資本の変動 | | |
| 受益証券発行手取額 | | 49,319,608,563 |
| 受益証券買戻支払額 | | (26,746,854,413) |
| 資本の純変動 | | 22,572,754,150 |
| | | 122 000 522 425 |
| 期首現在純資産額 | | 132,909,533,125 |

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

56,532,171,166

日興グローバル・ファンズ

| 海田社等者 4.76标次在亦科社等者 | | 1 |
|--|-----|------------------|
| 運用計算書および純資産変動計算書 | | |
| 2018年10月31日終了年度 | | |
| エマージング株式ファンド | | (日本円で表示) |
| | 注 | 日本円 |
| 費用 | | |
| e,n | | |
| 管理報酬 | 4 | 171,485,039 |
| 投資助言報酬 | 6 | 96,983,087 |
| 管理事務代行報酬 | 5 | 53,842,492 |
| 代行協会員報酬 | 8 | 16,152,747 |
| 投資運用報酬 | 4 | 12,444,378 |
| 保管報酬 | 7 | 5,386,527 |
| 販売報酬 | 4 | 4,605,777 |
| 印刷および公告費 | | 1,950,662 |
| 専門家報酬 | | 2,239,184 |
| 弁護士報酬 | | 1,769,442 |
| 受託報酬 | 3 | 1,669,365 |
| 登録料 | | 265,731 |
| その他の報酬 | | 67,134 |
| 費用合計 | | 368,861,565 |
| | | · · · |
| 投資純損失 | | (368,861,565) |
| 以下に係る実現純(損)益 | | |
| +D -次 / / /正 - T / / | 0.0 | 740 747 000 |
| 投資有価証券 | 2.3 | 710,747,696 |
| 外国為替 | 2.6 | (14,820) |
| 投資純損失および当期実現利益 | | 341,871,311 |
| 以下に係る未実現評価(損)の純変動 | | |
| | | |
| 投資有価証券 | 2.3 | (10,351,179,540) |
| 運用による純資産の純減少 | | (10,009,308,229) |
| 資本の変動 | , | |
| 亚芬红光改仁工即数 | | 05 000 040 400 |
| 受益証券発行手取額 | | 25,699,043,490 |
| 受益証券買戻支払額 | | (6,098,631,509) |
| 資本の純変動 | | 19,600,411,981 |
| #0 21 0 + 62 + 54 | | 40.044.00= 444 |
| 期首現在純資産額 | | 46,941,067,414 |

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

121,313,276,121

日興グローバル・ファンズ

| 運用計算書および純資産変動計算書 | |
|------------------|--|
| 2018年10月31日終了年度 | |
| | |

| 2010-10/J01-14/K-J-1-12C | | |
|--|-----|-------------------|
| グローバル債券ファンド | | (日本円で表示) |
| | 注 | 日本円 |
| | | |
| 費用 | | |
| 管理報酬 | 4 | 384,468,593 |
| 投資助言報酬 | 6 | 215,698,588 |
| 管理事務代行報酬 | 5 | 119,749,995 |
| 代行協会員報酬 | 8 | 35,925,219 |
| 投資運用報酬 | 4 | 25,396,437 |
| 保管報酬 | 7 | 11,980,258 |
| 販売報酬 | 4 | 9,453,180 |
| 印刷および公告費 | | 2,952,884 |
| 専門家報酬 | | 2,239,184 |
| 弁護士報酬 | • | 2,045,883 |
| 受託報酬 | 3 | 1,669,365 |
| 登録料 その他の報酬 | | 265,731 67,134 |
| | | 67,134 |
| 費用合計 | | 811,912,451 |
| 10 70 /r 15 H | | (044, 040, 7=1) |
| 投資純損失 | | (811,912,451) |
| 以下に係る実現純(損)益 | | |
| +□ '⁄2' / / /≖≐⊤ '/' | 2.2 | 404 400 =01 |
| 投資有価証券 | 2.3 | 184,180,701 |
| 外国為替 | 2.6 | (14,829) |
| 投資純損失および当期実現利益 | | (627,746,579) |
| 以下に係る未実現評価(損)の純変動 | | |
| | | |
| 投資有価証券 | 2.3 | (1,557,587,488) |
| 運用による純資産の純減少 | | (2,185,334,067) |
| \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ | | |
| 資本の変動 | | |
| 受益証券発行手取額 | | 47,319,378,728 |
| 受益証券買戻支払額 | | (27,017,619,262) |
| | | |
| 資本の純変動 | | 20,301,759,466 |
| | | |
| 期首現在純資産額 | | 103,196,850,722 |
| | | |

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

64,793,339,453

日興グローバル・ファンズ

| 運用計算書および純資産変動計算書 | |
|------------------|--|
| 2018年10月31日終了年度 | |
| • | |

| ハイイールド債券ファンド | | (日本円で表示) |
|---|---------------------------------|---|
| | 注 | 日本円 |
| | | |
| 費用 | | |
| 管理報酬 投資助言報酬 管理事務代行報酬 代行協会員報酬 投資運用報酬 販売報酬 取売報酬 印刷および公告費 専門家報酬 弁護士報酬 受託報酬 受託報酬 受話報酬 | 4 6 5 8 4 7 4 | 237,547,667 131,928,244 73,241,338 21,972,594 13,788,738 7,327,430 5,130,090 2,167,659 2,239,184 1,732,243 1,669,365 265,731 67,134 |
| 費用合計 | | 499,077,417 |
| 投資純損失 | | (499,077,417) |
| 以下に係る実現純(損)益 | | _ |
| 投資有価証 券 外国為替 | 2.3 2.6 | 553,257,760 (14,608) |
| 投資純損失および当期実現利益 | | 54,165,735 |
| 以下に係る未実現評価(損)の純変動 | | |
| 投資有価証券 | 2.3 | (3,491,380,179) |
| 運用による純資産の純減少 | | (3,437,214,444) |
| 資本の変動 | | |
| 受益証券発行手取額 受益証券買戻支払額 | | 25,996,671,184 (28,752,832,348) |
| 資本の純変動 | | (2,756,161,164) |
| 期首現在純資産額 | | 70,986,715,061 |

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

294,722,089,725

320,653,945,524

日興グローバル・ファンズ

| 運用計算書および純資産変動計算書 2018年10月31日終了年度 | | |
|-------------------------------------|--------|----------------------------|
| オルタナティブ・ファンド | | (日本円で表示) |
| | 注 | 日本円 |
| 費用 | | |
| 管理報酬 | 4 | 1,027,148,684 |
| 投資助言報酬 管理事務代行報酬 | 6 | 576,635,111 320,131,599 |
| 管理事務1011報酬 代行協会員報酬 | 5 8 | 96,040,188 |
| 投資運用報酬 | 4 | 68,389,547 |
| 保管報酬 | 7 | 32,027,470 |
| 販売報酬 | 4 | 25,440,709 |
| 印刷および公告費 | | 6,260,577 |
| 専門家報酬 | | 2,239,184 |
| 弁護士報酬 受託報酬 | 3 | 3,357,468 1,669,365 |
| 登録料 | 3 | 265,731 |
| その他の報酬 | | 67,134 |
| 費用合計 | | 2,159,672,767 |
| 投資純損失 | | (2,159,672,767) |
| 以下に係る実現純(損)益 | | _ |
| 投資有価証券 | 2.3 | 581,999,140 |
| 外国為替 | 2.6 | (16,076) |
| 投資純損失および当期実現利益 | | <u> </u> |
| 投員能損人のよび当朔夫児利益 | | (1,577,689,703) |
| 以下に係る未実現評価(損)の純変動 | | |
| 投資有価証券 | 2.3 | (10,191,378,339) |
| 運用による純資産の純減少 | | (11,769,068,042) |
| 資本の変動 | | |
| 受益証券発行手取額 | | 91,934,247,740 |
| 受益証券買戻支払額 | | (54,233,323,899) |
| 資本の純変動 | | 37,700,923,841 |
| | | |

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

期首現在純資産額

41,707,494,281

日興グローバル・ファンズ

| 運用計算書および純資産変動計算書 | |
|------------------|--|
| 2018年10月31日終了年度 | |
| | |

| 2018年10月31日終了年度 | | |
|-----------------|---------------------------------------|-----------------|
| 不動産 (REIT) ファンド | | (日本円で表示) |
| | | 日本円 |
| | | |
| 費用 | | |
| 管理報酬 | 4 | 122,191,559 |
| 投資助言報酬 | 6 | 69,007,924 |
| 管理事務代行報酬 | 5 | 38,311,419 |
| 代行協会員報酬 | 8 | 11,493,413 |
| 投資運用報酬 | 4 | 8,716,102 |
| 保管報酬 | 7 | 3,832,733 |
| 販売報酬 | 4 | 3,243,708 |
| 印刷および公告費 | | 1,673,617 |
| 専門家報酬 | | 1,844,881 |
| 弁護士報酬 | | 1,544,952 |
| 受託報酬 | 3 | 1,669,365 |
| 登録料 | | 265,731 |
| その他の報酬 | | 67,134 |
| 費用合計 | | 263,862,538 |
| 投資純損失 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | (263,862,538) |
| | | |
| 以下に係る実現純(損)益 | | |
| 投資有価証券 | 2.3 | 266,718,408 |
| 外国為替 | 2.6 | (14,228) |
| | 2.0 | · · · |
| 投資純損失および当期実現利益 | | 2,841,642 |
| 以下に係る未実現評価益の純変動 | | |
| 投資有価証券 | 2.3 | 348,656,797 |
| 運用による純資産の純増加 | | 351,498,439 |
| Ab. 1 | | |
| 資本の変動 | | |
| 受益証券発行手取額 | | 14,512,061,347 |
| 受益証券買戻支払額 | | (5,863,078,986) |
| | | (0,000,070,900) |
| 資本の純変動 | | 8,648,982,361 |
| 期首現在純資産額 | | 32,707,013,481 |
| 別日グルルリスに取 | | 02,101,010,401 |

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

| 運用計算書および純資産変動計算書 2018年10月31日終了年度 | |
|-------------------------------------|----------|
| コモディティ・ファンド | (日本円で表示) |

| | 注 | 日本円 |
|-------------------|-----|-----------------|
| 費用 | | |
| 管理報酬 | 4 | 51,958,656 |
| 投資助言報酬 | 6 | 29,491,119 |
| 管理事務代行報酬 | 5 | 16,372,610 |
| 代行協会員報酬 | 8 | 4,911,723 |
| 投資運用報酬 | 4 | 3,912,886 |
| 保管報酬 | 7 | 1,637,878 |
| 販売報酬 | 4 | 1,458,895 |
| 印刷および公告費 | | 1,320,115 |
| 専門家報酬 | | 2,239,184 |
| 弁護士報酬 | 2 | 1,440,019 |
| 受託報酬 | 3 | 1,669,362 |
| 登録料 | | 265,731 |
| その他の報酬 | | 67,134 |
| 費用合計 | | 116,745,312 |
| 投資純損失 | | (116,745,312) |
| 以下に係る実現純(損失) | | |
| 投資有価証券 | 2.3 | (93, 139, 136) |
| 外国為替 | 2.6 | (14,266) |
| | | · , |
| 投資純損失および当期実現損失 | | (209,898,714) |
| 以下に係る未実現評価(損)の純変動 | | |
| 投資有価証券 | 2.3 | (148,616,095) |
| 運用による純資産の純減少 | | (358,514,809) |
| 資本の変動 | | |
| 受益証券発行手取額 | | 6,486,606,568 |
| 受益証券買戻支払額 | | (2,137,328,981) |
| 又血血力員於又仏領 | | (2,137,320,901) |
| 資本の純変動 | | 4,349,277,587 |
| 期首現在純資産額 | | 14,308,533,026 |
| 期末現在純資産額 | | 18,299,295,804 |
| 知个 | | 10,233,233,004 |

日興グローバル・ファンズ

財務書類に対する注記

2018年10月31日現在

注1.活動

日興グローバル・ファンズ (以下「ファンド」という。)は、アンブレラ型ユニット・トラスト として設立された、ケイマン諸島のシリーズ・ユニット・トラストの集合体である。

2018年10月31日現在、以下の9本のサブ・ファンドおよびそれぞれのトレーディング・カンパニー (以下、各々を「トレーディング・カンパニー」、総称して「トレーディング・カンパニーズ」という。)が運用されている。

| サブ・ファンド | 関連するトレーディング・カンパニー |
|---------------|------------------------------------|
| | |
| 日本大型株式ファンド | NGF-JLCEトレーディング・リミテッド |
| 日本小型株式ファンド | NGF-JSCEトレーディング・リミテッド |
| グローバル株式ファンド | NGF-GEトレーディング・リミテッド |
| エマージング株式ファンド | NGF-EEトレーディング・リミテッド |
| グローバル債券ファンド | NGF-GBトレーディング・リミテッド |
| ハイイールド債券ファンド | NGF-HYBトレーディング・リミテッド |
| オルタナティブ・ファンド | NGF-ALTERNATIVE トレーディング・リミテッド |
| 不動産(REIT)ファンド | NGF-REAL ESTATE(REIT)トレーディング・リミテッド |
| _ コモディティ・ファンド | NGF-COMMODITYトレーディング・リミテッド |

日本債券ファンドは2018年10月31日付で償還した。そのトレーディング・カンパニーのNGF - JBトレーディング・リミテッドも償還する予定である。

2018年10月31日現在、運用中の各サブ・ファンドは、基本信託証書および各個別の信託証書に従って構成されていた。

各サブ・ファンドの投資目的は、分散投資を通じて、長期に亘り投資元本の最適な増加を達成することである。

日本大型株式ファンド

日本大型株式ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-JLCEトレーディング・リミテッド(以下「NGF-JLCEトレーディング」という。)を通じて投資を行う。NGF-JLCEトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-JLCEトレーディングの投資証券は日本大型株式ファンドの主要な資産(唯一の資産となる場合もある。)を形成する。

日本大型株式ファンドの財務書類は、別の財務書類で開示されているNGF-JLCEトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

日本小型株式ファンド

日本小型株式ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-JSCEトレーディング・リミテッド(以下「NGF-JSCEトレーディング」という。)を通じて投資を行う。NGF-JSCEトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-JSCEトレーディングの投資証券は日本小型株式ファンドの主要な資産(唯一の資産となる場合もある。)を形成する。

日本小型株式ファンドの財務書類は、別の財務書類で開示されているNGF-JSCEトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

グローバル株式ファンド

グローバル株式ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-GEトレーディング・リミテッド(以下「NGF-GEトレーディング」という。)を通じて投資を行う。NGF-GEトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-GEトレーディングの投資証券はグローバル株式ファンドの主要な資産(唯一の資産となる場合もある。)を形成する。

グローバル株式ファンドの財務書類は、別の財務書類で開示されているNGF-GEトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

エマージング株式ファンド

エマージング株式ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-EEトレーディング・リミテッド(以下「NGF-EEトレーディング」という。)を通じて投資を行う。NGF-EEトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-EEトレーディングの投資証券はエマージング株式ファンドの主要な資産(唯一の資産となる場合もある。)を形成する。

エマージング株式ファンドの財務書類は、別の財務書類で開示されているNGF-EEトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

日本債券ファンド(償還)

日本債券ファンド(償還)は、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-JBトレーディング・リミテッド(以下「NGF-JBトレーディング」という。)を通じて投資を行っていた。NGF-JBトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-JBトレーディングの投資証券は日本債券ファンド(償還)の主要な資産(唯一の資産となる場合もある。)を形成していた。

日本債券ファンド(償還)の財務書類は、別の財務書類で開示されているNGF-JBトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

グローバル債券ファンド

グローバル債券ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-GBトレーディング・リミテッド(以下「NGF-GBトレーディング」という。)を通じて投資を行う。NGF-GBトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-GBトレーディングの投資証券はグローバル債券ファンドの主要な資産(唯一の資産となる場合もある。)を形成する。

グローバル債券ファンドの財務書類は、別の財務書類で開示されているNGF-GBトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

ハイイールド債券ファンド

ハイイールド債券ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-HYBトレーディング・リミテッド(以下「NGF-HYBトレーディング」という。)を通じて投資を行う。NGF-HYBトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-HYBトレーディングの投資証券はハイイールド債券ファンドの主要な資産(唯一の資産となる場合もある。)を形成する。

ハイイールド債券ファンドの財務書類は、別の財務書類で開示されているNGF-HYBトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

オルタナティブ・ファンド

オルタナティブ・ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-ALTERNATIVEトレーディング・リミテッド(以下「NGF-ALTERNATIVEトレーディング」という。)を通じて投資を行う。NGF-ALTERNATIVEトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-ALTERNATIVEトレーディングの投資証券はオルタナティブ・ファンドの主要な資産(唯一の資産となる場合もある。)を形成する。

オルタナティブ・ファンドの財務書類は、別の財務書類で開示されているNGF-ALTERNATIVEトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

不動産 (REIT) ファンド

不動産(REIT)ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-REAL ESTATE (REIT)トレーディング・リミテッド(以下「NGF-REAL ESTATE (REIT)トレーディング」という。)を通じて投資を行う。NGF-REAL ESTATE (REIT)トレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-REAL ESTATE (REIT)トレーディングの投資証券は不動産(REIT)ファンドの主要な資産(唯一の資産となる場合もある。)を形成する。

不動産(REIT)ファンドの財務書類は、別の財務書類で開示されているNGF-REAL ESTATE (REIT)トレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

コモディティ・ファンド

コモディティ・ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-COMMODITYトレーディング・リミテッド(以下「NGF-COMMODITYトレーディング」という。)を通じて投資を行う。NGF-COMMODITYトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-COMMODITYトレーディングの投資証券はコモディティ・ファンドの主要な資産(唯一の資産となる場合もある。)を形成する。

コモディティ・ファンドの財務書類は、別の財務書類で開示されているNGF-COMMODITYトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

注2.重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2018年10月31日付の日本債券ファンド(償還)の償還後、日本債券ファンドの財務書類は、継続企業の前提以外の基準を使用して作成されている。

2.2 純資産計算書ならびに運用計算書および純資産変動計算書

ファンドの結合財務書類は日本円で表示されている。純資産計算書の結合計算書ならびに運用計算書および純資産変動計算書の結合計算書は、サブ・ファンドの純資産計算書ならびに運用計算書および純資産変動計算書の合計である。

2.3 投資有価証券の評価

サブ・ファンドの各トレーディング・カンパニーへの投資は、管理事務代行会社によって計算された関連するトレーディング・カンパニーの純資産総額に基づき評価される。

未実現評価損益の純変動は、当期の投資有価証券の純資産総額の変動および(財務報告年度に実現された)前期の投資有価証券未実現評価損益の戻入れから構成される。

投資有価証券の売却に係る実現純損益は、平均原価法を用いて計算される。

2.4 設立費用

設立費用は、全額償却済である。

2.5 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

2.6 外貨換算

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、2018年10月31日の実勢為替レートで換算されている。日本円以外の通貨建の取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の実現純損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

純資産総額での組入証券の評価に関連して生じる未実現外国為替評価損益は、投資有価証券に係る未実現評価損益の純変動の勘定科目に計上される。その他の外国為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算書に直接計上される。

注3.受託報酬

受託会社は、各サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドの純資産額に対して年率0.015%の受託報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われ、下限を年間12,500米ドル、上限を年間15,000米ドルとする。

注4.管理報酬、販売報酬および投資運用報酬

2018年9月30日まで、管理会社は、各サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドの純資産額に対して年率0.35%以下の管理報酬を受領する権利を有していた。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われた。そのうちの年率0.32%以下は、全てのサブ・ファンドの純資産総額(これ以降、「純資産総額」として言及される。)に応じて適用されていた下記の料率で、投資運用報酬として投資運用会社に、また販売報酬として販売会社に支払われていた。

- ・ 純資産総額のうち3,000億円以下の部分:0.30%(投資運用報酬)および0.02%(販売報酬)
- ・ 純資産総額3,000億円を超え5,000億円以下の部分:0.25%(投資運用報酬)および0.07% (販売報酬)
- ・ 純資産総額5,000億円を超え1兆円以下の部分:0.20%(投資運用報酬)および0.12%(販売報酬)
- ・ 純資産総額1兆円を超え1兆3,000億円以下の部分:0.10%(投資運用報酬)および0.22% (販売報酬)
- ・ 純資産総額1兆3,000億円を超える部分:2018年7月30日までは0.05%(投資運用報酬)および0.27%(販売報酬)、2018年7月31日から2018年9月30日までは0.08%(投資運用報酬)および0.22%(販売報酬)

2018年10月1日以降、下記が適用されている。

管理会社は、各サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドの純資産額に対して年率0.03%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

販売会社は、各サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドの純資産額に基づき計算され、四半期毎に後払いで支払われる報酬(年率)を受領する権利を有する。かかる報酬は、全てのサブ・ファンドの純資産総額に応じて適用される下記の料率で各評価日に計上され、計算される。

- ・ 純資産総額のうち3.000億円以下の部分: 0.02%
- ・ 純資産総額3,000億円を超え5,000億円以下の部分: 0.07%
- ・ 純資産総額5,000億円を超え1兆円以下の部分: 0.12%
- ・ 純資産総額1兆円を超える部分: 0.22%

投資運用会社は、各サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドの純資産額に基づき計算され、 四半期毎に後払いで支払われる報酬(年率)を受領する権利を有する。かかる報酬は、全てのサ ブ・ファンドの純資産総額に応じて適用される下記の料率で各評価日に計上され、計算される。

- ・ 純資産総額のうち3,000億円以下の部分:0.30%
- 純資産総額3,000億円を超え5,000億円以下の部分:0.25%
- 純資産総額5,000億円を超え1兆円以下の部分:0.20%
- 純資産総額1兆円を超え1兆3,000億円以下の部分:0.10%
- ・ 純資産総額1兆3,000億円を超える部分: 0.08%

注 5 . 管理事務代行報酬

2018年7月30日まで、管理事務代行会社は、各サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドの純資産額に対して年率0.10%の報酬を受領する権利を有していた。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われた。

2018年7月31日以降、管理事務代行会社は、各サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドの純資産額に基づき計算され、四半期毎に後払いで支払われる報酬(年率)を受領する権利を有する。かかる報酬は、全てのサブ・ファンドの純資産総額に応じて適用される下記の料率で各評価日に計上され、計算される。

- ・ 純資産総額のうち1兆3,000億円以下の部分:0.10%
- ・ 純資産総額1兆3,000億円を超える部分:0.085%

注 6 . 投資助言報酬

2018年7月30日まで、投資助言会社は、各投資助言会社の資格において、各サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドの純資産額に対して年率0.13%の報酬を日興グローバルラップ株式会社のためにおよび0.05%の報酬をSMBC日興証券株式会社のために受領する権利を有していた。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われた。

2018年7月31日以降、各投資助言会社は、各サブ・ファンドの資産から、下記の通り、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる報酬を受領する権利を有する。

- ・ SMBC日興証券株式会社のために:サブ・ファンドの純資産額に対して年率0.05%
- ・ 日興グローバルラップ株式会社のために:純資産総額1兆3,000億円以下の部分はサブ・ファンドの純資産額に対して年率0.13%、純資産総額1兆3,000億円を超える部分はサブ・ファンドの純資産額に対して年率0.115%

注7.保管報酬

保管会社は、各サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドの純資産額に対して年率0.01%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注8.代行協会員報酬

代行協会員は、各サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドの純資産額に対して年率0.03%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注9. (日本債券ファンドに固有の注記であるため記載省略)

注10.日本債券ファンド(償還)の償還費用

日本債券ファンド(償還)の償還費用には弁護士報酬、専門家費用および報告費用が含まれ、約920,000円、27,600米ドル、18,500ユーロの合計と見積もられた。

注11. (日本債券ファンドに固有の注記であるため記載省略)

注12.税金

12.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島において、所得税またはキャピタル・ゲイン税が賦課されることはなく、ファンドは、ケイマン諸島総督から、設定日以降50年間にわたりすべての現地における所得税、キャピタル・ゲイン税および資本税を免除されることが明記された保証書を受領している。そのため、所得税引当金は、本財務書類に計上されていない。

12.2 その他の国々

ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課される可能性がある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しにより発生する可能性のある課税関係またはその他の帰結を判断するため、各自が市民権、住所および居住地を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注13. 関連会社取引

管理会社、受託会社、管理事務代行会社および保管会社、投資助言会社ならびに代行協会員および販売会社は、ファンドの関係法人とみなされる。関係法人への報酬は、各サブ・ファンドの2018年10月31日終了年度の運用計算書および純資産変動計算書に計上され、財務書類に対する注記に詳述されている。

注14. 受益証券の申込および買戻しに関する条項

受益証券は、英文目論見書に記載される取得申込通知の手続きに従って、いずれかの発行日に、 関連する受益証券の当該発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格(以下「発行価格」とい う。)で発行され購入される。発行価格は、停止手続きに服しつつ、管理事務代行会社により、 当該発行日に計算され公表される。

受益証券は、英文目論見書に記載される買戻請求通知の手続きに従って、いずれかの買戻日に、 関連する受益証券の当該買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格(以下「買戻価格」とい う。)で買い戻すことができる。買戻価格は、停止手続きに服しつつ、管理事務代行会社によ り、当該買戻日に計算され公表される。

注15.2018年10月31日現在の投資対象の評価

各サブ・ファンドの2018年10月31日現在の純資産額は、基本信託証書で記載される評価原則に従って算出されている。特に、トレーディング・カンパニーが保有する集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日において入手可能な純資産額で評価されている。(かかる評価日現在の純資産額が入手できない場合、直前日現在の純資産額が使用される。)

トレーディング・カンパニーの投資対象が、2018年10月31日現在の純資産額で評価されたとした場合、トレーディング・カンパニーの純資産額は以下の金額(日本円)となる。

| 通貨 / トレーディング・ カンパニー | NGF-JLCE トレーディング・ リミテッド | NGF-JSCE トレーディング・ リミテッド | NGF-GE トレーディング・ リミテッド | NGF-EE トレーディング・ リミテッド | |
|------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|--|
| 日本円 | 186,137,568,236 | 69,247,516,451 | 154,679,032,039 | 57,545,435,162 | |

| 通貨 / トレーディング・ | NGF-GB | NGF-HYB | NGF-ALTERNATIVE | NGF-REAL | NGF-COMMODITY |
|---------------|-----------------|----------------|-----------------|----------------|----------------|
| カンパニー | トレーディング・ | トレーディング・ | トレーディング・ | ESTATE (REIT) | トレーディング・ |
| | リミテッド | リミテッド | リミテッド | トレーディング・ | リミテッド |
| | | | | リミテッド | |
| 日本円 | 121,219,097,938 | 64,817,325,435 | 322,104,250,458 | 41,510,578,379 | 18,271,960,532 |

上記の場合、2018年10月31日現在の各サブ・ファンドの純資産額および受益証券1口当たり純資産価格(日本円)は以下の通りとなる。

| | 日興グローバル・ ファンズ - 日本大型株式 ファンド | 日興グローバル・ ファンズ - 日本小型株式 ファンド | 日興グローバル・ ファンズ - グローバル株式 ファンド | 日興グローバル・ ファンズ - エマージング株式 ファンド | |
|------------------------------|---------------------------------------|--|--|--|---------------------------------------|
| 再計算純資産額 再計算1口当たり 純資産価格 | 186,015,145,156 1.1519 | 69,200,362,462 1.5477 | 154,578,922,866 1.3373 | 57,505,929,067 1.0840 | |
| | 日興グローバル・ ファンズ - グローバル債券 ファンド | 日興グローバル・ ファンズ - ハイイールド債券 ファンド | 日興グローバル・ ファンズ - オルタナティブ・ ファンド | 日興グローバル・ ファンズ - 不動産 (REIT) ファンド | 日興グローバル・ ファンズ - コモディティ・ ファンド |
| 再計算純資産額 再計算1口当たり 純資産価格 | 121,141,712,052 0.9591 | 64,773,838,865 1.2187 | 321,901,275,983 0.6770 | 41,482,305,137 0.9325 | 18,257,315,341 0.6636 |

2018年10月31日現在の各サブ・ファンドの公式および再計算1口当たり純資産価格の間の差異は以下の通りである。

| | 日興グローバル・ ファンズ - 日本大型株式 ファンド | 日興グローバル・ ファンズ - 日本小型株式 ファンド | 日興グローバル・ ファンズ - グローバル株式 ファンド | 日興グローバル・ ファンズ - エマージング株式 ファンド | |
|----------------------|---------------------------------------|--|--|---|---------------------------------------|
| 公式1口当たり 純資産価格 | 1.1238 | 1.5063 | 1.3174 | 1.0657 | |
| 再計算1口当たり 純資産価格 | 1.1519 | 1.5477 | 1.3373 | 1.0840 | |
| 百分率差 | 2.50 | 2.75 | 1.51 | 1.72 | |
| | | | | | |
| | 日興グローバル・ ファンズ - グローバル債券 ファンド | 日興グローバル・ ファンズ - ハイイールド債券 ファンド | 日興グローバル・ ファンズ - オルタナティブ・ ファンド | 日興グローバル・ ファンズ - 不動産 (RE IT) ファンド | 日興グローバル・ ファンズ - コモディティ・ ファンド |
| 公式1口当たり 純資産価格 | ファンズ - グローバル債券 | ファンズ - ハイイールド債券 | ファンズ - オルタナティブ・ | ファンズ - 不動産(REIT) | ファンズ - コモディティ・ |
| | ファンズ - グローバル債券 ファンド | ファンズ - ハイイールド債券 ファンド | ファンズ - オルタナティブ・ ファンド | ファンズ - 不動産 (REIT) ファンド | ファンズ - コモディティ・ ファンド |
| 純資産価格 再計算1口当たり | ファンズ - グローバル債券 ファンド 0.9605 | ファンズ - ハイイールド債券 ファンド 1.2190 | ファンズ - オルタナティブ・ ファンド 0.6743 | ファンズ - 不動産 (REIT) ファンド 0.9376 | ファンズ - コモディティ・ ファンド 0.6651 |

注16.後発事象

2018年10月31日付の日本債券ファンド(償還)の償還後、清算手取金が2018年11月7日の海外での受渡日に支払われた。

(財務書類については、原文(英語版)のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文(英語版)のみである。財務書類の原文(英語版)の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文(英語版)と日本文の間に相違があった場合には、原文(英語版)が優先される。)

EDINET提出書類

SMBC日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(E14853) 有価証券報告書(外国投資信託受益証券)



| Statement of net assets as at October 31, 2018 | | |
|---|----------------------------|-------------------|
| Combined statement | (Expressed in Japanese yen | |
| | Notes | JPY |
| Assets | | |
| Investments at net asset value (cost JPY 1,000,775,579,549) | 2.3 | 1,025,094,382,459 |
| Receivable on investments sold | | 1,516,867,145 |
| Receivable on subscriptions | | 822,984,761 |
| Cash at bank | | 13,439,026 |
| Other assets | | 229,719 |
| Total assets | | 1,027,447,903,110 |
| Liabilities | | |
| Payable on repurchases | | 1,516,867,145 |
| Payable on investments purchased | | 822,984,761 |
| Investment Manager fees payable | 4 | 222,052,933 |
| Investment Advisory fees payable | 6 | 171,221,765 |
| Administrator fees payable | 5 | 95,130,307 |
| Distributor fees payable | 4 | 82,364,169 |
| Manager fees payable | 4 | 28,530,510 |
| Agent Company fees payable | 8 | 28,530,084 |
| Professional expenses payable | | 19,506,666 |
| Printing and publishing expenses payable | | 17,113,252 |
| Custodian fees payable | 7 | 9,510,142 |
| Termination expenses payable | 10 | 6,302,940 |
| Trustee fees payable | 3 | 1,508,452 |
| Legal expenses payable | | 1,249,130 |
| Other expenses payable | | 237,762 |
| Total liabilities | | 3,023,110,018 |
| Net assets | | 1,024,424,793,092 |

| Japan Large Cap Equity Fund | (Exp | ressed in Japanese yen) | |
|---|-------|-------------------------|--|
| 1 0 | | | |
| | Notes | JPY | |
| Assets | | | |
| Investments at net asset value (cost JPY 168,385,527,691) | 2.3 | 181,610,681,470 | |
| Receivable on subscriptions | | 148,410,546 | |
| Receivable on investments sold | | 123,925,993 | |
| Total assets | | 181,883,018,009 | |
| Liabilities | | | |
| Payable on repurchases | | 123,925,993 | |
| Payable on investments purchased | | 148,410,546 | |
| Investment Manager fees payable | 4 | 40,916,317 | |
| Investment Advisory fees payable | 6 | 31,522,437 | |
| Administrator fees payable | 5 | 17,513,787 | |
| Distributor fees payable | 4 | 15,127,810 | |
| Manager fees payable | 4 | 5,252,545 | |
| Agent Company fees payable | 8 | 5,252,467 | |
| Professional expenses payable | | 2,219,302 | |
| Printing and publishing expenses payable | | 2,406,161 | |
| Custodian fees payable | 7 | 1,750,850 | |
| Trustee fees payable | 3 | 153,402 | |
| Legal expenses payable | | 285,707 | |
| Other expenses payable | | 22,295 | |
| Total liabilities | | 394,759,619 | |
| Net assets | | 181,488,258,390 | |
| Number of units outstanding | | 161,489,145,018 | |
| Net asset value per unit | | 1.1238 | |

| Jones Small Can Equity Fund | (E | assad in Iananass van |
|--|---------------------------|-----------------------|
| Japan Small Cap Equity Fund | (Expressed in Japanese ye | |
| | Notes | JPY |
| Assets | | |
| Investments at net asset value (cost JPY 61,149,298,818) | 2.3 | 67,395,778,765 |
| Receivable on subscriptions | | 55,354,551 |
| Receivable on investments sold | | 45,888,509 |
| Total assets | | 67,497,021,825 |
| Liabilities | | |
| Payable on repurchases | | 45,888,509 |
| Payable on investments purchased | | 55,354,551 |
| Investment Manager fees payable | 4 | 15,222,193 |
| Investment Advisory fees payable | 6 | 11,716,098 |
| Administrator fees payable | 5 | 6,509,439 |
| Distributor fees payable | 4 | 5,608,012 |
| Manager fees payable | 4 | 1,952,233 |
| Agent Company fees payable | 8 | 1,952,206 |
| Professional expenses payable | | 1,865,458 |
| Printing and publishing expenses payable | | 1,498,720 |
| Custodian fees payable | 7 | 650,741 |
| Trustee fees payable | 3 | 153,402 |
| Legal expenses payable | | 3,192 |
| Other expenses payable | | 22,295 |
| Total liabilities | | 148,397,049 |
| Net assets | | 67,348,624,776 |
| Number of units outstanding | | 44,712,301,920 |
| Net asset value per unit | | 1.5063 |

| Global Equity Fund | (Expressed in Japanese yen) | | |
|---|-----------------------------|-----------------|--|
| | Notes | JPY | |
| Assets | | | |
| Investments at not constant, (2014 IDV 141 (24 405 442) | 2.2 | 150 200 100 414 | |
| Investments at net asset value (cost JPY 141,624,495,442) | 2.3 | 152,382,128,416 | |
| Receivable on subscriptions | | 134,030,352 | |
| Receivable on investments sold | | 109,396,211 | |
| Total assets | | 152,625,554,979 | |
| Liabilities | | | |
| Payable on repurchases | | 109,396,211 | |
| Payable on investments purchased | | 134,030,352 | |
| Investment Manager fees payable | 4 | 33,244,662 | |
| Investment Advisory fees payable | 6 | 25,609,846 | |
| Administrator fees payable | 5 | 14,228,762 | |
| Distributor fees payable | 4 | 12,287,382 | |
| Manager fees payable | 4 | 4,267,341 | |
| Agent Company fees payable | 8 | 4,267,277 | |
| Professional expenses payable | | 2,259,408 | |
| Printing and publishing expenses payable | | 2,147,922 | |
| Custodian fees payable | 7 | 1,422,448 | |
| Trustee fees payable | 3 | 153,402 | |
| Legal expenses payable | | 198,428 | |
| Other expenses payable | | 22,295 | |
| Total liabilities | | 343,535,736 | |
| Net assets | | 152,282,019,243 | |
| Number of units outstanding | | 115,592,055,378 | |
| Net asset value per unit | | 1.3174 | |

NIKKO GLOBAL FUNDS

| Statement of net assets as at October 31, 2018 | | |
|--|-------|------------------------|
| Emerging Equity Fund | (Expr | essed in Japanese yen) |
| | Notes | JPY |
| Assets | | |
| Investments at net asset value (cost JPY 59,314,618,807) | 2.3 | 56,571,677,261 |
| Receivable on subscriptions | | 40,107,715 |
| Receivable on investments sold | | 96,929,743 |
| Other assets | | 26,782 |
| Total assets | | 56,708,741,501 |
| Liabilities | | |
| Payable on repurchases | | 96,929,743 |
| Payable on investments purchased | | 40,107,715 |
| Investment Manager fees payable | 4 | 12,444,378 |
| Investment Advisory fees payable | 6 | 9,589,981 |
| Administrator fees payable | 5 | 5,328,170 |
| Distributor fees payable | 4 | 4,605,777 |
| Manager fees payable | 4 | 1,597,964 |
| Agent Company fees payable | 8 | 1,597,941 |
| Professional expenses payable | | 2,259,408 |
| Printing and publishing expenses payable | | 1,400,912 |
| Custodian fees payable | 7 | 532,649 |
| Trustee fees payable | 3 | 153,402 |
| Other expenses payable | | 22,295 |
| Total liabilities | | 176,570,335 |
| Net assets | | 56,532,171,166 |
| Number of units outstanding | _ | 53,047,936,350 |
| Net asset value per unit | | 1.0657 |

| Statement of net assets as at October 31, 2018 | | |
|---|----------------------------|-----------------|
| Global Bond Fund | (Expressed in Japanese yer | |
| | Notes | JPY |
| Assets | | |
| Investments at net asset value (cost JPY 120,882,702,424) | 2.3 | 121,390,662,007 |
| Receivable on subscriptions | | 95,586,221 |
| Receivable on investments sold | | 102,771,256 |
| Total assets | | 121,589,019,484 |
| Liabilities | , | |
| Payable on repurchases | | 102,771,256 |
| Payable on investments purchased | | 95,586,221 |
| Investment Manager fees payable | 4 | 25,396,437 |
| Investment Advisory fees payable | 6 | 19,601,452 |
| Administrator fees payable | 5 | 10,890,502 |
| Distributor fees payable | 4 | 9,453,180 |
| Manager fees payable | 4 | 3,266,179 |
| Agent Company fees payable | 8 | 3,266,130 |
| Professional expenses payable | | 2,259,408 |
| Printing and publishing expenses payable | | 1,870,915 |
| Custodian fees payable | 7 | 1,088,725 |
| Trustee fees payable | 3 | 153,402 |
| Legal expenses payable | | 117,261 |
| Other expenses payable | | 22,295 |
| Total liabilities | , | 275,743,363 |
| Net assets | | 121,313,276,121 |
| Number of units outstanding | | 126,306,153,933 |
| Net asset value per unit | | 0.9605 |

| High Yield Bond Fund | (Expressed in Japanese yen | | |
|--|----------------------------|----------------|--|
| | Notes | JPY | |
| Assets | | | |
| Investments at net asset value (cost JPY 64,194,376,790) | 2.3 | 64,836,826,023 | |
| Receivable on subscriptions | | 56,431,238 | |
| Receivable on investments sold | | 109,591,196 | |
| Other assets | | 13,514 | |
| Total assets | | 65,002,861,971 | |
| Liabilities | | | |
| Payable on repurchases | | 109,591,196 | |
| Payable on investments purchased | | 56,431,238 | |
| Investment Manager fees payable | 4 | 13,788,738 | |
| Investment Advisory fees payable | 6 | 10,641,042 | |
| Administrator fees payable | 5 | 5,912,13 | |
| Distributor fees payable | 4 | 5,130,090 | |
| Manager fees payable | 4 | 1,773,105 | |
| Agent Company fees payable | 8 | 1,773,080 | |
| Professional expenses payable | | 2,259,408 | |
| Printing and publishing expenses payable | | 1,455,763 | |
| Custodian fees payable | 7 | 591,030 | |
| Trustee fees payable | 3 | 153,402 | |
| Other expenses payable | | 22,295 | |
| Total liabilities | | 209,522,518 | |
| Net assets | | 64,793,339,453 | |
| Number of units outstanding | | 53,151,637,928 | |
| Net asset value per unit | | 1.2190 | |

| Statement of net assets as at October 31, 2018 | | |
|---|-------|-------------------------|
| Alternative Fund | (Exp | ressed in Japanese yen) |
| | Notes | JPY |
| Assets | | |
| Investments at net asset value (cost JPY 326,086,539,411) | 2.3 | 320,856,919,999 |
| Receivable on subscriptions | | 246,324,655 |
| Receivable on investments sold | | 863,522,867 |
| Total assets | | 321,966,767,521 |
| Liabilities | | |
| Payable on repurchases | | 863,522,867 |
| Payable on investments purchased | | 246,324,655 |
| Investment Manager fees payable | 4 | 68,389,547 |
| Investment Advisory fees payable | 6 | 52,775,605 |
| Administrator fees payable | 5 | 29,321,950 |
| Distributor fees payable | 4 | 25,440,709 |
| Manager fees payable | 4 | 8,793,978 |
| Agent Company fees payable | 8 | 8,793,847 |
| Professional expenses payable | | 2,259,408 |
| Printing and publishing expenses payable | | 3,503,003 |
| Custodian fees payable | 7 | 2,931,332 |
| Trustee fees payable | 3 | 153,402 |
| Legal expenses payable | | 589,399 |
| Other expenses payable | | 22,295 |
| Total liabilities | | 1,312,821,997 |
| Net assets | | 320,653,945,524 |
| Number of units outstanding | | 475,505,255,945 |
| Net asset value per unit | | 0.6743 |

| Statement of net assets as at October 31, 2018 | | |
|--|-----------------------------|----------------|
| Real Estate (REIT) Fund | (Expressed in Japanese yen) | |
| | Notes | JPY |
| Assets | | |
| Investments at net asset value (cost JPY 40,089,451,422) | 2.3 | 41,735,767,523 |
| Receivable on subscriptions | | 32,783,117 |
| Receivable on investments sold | | 27,822,222 |
| Other assets | | 68,376 |
| Total assets | | 41,796,441,238 |
| Liabilities | | |
| Payable on repurchases | | 27,822,222 |
| Payable on investments purchased | | 32,783,117 |
| Investment Manager fees payable | 4 | 8,716,102 |
| Investment Advisory fees payable | 6 | 6,726,884 |
| Administrator fees payable | 5 | 3,737,437 |
| Distributor fees payable | 4 | 3,243,708 |
| Manager fees payable | 4 | 1,120,889 |
| Agent Company fees payable | 8 | 1,120,870 |
| Professional expenses payable | | 1,865,458 |
| Printing and publishing expenses payable | | 1,260,949 |
| Custodian fees payable | 7 | 373,624 |
| Trustee fees payable | 3 | 153,402 |
| Other expenses payable | | 22,295 |
| Total liabilities | | 88,946,957 |
| Net assets | | 41,707,494,281 |
| Number of units outstanding | | 44,482,920,822 |
| Net asset value per unit | | 0.9376 |

| Commodity Fund | (Expressed in Japanese yen) | |
|--|-----------------------------|----------------|
| | Notes | JPY |
| | | |
| Assets | | |
| Investments at net asset value (cost JPY 19,048,568,744) | 2.3 | 18,313,940,995 |
| Receivable on subscriptions | | 13,956,366 |
| Receivable on investments sold | | 37,019,148 |
| Other assets | | 121,047 |
| Total assets | | 18,365,037,556 |
| Liabilities | | |
| Payable on repurchases | | 37,019,148 |
| Payable on investments purchased | | 13,956,366 |
| Investment Manager fees payable | 4 | 3,912,886 |
| Investment Advisory fees payable | 6 | 3,021,396 |
| Administrator fees payable | 5 | 1,678,676 |
| Distributor fees payable | 4 | 1,458,895 |
| Manager fees payable | 4 | 503,448 |
| Agent Company fees payable | 8 | 503,438 |
| Professional expenses payable | | 2,259,408 |
| Printing and publishing expenses payable | | 1,084,586 |
| Custodian fees payable | 7 | 167,808 |
| Trustee fees payable | 3 | 153,402 |
| Other expenses payable | | 22,295 |
| Total liabilities | | 65,741,752 |
| Net assets | | 18,299,295,804 |
| Number of units outstanding | | 27,511,707,512 |
| Net asset value per unit | | 0.6651 |

| Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2018 | | |
|---|-----------------------------|-------------------|
| Combined statement | (Expressed in Japanese yen) | |
| | Notes | JPY |
| Income | | |
| Other income | | 20,615 |
| Total income | | 20,615 |
| Expenses | | |
| Manager fees | 4 | 3,680,963,312 |
| Investment Advisory fees | 6 | 2,050,100,707 |
| Administrator fees | 5 | 1,138,146,534 |
| Agent Company fees | 8 | 341,446,897 |
| Investment Manager fees | 4 | 222,052,933 |
| Custodian fees | 7 | 113,865,744 |
| Distributor fees | 4 | 82,364,169 |
| Printing and publishing expenses | 7 | 27,612,739 |
| Professional expenses | | 19,323,908 |
| Legal expenses | | 20,425,887 |
| | 2 | 16,660,371 |
| Trustee fees | 3 10 | |
| Termination expenses | 10 | 6,409,344 |
| Registration fees Other fees | | 2,657,310 |
| Other rees | | 686,140 |
| Total expenses | | 7,722,715,995 |
| Net investment loss | | (7,722,695,380) |
| Net realised gain/(loss) on | | |
| Investments | 2.3 | 15,096,863,107 |
| Foreign exchange | 2.6 | (174,031) |
| | | |
| Net investment loss and realised gain for the year | | 7,373,993,696 |
| Net change in unrealised (depreciation) on | | |
| Investments | 2.3 | (62,438,343,363) |
| Net decrease in net assets as a result of operations | | (55,064,349,667) |
| Movement in capital | | |
| Subscriptions of units | | 391,797,394,551 |
| Repurchases of units | | (397,210,304,345) |
| Net movement in capital | | (5,412,909,794) |
| Net assets at the beginning of the year | | 1,084,902,052,553 |
| Net assets at the end of the year | | 1,024,424,793,092 |
| The about at the one of the year | | 1,027,727,773,072 |

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2018

Japan Large Cap Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

| | Notes | JPY |
|--|-------|------------------|
| Expenses | | |
| Manager fees | 4 | 571,455,602 |
| Investment Advisory fees | 6 | 322,786,797 |
| Administrator fees | 5 | 179,203,914 |
| Agent Company fees | 8 | 53,761,376 |
| Investment Manager fees | 4 | 40,916,317 |
| Custodian fees | 7 | 17,928,201 |
| Distributor fees | 4 | 15,127,810 |
| Printing and publishing expenses | | 4,054,505 |
| Professional expenses | | 2,199,042 |
| Legal expenses | | 2,489,913 |
| Trustee fees | 3 | 1,669,365 |
| Registration fees | | 265,731 |
| Other fees | | 67,134 |
| Total expenses | | 1,211,925,707 |
| Net investment loss | | (1,211,925,707) |
| | | |
| Net realised gain/(loss) on | | |
| Investments | 2.3 | 5,493,581,831 |
| Foreign exchange | 2.6 | (15,088) |
| Net investment loss and realised gain for the year | | 4,281,641,036 |
| Net change in unrealised (depreciation) on | | |
| Investments | 2.3 | (19,189,833,797) |
| Net decrease in net assets as a result of operations | | (14,908,192,761) |
| Movement in capital | | |
| Subscriptions of units | | 65,851,633,271 |
| Repurchases of units | | (30,377,160,062) |
| Net movement in capital | | 35,474,473,209 |
| Net assets at the beginning of the year | | 160,921,977,942 |
| Net assets at the end of the year | | 181,488,258,390 |
| | | |

Japan Small Cap Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

| | Notes | JPY |
|--|-------|------------------|
| Expenses | | |
| LAPONSOS | | |
| Manager fees | 4 | 229,930,635 |
| Investment Advisory fees | 6 | 128,992,296 |
| Administrator fees | 5 | 71,612,890 |
| Agent Company fees | 8 | 21,483,950 |
| Investment Manager fees | 4 | 15,222,193 |
| Custodian fees | 7 | 7,164,394 |
| Distributor fees | 4 | 5,608,012 |
| Printing and publishing expenses | | 2,207,492 |
| Professional expenses | | 1,844,881 |
| Legal expenses | | 1,765,358 |
| Trustee fees | 3 | 1,669,365 |
| Registration fees | | 265,731 |
| Other fees | | 67,134 |
| Total expenses | | 487,834,331 |
| Net investment loss | | (497 924 221) |
| Net investment loss | - | (487,834,331) |
| Net realised gain/(loss) on | | |
| 1100 Iomibod Sain (1088) on | | |
| Investments | 2.3 | 2,958,109,793 |
| Foreign exchange | 2.6 | (14,382) |
| Net investment loss and realised gain for the year | | 2,470,261,080 |
| Net change in unrealised (depreciation) on | | |
| Net change in unicansed (depreciation) on | | |
| Investments | 2.3 | (10,914,952,561) |
| Net decrease in net assets as a result of operations | | (8,444,691,481) |
| Movement in capital | | |
| | | 00 700 040 477 |
| Subscriptions of units | | 23,728,240,657 |
| Repurchases of units | | (12,443,827,720) |
| Net movement in capital | | 11,284,412,937 |
| Net assets at the beginning of the year | | 64,508,903,320 |
| N | | (7.240.624.776 |
| Net assets at the end of the year | | 67,348,624,776 |

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2018

Global Equity Fund (Expressed in Japanese yen)

| | Notes | JPY |
|--|-------|------------------|
| Expenses | | |
| Manager fees | 4 | 481,280,883 |
| Investment Advisory fees | 6 | 270,993,713 |
| Administrator fees | 5 | 150,449,048 |
| Agent Company fees | 8 | 45,134,931 |
| Investment Manager fees | 4 | 33,244,662 |
| Custodian fees | 7 | 15,051,482 |
| Distributor fees | 4 | 12,287,382 |
| Printing and publishing expenses | · | 3,513,397 |
| Professional expenses | | 2,239,184 |
| Legal expenses | | 2,271,500 |
| Trustee fees | 3 | 1,669,365 |
| Registration fees | 3 | 265,731 |
| Other fees | | 67,134 |
| Total expenses | | 1,018,468,412 |
| Net investment loss | | (1,018,468,412) |
| | | |
| Net realised gain/(loss) on | | |
| Investments | 2.3 | 3,412,789,022 |
| Foreign exchange | 2.6 | (14,999) |
| Net investment loss and realised gain for the year | | 2,394,305,611 |
| Net change in unrealised (depreciation) on | | |
| Investments | 2.3 | (5,594,573,643) |
| Net decrease in net assets as a result of operations | | (3,200,268,032) |
| Movement in capital | | |
| Subscriptions of units | | 49,319,608,563 |
| Repurchases of units | | (26,746,854,413) |
| Net movement in capital | | 22,572,754,150 |
| Net assets at the beginning of the year | | 132,909,533,125 |
| THE MANAGEMENT OF THE LAW | | 102,707,000,120 |
| Net assets at the end of the year | | 152,282,019,243 |

56,532,171,166

NIKKO GLOBAL FUNDS

| Emerging Equity Fund | (Expressed in Japanese yen) | |
|--|-----------------------------|------------------|
| | Notes | JPY |
| Expenses | | |
| Manager fees | 4 | 171,485,039 |
| Investment Advisory fees | 6 | 96,983,087 |
| Administrator fees | 5 | 53,842,492 |
| Agent Company fees | 8 | 16,152,747 |
| Investment Manager fees | 4 | 12,444,378 |
| Custodian fees | 7 | 5,386,527 |
| Distributor fees | 4 | 4,605,777 |
| Printing and publishing expenses | 7 | 1,950,662 |
| Professional expenses | | 2,239,184 |
| Legal expenses | | 1,769,442 |
| Trustee fees | 3 | |
| | 3 | 1,669,365 |
| Registration fees | | 265,731 |
| Other fees | | 67,134 |
| Total expenses | | 368,861,565 |
| Net investment loss | | (368,861,565 |
| Net realised gain/(loss) on | | |
| Investments | 2.3 | 710,747,696 |
| Foreign exchange | 2.6 | (14,820) |
| Net investment loss and realised gain for the year | | 341,871,311 |
| Net change in unrealised (depreciation) on | | |
| Investments | 2.3 | (10,351,179,540) |
| Net decrease in net assets as a result of operations | | (10,009,308,229 |
| Movement in capital | | |
| Subscriptions of units | | 25,699,043,490 |
| Repurchases of units | | (6,098,631,509) |
| Net movement in capital | | 19,600,411,981 |
| Net assets at the beginning of the year | | 46,941,067,414 |

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Net assets at the end of the year

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2018

Global Bond Fund (Expressed in Japanese yen)

| | Notes | JPY |
|--|-------|------------------|
| Expenses | | |
| Manager fees | 4 | 384,468,593 |
| Investment Advisory fees | 6 | 215,698,588 |
| Administrator fees | 5 | 119,749,995 |
| Agent Company fees | 8 | 35,925,219 |
| Investment Manager fees | 4 | 25,396,437 |
| Custodian fees | 7 | 11,980,258 |
| Distributor fees | 4 | 9,453,180 |
| Printing and publishing expenses | · | 2,952,884 |
| Professional expenses | | 2,239,184 |
| Legal expenses | | 2,045,883 |
| Trustee fees | 3 | 1,669,365 |
| Registration fees | 3 | 265,731 |
| Other fees | | 67,134 |
| Total expenses | | 811,912,451 |
| Net investment loss | | (811,912,451) |
| | | |
| Net realised gain/(loss) on | | |
| Investments | 2.3 | 184,180,701 |
| Foreign exchange | 2.6 | (14,829) |
| Net investment loss and realised gain for the year | | (627,746,579) |
| Net change in unrealised (depreciation) on | | |
| Investments | 2.3 | (1,557,587,488) |
| Net decrease in net assets as a result of operations | | (2,185,334,067) |
| Movement in capital | | |
| Subscriptions of units | | 47,319,378,728 |
| Repurchases of units | | (27,017,619,262) |
| Net movement in capital | | 20,301,759,466 |
| Net assets at the beginning of the year | | 103,196,850,722 |
| The assess at the organism of the year | | 103,170,030,722 |
| Net assets at the end of the year | | 121,313,276,121 |

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2018

High Yield Bond Fund

(Expressed in Japanese yen)

| | Notes | JPY |
|--|-------|------------------|
| Expenses | | |
| | 4 | 227 5 47 667 |
| Manager fees | 4 | 237,547,667 |
| Investment Advisory fees | 6 | 131,928,244 |
| Administrator fees | 5 | 73,241,338 |
| Agent Company fees | 8 | 21,972,594 |
| Investment Manager fees | 4 | 13,788,738 |
| Custodian fees | 7 | 7,327,430 |
| Distributor fees | 4 | 5,130,090 |
| Printing and publishing expenses | | 2,167,659 |
| Professional expenses | | 2,239,184 |
| Legal expenses | | 1,732,243 |
| Trustee fees | 3 | 1,669,365 |
| Registration fees | | 265,731 |
| Other fees | | 67,134 |
| Total expenses | | 499,077,417 |
| Net investment loss | | (499,077,417) |
| | | |
| Net realised gain/(loss) on | | |
| Investments | 2.3 | 553,257,760 |
| Foreign exchange | 2.6 | (14,608) |
| Net investment loss and realised gain for the year | | 54,165,735 |
| Net change in unrealised (depreciation) on | | |
| Investments | 2.3 | (3,491,380,179) |
| Net decrease in net assets as a result of operations | | (3,437,214,444) |
| Movement in capital | | |
| Subscriptions of units | | 25,996,671,184 |
| Repurchases of units | | (28,752,832,348) |
| Net movement in capital | | (2,756,161,164) |
| Net assets at the beginning of the year | | 70,986,715,061 |
| Net assets at the end of the year | | 64,793,339,453 |
| | | |

| Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2018 | |
|---|--|
| | |

Alternative Fund (Expressed in Japanese yen)

| | Notes | JPY |
|--|-------|------------------|
| Expenses | | _ |
| - | | |
| Manager fees | 4 | 1,027,148,684 |
| Investment Advisory fees | 6 | 576,635,111 |
| Administrator fees | 5 | 320,131,599 |
| Agent Company fees | 8 | 96,040,188 |
| Investment Manager fees | 4 | 68,389,547 |
| Custodian fees | 7 | 32,027,470 |
| Distributor fees | 4 | 25,440,709 |
| Printing and publishing expenses | | 6,260,577 |
| Professional expenses | | 2,239,184 |
| Legal expenses | | 3,357,468 |
| Trustee fees | 3 | 1,669,365 |
| Registration fees | | 265,731 |
| Other fees | | 67,134 |
| Total expenses | | 2,159,672,767 |
| Net investment loss | | (2,159,672,767) |
| | · | ()))) |
| Net realised gain/(loss) on | | |
| Investments | 2.3 | 581,999,140 |
| Foreign exchange | 2.6 | (16,076) |
| Net investment loss and realised gain for the year | | (1,577,689,703) |
| Net change in unrealised (depreciation) on | | |
| Investments | 2.3 | (10,191,378,339) |
| Net decrease in net assets as a result of operations | | (11,769,068,042) |
| Movement in capital | | |
| Subscriptions of units | | 91,934,247,740 |
| Subscriptions of units | | (54,233,323,899) |
| Repurchases of units | | (34,233,323,899) |
| Net movement in capital | | 37,700,923,841 |
| Net assets at the beginning of the year | | 294,722,089,725 |
| | | |
| Net assets at the end of the year | | 320,653,945,524 |

|--|

Real Estate (REIT) Fund

(Expressed in Japanese yen)

| | Notes | JPY |
|--|-------|-----------------|
| Expenses | | |
| Manager fees | 4 | 122,191,559 |
| Investment Advisory fees | 6 | 69,007,924 |
| Administrator fees | 5 | 38,311,419 |
| Agent Company fees | 8 | 11,493,413 |
| Investment Manager fees | 4 | 8,716,102 |
| Custodian fees | 7 | 3,832,733 |
| Distributor fees | 4 | 3,243,708 |
| Printing and publishing expenses | , | 1,673,617 |
| Professional expenses | | 1,844,881 |
| Legal expenses | | 1,544,952 |
| Trustee fees | 3 | 1,669,365 |
| Registration fees | 3 | 265,731 |
| Other fees | | 67,134 |
| Total expenses | | 263,862,538 |
| Net investment loss | , | (263,862,538) |
| | | · · · · · · |
| Net realised gain/(loss) on | | |
| Investments | 2.3 | 266,718,408 |
| Foreign exchange | 2.6 | (14,228) |
| Net investment loss and realised gain for the year | | 2,841,642 |
| Net change in unrealised appreciation on | | |
| Investments | 2.3 | 348,656,797 |
| Net increase in net assets as a result of operations | | 351,498,439 |
| Movement in capital | | |
| Subscriptions of units | | 14,512,061,347 |
| Repurchases of units | | (5,863,078,986) |
| Net movement in capital | | 8,648,982,361 |
| Net assets at the beginning of the year | | 32,707,013,481 |
| | | 44 707 101 57 |
| Net assets at the end of the year | | 41,707,494,281 |

| Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2018 |
|---|
| |

Commodity Fund (Expressed in Japanese yen)

| • | ` 1 | 1 7 / |
|--|-------|-----------------|
| | Notes | JPY |
| Expenses | | |
| Manager fees | 4 | 51,958,656 |
| Investment Advisory fees | 6 | 29,491,119 |
| Administrator fees | 5 | 16,372,610 |
| Agent Company fees | 8 | 4,911,723 |
| Investment Manager fees | 4 | 3,912,886 |
| Custodian fees | 7 | 1,637,878 |
| Distributor fees | 4 | 1,458,895 |
| Printing and publishing expenses | • | 1,320,115 |
| Professional expenses | | 2,239,184 |
| Legal expenses | | 1,440,019 |
| Trustee fees | 3 | 1,669,362 |
| Registration fees | 3 | 265,731 |
| Other fees | | 67,134 |
| Total expenses | | 116,745,312 |
| Net investment loss | | (116,745,312) |
| 140 111 100 1111 1111 1111 1111 1111 11 | | (110,7 10,012) |
| Net realised (loss) on | | |
| Investments | 2.3 | (93,139,136) |
| Foreign exchange | 2.6 | (14,266) |
| Net investment loss and realised loss for the year | | (209,898,714) |
| Net change in unrealised (depreciation) on | | |
| Investments | 2.3 | (148,616,095) |
| Net decrease in net assets as a result of operations | | (358,514,809) |
| Movement in capital | | |
| Subscriptions of units | | 6,486,606,568 |
| Repurchases of units | | (2,137,328,981) |
| Net movement in capital | | 4,349,277,587 |
| Net assets at the beginning of the year | | 14,308,533,026 |
| Net assets at the end of the year | | 18,299,295,804 |
| | | , -,, - |

| Notes to the financial statements | |
|-----------------------------------|--------------------------|
| | (As at October 31, 2018) |

Note 1 - Activity

NIKKO GLOBAL FUNDS (the "Trust"), which has been established as an umbrella unit trust, is a group of Cayman Islands series unit trusts.

As at October 31, 2018, the following nine Series Trusts and their respective trading companies (each, a "Trading Company" and, together, the "Trading Companies") are in operation:

| Series Trust | Related Trading Company |
|-----------------------------|-------------------------------------|
| | |
| Japan Large Cap Equity Fund | NGF-JLCE Trading Ltd. |
| Japan Small Cap Equity Fund | NGF-JSCE Trading Ltd. |
| Global Equity Fund | NGF-GE Trading Ltd. |
| Emerging Equity Fund | NGF-EE Trading Ltd. |
| Global Bond Fund | NGF-GB Trading Ltd. |
| High Yield Bond Fund | NGF-HYB Trading Ltd. |
| Alternative Fund | NGF-ALTERNATIVE Trading Ltd. |
| Real Estate (REIT) Fund | NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading Ltd. |
| Commodity Fund | NGF-COMMODITY Trading Ltd. |

Japanese Bond Fund terminated as of October 31, 2018. It is intended that its trading company NGF-JB Trading Ltd. will be terminated as well.

The Series Trusts in operation as at October 31, 2018 were constituted pursuant to the Master Trust Deed and separate Series Trust Deeds.

The investment objective of each of the Series Trusts is to obtain an optimal growth of capital invested over the long term by management of a diversified portfolio.

Japan Large Cap Equity Fund

Japan Large Cap Equity Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-JLCE Trading Ltd. ("NGF-JLCE Trading"), a single trading company. NGF-JLCE Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as trustee of the Series Trust and the shares of NGF-JLCE Trading form the main assets (and may be the only assets) of Japan Large Cap Equity Fund.

The financial statements of Japan Large Cap Equity Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-JLCE Trading, which are disclosed in separate financial statements.

Japan Small Cap Equity Fund

Japan Small Cap Equity Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-JSCE Trading Ltd. ("NGF-JSCE Trading"), a single trading company. NGF-JSCE Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as trustee of the Series Trust and the shares of NGF-JSCE Trading form the main assets (and may be the only assets) of Japan Small Cap Equity Fund.

The financial statements of Japan Small Cap Equity Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-JSCE Trading, which are disclosed in separate financial statements.

Global Equity Fund

Global Equity Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-GE Trading Ltd. ("NGF-GE Trading"), a single trading company. NGF-GE Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as trustee of the Series Trust and the shares of NGF-GE Trading form the main assets (and may be the only assets) of Global Equity Fund.

The financial statements of Global Equity Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-GE Trading, which are disclosed in separate financial statements.

Emerging Equity Fund

Emerging Equity Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-EE Trading Ltd. ("NGF-EE Trading"), a single trading company. NGF-EE Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as trustee of the Series Trust and the shares of NGF-EE Trading form the main assets (and may be the only assets) of Emerging Equity Fund.

The financial statements of Emerging Equity Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-EE Trading, which are disclosed in separate financial statements.

Japanese Bond Fund (terminated)

Japanese Bond Fund (terminated) invested all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-JB Trading Ltd. ("NGF-JB Trading"), a single trading company. NGF-JB Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as trustee of the Series Trust and the shares of NGF-JB Trading formed the main assets (and may be the only assets) of Japanese Bond Fund (terminated).

The financial statements of Japanese Bond Fund (terminated) should be read in conjunction with the financial statements of NGF-JB Trading, which are disclosed in separate financial statements.

Global Bond Fund

Global Bond Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-GB Trading Ltd. ("NGF-GB Trading"), a single trading company. NGF-GB Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as trustee of the Series trust and the shares of NGF-GB Trading form the main assets (and may be the only assets) of Global Bond Fund.

The financial statements of Global Bond Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-GB Trading, which are disclosed in separate financial statements.

High Yield Bond Fund

High Yield Bond Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-HYB Trading Ltd. ("NGF-HYB Trading"), a single trading company. NGF-HYB Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as trustee of the Series Trust and the shares of NGF-HYB Trading form the main assets (and may be the only assets) of High Yield Bond Fund.

The financial statements of High Yield Bond Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-HYB Trading, which are disclosed in separate financial statements.

Alternative Fund

Alternative Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-ALTERNATIVE Trading Ltd. ("NGF-ALTERNATIVE Trading"), a single trading company. NGF-ALTERNATIVE Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as trustee of the Series Trust and the shares of NGF-ALTERNATIVE Trading form the main assets (and may be the only assets) of Alternative Fund.

The financial statements of Alternative Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-ALTERNATIVE Trading, which are disclosed in separate financial statements.

Real Estate (REIT) Fund

Real Estate (REIT) Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading Ltd. ("NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading"), a single trading company. NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as trustee of the Series Trust and the shares of NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading form the main assets (and may be the only assets) of Real Estate (REIT) Fund.

The financial statements of Real Estate (REIT) Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading, which are disclosed in separate financial statements.

Commodity Fund

Commodity Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-COMMODITY Trading Ltd. ("NGF-COMMODITY Trading"), a single trading company. NGF-COMMODITY Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as trustee of the Series Trust and the shares of NGF-COMMODITY Trading form the main assets (and may be the only assets) of Commodity Fund.

The financial statements of Commodity Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-COMMODITY Trading, which are disclosed in separate financial statements.

Note 2 - Significant accounting policies

2.1 - Presentation of financial statements

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

Following the termination of Japanese Bond Fund (terminated) as of October 31, 2018, the financial statements of Japanese Bond Fund have been prepared on a basis other than that of a going concern.

2.2 - Statements of net assets and of operations and changes in net assets

The combined financial statements of the Trust are expressed in JPY. The combined statement of net assets and the combined statement of operations and changes in net assets represent the sum of the Series Trusts' statements of net assets and statements of operations and changes in net assets.

2.3 - Valuation of the investments

The Series Trusts' investment in their respective Trading Company is valued based on the net asset value of the relevant Trading Company as prepared by the Administrator.

The net change in unrealised appreciation/depreciation comprises changes in the net asset value of the investments for the year and the reversal of prior year unrealised appreciation and depreciation for investments which were realised in the reporting year.

Net realised gain and loss on the disposal of investments are calculated using the average cost method.

2.4 - Formation expenses

Formation expenses have been fully amortised.

2.5 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis.

2.6 - Foreign currency translation

Assets and liabilities expressed in currencies other than JPY are translated at exchange rates prevailing as at October 31, 2018. Transactions in currencies other than JPY are translated into JPY at exchange rates prevailing at the transaction dates.

Net realised gain and loss on foreign exchange are recorded in the statement of operations and changes in net assets for the year.

Unrealised foreign exchange appreciation/depreciation arising in connection with the valuation of the securities in the portfolio at net asset value is included in net change in unrealised appreciation/depreciation on investments. Other foreign exchange gains/losses are directly taken into the statement of operations and changes in net assets.

Note 3 - Trustee fees

The Trustee is entitled to receive out of the assets of each Series Trust a trustee fee at the rate of 0.015% per annum of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears with a minimum of USD 12,500 per annum and a maximum of USD 15,000 per annum.

Note 4 - Manager fees, Distributor fees and Investment Manager fees

Until September 30, 2018, the Manager was entitled to receive, out of the assets of each Series Trust, a management fee at the rate of up to 0.35% per annum of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears, out of which up to 0.32% per annum were paid to the Investment Manager as Investment Manager's Fees and to the Distributor as Distributor's Fees at the following rates which applied depending on the aggregate net assets of all the Series Trusts (hereinafter referred to as "aggregate net assets"):

- For portion of aggregate net assets equal to or less than JPY 300 billion: 0.30% (Investment Manager 's Fees) and 0.02% (Distributor's Fees)
- For portion of aggregate net assets over JPY 300 billion to equal to or less than JPY 500 billion: 0.25% (Investment Manager's Fees) and 0.07% (Distributor's Fees)
- For portion of aggregate net assets over JPY 500 billion to equal to or less than JPY 1,000 billion: 0.20% (Investment Manager's Fees) and 0.12% (Distributor's Fees)
- For portion of aggregate net assets over JPY 1,000 billion to equal to or less than JPY 1,300 billion: 0.10% (Investment Manager's Fees) and 0.22% (Distributor's Fees)
- For portion of aggregate net assets over JPY 1,300 billion: 0.05 % (Investment Manager's Fees) and 0.27% (Distributor's Fees) until July 30, 2018 and 0.08% (Investment Manager's Fees) and 0.22% (Distributor's Fees) from July 31 until September 30, 2018

Since October 1, 2018, the following structure applies.

The Manager is entitled to receive, out of the assets of each Series Trust, a fee at the rate of 0.03% per annum of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

The Distributor is entitled to receive, out of the assets of each Series Trust, fees per annum payable quarterly in arrears, calculated on the basis of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each Valuation Day, at the following rates which apply depending on the aggregate of the total net assets of all the Series Trusts:

- For portion of aggregate net assets equal to or less than JPY 300 billion: 0.02%
- For portion of aggregate net assets over JPY 300 billion to equal to or less than JPY 500 billion: 0.07%
- For portion of aggregate net assets over JPY 500 billion to equal to or less than JPY 1,000 billion: 0.12%
- For portion of aggregate net assets over JPY 1,000 billion: 0.22%

The Investment Manager is entitled to receive, out of the assets of each Series Trust, fees per annum payable quarterly in arrears, calculated on the basis of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each Valuation Day, at the following rates which apply depending on the aggregate of the total net assets of all the Series Trusts:

- For portion of aggregate net assets equal to or less than JPY 300 billion: 0.30%
- For portion of aggregate net assets over JPY 300 billion to equal to or less than JPY 500 billion: 0.25%
- For portion of aggregate net assets over JPY 500 billion to equal to or less than JPY 1,000 billion: 0.20%
- For portion of aggregate net assets over JPY 1,000 billion to equal to or less than JPY 1,300 billion: 0.10%
- For portion of aggregate net assets over JPY 1,300 billion: 0.08%

Note 5 - Administrator fees

Until July 30, 2018, the Administrator was entitled to receive out of the assets of each Series Trust a fee at the rate of 0.10% per annum of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

Since July 31, 2018, the Administrator is entitled to receive out of the assets of each Series Trust a fee per annum payable quarterly in arrears, calculated on the basis of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day, at the following rates which apply depending on the aggregate net assets of all the Series Trusts:

- For portion of the aggregate net assets equal to or less than JPY 1,300 billion: 0.10%
- For portion of the aggregate net assets over JPY 1,300 billion: 0.085%

Note 6 - Investment Advisory fees

Until July 30, 2018, the Investment Advisers, each in their capacity as investment adviser, were entitled to receive out of the assets of each Series Trust a fee per annum at the rate of 0.13% for Nikko Global Wrap Ltd. and of 0.05% for SMBC Nikko Securities Inc. of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

Since July 31, 2018, each Investment Adviser is entitled to receive out of the assets of each Series Trust a fee, accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears, as below:

- For SMBC Nikko Securities Inc.: 0.05% per annum of the net assets of the Series Trust.
- For Nikko Global Wrap Ltd.: 0.13% per annum of the net assets of the Series Trust for the portion of the aggregate net assets equal to or less than JPY 1,300 billion and 0.115% per annum of the net assets of the Series Trust for the portion of aggregate net assets over JPY 1,300 billion.

Note 7 - Custodian fees

The Custodian is entitled to receive out of the assets of each Series Trust a fee at the rate of 0.01% per annum of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

Note 8 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of each Series Trust a fee at the rate of 0.03% per annum of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

Note 9 - Charges and expenses regarding Japanese Bond Fund (terminated)

Until the termination of Japanese Bond Fund (terminated) as of October 31, 2018, for all fees linked to the net asset value in connection with Japanese Bond Fund (terminated) except Trustee fees, reduced fee rates corresponding to 50% of the fee rates indicated in notes 4 to 8 applied for the relevant quarter if the tenyear Japanese government bonds rate (the "JGB Rate") was below 0% as of the rate reference date, which was the 20th calendar day of the last month of each calendar quarter (i.e. March 20, June 20, September 20, and December 20), or, if such day was not a business day in Japan, the following business day in Japan.

Regarding Trustee fees, if the JGB Rate was below 0% as of the rate reference date, the amount of USD 12,500 per annum applied for the relevant quarter.

Note 10 - Termination expenses of Japanese Bond Fund (terminated)

The termination expenses of Japanese Bond Fund (terminated) include legal fees, professional expenses and reporting fees and were estimated to the total of approximately JPY 920,000, USD 27,600 and EUR 18,500.

Note 11 - Cash injection in NGF-JB Trading Ltd.

A redemption of 99.14% of the units of Japanese Bond Fund (terminated) followed by the sale of a portion of NGF-JB Trading Ltd.'s portfolio and a maturing forward transaction caused NGF-JB Trading Ltd. to suffer a loss of JPY 101,435,105 after the calculation of the net asset value as of September 18, 2018, diluting the valuation of Japanese Bond Fund (terminated) for its remaining unitholders. As a commercial gesture, the Distributor proceeded with a cash injection of JPY 101,368,013 in NGF-JB Trading Ltd. to compensate for this loss. The amount injected on this occasion was ultimately borne by the Manager's group companies and by the Investment Manager's group companies.

Note 12 - Taxation

12.1 - Cayman Islands

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Trust has received an undertaking from the Governor-in-Cabinet of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes for a period of 50 years from the date of incorporation. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

12.2 - Other countries

The Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries. Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and repurchasing units under the laws of their respective jurisdiction.

Note 13 - Related party transactions

The Manager, the Trustee, the Administrator and Custodian, the Investment Advisers, and the Agent Company and Distributor are considered as related parties to the Trust. Related party fees are recorded in the statements of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2018 of each Series Trust and are detailed in the notes to the financial statements.

Note 14 - Terms of subscriptions and repurchases of units

Units may be issued and subscribed as of each issue day at the net asset value per unit as of the relevant issue day for the relevant unit ("Issue Price"), subject to the subscription notice procedure described in the Offering Memorandum. The Issue Price shall, subject to any suspension, be calculated and published by the Administrator on the relevant issue day.

Units may be repurchased as of any repurchase day at the net asset value per unit as of the relevant repurchase day for the relevant unit ("Repurchase Price"), subject to the repurchase notice procedure described in the Offering Memorandum. The Repurchase Price shall, subject to any suspension, be calculated and published by the Administrator on the relevant repurchase day.

Note 15 - Valuation of the investments as at October 31, 2018

The net assets of each Series Trust as at October 31, 2018 have been calculated in accordance with the valuation principles laid out in the Master Trust Deed. In particular, collective investment schemes, investment funds and mutual funds held by the Trading Companies are valued at the net asset value available as of the relevant valuation day (or, if a net asset value as of such valuation day is not available, a net asset value as of the immediately preceding day is used).

If the underlying investments of the Trading Companies had been valued at the net asset value dated October 31, 2018, the net assets of the Trading Companies would have amounted in JPY to:

| Currency / Trading Company | NGF-JLCE Trading Ltd. | NGF-JSCE Trading Ltd. | NGF-GE Trading Ltd. | NGF-EE Trading Ltd. | NGF-JB Trading Ltd. |
|-------------------------------|--------------------------|--------------------------|-------------------------------------|---|-----------------------------------|
| JPY | 186,137,568,236 | 69,247,516,451 | 154,679,032,039 | 57,545,435,162 | - |
| Currency / Trading Company | NGF-GB Trading Ltd. | NGF-HYB Trading Ltd. | NGF- ALTERNATIVE Trading Ltd. | NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading Ltd. | NGF- COMMODITY Trading Ltd. |
| | | | | | |

This would have resulted in the following net assets and net asset value per unit in JPY for each Series Trust as at October 31, 2018:

| | Nikko Global Funds - Japan Large Cap Equity Fund | Nikko Global Funds - Japan Small Cap Equity Fund | Nikko Global Funds - Global Equity Fund | Nikko Global Funds - Emerging Equity Fund | Nikko Global Funds - Japanese Bond Fund |
|---------------------------------------|---|---|---|---|---|
| Recalculated net assets | 186,015,145,156 | 69,200,362,462 | 154,578,922,866 | 57,505,929,067 | 6,368,334 |
| Recalculated net asset value per unit | 1.1519 | 1.5477 | 1.3373 | 1.0840 | 0.73199 |

有価<u>証券報告書(外</u>国投資信託受益証券)

| | Nikko Global | Nikko Global | Nikko Global | Nikko Global | Nikko Global |
|---|---------------------------|--------------------------|---------------------------|--------------------------|--------------------------|
| | Funds - Global | Funds - High | Funds - | Funds - Real Estate | Funds - |
| | Bond Fund | Yield Bond Fund | Alternative Fund | (REIT) Fund | Commodity Fund |
| Recalculated net assets Recalculated net asset value per unit | 121,141,712,052 0.9591 | 64,773,838,865 1.2187 | 321,901,275,983 0.6770 | 41,482,305,137 0.9325 | 18,257,315,341 0.6636 |

The differences between the official and the recalculated net asset value per unit of each Series Trust as at October 31, 2018 are as follows:

| | Nikko Global Funds - Japan Large Cap Equity Fund | Nikko Global Funds - Japan Small Cap Equity Fund | Nikko Global Funds - Global Equity Fund | Nikko Global Funds - Emerging Equity Fund | Nikko Global Funds - Japanese Bond Fund |
|---------------------------------------|---|---|---|--|---|
| Official net asset value per unit | 1.1238 | 1.5063 | 1.3174 | 1.0657 | 0.73199 |
| Recalculated net asset value per unit | 1.1519 | 1.5477 | 1.3373 | 1.0840 | 0.73199 |
| Difference in % | 2.50 | 2.75 | 1.51 | 1.72 | - |
| | | | | | |
| | Nikko Global Funds - Global Bond Fund | Nikko Global Funds - High Yield Bond Fund | Nikko Global Funds - Alternative Fund | Nikko Global Funds - Real Estate (REIT) Fund | Nikko Global Funds - Commodity Fund |
| Official net asset value per unit | Funds - Global | Funds - High | Funds - | Funds - Real Estate | |
| | Funds - Global Bond Fund | Funds - High Yield Bond Fund | Funds - Alternative Fund | Funds - Real Estate (REIT) Fund | Funds - Commodity Fund |

Note 16 - Subsequent events

Following the termination of Japanese Bond Fund (terminated) as of October 31, 2018, liquidation proceeds amounting to JPY 6,368,334 were paid out on value date November 7, 2018.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

<日本大型株式ファンド>

(2020年1月末日現在)

| | 円(を除く) |
|-----------------|------------------|
| 資産総額 | 255,256,832,742 |
| 負債総額 | 156,887,033 |
| 純資産総額(-) | 255,099,945,709 |
| 発行済口数 | 212,321,161,559□ |
| 1口当たり純資産価格(/) | 1.2015 |

<日本小型株式ファンド>

(2020年1月末日現在)

| | 円(を除く) |
|-----------------|----------------|
| 資産総額 | 47,328,035,473 |
| 負債総額 | 30,919,758 |
| 純資産総額(-) | 47,297,115,715 |
| 発行済口数 | 29,932,014,604 |
| 1口当たり純資産価格(/) | 1.5802 |

<グローバル株式ファンド>

(2020年1月末日現在)

| | 円(を除く) |
|-----------------|-------------------|
| 資産総額 | 247,106,960,265 |
| 負債総額 | 148,438,279 |
| 純資産総額(-) | 246,958,521,986 |
| 発行済口数 | 162,318,684,283 🗆 |
| 1口当たり純資産価格(/) | 1.5214 |

<エマージング株式ファンド>

(2020年1月末日現在)

| | 円(を除く) |
|-----------------|-----------------|
| 資産総額 | 78,341,717,140 |
| 負債総額 | 50,555,783 |
| 純資産総額(-) | 78,291,161,357 |
| 発行済口数 | 64,752,637,975□ |
| 1口当たり純資産価格(/) | 1.2091 |

<グローバル債券ファンド>

(2020年1月末日現在)

| | 円(を除く) |
|-----------------|------------------|
| 資産総額 | 160,633,069,529 |
| 負債総額 | 95,984,119 |
| 純資産総額(-) | 160,537,085,410 |
| 発行済口数 | 160,412,166,219□ |
| 1口当たり純資産価格(/) | 1.0008 |

<ハイイールド債券ファンド>

(2020年1月末日現在)

| | 円(を除く) |
|-----------------|-----------------|
| 資産総額 | 84,422,773,562 |
| 負債総額 | 52,020,919 |
| 純資産総額(-) | 84,370,752,643 |
| 発行済口数 | 64,931,477,622□ |
| 1口当たり純資産価格(/) | 1.2994 |

<オルタナティブ・ファンド>

(2020年1月末日現在)

| | 円(を除く) |
|-----------------|-------------------|
| 資産総額 | 292,170,615,576 |
| 負債総額 | 174,840,235 |
| 純資産総額(-) | 291,995,775,341 |
| 発行済口数 | 428,278,918,637 🗆 |
| 1口当たり純資産価格(/) | 0.6818 |

<不動産 (REIT) ファンド>

(2020年1月末日現在)

| | 円(を除く) |
|-----------------|-----------------|
| 資産総額 | 58,412,689,457 |
| 負債総額 | 36,003,109 |
| 純資産総額(-) | 58,376,686,348 |
| 発行済口数 | 54,292,413,232□ |
| 1口当たり純資産価格(/) | 1.0752 |

<コモディティ・ファンド>

(2020年1月末日現在)

| | 円(を除く) |
|-----------------|-----------------|
| 資産総額 | 24,230,028,707 |
| 負債総額 | 17,018,917 |
| 純資産総額(-) | 24,213,009,790 |
| 発行済口数 | 39,352,128,136□ |
| 1口当たり純資産価格(/) | 0.6153 |

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1)ファンド証券の名義書換

サブ・ファンドの記名式受益証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 SMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282

ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番

日本の受益者については、受益証券の保管を販売会社または販売取扱会社に委託している場合、その 販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

(2)受益者集会

受託会社または管理会社は、いつでも受益者集会を招集することができる。受託会社または管理会社は、すべてのサブ・ファンドに関する発行済受益証券の純資産総額の51%以上を保有する受益者からの書面による要求がある場合、すべてのサブ・ファンドの受益者集会を招集しなければならない。受託会社または管理会社はまた、いずれか一つのサブ・ファンドの全受益者からの書面による要求がある場合、当該サブ・ファンドの受益者集会を招集しなければならない。受益者集会の少なくとも21日前には受益者に通知が行われる。

すべての受益者集会における出席者数、定足数および議決権数の要件ならびに受益者の議決権は信託 証書に記載されている。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

受益証券は、1933年米国証券法のもとで登録されておらず(また、ファンドも1940年米国投資会社法のもとで登録されておらず)、かつ、米国内で募集されておらず、また、1933年米国証券法および1940年米国投資会社法のもとでの免除規定に依拠する場合を除き、直接的または間接的に、米国、その領土もしくは属領もしくはその法域において、または、その国民、市民もしくは居住者または当該地に通常居住している者(かかる自然人および当該地で設立または組織された法人またはパートナーシップの財団を含む。)に対し、もしくはその利益のために、募集または販売することはできない。

ファンドは、FATCAを遵守する参加外国金融機関である(受益証券の登録名義人となる)販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。管理会社は、米国の法律および規則を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことができ、また米国人への譲渡の登録を拒絶することができる。

受益証券の譲渡制限については、前記「第2 管理及び運営 1 申込(販売)手続等 (1)海外における販売 譲渡制限」を参照のこと。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1)資本金の額

2020年2月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ(約6億5,529万円)で、同日現在全額払 込済である。なお、1株額面20ユーロ(約2,406円)の記名式株式272,311株を発行済である。

最近5年間における資本金の額の増減は、以下のとおりである。

| 2015年 2 月28日 | 5,446,220ユーロ |
|--------------|--------------|
| 2016年 2 月29日 | 5,446,220ユーロ |
| 2017年 2 月28日 | 5,446,220ユーロ |
| 2018年 2 月28日 | 5,446,220ユーロ |
| 2019年 2 月28日 | 5,446,220ユーロ |
| 2020年 2 月29日 | 5,446,220ユーロ |

(2)会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。

取締役は、その定員および任期を決定する年次株主総会において株主によって選任される。いかなる 取締役も、株主により理由の有無を問わず解任される。

取締役会は、互選により、会長1名および副会長1名を選出することができる。取締役会はまた、取締役会および株主総会の議事録を管理する責任者である秘書役1名(取締役であることを要しない。)を選出することができる。取締役会は会長または2名の取締役により招集され、招集通知に記載された場所で開催される。会長は、すべての株主総会および取締役会において議長を務めるものとするが、欠席の場合、株主または取締役会は、当該会議の出席者の多数決により、臨時議長として他の取締役を任命することができる。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催予定日の24時間以上前に取締役にあててなされなければならない。緊急の場合には、当該緊急事由および動機について招集通知に記載する。かかる通知は、書面、Eメールまたはファクシミリまたは他の類似の通信手段により各取締役の同意が得られた場合には省略することができる。取締役会の事前の決議により決定された時間および場所で開催されるものについては、特段の通知をする必要はない。

取締役は、書面または電信、電報、またはファクシミリにより、別の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役は、2名以上の別の取締役を代理することができる。いずれの取締役も、テレビ会議または他の類似の通信手段により、本人確認を可能にすることにより、取締役会に参加することができる。これらの通信手段は、会議への効果的な参加を保障する技術的特性を満たすものでなければならず、審議は、継続的に中継されなければならない。これらの手段による会議への参加は、当該会議への本人の参加と同等である。当該通信手段により開催される会議は、管理会社の登録事務所において開催されたものと見なされる。取締役会は、取締役の半数以上が出席または代理出席している場合にのみ適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとする。取締役会は、書面、電信、ファクシミリまたは他の類似の通信手段により承認を表明する場合には、持回りによって書面による決議を全員一致で可決することができ、その全体をもって決議の証拠となる議事録を構成する。

取締役会は、管理会社の利益の管理および処分のすべての行為を行う最も広範な権限を付与されている。

とりわけ、取締役会は、管理会社の目的のために行われるすべての業務ならびに当該業務に関するあらゆる資金拠出、譲渡、購入、協力、提携、参画または金融面での介入について決定することのできる完全な権限を有する。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、ルクセンブルグの法律の規定に基づき設立され、投資信託を管理運営するための免許を有する会社である。管理会社は、その管理するすべての投資信託に関して、専門性を有する投資運用会社を選任し、運用を委任している。管理会社は、1915年法に基づき1992年 2 月27日に設立された。

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず2010年法第125 - 2条に規定されたUCIを管理することである。ただし、管理会社は、最低でも1つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない。

管理会社は、AIFMDおよび2013年法に基づき、ファンドに関しAIFMとして業務を提供する。管理会社は、ファンドの投資資産の管理運営について責任を負っている。管理会社は、ファンドのポートフォリオ運用機能を投資運用会社に委託している。管理会社は、UCIの管理、運営および販売に関するあらゆる活動を行うことができる。

管理会社はSMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社の完全所有子会社である。

管理会社は、サブ・ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換を含む 管理・運営業務を行い、サブ・ファンドの資産に直接または間接的に関連するすべての権利を行使することができる。

管理会社は、関係するサブ・ファンドの費用で、関連する信託証書に基づく一部または全部の職務を、一名以上の個人または一社以上の企業(投資運用会社またはその他のサービス提供会社を含む。)に委任する十分な権限を有するものとする。ただし、管理会社は上記の受任者が適用ある限り基本信託証書に定める規定を遵守することを保証する。管理会社は、受任者または再受任者の業務遂行を監督する義務を負うものとし、受任者または再受任者の不正行為、重過失または不履行により生じたサブ・ファンドに対する損失について、当該損失が管理会社によるその義務に係る故意の不履行または詐欺行為による場合を除き責任を負うものではない。

信託証書に定める規定に従って、管理会社および管理会社の関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点でサブ・ファンドの信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が管理会社、管理会社の関係会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の詐欺、重過失または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また管理会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わないものとする。

管理会社、その関係会社、これらの取締役、役員、従業員または代理人は、各サブ・ファンドの管理会社として、その関係会社としてまたはこれらの取締役、役員、従業員もしくは代理人としてそれぞれ強いられまたは被ることがある、関連する信託証書に基づきまたは各サブ・ファンドに関連する権限および職務の適正な遂行過程において生じた訴訟、手続、債務、費用、請求、損害、経費(一切の合理的な弁護士、専門家費用およびその他の類似費用を含む。)または要求の全部または一部について、各サブ・ファンドの信託財産から補償される。かかる補償は、管理会社、その関係会社、その取締役、役員、従業員または代理人の故意の不履行、重過失または詐欺により発生した作為または不作為から生じ管理会社が被る一切の訴訟、手続、債務、費用、請求、損害、経費または要求については適用されない。

ファンドに関する管理会社の任命期間は、受益者決議による事前の承認を得て、受託会社により解任されない限り、ファンドの存続期間とする。管理会社は、受託会社に対して90日以上前に書面により通知することにより辞任することができる。

管理会社は、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (3)管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

2020年2月末日現在、管理会社は、以下のとおりに分類される8本の投資信託を運営および管理している。

(2020年2月末日現在)

| | 純資産総額(通貨別) |
|-------------|-------------------|
| 米ドル | 3,430,027,160 |
| ユーロ | 6,542,499 |
| 円 | 1,223,582,456,249 |
| 豪ドル | 2,440,306,761 |
| ニュージーランド・ドル | 779,258,084 |
| カナダ・ドル | 61,356,108 |

| 投資信託の基本的性格 | |
|----------------------------|---|
| ルクセンブルグ籍契約型オープン・エンド型投資信託の数 | 2 |
| ケイマン諸島籍契約型オープン・エンド型投資信託の数 | 6 |

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるケーピーエムジー・ルクセンブルグ・ソシエテ・コーペラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)が当該財務書類に添付されている。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2020年2月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=120.32円)で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1)【貸借対照表】

SMBC日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

貸借対照表

2019年3月31日現在

(単位:ユーロ)

| | 注 | 2019年 3 月31日 | | 2018年3月31日 | |
|--------------------|-----|--------------|-----------|------------|-----------|
| | - | ユーロ | 千円 | ユーロ | <u>千円</u> |
| 資産 | - | | | | |
| 固定資産 | | | | | |
| - その他の付帯設備、用具および備品 | 3 | - | - | 7,133 | 858 |
| 流動資産 | | | | | |
| - 債権 | | | | | |
| 売掛金 | | | | | |
| 1 年以内に期限の到来するもの | 4 | 950,429 | 114,356 | 8,148,808 | 980,465 |
| その他の売掛金 | | | | | |
| 1 年以内に期限の到来するもの | 8 | 152,624 | 18,364 | 173,576 | 20,885 |
| - 預金および手許現金 | | 8,718,219 | 1,048,976 | 9,424,307 | 1,133,933 |
| 前払金 | _ | 59,894 | 7,206 | 60,731 | 7,307 |
| 資産合計 | = | 9,881,166 | 1,188,902 | 17,814,554 | 2,143,447 |
| 負債 | | | | | |
| 資本金および準備金 | | | | | |
| - 払込資本金 | 5 | 5,446,220 | 655,289 | 5,446,220 | 655,289 |
| - 準備金 | | | | | |
| 法定準備金 | 6 | 214,772 | 25,841 | 127,699 | 15,365 |
| その他の積立金 | 7 | 1,445,530 | 173,926 | 2,291,131 | 275,669 |
| | | 1,660,302 | 199,768 | 2,418,830 | 291,034 |
| - 当期損益 | _ | 1,776,405 | 213,737 | 1,741,473 | 209,534 |
| | _ | 8,882,927 | 1,068,794 | 9,606,522 | 1,155,857 |
| 引当金 | | | | | |
| - 納税引当金 | 8 | 756,072 | 90,971 | 822,153 | 98,921 |
| - その他の引当金 | 9 _ | 115,443 | 13,890 | 102,456 | 12,328 |
| | | 871,515 | 104,861 | 924,609 | 111,249 |
| 非劣後債務 | | | | | |
| - 貫掛金 | | | | | |
| 1 年以内に期限の到来するもの | | 126,724 | 15,247 | 90,154 | 10,847 |
| - その他の債務 | | | | | |
| 1 年以内に期限の到来するもの | 10 | | | 7,193,269 | 865,494 |
| | _ | 126,724 | 15,247 | 7,283,423 | 876,341 |
| 負債合計 | = | 9,881,166 | 1,188,902 | 17,814,554 | 2,143,447 |

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

(2)【損益計算書】

SMBC日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

損益計算書

2019年3月31日に終了した年度

(単位:ユーロ)

| | 注 | 2019年 3 月 |]31日 | 2018年 3 月 | ∃31日 |
|--------------------------|------|------------|-----------|------------|-----------|
| | _ | ユーロ | 千円 | ユーロ | <u>千円</u> |
| 費用 | _ | | | | |
| その他の外部費用 | 11.2 | 14,117,836 | 1,698,658 | 25,500,232 | 3,068,188 |
| 人件費 | | | | | |
| 給与および賃金 | | 1,003,366 | 120,725 | 722,355 | 86,914 |
| 給与および賃金に係る社会保障費 | | 104,573 | 12,582 | 79,819 | 9,604 |
| 補足年金費用 | | 25,726 | 3,095 | 20,262 | 2,438 |
| その他の社会保障費 | _ | 97,430 | 11,723 | 51,402 | 6,185 |
| | | 1,231,095 | 148,125 | 873,838 | 105,140 |
| その他の営業費用 | 12.1 | 253,090 | 30,452 | 215,246 | 25,898 |
| 利息およびその他の財務費用 | | | | | |
| その他の利息および類似財務費用 | | 5,840 | 703 | 2,983 | 359 |
| | _ | 15,607,862 | 1,877,938 | 26,592,299 | 3,199,585 |
| 法人所得税 | 8 | 622,870 | 74,944 | 610,590 | 73,466 |
| 前勘定科目に表示されていない その他の税金 | _ | | | | |
| 当期利益 | | 1,776,405 | 213,737 | 1,741,473 | 209,534 |
| 費用合計 | - | 18,007,136 | 2,166,619 | 28,944,362 | 3,482,586 |
| 収益 | | | | | |
| 純売上高 | 11.1 | 17,935,667 | 2,158,019 | 28,868,642 | 3,473,475 |
| その他の営業収益 | 12.2 | 71,469 | 8,599 | 75,720 | 9,111 |
| その他の利息およびその他の財務収益 | | , | -, | -, - | - , |
| その他の利息および類似財務収益 | _ | | <u> </u> | | |
| | _ | 18,007,136 | 2,166,619 | 28,944,362 | 3,482,586 |
| 当期損失 | | - | - | - | - |
| 収益合計 | = | 18,007,136 | 2,166,619 | 28,944,362 | 3,482,586 |

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

SMBC日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

オフ・バランスシート

2019年3月31日現在

(単位:ユーロ)

| 注 | 2019年 3 月31日 | | 2018年 3 月31日 | | |
|----|--------------|----|--------------|----|--|
| | ユーロ | 千円 | ユーロ | 千円 | |
| 14 | | | | | |

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

第三者のために保有される資産

SMBC日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

財務書類に対する注記 2019年3月31日に終了した年度

注1.事業活動

SMBC日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(以下「当社」という。)は、1992年2月27日、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立された。

当社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず、当社が、最低でも一本のルクセンブルグのUCI(以下「投資信託」という。)を管理することを条件に、(投資信託に関する2010年12月17日の法律(随時改正済)(以下「2010年法」ということがある。)の第125 - 2条に規定された)投資信託の管理を行うことである。かかる観点において、当社は、ルクセンブルグの2013年の法律(随時改正済)(以下「2013年法」という。)に従い、オルタナティブ投資ファンド運用者として行為し、かつ、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU(以下「AIFMD」という。)の別紙 (以下「別紙」という。)の第1項に規定された業務を行う。当社は、ポートフォリオ管理を委託し、投資運用の監視を行う一方で、当社自身でリスク管理を実施する。さらに、当社は、別紙の第2項に基づき別挙された一切の業務を行う。

2019年3月31日現在、当社はニッコウ・マネー・マーケット・ファンド、ニッコウ・スキル・インベストメンツ・トラスト(ルクセンブルグ)、日興グローバル・ファンズ、日興リアル・アセット・ファンド、クオンティテイティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム (「QMS 」)、日興オフショア・ファンズ、プレミアム・ファンズ、日興ワールド・トラスト、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンドおよびクォンティック・トラストの10の投資信託を管理・運営している。

注2.重要な会計方針

当社は、その会計帳簿をユーロ(以下「ユーロ」という。)で維持し、本財務書類は、以下の重要な会計方針を含め、ルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して継続企業の前提で作成されている。

2.1 外貨換算

ユーロ以外の通貨建の取引は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨建の固定資産は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日付現 在、かかる資産は取得時の為替レートで換算されている。

現金および預金は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートで換算される。為替差損益は損益計算書に計 上される。

短期債権および債務は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートに基づき換算される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートで換算された額または為替に基づき決定された額のいずれか低い額または高い額で、それぞれ別々に換算される。

実現為替差益は、実現された時点で損益計算書に計上される。

ユーロ以外の通貨建の資産と負債の間に経済的な関連がある場合には、未実現純損失のみ、損益計算書 に計上される。

2.2 流動債権

債権は、その額面価額で評価される。それらは、回収が困難な場合には、評価調整の対象となる。かかる評価調整は、評価調整が行われた事由が適用されなくなる場合には、継続されない。

2.3 負債引当金および費用引当金

負債引当金および費用引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が 高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填すること を目的としている。

注3.固定資産の変動

| | 取得原 | 京価 | 評価客 | 頁調整 | | |
|-----------|--------------|--------------|---------------|---------------|--------------|--------------|
| | 期首現在 価値総額 | 期末現在 価値総額 | 期首現在 累積額調整 | 期末現在 累積額調整 | 期首現在 価値純額 | 期末現在 価値純額 |
| | ユーロ | ユーロ | ユーロ | ユーロ | ユーロ | ユーロ |
| 固定資産 | | | | | | |
| 内訳: | | | | | | |
| - 家具、付帯設備 | 7,264 | 7,264 | (6,020) | (7,264) | 1,244 | - |
| - オフィス設備 | 26,619 | 26,619 | (20,730) | (26,619) | 5,889 | - |
| | 33,883 | 33,883 | (26,750) | (33,883) | 7,133 | - |

固定資産は、減価償却累計額控除後の取得原価で評価される。減価償却費は、個々の資産の見積耐用年数にわたり、定額法で計算される。

かかる目的で使用される減価償却率は、以下のとおりである。

- 家具、付帯設備 20%
- オフィス設備 50%

注4.債権

2019年3月31日および2018年3月31日現在の債権(売掛金)は、未収管理報酬である。

注5. 払込資本金

額面金額20ユーロの発行済および全額払込済の株式272,311株で表章される払込資本金は、5,446,220 ユーロである。

注6.法定準備金

ルクセンブルグ法により、当社は毎年その純利益の少なくとも5%を法定準備金として、当該準備金が 発行済資本金の10%に達するまで、積立てなければならない。

この法定準備金を配当金に利用することはできない。

2018年度の利益に関しては、87,073ユーロが積立てられた(2017年度の利益に関しては、55,160ユーロ。)。

注7. 資本金および準備金

| | 資本金 | 法定 準備金 | 任意 積立金 (1) | 特別納税 引当金 (2) | その他の 積立金 (1)+(2) | 当期 損益 |
|------------------|-----------|-----------|------------------|----------------------|------------------------|-------------|
| | ユーロ | ユーロ | ユーロ | ユーロ | ユーロ | ユーロ |
| 2018年 3 月31日現在残高 | 5,446,220 | 127,699 | 1,994,731 | 296,400 | 2,291,133 | 1,741,472 |
| 損益の繰入額 | - | 87,073 | 1,414,248 | 240,150 | 1,654,398 | (1,741,472) |
| 分配済み配当金 | | | (2,500,000) | | (2,500,000) | |
| 当期損益 | - | - | - | - | - | 1,776,404 |
| 2019年 3 月31日現在残高 | 5,446,220 | 214,772 | 908,980 | 536,550 | 1,445,530 | 1,776,404 |
| | | | | | | |
| | 資本金 | 法定 準備金 | 任意 積立金 (1) | 特別納税 引当金 (2) | その他の 積立金 (1)+(2) | 当期 損益 |
| | ユーロ | ユーロ | ユーロ | ユーロ | ユーロ | ユーロ |
| 2017年 3 月31日現在残高 | 5,446,220 | 72,539 | 1,143,694 | 99,400 | 1,243,094 | 1,103,197 |
| 損益の繰入額 | - | 55,160 | 851,037 | 197,000 | 1,048,037 | (1,103,197) |
| 当期損益 | - | - | - | - | - | 1,741,473 |
| 2018年 3 月31日現在残高 | 5,446,220 | 127,699 | 1,994,731 | 296,400 | 2,291,131 | 1,741,473 |

当社は、施行された税法に準拠して、純資産税(NWT)負債を控除した。当該法律に従い、当社は、 純資産税の控除額の5倍に相当する金額を配当不能引当金(「特別納税引当金」科目)のもとに繰入れる ことを決定した。当該引当金は、5年間は配当に利用することはできない。

注8.法人所得税

当社は、ルクセンブルグ法人所得税、都市事業税および純資産税の課税対象となっている会社である。

税金負債は、貸借対照表上で「納税引当金」として計上されており、前納税は貸借対照表上で「その他の売掛金 - 1年以内に期限の到来するもの」として計上されている。

注9.その他の引当金

| | 2019年 3 月31日 | 2018年3月31日 |
|-----------------------|--------------|------------|
| | ユーロ | ユーロ |
| 一般経費に対する引当金 | 115,443 | 98,751 |
| 未払付加価値税(VAT)に対する引当金 | - | 251 |
| 優先債権者に対する引当金(社会保障) | 20,765 | - |
| 優先債権者に対する引当金(給与に係る税金) | _ | 3,454 |
| | 136,208 | 102,456 |

注10. その他の債務

2019年3月31日および2018年3月31日現在のその他の債務の内訳は、以下のとおりである。

| | 2019年3月31日 | 2018年3月31日 |
|----------|------------|------------|
| | ユーロ | ユーロ |
| 未払投資顧問報酬 | - | 4,915,922 |
| 未払販売報酬 | - | 2,277,347 |
| | - | 7,193,269 |

注11. 純売上高およびその他の営業費用

11.1 純売上高

| | 2019年3月31日 | 2018年3月31日 |
|-------|------------|------------|
| | ユーロ | ユーロ |
| 管理報酬 | 17,935,667 | 28,861,804 |
| 弁護士報酬 | - | 6,838 |
| | 17,935,667 | 28,868,642 |

2019年3月31日現在の適用ある管理報酬料率は、以下のとおりである。

当社は、日興リアル・アセット・ファンド、ニッコウ・スキル・インベストメンツ・トラスト (ルクセンブルグ) - エル・プラス・タンジェント、日興オフショア・ファンズ - アジア・インカム・プラス・エクイティ・ストラテジー・トラッカー・ファンド、日興オフショア・ファンズ - アジア・パシフィック・インカム・プラス・リアル・エステート・ストラテジー・トラッカー・ファンドおよび日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンド SM から、当該四半期中のかかるファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、プレミアム・ファンズ - ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て、プレミアム・ファンズ - ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て(ヘッジあり)(これらの2つのシ

リーズ・トラストは2018年8月31日付で償還した。)、プレミアム・ファンズ - キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド(このシリーズ・トラストは2019年1月31日付で償還した。)、プレミアム・ファンズ - ヨーロピアン・ハイイールド、プレミアム・ファンズ - グローバル・コーポレート・ボンド、プレミアム・ファンズ - シュローダー日本株式ファンド、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型、プレミアム・ファンズ - ヴローバル・コア株式ファンド、プレミアム・ファンズ - グローバル・コア債券ファンド、プレミアム・ファンズ - グローバル・コアポートフォリオ アドバンス型、日興ワールド・トラスト - 日興グリーン・ニューディール・ファンド、日興ワールド・トラスト - グラビティ・ヨーロピアン・エクイティ・ファンド、日興ワールド・トラスト - ヨーロピアン・ラグジュアリー・エクイティ・ファンド、日興ワールド・トラスト - 日興グローバル・CB・ファンド、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・ボンドおよび日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・ボンドおよび日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・ボンドおよび日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・エクイティから、当該月中のこれらのファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - 日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド(米ドル建て)から、当該月中のかかるファンドの純資産価額に対して0.04%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - ワールド・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドから、当該 月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.023%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、クオンティテイティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム から、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、クォンティック・トラスト - 米ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201703から、毎月後払いされる、()シリーズ・トラストの当初発行価格に()関連評価日現在の発行済受益証券口数を乗じた金額について年率0.03%の報酬を受領する。

2018年9月末まで、当社は、日興グローバル・ファンズの各シリーズ・トラストから、当該四半期中の 当該シリーズ・トラストの平均純資産価額に対して0.35%の年次管理報酬を受領する。当社は、当該シ リーズ・トラストの投資運用会社および販売会社に対して合計で0.32%の年次報酬を払い戻す。2018年10 月1日以降、年次管理報酬は、当該四半期中の当該シリーズ・トラストの平均純資産価額に対して0.03% である。日興グローバル・ファンズのシリーズ・トラストの1つ(日興グローバル・ファンズ-日本債券 ファンド)が、2018年10月31日付で償還した。

当社は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドから、以下のとおり計算される年次管理報酬を、各四半期末に受領する。すなわち、日々計算されるグロス・イールド(その他の費用控除後)が年率1%未満の場合、当社に対する報酬は、当該グロス・インカム(その他の費用控除後)の1%である。日々計算されるグロス・イールド(その他の費用控除後)が年間1%以上および1.5%未満の場合、当社に対する報酬は、日々発生し、計算されるサブ・ファンドの純資産価額の年率0.02%である。日々計算されるグロス・イールド(その他の費用控除後)が年間1.5%以上の場合、当社に対する報酬は、日々発生し、計算されるサブ・ファンドの純資産価額の年率0.03%である。「グロス・イールド(その他の費用控除後)」とは、ファンドの総利回り(グロス・イールド)より、ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却率を控除し、当社により日々計算される料率をいう。また、「グロス・インカム(その他の費

用控除後)」とは、(a)ファンドの総利益(有価証券のキャピタル・ゲイン/ロスを含む。)より、(b)ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却額を控除し、当社により日々計算される金額をいう。

11.2 その他の外部費用

| | 2019年3月31日 | 2018年3月31日 |
|------------------|------------|------------|
| | ユーロ | ユーロ |
| 払戻し投資顧問および販売会社報酬 | 13,817,735 | 25,174,016 |
| その他の費用 | 300,101 | 326,216 |
| | 14,117,836 | 25,500,232 |

2018年9月30日まで、当社に支払われる、日興グローバル・ファンズのシリーズ・トラストの平均純資産価額に対する0.35%の年次管理報酬のうち、0.32%が日興グローバル・ファンズのシリーズ・トラストの投資運用会社および販売会社(以下「IM」および「販売会社」という。)に支払われる。当社が日興グローバル・ファンズのシリーズ・トラストのIMおよび販売会社に支払った合計金額は、2018年9月30日に終了した半期において13,820,085.19ユーロおよび2018年3月31日に終了した年度において25,174,016ユーロであった。

2018年10月31日まで、日興グローバル・ファンズについて、日本債券ファンドのみ、日本相互証券株式会社のウェブサイト上で公表されている新発日本国債10年利回り(以下「JGB利回り」という。)の主要な利回りによって決まる2つの異なる報酬水準が適用される。(かかるシリーズ・トラストの英文目論見書において定義されるとおり)利回り参照日現在のJGB利回りが0%未満である場合、当社は、シリーズ・トラストの資産から、(0.35%ではなく)純資産価額の0.175%の年次管理報酬を受領する権利を有する。そのうち、(0.32%ではなく)0.16%がIMおよび販売会社に支払われる。

その他の費用は、法律上の助言、コンサルティング、協会のメンバーシップ等の外部のプロバイダーにより提供されるサービスに相当する。

注12. その他の営業費用およびその他の営業収益

12.1 その他の営業費用

| | 2019年3月31日 | 2018年3月31日 |
|--------------------------------------|------------|------------|
| | ユーロ | ユーロ |
| その他の管理事務費用 | 253,090 | 215,246 |
| | 253,090 | 215,246 |
| | | |
| 12.2 その他の営業収益 | | |
| | 2019年3月31日 | 2018年3月31日 |
| | ユーロ | ユーロ |
| 過年度からのその他の引当金に対する調整 | 32,486 | 27,093 |
| SMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社への 業務提供に対する引当金 | 11,700 | 11,700 |
| 凍結ファンドに関する評価調整の償却 | - | 35,679 |
| 過年度からの税金の払戻し | 24,964 | - |
| その他 | 2,319 | 1,248 |

| 75,720 | 71,469 |
|--------|--------|
|--------|--------|

注13. 従業員および取締役

13.1 取締役

当年度中、信任を与えられた取締役数は、以下のとおりであった。

| | 2019年3月31日 | 2018年3月31日 |
|-----|------------|------------|
| 取締役 | 4 | 4 |

13.2 就業者

2019年3月31日および2018年3月31日現在の従業員数は、以下のとおりであった。

| | 2019年 3 月31日 | 2018年3月31日 |
|-------|--------------|------------|
| 上級管理職 | 2 | 2 |
| 中間管理職 | 2 | 3 |
| 従業員 | 3 | 3 |
| | 7 | 8 |

注14. 後発事象

本財務書類において開示される後発事象はなかった。

(財務書類については、原文(英語版)のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文(英語版)のみである。財務書類の原文(英語版)の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文(英語版)と日本文の間に相違があった場合には、原文(英語版)が優先される。)



Balance sheet as at March 31, 2019 (expressed in euro)

| | Note(s) | March 31, 2019 EUR | March 31, 2018 EUR |
|--|---------|-----------------------|-----------------------|
| ASSETS | | 201 | Lon |
| Fixed assets | | | |
| - Other fixtures and fittings, tools and equipment | 3 | | 7 133 |
| Current assets - Debtors | | | |
| Trade receivables | | 050 420 | 0.140.000 |
| - becoming due and payable within one year | 4 | 950 429 | 8 148 808 |
| Other receivables | | | |
| - becoming due and payable within one year | 8 | 152 624 | 173 576 |
| - Cash at bank and in hand | | 8 718 219 | 9 424 307 |
| Prepayments | | 59 894 | 60 731 |
| Total assets | | 9 881 166 | 17 814 554 |
| LIABILITIES | | | |
| Capital and reserves | | | |
| - Subscribed capital | 5 | 5 446 22 | 5 446 220 |
| - Reserves | | | |
| legal reserve | 6 | 214 77 | 2 127 699 |
| other reserves | 7 | 1 445 53 | 0 2 291 131 |
| | | 1 660 30 | |
| - Profit or loss for the financial year | | 1 776 40. | 5 _1 741 473 |
| 1 | | 8 882 92 | |
| Provisions | | | |
| - Provisions for taxation | 8 | 756 07 | 2 822 153 |
| - Other provisions | 9 | _ 115 44 | |
| | | 871 51 | 5 <u> </u> |
| Non-subordinated debts | | | |
| - Trade creditors | | | |
| becoming due and payable within one year | | 126 72 | 4 90 154 |
| - Other creditors | | 350.35 | n tototiile |
| becoming due and payable within one year | 10 | | 7 193 269 |
| 30 (1990) 30 (1990) | 553 | 126 72 | |
| Total liabilities | | 9.881 16 | |

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. Profit and loss account for the year ended March 31, 2019 (expressed in euro)

| | Note(s) | March 31, 2019 | March 31, 2018 |
|---|---------|----------------|----------------|
| CHARGES | | EUR | EUR |
| Other external charges | 11.2 | 14 117 836 | 25 500 232 |
| Staff costs | | | |
| - Salaries and wages | | 1 003 366 | 722 355 |
| - Social security on salaries and wages | | 104 573 | 79 819 |
| - Supplementary pension costs | | 25 726 | 20 262 |
| - Other social costs | | 97 430 | 51 402 |
| | | 1 231 095 | 873 838 |
| Other operating charges | 12.1 | 253 090 | 215 246 |
| Interest and other financial charges - Other interest and similar financial charges | | 5 840 | 2 983 |
| - One merestand sunnar thianean charges | | 15 607 862 | 26 592 299 |
| Income tax | 8 | 622 870 | 610 590 |
| Other taxes not included in the previous caption | | | |
| Profit for the financial year | | 1 776 405 | 1 741 473 |
| Total charges | | 18 007 136 | 28 944 362 |
| INCOME | | | |
| Net turnover | 11.1 | 17 935 667 | 28 868 642 |
| Other operating income | 12.2 | 71 469 | 75 720 |
| Other interest and other financial income | | | |
| - Other interest and similar financial income | | | |
| | | 18 007 136 | 28 944 362 |
| Loss for the financial year | | | |
| Total income | | 18 007 136 | 28 944 362 |

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

EDINET提出書類

SMBC日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(E14853)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. Off-balance sheet as at March 31, 2019

(expressed in euro)

Note(s) March 31, 2019 March 31, 2018

EUR EUR

Assets held for third parties . . .

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2019

Note 1 - Activity

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the "Company") was incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as "Société Anonyme" on February 27, 1992.

The purpose of the Company is the management (within the meaning of article 125-2 of the law of 17 December 2010 relating to undertakings for collective investment as amended from time to time) (the "2010 Law"), of undertakings for collective investment, whether domiciled in Luxembourg or offshore, provided that the Company must manage at least one Luxembourg UCI (the "Funds"). In that context, the Company acts as Alternative Investment Fund Manager in accordance with the Luxembourg law of 2013 as amended from time to time (the "2013 Law") and perform the activities listed in item 1 of the Annex I of Directive 2011/61/EU of the European Parliament (the "Annex") and of the Council of 8 June 2011 on alternative investment fund managers (the "AIFMD"). The Company performs risk management by itself while delegating portfolio management and conducting oversight of investment managers. The Company may further carry out any of the activities listed under item 2. of the Annex.

As at March 31, 2019, the Company manages 10 investment funds: Nikko Money Market Fund, Nikko Skill Investment Trust (Lux), Nikko Global Funds, Nikko Real Asset Fund, Quantitative Multi-Strategy Program II ("QMS II"), Nikko Offshore Funds, Premium Funds, Nikko World Trust, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Fund, and Quantic Trust.

Note 2 - Significant accounting policies

The Company maintains its books in Euro ("EUR") and these annual accounts have been prepared on a going concern basis in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements including the following significant accounting policies.

2.1 - Foreign currency translation

Transactions expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction.

Fixed assets expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction. At the balance sheet date, these assets remain translated at historic exchange rate.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account.

Short-term debtors and creditors are translated on the basis of the exchange rates effective at the balance sheet date.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2019 (continued)

Note 2 - Significant accounting policies (continued)

2.1 - Foreign currency translation (continued)

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at historical exchange rate or the value determined on the basis of the exchange.

Realised exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realisation.

Where there is an economic link between an asset and a liability, expressed in currencies other than EUR, only the net unrealised loss is recorded in the profit and loss account.

2.2 - Current debtors

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.3 - Provisions for liabilities and charges

Provision for liabilities and charges are intended to cover losses or debts, the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2019 (continued)

Note 3 - Movements in fixed assets

| | Net value at the end of the financial year | EUR | i de | ř | ¥ |
|-------------------|--|-----|--|----------------------|----------|
| | Net value at the beginning of the financial year | EUR | 1 244 | 5 889 | 7.133 |
| stments | Cumulative value adjustments at the end of the financial year | EUR | (7.264) | (26 619) | (33.883) |
| Value adjustments | Cumulative value adjustments at the beginning of the financial year | EUR | (6 020) | (20 730) | (26750) |
| ** | Gross value at the end of the financial year | EUR | 7.264 | 26 619 | 33 883 |
| Cost | Gross value at the beginning of the financial year | EUR | 7264 | 26 619 | 33 883 |
| | , | | Fixed assets of which: -furniture, fixture and fittings | -office arrangements | |

Fixed assets are valued at cost less accumulated depreciation/amortisation. Depreciation/amortisation is calculated on a straight-line basis over the estimated useful life of individual assets.

The depreciation/amortisation rates used for this purpose are:
Furniture, fixture and fittings
Office arrangements
50%

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2019 (continued)

Note 4 - Debtors

Debtors (Trade receivables) as at March 31, 2019 and March 31, 2018 represent management fees receivable.

Note 5 - Subscribed capital

The subscribed capital is EUR 5 446 220, represented by 272 311 issued and fully paid shares at a par value of EUR 20.

Note 6 - Legal reserve

Under Luxembourg law, the Company is required to transfer to the legal reserve a minimum of 5% of its net profit each year until this reserve equals 10% of the issued share capital.

The legal reserve is not available for distribution.

A transfer of EUR 87 073 was made in respect of the profit of 2018 (EUR 55 160 in respect of the profit of 2017).

Note 7 - Capital and reserves

| | Capital | Legal reserve | Free reserve | Special tax reserve | Other reserves | Result for the year |
|-------------------------------|---|------------------|--------------|------------------------|----------------|------------------------|
| | | | (1) | (2) | (1) + (2) | |
| | EUR | EUR | EUR | EUR | EUR | EUR |
| Balance at March 31, 2018 | 5 446 220 | 127 699 | 1 994 731 | 296 400 | 2 291 133 | 1 741 472 |
| Allocation of the result | | 87 073 | 1 414 248 | 240 150 | 1 654 398 | (1 741 472) |
| Dividend distributed | | | (2 500 000) | | (2 500 000) | |
| Result for the financial year | | <u> </u> | | | 7 | 1 776 404 |
| Balance at March 31, 2019 | 5 446 220 | 214 772 | 908 980 | 536 550 | 1 445 530 | 1 776 404 |
| | EUR | EUR | EUR | EUR | EUR | EUR |
| Balance at March 31, 2017 | 5 446 220 | 72 539 | 1 143 694 | 99 400 | 1 243 094 | 1 103 197 |
| Allocation of the result | 100000000000000000000000000000000000000 | 55 160 | 851 037 | 197 000 | 1 048 037 | (1 103197) |
| Result for the financial year | | | | | | 1 741 473 |
| Balance at March 31, 2018 | 5 446 220 | 127 699 | 1 994 731 | 296 400 | 2 291 131 | 1 741 473 |

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2019 (continued)

Note 7 - Capital and reserves (continued)

The Company reduced the Net Worth Tax (NWT) liability in accordance with the tax legislation. In order to comply with this legislation, the Company decided to allocate under non-distributable reserves (item "special tax reserve") an amount that corresponds to five times the amount of reduction of the Net Worth Tax. This reserve is non-distributable for a period of five years.

Note 8 - Income tax

The Company is a corporation subject to Luxembourg corporate income tax, to municipal business tax and to net worth tax.

Tax liabilities are recorded under "Provisions for taxation" in the balance sheet and tax advances are recorded under "Other receivables becoming due and payable within one year" in the balance sheet.

Note 9 - Other provisions

| | March 31, 2019 | March 31, 2018 |
|---|----------------|----------------|
| | EUR | EUR |
| Provision for general expenses | 115 443 | 98 751 |
| Provision for VAT payable Provision for preferential creditors | 350 | 251 |
| (social security) Provision for preferential creditors | 20 765 | • |
| (taxes on salaries) | | 3 454 |
| | <u>136 208</u> | 102 456 |

Note 10 - Other creditors

Other creditors as at March 31, 2019 and March 31, 2018 are analysed as follows:

| | March 31, 2019 | March 31, 2018 |
|---------------------------|----------------|----------------|
| | EUR | EUR |
| Advisory fees payable | | 4 915 922 |
| Distribution fees payable | | 2 277 347 |
| | | 7 193 269 |

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2019 (continued)

Note 11 - Net turnover and other external charges

11.1 - Net turnover

| | March 31, 2019 | March 31, 2018 |
|------------------|-------------------|----------------|
| | EUR | EUR |
| Management fees | 17 935 667 | 28 861 804 |
| Legal Commission | | 6 838 |
| | <u>17 935 667</u> | 28 868 642 |

The Management fee rates applicable as at March 31, 2019 are as follows:

The Company receives from Nikko Real Asset Fund, Nikko Skill Investments Trust (Lux) – L Plus Tangent, Nikko Offshore Funds - Asia Income Plus Equity Strategy Tracker Fund, Nikko Offshore Funds - Asia Pacific Income Plus Real Estate Strategy Tracker Fund and Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy FundSM, an annual management fee of 0.03% of the net asset value of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Premium Funds - Pimco Total Return Strategy USD, Premium Funds - Pimco Total Return Strategy JPY (Hedged) (these two series trusts terminated on 31st August 2018), Premium Funds - Capital US Growth and Income Fund (this series trust terminated on 31st January 2019), Premium Funds - European High Yield, Premium Funds - Global Corporate Bond, Premium Funds - Schroder Japanese Equity Fund, Premium Funds - Wealth Core Portfolio Growth Type, Premium Funds - Global Core Equity Fund, Premium Funds - Global Core Bond Fund, Premium Funds - Wealth Core Portfolio Advanced Type, Nikko World Trust - Nikko Green New Deal Fund, Nikko World Trust - Gravity European Equity Fund, Nikko World Trust - European Luxury Equity Fund, Nikko World Trust - Global CB Fund, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond and Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond and Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Equity, an annual management fee of 0.03% of the net asset value of these funds during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – Nikko BlackRock High Quality Allocation Fund (USD) an annual management fee at the rate of 0.04% of the net asset value of this fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – World Hybrid Securities Fund an annual management fee at the rate of 0.023% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Quantitative Multi-Strategy Program II an annual management fee at the rate of 0.03% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2019 (continued)

The Company receives from Quantic Trust - USD Target Maturity Bond Fund 201703, a fee at the rate of 0.03% per annum of the product of (i) the initial issue price of the series trust and (ii) the number of outstanding units in issue as of the relevant valuation day payable monthly in arrears.

The Company receives from each series trusts of Nikko Global Funds and until end of September 2018 an annual management fee of 0.35% of the average net assets of these series trusts during the relevant quarter. The Company pays back to the investment manager and the distributor of these series trusts an annual fee rate of 0.32% in total. As from 1st October 2018, the annual management fee is 0.03% of the average net assets of these series trusts during the relevant quarter. One of the series trusts of Nikko Global Funds (Nikko Global Funds - Japanese Bond Fund) was terminated on 31st October 2018.

The Company receives from Nikko Money Market Fund at the end of each quarter an annual management fee calculated as follows: In case daily GYLOE is below 1% per annum, the fee payable to the Company is 1% of the GILOE. In case daily GYLOE is 1% p.a. or above and below 1.5% p.a., the fee payable to the Company is 0.02% p.a. of the net asset value of a sub-fund accrued on and calculated daily. In case daily GYLOE is 1.5% p.a. or above, the fee payable to the Company is 0.03% p.a. of the net asset value of a sub-fund accrued on and calculated daily. "GYLOE" (Gross Yield Less Other Expenses) means a rate calculated daily by the Company, which shall be equal to the gross yield of the fund less the rate of daily amortization amount of expenses other than fees payable to the funds' related parties and "GILOE" (Gross Income Less Other Expenses) means an amount, calculated daily by the Company, which shall be equal to the difference between:

- (a) the gross income of the fund, including the capital gain/loss on securities, and
- (b) the daily amortisation amount of expenses other than fees payable to the fund's related parties.

11.2 - Other external charges

| | March 31, 2019 | March 31, 2018 |
|--|----------------|----------------|
| | EUR | EUR |
| Advisory and distributor fees reimbursed | 13 817 735 | 25 174 016 |
| Other expenses | 300 101 | 326 216 |
| | 14 117 836 | 25 500 232 |

Out of the annual management fees of 0.35% of the average net assets of the series trusts of Nikko Global Funds paid to the Company, 0.32% are paid to the investment manager and to the distributor of the series trusts of Nikko Global Funds (the "IM" and the "Distributor") until September 30, 2018. The total amount paid by the Company to the IM and Distributor of the series trusts of Nikko Global Funds was EUR13,820,085.19 during the half year ended September 30, 2018 and EUR 25 174 016 during the full year ended March 31, 2018.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2019 (continued)

Until October 31, 2018, for Nikko Global Funds - Japanese Bond Fund only, two different fee levels started to apply depending on the main yield rate of newly-issued ten-year Japanese government bonds (the "JGB Rate"), which is published on the website of Japan Bond Trading Co., Ltd. If the JGB Rate is below 0% as of the Rate Reference Date (as defined in the offering memorandum of this series trust), the Company is entitled to receive out of the assets of the series trust the annual management fee of 0.175% of the net asset value instead of 0.35%, out of which 0.16% instead of 0.32% are paid to the IM and to the Distributor.

Other expenses correspond to services rendered by external providers such as legal advice, consultancy, membership to associations and so forth.

Note 12 - Other operating charges and other operating income

12.1 - Other operating charges

| | March 31, 2019 | March 31, 2018 |
|-------------------------------|----------------|----------------|
| | EUR | EUR |
| Other administrative expenses | 253 090 | 215 246 |
| 95 | 253 090 | 215 246 |

12.2 - Other operating income

| | March 31, 2019 | March 31, 2018 |
|--|----------------|----------------|
| | EUR | EUR |
| Adjustment other provisions from previous years | 32 486 | 27 093 |
| Provision for service provided to SMBC | 11 700 | 11 700 |
| Nikko Bank (Luxembourg) S.A. | | |
| Write-off value adjustment on frozen | - | 35 679 |
| funds | | |
| Reimbursement tax from previous years | 24 964 | |
| Other | 2 319 | 1 248 |
| | 71 469 | 75 720 |

Note 13 - Staff and directors

13.1 - Directors

The number of directors having been mandated during the financial year was as follows:

| | March 31, 2019 | March 31, 2018 | |
|-----------|----------------|----------------|--|
| Directors | 4 | 4 | |

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2019 (continued)

13.2 - Personnel

The number of personnel employed as at March 31, 2019 and March 31, 2018 was as follows:

| | March 31, 2019 | March 31, 2018 |
|--|----------------|----------------|
| Senior Management | 2 | 2 |
| Middle Management | 2 | 3 |
| Employees | 3 | 3 |
| en contra de la companya de la contra del la con | | 8 |

Note 14 - Subsequent events

There were no subsequent events to be disclosed in the annual accounts.

中間財務書類

- a. 管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)。 これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の 3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)の監査を受けていない。
- c. 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、2020年2月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ = 120.32円)を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

SMBC日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

貸借対照表

2019年9月30日現在

(単位:ユーロ)

| 日本日本 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1 | | 2019年 9 月30日 | | 2019年 3 月31日 | |
|--|--------------------|--------------|-----------|--------------|-----------|
| 固定資産 - その他の付帯設備、用具および備品 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 | | ユーロ | <u> </u> | ユーロ | <u> </u> |
| - その他の付帯設備、用具および備品 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 | 資産 | | | | |
| 情権 - 売掛金 1 年以内に支払期限の到来するもの 1,000,212 120,346 950,429 114,356 - 関係当事者への債権 1 年以内に支払期限の到来するもの 0 0 0 0 0 0 - その他の売掛金 1 年以内に支払期限の到来するもの 2,510 302 152,624 18,364 預金 8,250,712 992,726 8,718,219 1,048,976 手許現金 0 0 0 0 0 0 0 0 の 前払金 20,065 2,414 59,894 7,206 明払金 20,065 2,414 59,894 7,206 9,273,499 1,115,787 9,881,166 1,188,902 資産合計 9,273,499 1,115,787 9,881,166 1,188,902 資産合計 9,273,499 1,115,787 9,881,166 1,188,902 養債 資本金および準備金 303,592 36,528 214,772 25,841 その他の積立金 1,668,114 200,707 1,445,530 173,926 - 当期損益 1,025,528 123,392 1,776,405 213,737 - 当期損益 1,025,528 123,392 1,776,405 213,737 引当金 4,443,455 1,015,917 8,882,927 1,068,794 引当金 575,765 69,276 756,072 90,971 - その他の引当金 575,765 69,276 756,072 90,971 - その他の引当金 770,978 85,184 871,515 104,861 非労後債務 1月出会 770,978 85,184 871,515 104,861 非労後債務 1年以内に支払期限の到来するもの 122,066 14,687 126,724 15,247 - その他の債務 1年以内に支払期限の到来するもの 122,066 14,687 126,724 15,247 | | | | | |
| 情報 | - その他の付帯設備、用具および備品 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| - 売掛金 1年以内に支払期限の到来するもの - 関係当事者への債権 1年以内に支払期限の到来するもの - その他の売掛金 1年以内に支払期限の到来するもの 2,510 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 | | | | | |
| 1年以内に支払期限の到来するもの 1,000,212 120,346 950,429 114,356 | | | | | |
| - 関係当事者への債権 1 年以内に支払期限の到来するもの - その他の売掛金 1 年以内に支払期限の到来するもの 2,510 302 152,624 18,364 預金 8,250,712 992,726 8,718,219 1,048,976 手許現金 0 0 0 0 0 0 前払金 20,065 2,414 59,894 7,206 9,273,499 1,115,787 9,881,166 1,188,902 資産合計 9,273,499 1,115,787 9,881,166 1,188,902 資産合計 9,273,499 1,115,787 9,881,166 1,188,902 負債 資本金および準備金 5,446,220 655,289 5,446,220 655,289 - 繰越利益 0 0 0 0 0 0 - 準備金 法定準備金 303,592 36,528 214,772 25,841 -その他の積立金 1,668,114 200,707 1,445,530 173,926 - 判期損益 1,025,528 123,392 1,776,405 213,737 - 納税引当金 575,765 69,276 756,072 90,971 - 統計引当金 575,765 69,276 756,072 90,971 - その他の引当金 132,213 15,908 115,443 13,890 - 計労金 707,978 85,184 871,515 104,861 非労後債務 707,978 85,184 871,515 104,861 非労後債務 1年以内に支払期限の到来するもの 122,066 14,687 126,724 15,247 - その他の債務 1年以内に支払期限の到来するもの 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 | | 1 000 212 | 120 246 | 050 420 | 111 256 |
| 1年以内に支払期限の到来するもの 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 | | 1,000,212 | 120,340 | 930,429 | 114,330 |
| その他の売掛金 1年以内に支払期限の到来するもの 2,510 302 152,624 18,364 預金 手許現金 向 前払金 8,250,712 20,065 2,414 9,273,499 992,726 1,115,787 8,718,219 0 0 9,273,499 1,048,976 7,206 資産合計 9,273,499 9,273,499 1,115,787 1,115,787 9,881,166 9,881,166 1,188,902 資産合計 9,273,499 9,273,499 1,115,787 1,115,787 9,881,166 9,881,166 1,188,902 負債 資本金および準備金 - 2,220 5,446,220 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 照金 8,250,712 992,726 8,718,219 1,048,976 万計現金 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 | | | | | |
| 手許現金 前払金 0 20,065 9,273,499 0 1,115,787 0 9,881,166 0 1,188,902 資産合計 9,273,499 1,115,787 9,881,166 1,188,902 負債 資本金および準備金 - 払込資本金 - 繰越利益 5,446,220 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 | 1 年以内に支払期限の到来するもの | 2,510 | 302 | 152,624 | 18,364 |
| 前払金 20,065 2,414 59,894 7,206 9,273,499 1,115,787 9,881,166 1,188,902 資産合計 9,273,499 1,115,787 9,881,166 1,188,902 負債 資本金および準備金 5,446,220 655,289 5,446,220 655,289 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 | 預金 | 8,250,712 | 992,726 | 8,718,219 | 1,048,976 |
| 9,273,499 1,115,787 9,881,166 1,188,902 (文字 会計 9,273,499 1,115,787 9,881,166 1,188,902 (大込資本金 5,446,220 655,289 5,446,220 655,289 2,446,220 655,289 2,446,220 655,289 2,446,220 655,289 2,446,220 655,289 2,446,220 655,289 2,446,220 655,289 2,446,220 655,289 2,446,220 655,289 2,446,220 6,55,289 2,446,220 6,55,289 2,446,220 6,55,289 2,446,220 6,55,289 2,247,72 2,5,841 2,046,220 1,045,530 1,39,26 2,30,20 1,045,530 1,39,26 2,30,20 1,397,707 2,37,236 1,660,302 1,39,268 2,39,27 1,068,794 2,39,26 2,39,29 1,776,405 2,37,37 8,443,455 1,015,917 8,882,927 1,068,794 2,39,21 2,3 | 手許現金 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 資産合計9,273,4991,115,7879,881,1661,188,902負債 資本金および準備金 - 繰越利益 - 準備金 法定準備金 - 次の他の積立金5,446,220655,2895,446,220655,289- 準備金 - その他の積立金303,592 1,971,70736,528 237,236214,772 1,445,530 1,371,92625,841 200,707 1,445,530 1,971,707237,236 237,2361,660,302 1,660,302199,768- 当期損益 - 当期損益 - 納税引当金 - 納税引当金 - の他の引当金1,025,528 8,443,455123,392 1,015,917 8,882,9271,068,794- その他の引当金 - 子の他の引当金575,765 132,213 707,978 85,18469,276 85,184 871,515756,072 876,072 90,971 15,24790,971 104,861非労後債務 - 買掛金 1 年以内に支払期限の到来するもの 1 年以内に支払期限の到来するもの 1 年以内に支払期限の到来するもの 1 年以内に支払期限の到来するもの 1 22,066 1 14,687126,724 15,24715,247 | 前払金 | | | | |
| 負債 資本金および準備金 - 払込資本金 5,446,220 655,289 5,446,220 655,289 - 繰越利益 0 0 0 0 0 0 - 準備金 法定準備金 303,592 36,528 214,772 25,841 その他の積立金 1,668,114 200,707 1,445,530 173,926 1,971,707 237,236 1,660,302 199,768 - 当期損益 1,025,528 123,392 1,776,405 213,737 8,443,455 1,015,917 8,882,927 1,068,794 引当金 575,765 69,276 756,072 90,971 - その他の引当金 132,213 15,908 115,443 13,890 1非労後債務 707,978 85,184 871,515 104,861 非労後債務 1年以内に支払期限の到来するもの 122,066 14,687 126,724 15,247 - その他の債務 1年以内に支払期限の到来するもの 0 0 0 0 0 | | 9,273,499 | 1,115,787 | 9,881,166 | 1,188,902 |
| 資本金および準備金 - 払込資本金 - 繰越利益 - 次で機定 - 準備金 - 法定準備金 - 大の他の積立金5,446,220 - 655,289 - 655,289 - 655,289 - 655,289 - 655,289 - 655,289 - 20 - 20 | 資産合計 | 9,273,499 | 1,115,787 | 9,881,166 | 1,188,902 |
| 資本金および準備金 - 払込資本金 - 繰越利益 - 次で機定 - 準備金 - 法定準備金 - 大の他の積立金5,446,220 - 655,289 - 655,289 - 655,289 - 655,289 - 655,289 - 655,289 - 20 - 20 <b< td=""><td>自倩</td><td></td><td></td><td></td><td></td></b<> | 自 倩 | | | | |
| - 払込資本金 5,446,220 655,289 5,446,220 655,289 - 繰越利益 0 0 0 0 - 準備金 303,592 36,528 214,772 25,841 その他の積立金 1,668,114 200,707 1,445,530 173,926 1,971,707 237,236 1,660,302 199,768 - 当期損益 1,025,528 123,392 1,776,405 213,737 8,443,455 1,015,917 8,882,927 1,068,794 引当金 575,765 69,276 756,072 90,971 その他の引当金 132,213 15,908 115,443 13,890 非労後債務 1年以内に支払期限の到来するもの 122,066 14,687 126,724 15,247 その他の債務 0 0 0 0 0 1年以内に支払期限の到来するもの 0 0 0 0 0 122,066 14,687 126,724 15,247 | | | | | |
| - 準備金 法定準備金 その他の積立金303,592 1,668,114 1,971,70736,528 20,707 237,236214,772 1,445,530 1,660,30225,841 173,926- 当期損益1,025,528 8,443,455123,392 1,015,9171,776,405 8,882,927213,737 1,068,794引当金 - 納稅引当金 - その他の引当金575,765 132,213 707,97869,276 85,184756,072 871,51590,971 115,443 871,515非劣後債務 - 買掛金 - その他の債務 1年以内に支払期限の到来するもの - その他の債務 1年以内に支払期限の到来するもの 122,06614,687 14,687126,724 126,72415,247 | | 5,446,220 | 655,289 | 5,446,220 | 655,289 |
| 法定準備金 303,592 36,528 214,772 25,841 その他の積立金 1,668,114 200,707 1,445,530 173,926 1,971,707 237,236 1,660,302 199,768 1,971,707 237,236 1,660,302 199,768 1,971,707 237,236 1,660,302 199,768 1,015,917 8,882,927 1,068,794 1,015,917 8,882,927 1,068,794 1,068, | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他の積立金1,668,114 1,971,707200,707 237,2361,445,530 1,660,302173,926 199,768- 当期損益1,025,528 8,443,455123,392 1,015,9171,776,405 8,882,927213,737 1,068,794引当金 - 納税引当金575,765 132,21369,276 132,213756,072 15,908 115,44390,971 133,890- その他の引当金132,213 707,97815,908 85,184115,443 871,515104,861非劣後債務 - 買掛金 - その他の債務 1年以内に支払期限の到来するもの - その他の債務 1年以内に支払期限の到来するもの 122,06614,687 14,687126,724 126,72415,247 | | | | | |
| ・当期損益1,971,707237,2361,660,302199,768・当期損益1,025,528123,3921,776,405213,7378,443,4551,015,9178,882,9271,068,794・納税引当金575,76569,276756,07290,971・その他の引当金132,21315,908115,44313,890非劣後債務707,97885,184871,515104,861・買掛金1年以内に支払期限の到来するもの122,06614,687126,72415,247・その他の債務0000122,06614,687126,72415,247・日本以内に支払期限の到来するもの0000122,06614,687126,72415,247 | | | | | |
| - 当期損益 1,025,528 123,392 1,776,405 213,737 引当金 - 納税引当金 - 納税引当金 - 初税引当金 575,765 69,276 756,072 90,971 - その他の引当金 132,213 15,908 115,443 13,890 非劣後債務 - 買掛金 - 1年以内に支払期限の到来するもの - その他の債務 1年以内に支払期限の到来するもの 122,066 14,687 126,724 15,247 - その他の債務 1年以内に支払期限の到来するもの 0 0 0 0 0 122,066 14,687 126,724 15,247 | その他の積立金 | | | | |
| 引当金 - 納税引当金 - その他の引当金 8,443,455 1,015,917 8,882,927 1,068,794 - その他の引当金 575,765 69,276 756,072 90,971 - その他の引当金 132,213 15,908 115,443 13,890 非劣後債務 - 買掛金 1年以内に支払期限の到来するもの 1年以内に支払期限の到来するもの 122,066 14,687 126,724 15,247 - その他の債務 1年以内に支払期限の到来するもの 0 0 0 0 0 122,066 14,687 126,724 15,247 | | 1,971,707 | 237,230 | 1,000,302 | 199,700 |
| 引当金 - 納税引当金 - その他の引当金 8,443,455 1,015,917 8,882,927 1,068,794 - その他の引当金 575,765 69,276 756,072 90,971 - その他の引当金 132,213 15,908 115,443 13,890 非劣後債務 - 買掛金 1年以内に支払期限の到来するもの 1年以内に支払期限の到来するもの 122,066 14,687 126,724 15,247 - その他の債務 1年以内に支払期限の到来するもの 0 0 0 0 0 122,066 14,687 126,724 15,247 | - 当期損益 | 1,025,528 | 123,392 | 1,776,405 | 213,737 |
| - 納税引当金 575,765 69,276 756,072 90,971 - その他の引当金 132,213 15,908 115,443 13,890 非劣後債務 707,978 85,184 871,515 104,861 非労後債務 1年以内に支払期限の到来するもの 122,066 14,687 126,724 15,247 - その他の債務 0 0 0 0 0 1年以内に支払期限の到来するもの 0 0 0 0 0 122,066 14,687 126,724 15,247 | | | | | |
| - その他の引当金132,21315,908115,44313,890707,97885,184871,515104,861非劣後債務 - 買掛金 1年以内に支払期限の到来するもの - その他の債務 1年以内に支払期限の到来するもの122,06614,687126,72415,247- その他の債務 1年以内に支払期限の到来するもの0000122,06614,687126,72415,247 | | | | | |
| 非劣後債務 - 買掛金 - 行い内に支払期限の到来するもの 122,066 14,687 126,724 15,247 - その他の債務 - 1年以内に支払期限の到来するもの 0 0 0 0 0 0 122,066 14,687 126,724 15,247 | | | | | |
| 非劣後債務 - 買掛金 1年以内に支払期限の到来するもの 122,066 14,687 126,724 15,247 - その他の債務 1年以内に支払期限の到来するもの 0 0 0 0 122,066 14,687 126,724 15,247 | - その他の引当金 | | | | |
| - 買掛金 1年以内に支払期限の到来するもの 122,066 14,687 126,724 15,247 - その他の債務 1年以内に支払期限の到来するもの 0 0 0 122,066 14,687 126,724 15,247 | 北少仫佳敦 | 707,978 | 85,184 | 8/1,515 | 104,861 |
| 1年以内に支払期限の到来するもの122,06614,687126,72415,247- その他の債務000122,06614,687126,72415,247 | | | | | |
| 1年以内に支払期限の到来するもの0000122,06614,687126,72415,247 | | 122,066 | 14,687 | 126,724 | 15,247 |
| 122,066 14,687 126,724 15,247 | | | | | |
| | 1 年以内に支払期限の到来するもの | | | | |
| 負債合計 | | 122,066 | 14,687 | 126,724 | 15,247 |
| | 負債合計 | 9,273,499 | 1,115,787 | 9,881,166 | 1,188,902 |

SMBC日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

損益計算書

2019年4月1日から2019年9月30日までの期間

(単位:ユーロ)

| | 2019年 9 月30日 | | 2019年 3 月31日 | |
|-----------------|--------------|----------|--------------|-----------|
| | ユーロ | <u> </u> | ユーロ | <u> </u> |
| 費用 | | | | |
| その他の外部費用 | 146,408 | 17,616 | 14,117,836 | 1,698,658 |
| 人件費 | 572,499 | 68,883 | 1,231,095 | 148,125 |
| 流動資産要素に係る評価調整 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他の営業費用 | 100,141 | 12,049 | 253,090 | 30,452 |
| その他の利息および類似財務費用 | (1,943) | (234) | 5,840 | 703 |
| | 817,104 | 98,314 | 15,607,861 | 1,877,938 |
| | | | | |
| 法人所得税 | 339,963 | 40,904 | 622,870 | 74,944 |
| | 1,157,067 | 139,218 | 16,230,731 | 1,952,882 |
| | | | | |
| 当期利益 | 1,025,528 | 123,392 | 1,776,405 | 213,737 |
| 費用合計 | 2,182,595 | 262,610 | 18,007,136 | 2,166,619 |
| | | | | |
| 収益 | | | | |
| 純売上高 | 742,845 | 89,379 | 17,935,667 | 2,158,019 |
| その他の営業収益 | 1,441,218 | 173,407 | 71,469 | 8,599 |
| その他の利息および類似財務収益 | (1,468) | (177) | 0 | 0 |
| | 2,182,595 | 262,610 | 18,007,136 | 2,166,619 |
| | | | | |
| 当期損失 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 収益合計 | 2,182,595 | 262,610 | 18,007,136 | 2,166,619 |
| | | | | |

4【利害関係人との取引制限】

投資者は、以下の潜在的な利益相反に注意する必要がある。

受託会社、管理会社および両社の持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社およびそれぞれの取締役、役員、従業員、代理人および関連会社(以下「利害関係者」という。)は、時にサブ・ファンドと利益が相反するその他の金融、投資またはその他の専門的活動に従事する場合がある。かかる活動には、他のファンドの運用、有価証券の売買、投資顧問・経営顧問サービス、仲介サービスの提供およびその他のファンドまたは会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることなどを含む。特に、受託会社または管理会社は、サブ・ファンドと同様のまたは重複する投資目的を有するその他の投資ファンドに助言を行う可能性がある。また、受託会社または管理会社は、サブ・ファンドに提供するサービスと同様のサービスを第三者に提供することができるが、かかるサービスから得た利益について説明する責任を負わない。利益相反が発生する場合、受託会社または管理会社は、公正に解決するよう努力するものとする。サブ・ファンドを含めた様々な顧客に対する投資機会の配分に関連して、受託会社または管理会社は、上記の職務に関連して利益相反に直面する場合があるが、受託会社または管理会社は、こうした状況下において投資機会が公正に配分されるように注意を払うものとする。

受託会社、管理会社および/または、それらの関連会社は、関係する法律で認められる範囲内で、受託会社または管理会社を代理人または当事者本人として、受託会社または管理会社のためにまたはこれらとの間でポートフォリオ取引を行うことができる。受託会社または管理会社は、代理人として取引する場合、通常の仲介手数料および/または現金リベートを受け取り、保持することができ、当事者本人として取引する場合、その手数料が通常の総合サービス仲介料の料率を超過しないことを条件として通常の市場慣行に従うものとする。

受託会社、管理会社やそれぞれの関連会社は、受託会社、管理会社やそれぞれの関連会社のために物品、サービスまたはその他の便益(調査サービス、顧問サービス、特殊なソフトウェアもしくは調査サービスに関連するコンピュータ・ハードウェアおよびパフォーマンス測定などを含む。)を提供する取決めを行った者またはかかる者の代理人を通じて取引を行う権利を留保する。ただし、かかる取引の性格が全体として受託会社または管理会社の利益になることが合理的に予想でき、サブ・ファンドのパフォーマンスの改善に貢献できること、また、かかる取引のために直接的な支払いは行われず、その代わりに受託会社、管理会社および/またはそれらの関連会社が仕事を発注することを請け負うことを条件とする。疑義を避けるため、上記の物品およびサービスには、旅行、宿泊、接待、一般管理用の物品およびサービス、一般的な事務機器または建物、会費、従業員の給与または直接的な金銭の支払いは含まれない。

受託会社または受託会社の関連会社は、法令の要件に従い、事前に書面で管理会社の承認を得た上で、利害関係者または利害関係者が運用もしくは助言を行う投資ファンドもしくはアカウントから有価証券を購入し、またはかかる者に対して売却することができる。また受託会社または管理会社以外の利害関係者は、適当と判断する場合、受益証券を保有し、または取引することができるほか、受託会社または受託会社の子会社が同様の投資対象を保有している場合でも、自己勘定でかかる投資対象を購入し、保有し、取引することができる。受託会社または管理会社は、信託財産を用いて自己の計算で取引を実行してはならない。

利害関係者は、法令の要件に従い、受益者または受託会社が有価証券を保有している法人と金融取引等の取引を行い、または契約を締結し、またはかかる取引もしくは契約に利害関係を持つことができる。更に、利害関係者は、サブ・ファンドの計算で受託会社に代わって利害関係者が執行する投資対象の売買に関連して利害関係者が交渉した手数料または利益を受け取ることができ、かかる手数料または利益がサブ・ファンドの利益になる場合もあれば、利益にならない場合もある。

5【その他】

(1)定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、ルクセンブルグ法上の定足数要件および決議要件に 従った株主総会の決議が必要である。

(2)事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその事業を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。

(3)出資の状況

該当なし。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

有価証券報告書提出前1年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、また は与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は、3月末日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によりいつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

- 1【名称、資本金の額及び事業の内容】
 - (1)メイプルズ・エフエス・リミテッド(「受託会社」)
 - (イ)資本金の額

2020年2月末日現在、500,000米ドル(約5,472万円)(50,000米ドルの株式資本および450,000米ドルの資本剰余金)

(口)事業の内容

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法 (2020年改正)の規定に基づき、適式に設立され有効に存続し信託業務を行うための免許を受けている、信託会社である。受託会社は、ミューチュアル・ファンド法に基づく免許投資信託管理事務代行会社でもある。

- (2) SMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社(「保管会社」および「管理事務代行会社」)
 - (イ)資本金の額

2020年2月末日現在、90,154,448ユーロ(約108億4,738万円)

(ロ)事業の内容

SMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社は、ルクセンブルグで1974年2月14日に株式会社として設立された銀行であり、また、SMBC日興証券株式会社の100%子会社である。同社の目的は自己勘定および第三者の勘定または第三者との共同勘定で、ルクセンブルグ大公国の国内または国外で、銀行業務または金融業務を営むことである。

- (3) SMBC日興証券株式会社(「代行協会員」、「販売会社」および「投資助言会社」)
 - (イ)資本金の額

2020年 2 月末日現在、100億円

(ロ)事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、SMBC 日興証券は、証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託について、日本における代 行協会員業務および販売等の業務を行っている。

- (4)エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント(スイス)エス・エイ^(注)(「投資運用会社」)
 - (イ)資本金の額

2020年2月末日現在、11,534,000スイスフラン(約13億380万円)

(注)スイスフランの円貨換算額は便宜上、2020年2月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1スイスフラン=113.04円)による。以下同じ。

(口)事業の内容

投資運用会社は、スイス、ジュネーブ 1204 アルクビューズ通り8番に登記上の事務所を有する。 同社は1989年6月27日にスイスで設立され、2017年9月以来、スイスの株式会社であるエドモン・ ドゥ・ロスチャイルド(スイス)エス・エイ(詳細は下記参照)の子会社である。投資運用会社は集 団投資スキームのスイスにおける拠点であり、主要な業務は一任運用及びクオンツ運用によるポート フォリオマネジメントを提供することである。

- (注)エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント(スイス)エス・エイは、その親会社であるエドモン・ドゥ・ロスチャイルド(スイス)エス・エイと2020年6月19日頃、遅くとも2020年6月30日までに合併する予定である。当該合併により、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド(スイス)エス・エイが合併と同日付でファンドの投資運用会社となる。エドモン・ドゥ・ロスチャイルド(スイス)エス・エイの資本金および事業の内容は以下のとおりである。
- (イ)資本金の額

2020年2月末日現在、58,693,500スイスフラン(約66億3,471万円)

(ロ)事業の内容

ジュネーブ1204へッセ通り18番に登記上の事務所を有するエドモン・ドゥ・ロスチャイルド(スイス)エス・エイは、1924年5月26日にスイスで設立されたスイスの株式会社である。エドモン・ドゥ・ロスチャイルド(スイス)エス・エイは、スイスの金融監督当局であるFINMAによる認可、監督を受けている銀行であり、一任ポートフォリオ運用業務、投資助言業務および金融商品に関する注文の取次を含むがこれらに限定されない金融サービスの提供を主要事業とする。また、銀行として、集合投資スキームを管理者として運営する権限も有している。

- (5)日興グローバルラップ株式会社(「投資助言会社」)
 - (イ)資本金の額

2020年 2 月末日現在、14億9,900万円

(ロ)事業の内容

投資助言会社は、SMA(セパレートリー・マネージド・アカウント)やラップ口座に関するサービスを提供するために2002年12月に設立された投資顧問会社であり、金融商品取引法に基づく投資運用業および投資助言業等の登録を受けている。

2【関係業務の概要】

(1)メイプルズ・エフエス・リミテッド

基本信託証書の規定に従って、受託会社はサブ・ファンドに関連して(基本信託証書に基づく権限および職務の履行に際して)受託会社として負担し、または当事者となったすべてのまたはいかなる訴訟、法的手続、債務、コスト、請求、損害、費用(すべての合理的な弁護士、専門家費用およびその他の類似費用を含む。)または催告について、受託会社の故意の不履行、重過失または詐欺を原因とする作為または不作為に起因する訴訟、法的手続、債務、コスト、請求、損害、費用または催告を除き、関係する信託財産から補償を受けるものとする。また受託会社に過去または現在の受益者から補償金を受け取る権利はない。

基本信託証書の規定に従って、受託会社および受託会社の関連会社ならびにそれらの取締役、役員、 従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点で関係するサブ・ファンドの信託財産もしくは信 託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が受託 会社、受託会社の関連会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の詐欺、重過失または故意の不 履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また受託会社はいかなる場合も間接損害、特別損害また は派生的損害に関して責任を負わないものとする。

受託会社は、受任者または副受任者の行為を監督する義務を負わないものとし、また受任者または副受任者の失当行為、過失または不履行を理由にサブ・ファンドに発生した損失に関して、かかる損失がサブ・ファンドに関する受託会社の職務に故意の不履行、重過失または詐欺に起因しない限り、責任を負わないものとする。受託会社はトレーディング・カンパニー、管理会社またはかかるトレーディング・カンパニーもしくは管理会社が権限、職務もしくは裁量権を委任した者またはかかる者の受任者を監督し、または委任された職務を履行する上記の者の資格を調査する義務を負わないものとする。また受託会社は投資対象の妥当性、適格性等に関する表明または保証を行わず、上記に関して一切責任を負わない。

受託会社の任命期間は、受益者決議によって受益者から解任されない限り、サブ・ファンドの期間とする。受託会社は45日前までに管理会社および受益者全員に書面の通知をして、後任の受託者が任命され次第、退任することができる。

受託会社は「管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

(2) SMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社

受託会社、管理会社および管理事務代行会社との間で締結された総管理事務代行契約に基づいて、S MBC日興ルクセンブルク銀行株式会社はファンドの管理事務代行、登録代行兼名義書換代理人を務め る各サブ・ファンドの管理事務代行会社として任命されている。総管理事務代行契約に定める条件に基

づいて、かつ受託会社および管理会社の全般的監督の元で、管理事務代行会社は受託会社および管理会社の包括的または個別的指示に従って、ファンドの事務を管理し、ファンドの会計記録を付け、サブ・ファンドの純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格を計算し、受益証券に関する登録代行および買戻代理人を務めるものとする。

総管理事務代行契約は、受託会社もしくは管理会社が管理事務代行会社に90暦日前までに書面の通知をするか、または管理事務代行会社が受託会社もしくは管理会社に90暦日前までに書面の通知をして終了させるまで、効力を継続するものとする。また総管理事務代行契約は総管理事務代行契約に定めるその他の状況下においても終了させることができる。

総管理事務代行契約に定める規定に従って、管理事務代行会社(本項においては管理事務代行会社のすべての取締役、役員および従業員ならびに管理事務代行会社が任命した代理人、下請業者または受任者を含む。)は、その合理的な支配の及ばない理由、原因または偶発事故(自然災害、国有化、通貨制限、郵便その他のストライキ、争議行為または関連する証券取引所、決済システムもしくは市場の障害、停止もしくは混乱を含むが、これに限られない。)の直接または間接的な結果として生じた損失または同契約に基づく職務もしくは義務の不履行もしくは遅延につき責任を負わない。

総管理事務代行契約の関連する規定に従い、管理会社は、あるあらゆる経費、負債、債務、請求、措置、催告、損害、違約金、訴え、法的手続、判決、決定、訴訟、費用または支出(種類または性質を問わない。)のうち、(i)同契約に基づく機能または職務の履行に関連して管理事務代行会社に課され、これが負担し、またはこれに対して申立てがなされる可能性のあるものであって、()管理事務代行会社が適切な指示を受けて同契約に基づいて行為した事実に直接または間接的に起因するものにつき、管理事務代行会社ならびにその役員および取締役を補償し、これらに損害を被らせないことを約束する。

管理事務代行会社に支払う報酬については各サブ・ファンドの付属書に記載するとおりである。

受託会社、管理会社および保管会社との間で締結された保管契約に基づいて、受託会社および管理会社は各サブ・ファンドの信託財産に関する保管会社としてSMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社を任命した。

保管契約に定める規定に従って、保管会社(本項においては保管会社のすべての取締役、役員および 従業員ならびに保管会社が任命した代理人、下請業者または受任者を含む。)は本書に基づいて職務を 履行する過程で保管会社が善意から犯した判断の誤り、見落としまたは法の錯誤を直接または間接的原 因として、サブ・ファンドに関して管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負 わないものとする。また保管会社は、過失または故意の不履行がない限り、本書に基づく保管会社の職 務の履行の結果または過程で管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負わない ものとする。

受託会社は、サブ・ファンドに関して、第三者が被った損失または損害について保管会社に対してなされたすべての請求および要求(これに起因し、または付随して発生した費用および経費を含む。)について、保管会社の過失または故意の不履行に起因する場合を除き、もっぱら関係するサブ・ファンドの資産から保管会社を補償するものとする。

保管契約は、受託会社、管理会社または保管会社が90日前までに書面の通知をして終了させるまで、 効力を継続するものとする。また保管契約は保管契約に定めるその他の状況下においても終了させるこ とができる。

サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの代理人が信用取引のために取引相手、先物・オプション取引 所、決済ブローカー等に差し入れた契約、証拠金等の金銭またはその他の投資対象に関して保管会社は 責任を負わないこと、さらに証拠金等の金銭もしくはその他の投資対象に関する取引相手、先物・オプ ション取引所、決済ブローカー等の不履行または信用取引のために担保として差し入れた証拠金等の金 銭もしくはその他の投資対象から控除される金額に関して保管会社は責任を負わないことに投資家は注 意するべきである。 保管会社に支払う報酬については「管理報酬等」の項に記載するとおりである。

(3) SMBC日興証券株式会社

日本における代行協会員業務および日本におけるファンド証券の募集に関し、サブ・ファンドの日本における販売・買戻業務を行い、さらに、日興グローバルラップ株式会社とともに投資助言会社として、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資に関し、投資運用会社に対して投資助言を提供する。

(4)エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント(スイス)エス・エイ

前述の合併までは、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント(スイス)エス・エイが、管理会社の全般的な指揮、監督および責任に服しながら各サブ・ファンドの資産の投資および再投資に関する投資運用会社として行為する。前述の合併完了後、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント(スイス)エス・エイに代わり、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド(スイス)エス・エイが投資運用契約の当事者となり、管理会社の全般的な指揮、監督および責任に服しながら各サブ・ファンドの資産の投資および再投資に関する投資運用会社として行為する。

管理会社は、関係するサブ・ファンドに関する投資運用契約に基づき遂行される業務または許可される行為に関連して、あるいはその結果、投資運用会社が直接または間接的に被り、負担し、または投資運用会社に対して申立てがなされる可能性のあるあらゆる経費、損失、損害、違約金、措置、判決、訴訟、支出、負債および費用(法的費用および専門家費用を含む。)について、関係するサブ・ファンドのために、もっぱら関係するサブ・ファンドの資産から、投資運用会社を補償する。ただし、投資運用会社の悪意、故意の不履行、現実の詐欺、関係するサブ・ファンドに関する投資運用契約に基づく投資運用会社の義務および責務について適用ある法律に対する重過失、認識ある過失または違反を原因とする場合を除く。投資運用契約は、投資運用会社が管理会社に対して90日前の書面による通知を行った場合、または投資運用契約に定められたその他の状況が発生した場合に終了する。

投資運用会社は、「管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

(5)日興グローバルラップ株式会社

管理会社は、日興グローバルラップ株式会社を、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資に関する投資助言会社として任命している。日興グローバルラップ株式会社は、SMA(セパレートリー・マネージド・アカウント)やラップ口座に関するサービスを提供するために2002年12月に設立された投資顧問会社である。

関係するサブ・ファンドに関する投資助言契約に基づく職務の遂行を行う際の当該の投資助言会社の重過失、故意の不履行、悪意、現実の詐欺または職務懈怠を理由とする場合を除き、管理会社は、当該の投資助言会社、その株主、取締役、役員、使用人、従業員および代理人が関係するサブ・ファンドに関する投資助言契約に基づく投資助言会社の職務の遂行から、またはそれに関連して請求を受け、または負担したあらゆる法的措置、法的手続、請求、要求、負債、損失、賠償責任、費用および経費(合理的に関連または付随する法律その他の専門家に対する報酬および費用を含む。)について、関係するサブ・ファンドの資産から、各投資助言会社、その株主、取締役、役員、使用人、従業員および代理人に補償を行い、これらの者に損失を与えないものとする。各投資助言契約は、管理会社、投資運用会社または投資助言会社のいずれかより90日前の書面による通知により終了されるまで有効に存続する。各投信助言契約は、同契約に規定されたその他の状況においても終了することがある。

3【資本関係】

管理会社の全株式を所有しているSMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社は、SMBC日興証券株式会社の100%子会社である。

第3【投資信託制度の概要】

- 1.ケイマン諸島における投資信託制度の概要
- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行および信託会社法(2020年改訂)(以下「銀行および信託会社法」という。)の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信託会社法、会社管理法(2018年改訂)または地域会社(管理)法(2019年改訂)の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くの ユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連 合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー(以下「設立計画推進者」という。) として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計 画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナー シップを設定した。
- 1.3 2018年12月現在、活動中の規制を受けている投資信託の数は10,992(2,946のマスター・ファンドを含む。)であった。またそれに加え、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託が存在している。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会(マネー・ロンダリング)およびオフショア・バンキング監督者グループ(銀行規制)のメンバーである。

2.投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法(2020年改訂)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社の管理者をも監督しており金融庁法(2020年改訂)(以下「金融庁法」という。)により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。
- 3.規制を受ける投資信託の三つの型
- 3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式(MF3)による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している(第3.2項参照)。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式(MF2およびMF2A)とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託(もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー)がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

- 3.3 登録投資信託(第4(3)条投資信託)
 - (a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。
 - (i)一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの
 - () 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの
 - ()投資信託が(ミューチュアル・ファンド法で定義される)マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの
 - (A) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または
 - (B) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの
 - (b)上記の(i)および()に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容を CIMAに対して届け出なければならず、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わな ければならない。上記の()に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託 は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず(MF4様式)、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4.投資信託の継続的要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に 監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当 するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を 負っている。
 - (a)投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b)投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を 解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c)会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図して いる場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e)ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則(2020年改訂)(以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。)または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 当初2006年12月27日に効力を生じた投資信託(年次申告書)規則(2018年改訂)に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5.投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の 運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。

CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条(第3.3項参照)に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4(4)条(第2.3項参照)に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。

- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から6か月以内に CIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以 下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
 - (a)投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b)投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の 債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそう しようと意図している場合
 - (c)会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図して いる場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e)ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり (管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルで ある。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米 ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は 8,536米ドルである。
- 6.ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a)最も一般的な投資信託の手段は、会社法(2020年改訂)(以下「会社法」という。)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる)伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b)設立手続には、会社の基本憲章の制定(会社の目的、登記上の事務所、授権資本、株式買戻規定、 および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これ をその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授権資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官 に提出することを含む。
- (c)存続期限のある / 存続期間限定会社 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上 (例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可 能である。
- (d)投資信託がいったん登録された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。

- (i) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
- ()取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならず、その 写しを会社登記官に提出しなければならない。
- ()会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
- ()株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
- (v)会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
- ()会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を 説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e)会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f)会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g)額面株式または無額面株式の発行が認められる(ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。)。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i)株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる(すなわち、支払能力を維持する)ことを条件とする。
- (k)会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から 分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債 務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (1)免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の財務長官が与える本約定の期間は20年間である。
- (m)会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、 所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する 受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人 受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d)ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(2020年改訂)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、(受益者である)投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

- (e)受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および 責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f)大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書および ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益 者としない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g)免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h)ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。
- 6.3 免除リミテッド・パートナーシップ
 - (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。
 - (b)リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域(特に米国)のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法(2018年改訂)(以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。)である。
 - (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー(個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。) およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
 - (d)ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
 - (e)ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法(2013年改訂)の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
 - (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - (i)ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナー を退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ジェネラル・パートナーが 決定する国または領域に)維持する。
 - ()リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - ()リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法(2017年改訂)に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - (v)リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を (ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。

- ()有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g)リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。
- (h)リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i)免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定 を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。
- 7.ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による 規制と監督
- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー) は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規 定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託 が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドル の罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為 またはすべての行為を行うことができる。
 - (a)規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c)免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、 行おうとしている場合
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合

- (e)規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正か つ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
 - (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b)会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d)CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
 - (a)第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)条(第4(3)条投資信託)に基づき投資 信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b)投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c)投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e)投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは 投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知ら せるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を 排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものと する。
 - (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b)選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c)第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
 - (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b)投資信託が会社の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定 に従い解散されるように申し立てること

- (c)投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため 受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
- (d)投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
- (e)また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して 適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託 会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)条(第4(3)条投資信託)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。
- 8.投資信託管理に対するCIMAの規制および監督
- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドル の罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのにかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
 - (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散 に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
 - (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合

- (b)免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、または そうしようと意図している場合
- (c)免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまた はそのように意図している場合
- (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
- (e)免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くに は適正かつ正当な者ではない場合
- (f)上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うに は適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、 規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
 - (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - (i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - ()投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - ()規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - (v)CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - ()会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
 - () 少なくとも 2 人の取締役をおくこと
 - () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
 - (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
 - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
 - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
 - (a)投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d)管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e)投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の 債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために(管財人、清算人を除く)他の者を排除して 投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。

- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
 - (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して 提供する。
 - (b)選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c)第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推 奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10 (d)項または第8.10 (e)項により選任された者が、
 - (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b)満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
 - (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b)投資信託管理者が会社の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) CIMAは、第8.10(d) 項または第8.10(e) 項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者 およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を 求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
 - (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会 社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法 の下でのそれにおよそ近いものである。
- 9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行
- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
 - (a)規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c)規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。

- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
 - (a)第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b)仲裁または取り決めを審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授権する令状を発行することができる。
 - (a)必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を捜索すること
 - (c)必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して捜索をすること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e)ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われ ようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが 実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定 に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示
- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。
 - (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請
 - (b)投資信託に関する事柄
 - (c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する 過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合
- (b) 例えば2016年秘密情報公開法、犯罪収益に関する法律(2020年改訂)または薬物濫用法(2017年改訂)等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく(当該開示が許される場合を除く)、要約また は統計的なものである場合
- (d)ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e)投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命 もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11.ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込む者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば(場合に応じ)ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明(約束、予想、または意見の表明でなくとも)に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法(1996年改訂)

- (a)契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、 契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が 真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場 合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の 権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損 害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身(または受託会社)とのものであるため、ファンド(または受託会社)は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - (i) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b)「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c)情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a)販売書類もファンド(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もし それが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会 社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド(または受託会社)そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド(または受託会社)である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定的に授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12.ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

12.1 刑法(2019年改訂)第257条

会社の役員(もしくはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者を会社の事項について 欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声 明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処 せられる。

12.2 刑法(2019年改訂)第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b)他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、 欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13.清 算

13.1 会 社

会社の清算(解散)は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの(すなわち、株主の議決に従うもの)、または債権者、出資者(すなわち、株主)または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する(参照:第7.17(b)項および第8.17(b)項)。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。(参照:第7.17(c)項)剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令(参照:第7.17(d)項)を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 税 金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる(第6.1(1)項、第6.2(g)項および第6.3(i)項参照)。

- 14.一般投資家向け投資信託(日本)規則(2018年改正)
- 14.1 一般投資家向け投資信託(日本)規則(2018年改正)(以下「本規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能である)をすることができる。
- 14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。 かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。
- 14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的に は証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募 集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券 の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。
- 14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。
- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

- (a)本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - (i)一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家 に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格ま たは買戻価格が計算されるようにすること
 - ()管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること

- () 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
- (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
- ()管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保する こと
- () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義 務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c)管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、 および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨を CIMAに通知しなければならない。
- (d)管理事務代行会社はケイマン諸島または同等の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「同等の法域」とは、犯罪収益に関する法律の下でケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止対策グループにより承認された法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を 受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向 け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提 供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する 書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、 契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社お よび運営者の指示を実行することを定めている。
- (c)保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取り および充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純 収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関 する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d)保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を充分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a)一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法(2020年改正)の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b)投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c)本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつと して投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務 には下記の事項が含まれる。
 - (i)一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申 込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会 社に送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - (v)保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するため に必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d)本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e)投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - (i)結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - ()結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A)特殊事情(一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の 種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。)において、12か月 を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいもの とし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的に すべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、
 - 本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。

- ()株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- ()取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、 取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純 資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問 会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に 開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- (v) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第 三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- ()本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f)一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社の ために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - (i)株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- (g)上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
 - (i)投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - ()マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業 体のグループの一部を構成している場合
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進 する特別目的事業体である場合
- (h)投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a)本規則パートVIは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託 は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、 ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務 諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配 付すれば足りる。
- (b)投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、 目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c)本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監 査

- (a)一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1 か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を 変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c)監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d)監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければ ならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b)ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の 目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - (i)一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島 の登記上の住所
 - ()一般投資家向け投資信託の設立日または設定日(存続期間に関する制限の有無を表示する)
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - (v) 監査人の氏名および住所
 - ()下記の()、()および()に定める者とは別に、一般投資家向け投資 信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者 の氏名および営業用住所
 - ()投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授権株式および発行済株式資本の詳細(該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む)
 - ()証券に付与されている主な権利および制限の詳細(通貨、議決権、清算または解散の状況、 券面、名簿への記録等に関する詳細を含む)
 - ()該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - ()証券の発行および売却に関する手続および条件
 - () 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般 投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入 の権限に関する記述
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
 - (v) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定(取引の頻度を含む)に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
 - ()一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社および その他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報 酬の計算に関する情報

- ()一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- ()一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関も しくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許 を取得する予定である場合)、その旨の記述
- ()投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- () 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- ()以下の記述

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」

- () 管理事務代行会社(管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしく は主たる営業所の住所または両方の住所を含む)
- ()保管会社および副保管会社(下記事項を含む)
 - (A)保管会社および副保管会社(該当する場合)の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B)保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- ()投資顧問会社(下記事項を含む)
 - (A)投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所 もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B)投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C)ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【参考情報】

当計算期間において、ファンドについては以下の書類が関東財務局長に提出されている。

2019年4月26日 有価証券報告書(第12期)/募集事項等記載書面

2019年4月26日 有価証券届出書の届出の取下げ願い

2019年4月26日 有価証券届出書の訂正届出書

2019年7月31日 半期報告書(第13期中)

第5【その他】

- (1)交付目論見書の表紙および裏表紙ならびに請求目論見書の表紙および裏表紙に、管理会社、日本に おける販売会社および/またはファンドのロゴ・マークを表示し、図案を使用することがある。
- (2)交付目論見書の表紙に以下の事項を記載する。
 - ・購入にあたっては目論見書の内容を十分に読むべき旨
- (3)交付目論見書に、投資リスクとして以下の事項を記載する。
 - ・サブ・ファンドの受益証券の取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)は適用されない旨
- (4)交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがある。
- (5) 交付目論見書の表紙および投資リスクの冒頭ならびに請求目論見書の表紙に、以下の趣旨の文章を 記載することがある。

「各サブ・ファンドは、サブ・ファンド毎に、主として他の投資信託等を投資対象としている。各サブ・ファンドの1口当たり純資産価格は、各サブ・ファンドに組入れられた投資信託等の値動き、金利または為替相場の変動等の影響により上下するので、これにより投資元本を割り込むことがある。また、組入れられている有価証券の発行者等の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により値動きするため、各サブ・ファンドの1口当たり純資産価格も変動し、投資元本を割り込むことがある。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落によって、損失を被り、投資元本を割り込むことがある。これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資者に帰属する。投資信託は預貯金と異なる。

また、サブ・ファンドの買付または換金の際は、事前申込みが必要である。

サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の主な変動要因としては、「市場リスク」、「流動性リスク」、「為替変動のリスク」、「他のファンドに投資を行うことに伴う運用リスク」、「運用リスク」および「時間外取引およびマーケットタイミング」などがある。」

(6) 受益証券の券面は発行されない。

別紙 定義

文脈上別途の意味となるべき場合を除き、本書において、以下の用語は以下の意味を有する。

決算日 毎年10月31日または各サブ・ファンドに関して管理会社が随時決定した毎

年のその他の日をいう。

計算期間 各サブ・ファンドの開始時点または前決算日の翌暦日(場合に応じて)か

ら始まり、決算日(同日を含む。)に終了する期間をいう。

管理事務代行会社 ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるSMBC日興ルク

センブルク銀行株式会社、または各信託証書およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従って管理会社および受託会社がファンドの管理

事務代行に任命したその他の個人もしくは法人をいう。

代行協会員 SMBC日興証券株式会社、または随時ファンドに関する代行協会員とし

て管理会社により任命されたその他の個人もしくは法人をいう。

AIFM AIFMDにおいて定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社をい

う。

AIFMD オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会お

よび理事会通達2011/61/EU(随時改正される。)をいう。

営業日 ルクセンブルグ、スイス (ジュネーブ) およびケイマン諸島で銀行が営

業している日で、かつ 日本において第一種金融商品取引業を含む金融商 品取引業者が営業している日、または各サブ・ファンドに関して管理会社

が随時決定するその他の日(土曜日と日曜日を除く。)をいう。

ケイマン諸島 英国の海外領土であるケイマン諸島をいう。

総管理事務代行契約 ファンドに関する管理事務代行業務を提供するために管理事務代行会社を

任命する契約をいう。

券面 関係するサブ・ファンドの受益証券の口数に対する、その登録受益者の権

原を証明する証書をいう。

転換日 各サブ・ファンドの受益証券(場合によっては、各サブ・ファンドのクラ

ス証券または受益証券のシリーズ)に関して、受益証券の転換ができるものとして関係するサブ・ファンドの信託証書もしくは本書に記載された

日、および/または管理会社が定めたその他の日をいう。

EDINET提出書類

SMBC日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(E14853)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

転換通知

各サブ・ファンドの受益証券(場合によっては、各サブ・ファンドのクラス証券または受益証券のシリーズ)に関して、受益証券の転換を請求する通知をいう。

保管会社

ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるSMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社、または各信託証書およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従って随時管理会社および受託会社からファンドの保管人に任命されたその他の個人もしくは法人をいう。

保管契約

受託会社および管理会社がファンドに関連して管理会社および受託会社に 保管業務を提供する保管会社を任命した契約をいう。

分配日

各分配基準日の後4営業日目の日、または管理会社がサブ・ファンドに関 して決定する毎年のその他の日をいう。

分配期間

前分配基準日の翌暦日から開始し、分配基準日(同日を含む。)に終了する期間をいう。

分配基準日

毎年の決算日および / または管理会社がサブ・ファンドに関して随時決定 する毎年の日をいう。

販売会社

日本の法律に基づいて設立された会社であるSMBC日興証券株式会社、 または各信託証書に定める条件に従って管理会社がファンドの販売者に任 命したその他の個人もしくは法人をいう。

適格投資家

(a)()米国人、()ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島に住所地を有する個人もしくは法人(ケイマン諸島で設立された免税会社もしくは非居住法人を除く。)、または()()もしくは()記載の個人もしくは法人の保管者、ノミニーもしくは受託者のいずれにも該当しない個人、法人もしくは法主体、または(b)受益証券を保有する資格を有している者として、管理会社により随時決定され、受託会社に通知された者をいう。

ユーロ

欧州経済通貨統合の参加諸国の法定通貨をいう。

投資対象

個人、団体(法人格の有無を問わない。)、ファンド、信託、世界中の国、州もしくは地域の政府もしくは政府機関が発行したあらゆる種類の株式、債券、ディベンチャー、ディベンチャーストック、ワラント、転換社債、ローン・ストック、ユニット・トラストの受益証券もしくはサブ受益証券、パートナーシップの持分、オプション契約もしくは先物契約、通貨スワップ、金利スワップ、先物為替予約、レポ取引、逆レポ取引、譲渡性預金証書、手形、ノート、コマーシャル・ペーパーもしくは有価証券またはその他の商品(派生商品を含む。)、またはローン(もしくはローン・パーティシペーション)、またはミューチュアル・ファンドもしくは類似のスキームの参加および短期金融市場で利益を稼得するすべての短期投資または短期の預金(定期預金、銀行引受手形およびその他銀行の債務を含む。)をいう。

投資助言会社

日本の法律に基づいて設立された会社である日興グローバルラップ株式会社および日本の法律に基づいて設立された会社であるSMBC日興証券株式会社、ならびに/または各信託証書およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従って各サブ・ファンドの投資助言会社として任命されるその他の個人もしくは法人をいう。

投資助言契約

管理会社および投資助言会社が各サブ・ファンドに関して投資運用会社に 投資助言業務を提供する投資助言会社を任命した契約をいう。

投資運用契約

管理会社が各サブ・ファンドに関して管理会社に投資運用業務を提供する 投資運用会社を任命した契約をいう。

投資運用会社

2020年6月19日(または該当する場合、本書「第一部 ファンド情報 第 1 ファンドの状況 1 ファンドの性格(3)ファンドの仕組み」に詳述されるとおり、サブ・ファンドの投資運用会社としての義務が移転するその他の日)までは、すべてのサブ・ファンドについて、スイスの法律に基づいて設立された会社であるエドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント(スイス)エス・エイをいい、2020年6月19日(または該当する場合、サブ・ファンドの投資運用会社としての義務が移転するその他の日)以降は、すべてのサブ・ファンドについて、スイスの法律に基づいて設立された会社であるエドモン・ドゥ・ロスチャイルド(スイス)エス・エイまたは各サブ・ファンド信託証書およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従ってサブ・ファンドの投資運用者として任命されることがあるその他の個人もしくは法人をいう。

発行日

各営業日または管理会社が随時決定したその他の日をいう。

発行価格

本書「第一部 ファンド情報 第2 管理及び運営 1 申込(販売)手続 等 (1)海外における販売 申込期間」に記載される価格をいう。

ミューチュアル・ ファンド法

随時変更されるケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法 (2020年改正) (改正済)をいう。

日本

日本、日本の領土および領地をいう。

管理会社

ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるSMBC日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ、または各サブ・ファンドの信託証書およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従ってサブ・ファンドに関する管理者に任命されたその他の個人もしくは法人をいう。

純資産総額

各サブ・ファンドの受益証券(場合によってはサブ・ファンドの各クラスまたはシリーズの受益証券)に関して、当該サブ・ファンドの信託財産(場合によっては当該クラスまたはシリーズに帰属する信託財産の一部)に含まれるすべての資産の額から当該サブ・ファンドの信託財産から適正に支払われるべきすべての負債(場合によっては当該クラスまたはシリーズに帰属する負債)の額を差し引いた各評価日現在の価値をいい、各サブ・ファンドの信託証書および本書に従って、管理事務代行会社または管理事務代行会社の代理人が関係する基準通貨で計算する。

受益証券1口当たり 純資産価格

各サブ・ファンド(場合によっては各サブ・ファンドの各クラスまたはシリーズ)の関係する基準通貨による受益証券1口当たりの価格をいい、関係するサブ・ファンドの信託財産(場合によっては各サブ・ファンドの関係するクラスまたはシリーズに帰属する信託財産の一部)の純資産総額を発行されている当該サブ・ファンド(場合によっては当該クラスまたはシリーズ)の受益証券の口数で除して計算され、各サブ・ファンドでは円貨にて四捨五入して小数第4位まで算出される。

基準通貨

各サブ・ファンド (場合によっては各サブ・ファンドの各クラスまたはシリーズ)に関する受益証券の表示通貨をいう。

受益者名簿

各信託証書に定める条件に従って記帳する義務を負う受益者の名簿をいう。

ミューチュアル・ ファンド規則

一般投資家向け投資信託(日本)規則(2018年改正)をいう。

買戻日

各営業日または管理会社が随時決定したその他の日をいう。

買戾請求通知

各サブ・ファンドの受益証券に関する買戻請求の通知をいう。

買戾価格

本書「第一部 ファンド情報 第 2 管理及び運営 2 買戻し手続等 (2)日本における買戻し」の項に記載される価格をいう。

サブ・ファンド

受託会社と管理会社の間の2017年4月20日付で修正および再録された2006年9月20日付基本信託証書(随時、修正および追補される。)および2006年9月20日付補遺信託証書(随時、修正および追補される。)に基づいて設定されたファンドのサブ・ファンドである日本大型株式ファンド、日本小型株式ファンド、グローバル株式ファンド、エマージング株式ファンド、グローバル債券ファンド、ハイイールド債券ファンド、オルタナティブ・ファンド、不動産(REIT)ファンドおよびコモディティ・ファンドをいう。

サブ・ファンド決議

(a)関係するサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産総額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または(b)当該サブ・ファンドの受益者集会において、本人または代理人が出席しており、議決権を有しかつ当該集会で議決権を行使する受益者で、当該サブ・ファンドの受益証券の純資産総額の単純過半数(当該集会の基準日(ただし、当該基準日が評価日ではない場合、基準日の直前評価日)の受益証券1口当たり純資産価格を参照して計算される。)を保有する者により可決された決議をいう。

取得申込通知

各サブ・ファンドの受益証券(場合によっては各サブ・ファンドの各クラスまたはシリーズの受益証券)に関して、管理会社、販売会社または管理事務代行会社が随時決定した書式で作成された受益証券の購入を申し込む通知をいう。

トレーディング・ カンパニー

各サブ・ファンドに関して、当該サブ・ファンドの資産のすべてを保有 し、当該サブ・ファンドの受託者として行為する受託会社にその持分のす べてを保有される会社(もしあれば)をいう。

ファンド

受託会社と管理会社の間で締結された信託証書により設立されたファンドをいい、「日興グローバル・ファンズ」と総称する。

停止

管理会社または受託会社の決定に従って、一または複数のサブ・ファンド (またはサブ・ファンドのクラスもしくはシリーズ)の受益証券の純資産 価額の計算、受益証券の発行および/または買戻しを停止することをいう。

信託財産

各サブ・ファンドについて、各サブ・ファンドの受益証券の発行による手取金およびすべての投資資産、ならびに各サブ・ファンドの信託証書に規定された各サブ・ファンドの信託により受託会社によって当該時点において保有されるかまたは保有されるとみなされるすべての現金、その他の財産および資産をいう。

受託会社

メイプルズ・エフエス・リミテッド、または各サブ・ファンドの信託証書 に定める規定に従って各サブ・ファンドの受託者に任命されたその他の個 人もしくは法人をいう。

EDINET提出書類

SMBC日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(E14853)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

受益証券

各サブ・ファンドの信託財産の受益的持分を互いに等しい不可分の割合に 分割したもので、1口に満たない受益証券を含み(適用ある場合)、サ ブ・ファンドの受益証券をいう。

米国

アメリカ合衆国、領土または属領(各州およびコロンビア地区を含む。) をいう。

受益者

その時点における受益証券の登録保有者をいい、受益証券に関して共同で登録されている者を含む。

受益者決議

(a)すべてのサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産総額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または(b)すべてのサブ・ファンドの受益者集会において、本人または代理人が出席しており、議決権を有しかつ当該集会で議決権を行使する受益者で、すべてのサブ・ファンドの受益証券の純資産総額の単純過半数(当該集会の基準日(ただし、当該基準日が評価日ではない場合、基準日の直前評価日)の受益証券1口当たり純資産価格を参照して計算される。)を保有する者により可決された決議をいう。

米ドル

米国の法定通貨をいう。

米国人

受託会社が異なる決定を下さない限り下記の者をいう。()米国に居住する自然人、()米国の法律に基づいて組織され、設立されたパートナーシップまたは法人、()執行者または財産管理人が米国人である財団、()受託者が米国人である信託、()米国に所在する外国の法主体の代理店または支店、()米国人の利益のためにまたは米国人の勘定でディーラーまたはその他の被信託人が保有する一任禁止勘定または類似の勘定(遺産または信託を除く。)、()米国で組織され、設立され、また(個人の場合は)米国に居住するディーラーまたはその他の被信託人が保有する一任勘定または類似の勘定(財団または信託を除く。)、および()パートナーシップまたは法人で(A)外国の法域の法律に基づいて組織され、設立され、また(B)米国証券法に基づく登録がされていない証券に投資することを主たる目的として米国人が設立したもの(ただし、自然人、財団または信託以外の適格投資家(米国証券法に基づくルール501(a)の定義に従う。)が組織し、設立し、または所有している場合を除く。)。

評価日

各営業日または管理会社が随時決定することができるその他の日をいう。

日本円

日本の法定通貨をいう。

独立監査人の監査報告書

日興グローバル・ファンズの受託会社御中

監査意見

我々は、日興グローバル・ファンズ(以下「ファンド」という。)および各サブ・ファンドの2019年10月31日現在の結合純資産計算書、純資産計算書、統計情報および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の結合損益計算書および純資産変動計算書、各サブ・ファンドの損益計算書および純資産変動計算書(すべて日本円で表示)(以下、総称して「財務書類」という。)、ならびに重要な会計方針の概要およびその他の財務書類に対する注記で構成される財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して、ファンドおよび各サブ・ファンドの2019年10月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、金融監督委員会(Commission de Surveillance du Secteur Financier)(以下「CSSF」という。)が採用した国際監査基準(以下「ISAs」という。)に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、本報告書中の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。我々は国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程(以下「IESBA規程」という。)に従ってファンドから独立した立場にあり、我々はIESBA規程に従って他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

受託会社および管理会社は、年次報告書に含まれる情報で構成されるその他の情報 (財務書類、財務書類 に対する注記およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない)に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類もしくは我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、または重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する受託会社および管理会社の責任

受託会社および管理会社は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して当財務書類の 作成および適正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務 書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、受託会社および管理会社は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣がファンドの清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

統治責任者は、ファンドの財務報告プロセスの監督に責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、CSSFが採用したISASに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

CSSFが採用したISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価 し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十 分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または 内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高 い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定する ために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価 する。
- ・経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドまたはサブ・ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する 方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

デロイト・アンド・トウシュ ケイマン諸島

2020年4月9日

(財務書類については、原文(英語版)のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が 言及しているのは、原文(英語版)のみである。財務書類の原文(英語版)の翻訳は、管理会社の取締役会 の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書およ び/または財務書類の原文(英語版)と日本文の間に相違があった場合には、原文(英語版)が優先され る。)

Independent Auditors' Report

To the Trustee of Nikko Global Funds

Opinion

We have audited the financial statements of Nikko Global Funds (the "Trust") and each of its Series Trusts, which comprise the combined statement of net assets, the statements of net assets, the statistical information and the schedules of investments of each of its Series Trusts as at October 31, 2019, the combined statement of operations and changes in net assets, the statements of operations and changes in net assets of each of its Series Trusts for the year then ended (all expressed in Japanese Yen) (together "the financial statements") and a summary of significant accounting policies and other notes to the financial statements.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Trust and of each of its Series Trusts as at October 31, 2019, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg relating to the preparation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted by the Commission de Surveillance du Secteur Financier ("CSSF"). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements section of our report. We are independent of the Trust in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code), and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Information

The Trustee and the Manager are responsible for the other information. The other information comprises the information included in the annual report, but does not include the financial statements, the notes to the financial statements and our auditors' report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Trustee and the Manager for the financial statements

The Trustee and the Manager are responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Trustee and the Manager are responsible for assessing the Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Trust's financial reporting process.

Auditors' Responsibility for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs as adopted by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs as adopted by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are
 appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Trust's
 internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Trust or any of its Series Trusts to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Deloitte & Touche

April 9, 2020

()上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が 別途保管している。



SMBC日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ 株主各位

ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番

公認の監査人報告書

財務書類の監査に関する報告

意見

我々は、SMBC日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(以下「会社」という。)の2019年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件 に準拠して、会社の2019年3月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績について真実 かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、監査人に関する2016年7月23日の法律(以下「2016年7月23日法」という。)およびルクセンブルグの金融監督委員会(以下「CSSF」という。)が採用した国際監査基準(以下「ISAs」という。)に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびISAsの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認の監査人の責任」の項において詳述されている。また、我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程(以下「IESBA規程」という。)に従って会社から独立した立場にある。我々は、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

取締役会は、年次報告書を構成するその他の情報 (財務書類およびそれに対する我々の報告書は含まれない。)に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に関する取締役会および統治責任者の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は、会社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、取締役会が会社の清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

統治責任者は、会社の財務報告プロセスを監督する責任を負う。

財務書類の監査に関する「公認の監査人」の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む承認された法定監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。

また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価 し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十 分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または 内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高 い。
- ・会社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するため に、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、会社が継続 企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実 性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書に おいて、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意 見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将 来の事象または状況が、会社が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する 方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部 統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の法令上の要件に関する報告

経営報告書は、財務書類と一致しており、適用される法令上の要件に準拠して作成されている。

ルクセンブルグ、2019年6月21日

ケーピーエムジー・ルクセンブルグ・ソ シエテ・コーペラティブ 公認の監査法人

ビクター・チャン・イン パートナー

EDINET提出書類

SMBC日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(E14853)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

(財務書類については、原文(英語版)のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が 言及しているのは、原文(英語版)のみである。財務書類の原文(英語版)の翻訳は、管理会社の取締役会 の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書およ び/または財務書類の原文(英語版)と日本文の間に相違があった場合には、原文(英語版)が優先され る。)

To the Shareholders of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. 2, rue Hildegard von Bingen L-1282 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Report on the audit of the annual accounts

Opinion

We have audited the annual accounts of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the "Company"), which comprise the balance sheet as at 31 March 2019, and the profit and loss account for the year then ended, and notes to the annual accounts, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 March 2019, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession ("Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" ("CSSF"). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs are further described in the «Responsibilities of "Réviseur d'Entreprises agréé" for the audit of the annual accounts» section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of directors is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the annual accounts and our report of "Réviseur d'Entreprises agréé" thereon.

Our opinion on the annual accounts does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the annual accounts, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the annual accounts or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors and Those Charged with Governance for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Company's financial reporting process.

Responsibilities of the Réviseur d'Entreprises agréé for the audit of the annual accounts

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of "Réviseur d'Entreprises agréé" that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the "Réviseur d'Entreprises agréé" to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the "Réviseur d'Entreprises agréé". However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report is consistent with the annual accounts and has been prepared in accordance with the applicable legal requirements.

Luxembourg, June 21, 2019

KPMG Luxembourg Société coopérative Cabinet de révision agréé

Victor Chan Yin Partner

^()上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が 別途保管しています。

独立監査人の監査報告書

日興グローバル・ファンズの受託会社御中

監査意見

我々は、日興グローバル・ファンズ(以下「ファンド」という。)および各サブ・ファンドの2018年10月31日現在の結合純資産計算書、純資産計算書、統計情報および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の結合損益計算書および純資産変動計算書、各サブ・ファンドの損益計算書および純資産変動計算書(すべて日本円で表示)(以下、総称して「財務書類」という。)、ならびに重要な会計方針の概要およびその他の財務書類に対する注記で構成される財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して、ファンドおよび各サブ・ファンドの2018年10月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、国際監査基準(以下「ISAs」という。)に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、本報告書中の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。我々は国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程(以下「IESBA規定」という。)に従ってファンドから独立した立場にあり、我々はIESBA規定に従って他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切であると判断している。

強調事項

サブ・ファンドの日本債券ファンドが2018年10月31日に償還したことを記載した本財務書類の注記2および注記16について注意されたい。従って、日本債券ファンドの財務書類は、継続企業の前提以外の基準を使用して作成されている。当該事項は、我々の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の情報

受託会社および管理会社は、年次報告書に含まれる情報で構成されるその他の情報(財務書類、財務書類に対する注記およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない)に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類もしくは我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、または重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する受託会社および管理会社の責任

受託会社および管理会社は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して当財務書類の 作成および適正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務 書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、受託会社および管理会社は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣がファンドの清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

統治責任者は、ファンドの財務報告プロセスの監督に責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、ISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

ISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。 また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価 し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十 分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または 内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高 い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定する ために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドまたは(償還する決定もしくは意思が存在するサブ・ファンドの日本債券ファンドを除く)サブ・ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する 方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部 統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

EDINET提出書類

S M B C 日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(E14853)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

デロイト・アンド・トウシュ ケイマン諸島

2019年4月11日

(財務書類については、原文(英語版)のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が 言及しているのは、原文(英語版)のみである。財務書類の原文(英語版)の翻訳は、管理会社の取締役会 の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書およ び/または財務書類の原文(英語版)と日本文の間に相違があった場合には、原文(英語版)が優先され る。)

Independent Auditors' Report

To the Trustee of Nikko Global Funds

Opinion

We have audited the financial statements of Nikko Global Funds (the "Trust") and each of its Series Trusts, which comprise the combined statement of net assets, the statements of net assets, the statistical information and the schedules of investments as at October 31, 2018, the combined statement of operations and changes in net assets, the statements of operations and changes in net assets of each of its Series Trusts for the year then ended (all expressed in Japanese Yen) (together "the financial statements"), and a summary of significant accounting policies and other notes to the financial statements.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Trust and of each of its Series Trusts as at October 31, 2018, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg relating to the preparation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements* section of our report. We are independent of the Trust in accordance with the International Ethics Standards Board for *Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants* (IESBA Code), and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Emphasis of Matter

We draw your attention to notes 2 and 16 to the financial statements which indicates that the Series Trust Japanese Bond Fund terminated on October 31, 2018. As a result, the financial statements of Japanese Bond Fund have been prepared on a basis other than that of a going concern. Our opinion is not modified in respect of this matter.

Other Information

The Trustee and the Manager are responsible for the other information. The other information comprises the information included in the annual report, but does not include the financial statements, the notes to the financial statements and our auditors' report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Trustee and the Manager for the financial statements

The Trustee and the Manager are responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Trustee and the Manager are responsible for assessing the Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Trust's financial reporting process.

Auditors' Responsibility for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are
 appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the
 Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Trust or any of its Series Trusts (except for the Series Trust Japanese Bond Fund where a decision or intention to close exists) to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Deloitte & Touche

April 11, 2019

^()上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代 理人が別途保管している。